

目次

北上川（第四輯）

東北地方建設局
岩手工事事務所長
今 永 幸 人

一、発刊のことば

一、口 絵 中尊寺金色堂

気象観測施設

降水観測施設

銚子量水観測所

寺林量水観測所

胆沢城跡

衣川柵跡

御山守文書

伐採願

第一部 北上川流域の自然

第一編 名 称

第二章 北上川（上流域）水系

目次

第一節 概論	一
第二節 各論	五
一、中流部支川	五
二、左岸支川	二七
三、右岸支川	七七
四、源流部支川	一六〇
五、北上川上流域	一七二
第三章 北上川（上流域）支川名称	一七七
一、概説	一七七
二、凡例	一七八
三、名称索引	一七九
第三編 水源	
第一章 沿革と伝承	二六三
第二章 水源林及び集水域林	二九三
第一節 林制	二九三
一、概論	二九三
二、伊達藩	二九四

三、南部藩	三〇四
四、田村藩	三一二
五、明治維新後	三二三
第二節 水源林	三三六
一、概説	三三六
二、名称	三三七
三、水源林及び保護	三三八
第三節 集水域林	三三七
一、概説	三三七
二、北上山地	三二九
三、中央山系	三三一
第二部 治水	
第二編 治水行政	
第一章 制度の変遷	三三七
第一節 概論	三三七
第二節 近世	三四〇
一、伊達藩	三四一

目次

二、南部藩	三五三
三、田村藩	三六〇
第三節 近代	三六一
一、明治初期	三六一
二、河川法施行	三八四
第三編 治水計画	
第二章 水文調査	四〇一
第一節 概論	四〇一
第二節 降水観測	四〇二
第三節 量水観測	四〇三
一、概況	四〇三
二、水位観測	四〇五
三、流量観測	四〇七
第四節 河水統制機構の变革	四一六
第五節 国土調査法による水調査	四二三
第六節 観測施設の推移	四三一
一、降水調査	四三一

二、量水調査	四三七
--------	-----

第三部 水利

第一編 北上川沿岸の変遷

第一章 北上川沿岸略史	四四七
-------------	-----

第一節 概論	四四七
--------	-----

第二節 古代	四四八
--------	-----

第三節 上代	四五六
--------	-----

第四節 中世	四六〇
--------	-----

第五節 近世	四六二
--------	-----

一、伊達藩	四六二
-------	-----

二、田村藩	四六四
-------	-----

三、南部藩	四六五
-------	-----

附録

一、河水統制調査事務所処務規程	四六九
-----------------	-----

二、観測員心得	四七一
---------	-----

三、北上川(第四輯)年表	四八三
--------------	-----

四、北上川(第四輯)図面目録	四九二
----------------	-----

目次

目次

五、北上川（第四輯）写真目錄……………	四九三
六、註記補……………	四九五
編集後記	

序

東北地方建設局
岩手工事事務所長

今 永 幸 人

現東北地方建設局道路部長である木谷正元所長、同企画部長である富士野昭典元所長、現四国地方建設局河川部長である椎野佐昌前所長のあとを継ぎ沿革誌「北上川」の発刊に関係できることを嬉しく思っています。河川改修に従事する者にとってこのような図書こそ、河川の将来あるべき姿を考える上で基本になるものであらうと信じます。

悠久の北上川は、雨水を流す通路として、古い時代から自由奔放に暴れ回ってきました。現在の耕地、人家密集地帯等、北上川沿川の平地の大半は、北上川が形作ってきたと言えます。その平地には、北上川の猛威と闘い、あるいは、北上川の自然の恵みを受け入れるための、祖先の懸命な努力の足跡が刻まれています。河川の歴史を知ることが、そのまま沿川の人間社会の歴史を知ることには他ならないと考えます。

河川改修に取り組む姿勢の根底には、常に、人間社会の向上を求めるものがありました。改修の歴史を考えると、常に時代／＼の要求に応じた工事が為されてきていることに気付くのです。もちろん、莫大な費用を要する河川改修工事では、その時代の要求の極く一部しか実施できなかったでありましょう。河川改修工事の規模は、その時代の社会の経済的能力、技術的能力を、そのまま反映していると考えます。

河川改修は、それぞれの時代に即応したやり方でおそらく未来永劫に続くものと考えられます。その長い改修の道の中で、この本の果す役割は、はかり知れないものがあるかと思えます。

本書が北上川改修に関係する人にとってはもちろん、北上川を愛する人々、さらには河川に関心を寄せる人々に広く利用され多少とも役立てて戴ければ幸いです。

この本の編集にあたられている佐嶋さんには大変な御苦勞をおかけしておりますが、私共も全力をあげてお手伝いし早く第七輯まで脱稿したいと考えております。

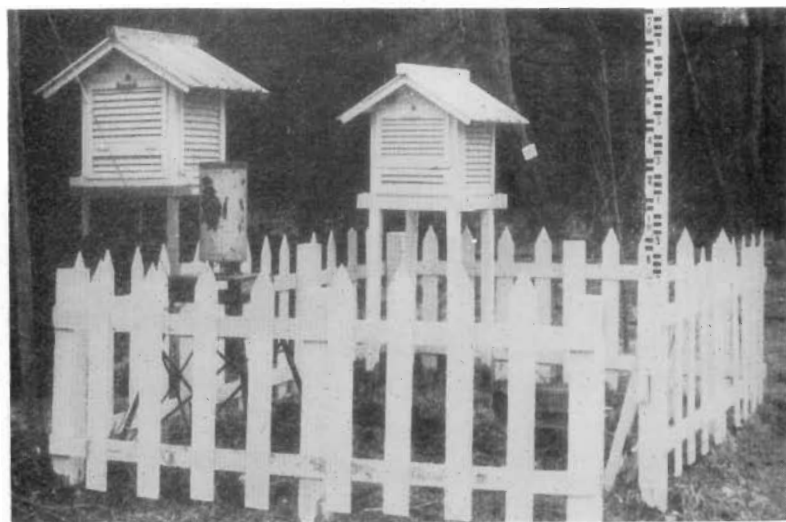
昭和五十年三月



中尊寺金色堂



気象観測施設（水沢緯度観測所）



降水観測施設（岩手工事事務所々管）



胆沢城跡



銚子量水観測所（河水統制）



衣川橋跡



寺林量水観測所（河水統制）

第一部 北上川流域の自然

第一編 名称

第二章 北上川（上流域）水系

第一節 概 論

北上川上流域の形状は、南北に長く、東西に狭い不規則な長方形の地域であり、東西両辺は共に南北に走る山脈によって区画され、中央は両山脈によって形成されるところの北上谷があり、北上川は同谷底平野を北から南に貫流する三線平行の地形である。

三陸海岸と水界をなすところの、東側山地は、古成層等よりなる隆起準平原であり、早池峯山を頂点として周囲にひくい高原状の山陵地帯であり、隆起後の侵蝕は早池峯山等の北部方面に多く、山容は全般に急峻で谷幅が狭く深いが、中央部及び南部等は比較的侵蝕が進まず、未だ、隆起準平原の地状が残されている。従って、中、南部における山地の傾斜が緩やかで谷巾も広く変化にとほしい。

更に、秋田県と境する西側山地は那須火山帯に属する高峯が壁立する急峻な山岳地帯であり、且つ又、複雑な地形を構成しているところである。

同山地を地形的に大別すれば、須川岳、焼石岳等よりなる南部地区は、西に高く東に低い比較的単調な地形であり、

第二章 北上川（上流域）水系

広大な山麓平野及び扇状地平原等が発達している。

中部は、真昼岳、和賀岳、駒ヶ岳等の高山群があり、更に、沢内、雫石盆地等によって、東西二脈の山系に分れる等複雑きわめる山地を構成するところであり、火山成生後における侵蝕が著しく山地の傾斜は全般的に急峻であり谷が狭深である。

北部は岩手山を始めとし、比較的後期の火山活動によって造成された火山群地帯であり、成生後の侵蝕は未だ進まず山容は崩れていない。しかし、谷は狭く深い所が多い。

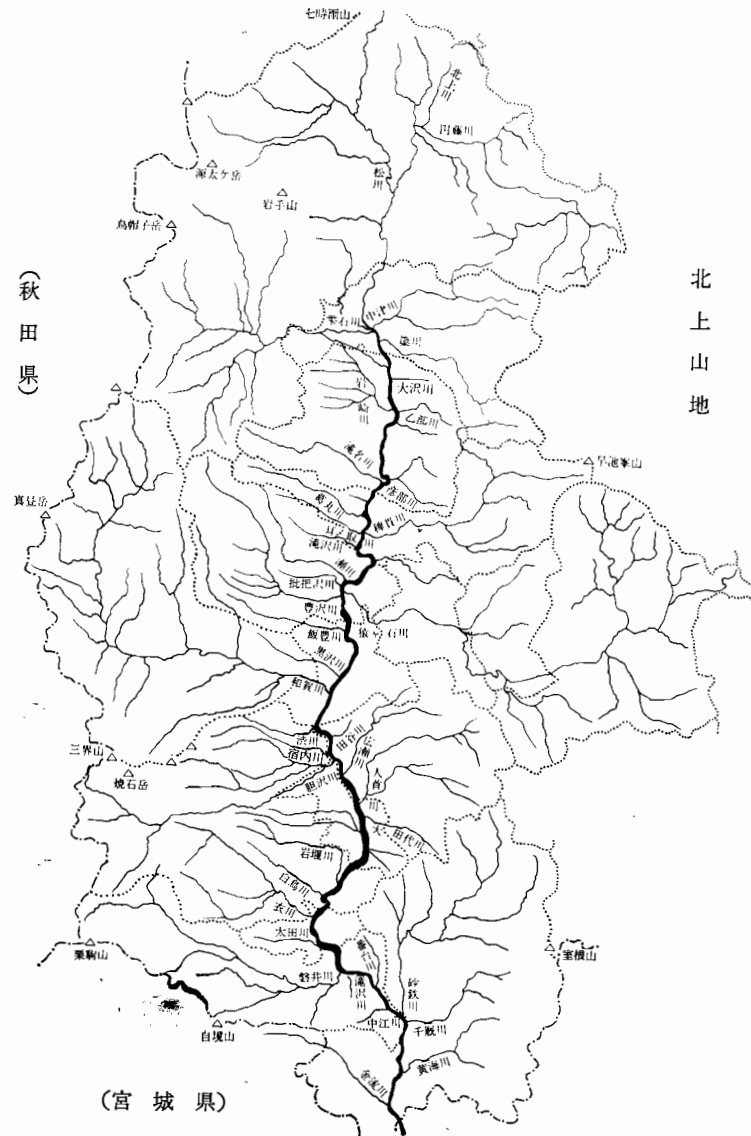
更に、東西両山地によって、その間に形成されるところの北上谷は、南北の標高差が至って少ない。従って、同北上谷を南流する北上川は緩流河川である。

更に、東側北上山地の丘陵より来る支川の多くは、流量が少く流れも亦緩であるが、西側中央山脈は高峻な山岳が多く、ここより発する支川は殆んど急流であり、且つ又、水量が多いところである。

東西両山地より来り合するところの支川は、一三〇有余川に及び本川に羽状葉脈形に合流するところの特殊河川構成をなす類例の少い河川である。

北上川水系が、明治維新後、河川維持管理上において、新政府の施策するところは、明治六年河川道路修築規則によって、本川を一等河に指定するところが最初であり、河川法制定後における同法の適用は、同三七年における河川法施行河川の指定に始まるところであり、新河川法によって建設大臣直轄施行河川に指定されるところである、その沿革の要は次の如くである。

第1図 北上川水系図



河川区域指定の沿革

年 月 日	令 達 事 項
明治 六、八、二	大蔵省番外達 河川道路修築規則公布により一等、二等河川の区分定まる
〃 二九、四、七	法律第七号 河川法制定
〃 三七、二、一五	岩手県告示第 四二号 北上川河川法施行河川ニ指定
大正 五、一、一七	岩手県告示第四〇七号 河川法準用河川指定 雫石川外
昭和 四、九、三〇	岩手県告示第五一九号 河川法準用河川指定 松川外
〃 七、一〇、二八	同 第七四五号 同 施行河川指定 雫石川
〃 一一、九、九	同 第六五九号 同 同 磐井川
〃 一一、九、九	同 第六六〇号 同 準用 同 吸川
〃 一二、一、二七	同 第六一号 同 同 赤川外
〃 一九、二、一八	同 第六五号 同 同 外山川外
〃 二四、六、二四	同 第三六二号 同 同 白鳥川外
〃 二五、一、一七	同 第五六六号 同 施行河川指定 瀬川
〃 二七、九、一七	同 第五八四号 同 準用河川指定 来内川外
〃 二八、一、二八	同 第八二一号 同 施行河川指定 猿ヶ石川外
昭和 三〇、一、一九	岩手県告示第 三〇号 河川法施行河川指定 人首川外
〃 三二、五、一七	同 第三五一号 同 準用 同 有馬川外
〃 三四、四、三	同 第三九七号 同 同 添市川外
〃 三五、四、一	同 第四〇五号 同 同 枇把沢川外
〃 三九、七、一〇	法律第六七号河川法（新）制定
〃 四〇、三、一九	岩手県告示第二九〇号 河川法準用河川指定 磯田川外

第二節 各 論

一、中流部支川

一、相 川

相川は東磐井郡藤沢町地内にあり、岩手、宮城の両県を境する河川である。

同川の水源は同町黄海の南部烏兔柄山に発し、宇上中山の山村を南流し、県境において流路を西南に転じ、館ヶ森山の南麓で、同町宇鍛冶屋敷地内の献上山に発し宇山谷を径て南下する山谷沢を合せ、更に、南々西に流れ降り同町宇下曲田において北上川に入る、延長約六キロの普通河川である。

二、黄 海 川

黄海川は東磐井郡藤沢町地内にあり、同川の源流は、同郡千厩町地内に発する大登川である。

大登川は、同町小梨宇御音山のうち、大登林より出て東流し、宇田中に至り田中沢を入れ、流路を西に転じ宇畑中を



1 相川 東磐井郡藤沢町

経て同萩生田に至り長者沢を合せ、更に、宇上荒井で新地峠等より発し同館前、荒谷敷等を経て北流する不動川を合し、同郡藤沢町八沢地内に入り、宇小沼田、中ノ森等を経て同関田に至り徳田川を合流する。

徳田川は同町徳田地内の黄金山より発し、西北流し、宇柳、田表等の小集落を経て同関田に出て大登川に合流する。

徳田川を合した大登川は、砂子田川と名称を換え宇新沼を経て同細田に至り、更に、大平川となり同荒巻において新地川を合流する。

新地川は、同町保呂羽地内の安道峠より発する鶏沢川が宇小向、宇和田等を西流し、同町西口に入り本郷川となり、宇葉山平等を経て同夕川に至り、蛭飼山に発し宇新田、舟木等を北上する夕川を合し、更に、宇粉香水に至り、同蛭飼山より発し北流する粉香水川を合せ流路を北に転じ新地川となり、宇馬場、高金等の小集落を経て荒巻に至り大平川に合流する。

新地川を合した大平川は、更に、名称が萩川と変り、西口地内を西流し、同町黄海地内に入り黄海川となり、宇二日町、漆

崎、七日町裏等を経て黄海地内宇藤巻下で北上川に合流する。

黄海川の流域は、隆起準平原とも言われる高原状の丘陵地帯であるが、隆起後の侵蝕が比較的早く、本、支川等の集水域の大部分は、既に侵蝕が進み谷が深く、河流の迂曲が甚しい。

更に、水流が急で、砂石の流出が多く、下流部にも及んでいる。従って、河床が高く、浅流で、且、荒廃が甚しく、沿岸平野の造成等は合流点に近い黄海地区を除いては甚だ少い。

従って、沿岸地帯における農耕地の開発及集落の構成等も亦、黄海地区以外には少く、灌漑用取水等も同地区における取水が最大である。（流域概況参照）

黄海川は、昭和四年岩手県告示を以て、

2 黄 海 川



大平川合流点まで河川法準用河川に指定されたのが初めてであり、同四〇年河川法の改正により黄海川、大平川等が一級河川に指定されるに至ったのである。（河川区域表参照）

（河川名） 黄海川 流域概況

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
河川全延長	1 km	19.3 km	1 km	昭30調	全流域	91.7 km ²	1 km ²	1 km ²	
指定区間外	1	1	1	昭48調	山地	83.4	1	1	
指定区間	26.5	17.5	9.0	昭48調	平地	8.1	1	1	
その他	1	1	1	昭48調	水面及び水路面積	0.1	1	1	
市町村名	千厩町・藤沢町	藤沢町	備考		耕地面積	1,020.4 ha	想定氾濫域	3.5 km ²	
人口	(昭30調) 一、五八五戸	(昭30調) 四四八戸	(昭30調) 二〇七町	既応最小大流量	流域内	昭二八・七・二四	七七・九二	〇・五四	mt/sec
灌漑用取水量	〇・九八 mt/sec	灌漑面積	(昭30調) 二〇七町		畑	一、五九一・一	耕地	二〇〇 ha	

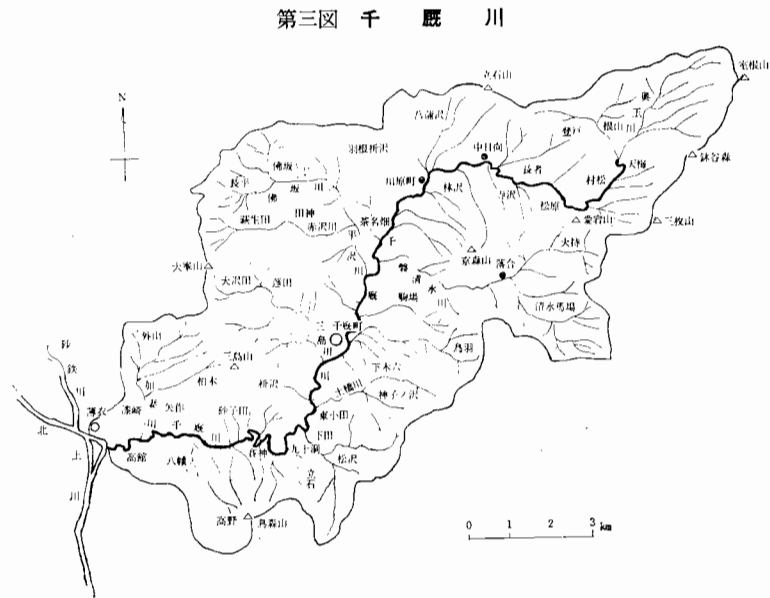
河川区域表

北上川支流	指定区分	年号	年月日	区	点	終点	延長
黄海川	河川法 準用河川 一級河川	S四、 政令 第五〇、 第三、二四	九、三〇 五、一九	東磐井郡藤沢町大字西口大平川合流点	北上川合流点	北上川への合流点	九、五〇〇 km
大平川	河川法 準用河川 一級河川	S四、 政令 第五、二五	三、二四 七、二五	右同	右同	大平川の合流点	九、五〇〇
中江川	河川法 準用河川 一級河川	S四、 政令 第三、二四	三、二四 四、二四	右同	右同	黄海川の合流点	九、〇〇〇
	河川法 準用河川 一級河川	S四、 政令 第三、二四	三、二四 四、二四	右同	右同	黄海川への合流点	九、〇〇〇
	河川法 準用河川 一級河川	S四、 政令 第三、二四	三、二四 四、二四	右同	右同	北上川への合流点	一、九六〇

三、千厩川

千厩川は、東磐井郡川崎村で北上川に合流する河川であり、源流は、同郡千厩町奥玉地内の室根山の猪込沢より発する奥玉川である。

同川は、更に多くの谷川を合せ同町字根山、天梅等の山狭を南西に流れ、同萱刈場に至り方向を西に転じ、狭長な沿岸平野に点在する寺松原、長者、寺沢、中日向、天ヶ森、川原町、刈屋野等の村落を経て南に變流し、同赤坂に至り、同町清田地内に発する磐清水川（金田川）を合流する。



磐清水川は、同町及び滝根村の町村界を深持等に発し、宇大持、落合、小天平等を西流し同赤坂に至り奥玉川に合する。

奥玉川は、更に、宇西中沢に至り、磐清水地内に発する寺沢川を合流する。

寺沢川は、同町の西北、枯木峠に発し、東流して宇柳沢田に至り、同峠に発する佛坂川を入れ流路を南に転じ同西中沢に至り奥玉川に合して千厩川となり、千厩町を更に南流して、宇西小田、東小田を経て川崎村に入る。

同川は川崎村地内における宇九十洞、賽ノ神等の狭窄部を蛇行しつつ南流し宇砂子田に至り矢作の平坦地に出る。

千厩川は宇矢作、漆崎等を更に南流し、薄衣宇元町で北上川に合流する。

千厩川の流域は、黄海川流域と同じく隆起準平原の高原状丘陵地帯であるが、隆起後の侵蝕は黄海川流域程には進まず、ようやく中流部に及ぶ程度である。

従って、山地の傾斜がゆるやかで、谷巾も広く、谷、沢川

等の水流も亦ゆるやかである。

従って、砂石等の流出が少く、河道における転石等は少ない。

同千厩川の特異性は、標高八九五、四米の室根山に水源を発するが、流路延長約五料で標高二〇〇米まで流下し、急に、緩流河川となり、源流域において延々七料に及ぶ沿岸平野を造成し、同平野における耕地に灌漑水を供し、更に、緩流一〇数料に及んで北上川に合流することである。（流域概況参照）

しかし、同川は流量が少く浅川であり、古くより舟筏の便は得られないところである。

河川区域表

千厩川	指定区分	年号		区	点	城	延長
		令達	第 号	起	終	点	長
北上川支川	河川法	S 四、一〇、一〇	第五一九	右	左	北上川合流点	km
準同河川	河川法	県告示	第五一九	右	左	北上川合流点	
右同	河川法	県告示	〃三四、四、三	同	郡	同町奥玉字長者地先の長者橋	一九、三〇〇
一級河川	河川法	政令	〃四〇、三、二四	同	郡	同町奥玉字長者地先の長者橋	一九、三〇〇
右同	河川法	政令	〃四三、四、八	同	郡	同町奥玉字天梅百十九番地先の長者地先の長者橋	三、五〇〇

千厩川本川は昭和四年岩手県告示を以て、磐清水川合流点まで準用河川に指定され、更に、同四〇年河川法の改正により、一級河川に編入指定されるところである。（河川区域表参照）

（河川名） 千既川 流域 概況

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
千既川	1	25.0 km	1	昭30調	全流域	95.5 km ²	1	1	
指定区間外	1	1	1	昭48調	山地	83.5	1	1	
指定区間	22.8	19.3	3.5	昭48調	平地	11.8	1	1	
その他	1	1	1	昭48調	水路面積	0.2	1	1	
戸数	19,466人	6,860人	9,750人	昭30調	畑	1,541.5	2,200 ha	2,200 ha	
市町村名	千既町・川崎村	川崎村	川崎村	昭30調	水田	1,792.3 ha	2,200 ha	2,200 ha	
戸数（世帯数）	（昭30調） 三、三八四戸	（昭30調） 九七五戸	（昭30調） 九七五戸	昭30調	流域内	2,200 ha	2,200 ha	2,200 ha	
戸数	（同右） 一九、一四六戸	（同右） 六、八六〇人	（同右） 九七五戸	昭30調	流域内	2,200 ha	2,200 ha	2,200 ha	
灌溉用取水量	〇・四三 m ³ /sec	灌溉面積	（昭30調） 九五・三町	昭二八・八・一四 昭三八・五・二三	昭二八・八・一四 昭三八・五・二三	七四・九九 〇・二一 m ³ /sec	七四・九九 〇・二一 m ³ /sec	七四・九九 〇・二一 m ³ /sec	

四、砂鉄川

砂鉄川は東磐井郡川崎村において北上川に入る河川であり、流域は同郡川崎、東山、大東の三ヶ町村にまたがる広大な地域に及び、源流は東磐井、気仙両郡界をなすところの種山高原の内、大東町大原鷹巣山に発する石鍋沢である。石鍋沢は南流して大原^宇樽原の山村で左支沢内沢を合せ砂鉄川となり、^宇高森、城戸等を経て同堰上に至り、東境黒森山に発し、西北流する当摩川を入れ更に山峡を南流して、大東町大原街に至り山口川を合流する。

山口川は、室根山の北谷に発し、小室根山の東を経て北流し^宇山口に至り西流に転じ、同一ノ通において小室根山に発する稜川、藤ヶ崎川等を入れ、更に、西流して大原街の東端で砂鉄川に入る。

山口川を合流した砂鉄川は下大原等を西流し^宇民地区に入り、^宇宿、横張等を経て同上関に至り興田川を合流する。

興田川は、同町の北境越路峠に発し南流する水台川が、同町中川^宇上ノ山で種山の西麓に発し南流する関ヶ沢を入れ、中川川となり^宇京津畑、大中斎、菅沢等を経て同川畑に至り鷹巣山の西麓に発し南、西に彎流する遅沢川を入れ^宇田地区に入り鳥海川と合す。

鳥海川は、同町の北西阿原山に発し東南流し^宇一ノ通、^宇丑石等の山峡を経て、更に、^宇小谷、前畑等の山村をすぎ^宇落合に至り中川川と合流し、興田川となり、^宇沖田集落を経て、沿岸小平野を南西流し、^宇上関に至り砂鉄川に合流する。

興田川を合した砂鉄川は、流路を南に転じ^宇小沼等を経て同流矢に至り左支^宇曾慶川を合流する。

曾慶川は、室根山の西尾根に発し^宇御能場、神陰石、百目木等を経て摺沢の集落に至り、更に、長者川を入れ西流して^宇流矢に至り砂鉄川に入る。

砂鉄川は西流に転じ、東山町に入り貌鼻溪を経て東山町の中心地長坂に至り、此処で、右支^宇猿沢川を合流する。

猿沢川は、大東町の西北隅大鉢森山に発し、^宇山瀧、宿ノ通並びに猿沢集落等を経て南流し、同下猿沢で東山町に入り、^宇南磐井里、東本町等を経て長坂に至り砂鉄川に合流する。

猿沢川を合した砂鉄川は流路を南に転じ、^宇羽根堀、三室等松川地内の沿岸小平野を流れ川崎村に入り^宇布佐、妻神、針山等を南流して同落合で北上川に入る。



2 砂鉄川 東磐井郡大東町

砂鉄川の流域は隆起準平原の高原状丘陵帯であるが、特に抽出する山岳等がなく、起伏が少く、水源地である鷹巣山も標高八〇〇米に達するところでない。

同流域は一般的に隆起後の侵蝕は進まず、山地の傾斜等もゆるやかであり、谷が広く、そして浅い、その間を流下する砂鉄川は緩流であり、砂石等の流出が少く、従って、河道は荒廃するところが少く、整然とした山川である。

同川の流路延長は九二・八料にも達し、流域面積は約三七五平方料にも及ぶ広大な地域にわたるところである。（流域概況参照）

しかるに流域の殆んどは山地丘陵等で、平地面積は一〇％に満たない。

しかし、山地の傾斜が緩かであり、更に、気候が温暖である等自然環境が比較的恵まれるところであり、開発は山地にも及び、同流域における耕地は五、〇〇〇余町歩の多きに達し、山間部における集落編成は少くない、従って、各支川共灌漑用取水が行なわれている。

砂鉄川本川は昭和四年岩手県告示を以て当摩川合流点まで河川法準用河川に指定されたのを初めとし、興田川等の支川がそれぞれ指定されるところであり、更に、同四〇年河川法の改正によりこれ等の河川が一級河川に指定されるところである。

（河川名） 砂鉄川 流域概況

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	四六・〇 km	四六・〇 km	—	昭三〇調	全流域	三七五・一 km ²	二六二・二 km ²	一一二・九 km ²	—
指定区間外	六・七	六・七	—	昭四八調	山地	三四〇・五	二三九・四	一〇一・一	—
指定区間	九三・五八	三三・八七	五五・七	昭四八調	平地	三三・九	二二・二	一一・七	—
その他	—	—	—	昭四八調	水面及び水路面積	一・七	一・六	〇・一	—
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	—	耕地面積	—	—	—	—
市町村名	大東町・東山町 川崎村 (昭三〇調)	川崎村 (昭三〇調)	—	—	畑	一、一二八・四 ha	—	—	—
戸数(世帯数)	五、七六〇戸 (昭三〇調)	七八三戸 (昭三〇調)	—	—	—	一、三一五・九	—	—	—
人口	(同右) 三六、三四二人	(同右) 五、六二〇人	—	—	—	—	—	—	—
灌漑用取水量	一・〇八 m ³ /sec	灌漑面積	(昭三〇調) 三五八町	—	既応最小流量	昭昭	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 号	区 起点	域 終点	延長 km
砂鉄川	河川法 準開河川	S四、 告示、 第五一九〇	三、二四 号	右東磐井郡大原町字堰ノ上当摩川合流点 左同 合流点对岸	北上川合流点	三九、二七五
	一級河川	S四〇、 政令、 第三四三	五、二九 号	左同郡東山町松川字岩の下二十一番地先 当摩川合流点	北上川への合流点	三三、六〇〇
	指定外 河川	S四〇、 建設省告示、 第九〇一	五、二九 号	右同 町松川同字三十九番地先	右同	(六、七〇〇) (六、六八〇)
興田川	一級河川	S四二、 政令、 第七五五	五、二五 号	右同郡大東町大原字下川原八十六番地先 当摩川への合流点	当摩川への合流点	五、二七三
	河川法 準用河川	S二四、 告示、 第三六二	七、二一 号	右同郡興田村大字鳥海字川又の二落合橋	砂鉄川落合	一二、八一〇
	同	S三四、 告示、 第二九七	四、二五 号	右同郡大東町字伊勢堂	右同	一二、八一〇
猿沢川	一級河川	S四〇、 政令、 第三四三	三、二四 号	同郡大東町字篠崎百五十九地割一番地先	砂鉄川への合流点	一二、八〇〇
	河川法 準用河川	S三二、 告示、 第三五〇	七、一五 号	左同郡同町中川字根岸八十七番地先	東磐井郡大東町字篠崎 百五十九地割の一番地 先	五、五一〇
	同	政令、 第七五五	五、二五 号	右同 町中川同字百十三番地先	砂鉄川落合	九、三〇〇
	一級河川	S四二、 政令、 第七五五	五、二五 号	右同 同郡同町猿沢字山滝九十八番の二地先 同町猿沢同字百一番地先	右同	九、三〇〇
	同	S四二、 政令、 第七五五	五、二五 号	右同 同郡同町猿沢字山滝九十八番の二地先	寒沢川への合流点	四、五〇〇

鳥海川	準用沼川	S三五、 告示、 第四〇五	四、一五 号	同郡同町興田字東丑石二十二番地先	興田川合流点	四、〇〇〇
山谷川	一級河川	S四〇、 政令、 第三四三	三、二四 号	右同	右同	四、〇〇〇
	準用河川	S四〇、 告示、 第二九〇	三、二四 号	同郡東山町田河津字横沢地先	砂鉄川合流点	八、六〇〇
	一級河川	S四〇、 政令、 第三四三	三、二四 号	右同	右同	八、六〇〇
曾慶川	一級河川	S四二、 政令、 第七五五	五、二五 号	右同 同郡大東町曾慶字砂子田一番地先 同町曾慶字神陰三十四番地先	右同	一、〇〇〇

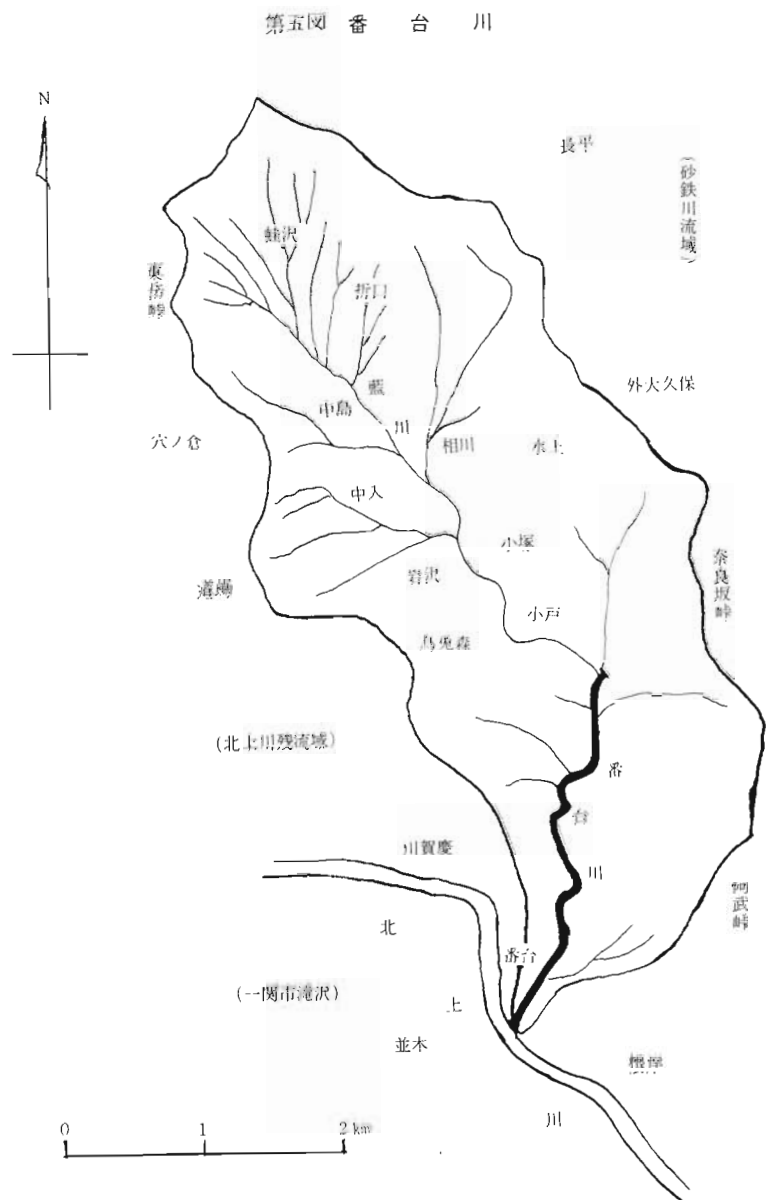
五、番台川

番台川は、一関市舞川大字相川にあり、同字峠の大洞山に源を発し折ノ口、原沢、相川、小塚等を東南流し、鳥兎ヶ森の東麓で南流に転じ、深い山峡を経て番台に至り北上川に入る、流路延長七軒余の小河川である。

同川の流域は殆んど山地であり、民家等は相川を中心としてその周囲に散在し、耕地の多くは畑地であり、水田等

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 号	区 起点	域 終点	延長 km
番台川	河川法 一級河川	S四三、 政令、 六四八	四、一八 号	一関市川字小塚三十七番の二地先 同 字小戸五十二番の三地先	北上川への合流点	三、五八〇



は字相川、中島等が主なところである。

同川は昭和四三年河川法によって一級河川に指定されるところである。（河川区域表参照）

六、夏 川

夏川は、岩手、宮城両県の県境を画する河川であり、左岸における西磐井郡花泉町永井、油島等の地域に接する部分が、岩手県の所管する区間である。

夏川の水源は宮城県金成町字 畠のうち 抓木沢に発し、東流して西磐井郡花泉町 大字 蝦島字 泉沢で岩手県下に入り、字 川口沢に至り、左支中川（宮城県栗原郡金成町有賀 大字 武鎗字 木賣沢に発し東流する）を合せ、更に、同町蝦島字 中島に至り左支磯田川を合流する。

磯田川は宮城県栗原郡金成町有賀 大字 武鎗字 磯田沢に発し、東流して花泉町油田字 三竹にて岩手県管内に入り、同多郷田にて流路を南に転じ字 下築道で、同町字 南沢に発し東流する油田川が、同町字 西風で流向を南に転じ来り合し、更に、南下し字 中島に至り合流する。



3 夏 川（花泉町）

第二章 北上川（上流域）水系

磯田川を合流した夏川は永井^字明神にて、涌津より南流する境堀川、鹿沼中溝、高金溝等を合し、同町永井^字大田沼を経て岩手県境を去る河川であるが、岩手県管下^に属するところの左岸延長は約一一・六^六千である。

この間において^字油田、蝦島、永井等の耕地に灌漑すると共に同地域における排水路等に利用されるところである。夏川は、左岸が岩手県、右岸が宮城県と左、右岸それぞれ所轄を異にするところの河川であり、維持管理等に少なからざる障害があることは既に述べるところであるが、岩手県は昭和四年県告示を以って左岸全域を、河川法準用河川に指定するところである。

更に、同川の支川磯田川は同四〇年準用河川に指定するところであるが、同年四月河川法の改正によって、両川共一級河川に指定を見たのである。（河川区域表参照）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 年 月 日			区	起 点	終 点	延 長 km
		令達 第	号	号				
夏川 (追川)	河川法 準用河川	S 四、一〇、一五 一〇 県告示	政令	三、二四 四三	左	左岩手県境以下西磐井郡油島村大字蝦島宮 城県境岩手県地籍全部	左岸 九、九二八 岩手県分 九、九二八 宮城県分 二一、六〇〇	
磯田川	一級河川 準用河川	S 四〇、 三、一九 二九〇 県告示	政令	四三	右	左宮城県栗原郡金成町字手治屋敷六十一番 地先 同 町字金山沢四番地先 左岩手県西磐井郡花泉町油島字蒲沢二番の 二地先 同町字下伊沢黒二六番の一 địa 先	追川への合流点 夏川への合流点	三、七四四

第四次 上油田川 （西風谷地）	一級河川	S 四〇、 三、二四 四三	政令	同	右 左 同 同	同	磯田川への合流点	三、七四四 四、七〇〇
-----------------------	------	---------------------	----	---	------------	---	----------	----------------

七、金 流 川

金流川は西磐井郡花泉町永井地内で北上川に入る右岸支川である。

同川の水源は、宮城県栗原郡金成町地内自境山の南面に発し、東流して同町萩野^字末野より岩手県花泉町奈良坂^字日当に入り、同地内において奈良坂^字大又南沢野に発し、東、北に彎流する大股小川を合し、更に、上金森に至り、同奈良坂^字早坂野より出て北流する小野川を合せ、^字金森、湯尻等を経て花泉^字台見に至り有馬川を合流する。

有馬川は、宮城県栗原郡金成町萩野^字上片馬合に発し、有壁宿等を東流して^字木船で岩手県に入り、花泉町金沢^字大門、大槻等を経て^字台見に至り金流川に入る。

金流川は同町中村、涌津等を東南流し、^字照盛に至り狭窄部に入り、更に、^字五反田、内ノ目等を蛇行し同川口で北上川に合流する。

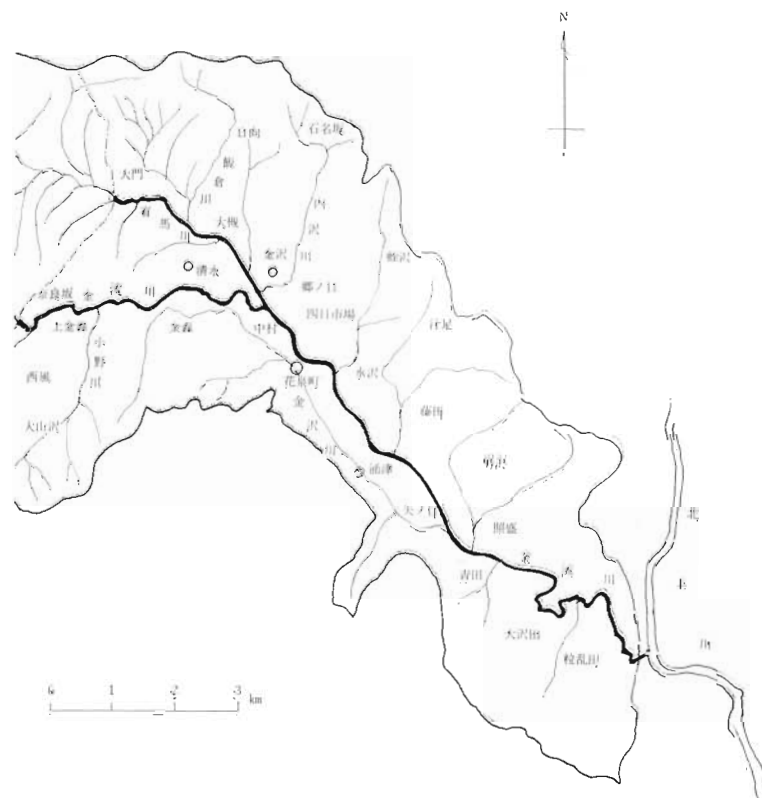
同川（幹線）延長は約二八^八千であるが、岩手県に属するところは、本川約一五^五千、有馬川が約三^三千であり、流域面積は一〇〇平方^千余である。

同川の流域は、中央山脈から東に伸びた数条の尾根筋と、その間を埋める金流川、有馬川等の沿岸平野等である。尾根筋は水源の自境山（約二六八^八米）を最高とし、起伏の少い丘陵であり、金流川、有馬川等の沿岸平野は、殆んど



4 金流川 西磐井郡花泉町

第6図 金流川



開発され、その多くは水田として耕作され、金流川はこれらの耕地に灌漑水を供するところであり、同地域においては唯一の水資源である。岩手県管内における沿岸平野は、谷巾が広く、且、延長一〇余軒に及んでいるのである。

従って、住民も多く、耕地の周辺の至る所に村落が構成されており、更に、涌津、中村、金沢、清水等の集落が各々の地区に構成されている。（流域概況参照）

更に、同川は緩流河川であり、砂石等の流出は殆んど無く、下流部において、わずかに細砂の堆積が見えるのみであって、河川の状態は整然としている。

同川は昭和四年岩手県告示を以って、岩手県管下に属する区間が河川法準用河川に指定され、支川有馬川は同三五年同準用河川に指定されているところである。

更に、同四〇年河川法の改正により、本川、支川共、宮城県管下まで延長し、一級河川に指定されることである。
（河川区域表参照）

(河川名)		金流川		流域概況	
河川	総数	本流	支流	備考	備考
幹川全延長	二八・三 km	一五・〇五 km	一三・六 km	宮城県分岐をみる	昭三〇調
指定区間外	一	一	一	昭四八調	昭四八調
指定区間	一八・六五	一五・〇五	三・六	平地	二四・一三
その他	一	一	一	水面及び水路面積	〇・六七
人口	一〇、九一五人	(同右)	三、三〇戸	耕地面積	一、九三・一八 ha
市町村名	花泉町	同	昭四〇調	流域	昭三九・六・九
戸数(世帯数)	(昭三〇調) 一、八〇七戸	(昭三〇調) 三、三〇戸	人口	畑	九三・三 ha
灌漑用取水量	一・三六 m ³ /sec	灌漑面積	(昭三〇調)	既成最小大流量	昭三九・六・九
					昭二八・三・二
					六四・五 m ³ /sec
					〇・三
					〇・二七
					備考

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号	年月日	区	点	終	延長
金流川	河川法準用河川	S四〇、一〇、一〇	政令	右	岩手県西磐井郡花泉町大字奈良坂宮城県界	北上川合流点	一五、〇五五 km
有馬川	一級河川	S四〇、三、二四	政令	左	左宮城県栗原郡金成町賢児字普賢堂角下一番地先	北上川への合流点	一二、九〇九
	準用河川	S三二、五、一七	県告示	右	同町賢児同字高田十三番地先		一五、〇五五
	一級河川	S四〇、三、二四	政令	右	左岩手県西磐井郡花泉町金沢字小川尻十五番地	宮城県界	三、二〇〇
	準用河川	S四〇、三、二四	政令	右	左宮城県栗原郡金成町有馬字片馬合八坂二番の一地先	同	八、六一七
	一級河川	S四〇、三、二四	政令	右	同町有馬字牛馬合原四番地先	同	三、六〇〇

八、大 江 川

大江川は、西磐井郡花泉町地内にあり、水源は同町日形のうち須釜山に発し、数流の小溪を合せ東流し、日形字機場、須釜、石畑等の水田に灌漑し、同小野に至り北上川に入る、延長約三軒の小河川である。

(註) 別名 九江川

九、瀬 脇 川

瀬脇川は西磐井郡花泉町日形地内北部にあり、水源は、同町金沢字菅ノ平に発し、字竹、中、柏木、大森等の山村を東流する刈生川が、字穴山において、同町金沢植立峠に発し、字中山、馳場等を東流する中山川を合し、瀬脇川となり、日形字沼田にて北上川に入る、延長約九軒の普通河川である。

(註) 別名 沼田川

一〇、中江川

中江川は一関市弥栄地内にあり、水源は、弥栄地区の南、中山峠（蕎麦沢山）に発し、字 大日向、蕎麦沢等を東流し、同字 四堀で北上川に入る、延長約四軒の小河川である。

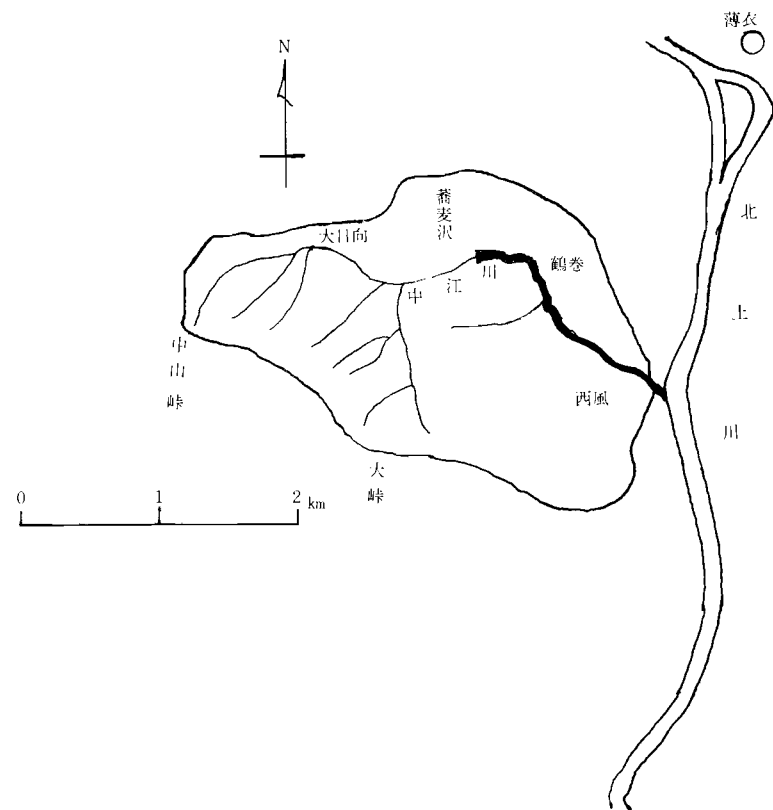
同川沿岸 字 鶴巻、西風等における耕地に灌漑するところである。

一一、釜ノ沢川

釜ノ沢川は一関市弥栄、滝沢の両地域にまたがる河川である。

水源は同市滝沢地内植立峠より発する一ノ沢が、北流して 字 藤に至り左支二ノ沢を入れ、石法華川となり北北東に流れ弥栄地内に入り、東北

第7図 中江川



流し、平沢に至り、花泉町との市町界、中山峠に発し北流する廣町川を入れ、釜ノ沢川となり弥栄地区を東流して 字 川底で北上川に入る延長五軒余の小河川である。

同川は山間を流れる小川であり沿岸平野は殆んどなく、流域内における住民等は甚だ少ない。

二、左岸支川

一、大沢川

大沢川は西磐井郡平泉町に属する左岸支川であり、水源は、同町長島地内東稲山の東、大洞山に発し西流する平石川が 字 俄坂、平石沢等を経て同 古館に至り、長島の内、東岳峠に発し 字 十文字、赤伏等を西流する平寛川を合せ 字 要害で流向を南東に転じ 字 五反田に至り北上川に合流する、延長約六軒の小河川である。

同川の流域は殆んど丘陵地帯であり、谷が狭く、沿岸平野等は見られない。従って、耕地の開発も亦、甚だ少ない。

二、天王川

天王川は胆沢郡前沢町に属する左岸支川であり、水源は、東磐井郡東山町と境する富士ノ根山に発し、同町母体 字 成岡田等を西北流し 同 天王に至り流路を南に転じ、母体の集落において、東稲山の北麓 字 大谷地野に発し西流する寺川（平沢）を合し、更に、南流し同町赤生津 字 中島で北上川に合流する、延長約八軒の普通河川である。

同川の流域は山地と谷起地よりなるところであるが、山地における沿岸平野等は殆んど無く、谷起地は、北上川の沿岸平野であり、同川の洪水氾濫原でもある。従って、低平なる地形であり、その殆んどが水田として開発されている地

域である。

同川は、これ等の耕地における灌漑水を補うと共に、同地域下流部における排水路として活用されている。

（註） 別名 佐藤川と言う

三、丑沢川

丑沢川は胆沢郡前沢町に属する左岸支川であり、水源は同町母体地内大日向山に発し、同町及び水沢市との市町界を西流し、前沢町母体^字天王並びに水沢市黒石町^字白石沢の間で北上川沿岸平野に至り、更に、前沢町^字天王谷起を西南流し北上川に合流する、延長約六軒の小河川である。

同川の流域は山地及び谷起地等であるが、沿岸平野における灌漑等の利用は行なわれない。

（註） 水沢市黒石町においては白石沢川と言う、

四、山内川

山内川は水沢市に属する左岸支川であり、水源は、同市黒石町の東南境大鉢森山の西南、扇ヶ洞より発し、西北に流れ^字山内に至り、右支兵士沢を合せ同長根を経て同町^字下谷地に至り北上川に入る。流路延長約五軒の小河川である。

五、大久保川

大久保川は山内川と同じく、水沢市に属する左岸支流であり、水源は、同市黒石市の東南境大鉢森山の北面、水井洞に発し、^字袖ノ沢、大久保等を経て同鶴城において北上川に入る、延長約八軒の小河川であり、流域の殆んどは山地であつて、沿岸平野等は見られない。

六、大田代川

大田代川は水沢、江刺両市にまたがる左岸支川であり、水源は、江刺市並東磐井郡の市郡界をなすところの蓬萊山に発し、同市田原^字根木町等の山村を西流し、^字宿平下流で笹谷川を合せ、更に、^字高根下等を経て同外田に至り、同市田原峠に源を発し^字川内、小峠等の山村を西流する蒲道沢を合流し、水沢市羽田町地内に入り、^字黒田助等の山村を更に西流し、^字窪に至り右支小田代川を合流する。

小田代川は、江刺市田原地内の分限城山より発し、同市^字横懸、下小田代等を経て、水沢市羽田町地内に入り、更に^字外浦等の山村を経て^字窪に至り大田代川に入る。

小田代川を合した大田代川は同所において直に北上川に合流する。

同川の流域は隆起準平原の丘陵地帯であり、流域中の最高地は水源の蓬萊山であるが、標高七八七米余で低山帯に属するところであり、流域一帯の起伏が少く、谷巾が広く、河川は緩流であり、砂石等の流出も少く、又、荒廃するところでない。

同川は沿岸における小地域の耕地に灌漑水を供給するところであるが、水量の不足から沿岸耕地の大開発には至っていない。

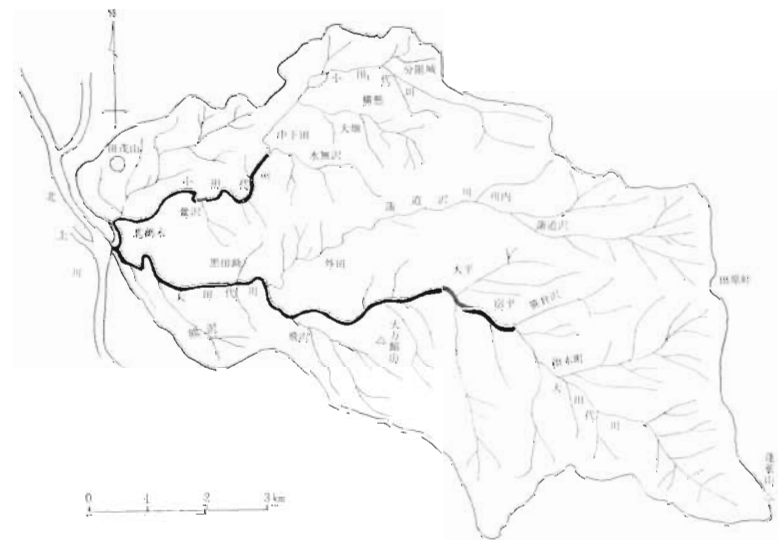
大田代川本川は昭和三四年県告示を以って河川法準用河川に指定されたところであり、支川小田代川は、本川より二カ年遅れ、更に、同四二年本川と共に、新河川法により一級河川に指定されることである。（河川区域表参照）

（註） 大田代川を太田代川と書くものがある。誤りである。



5 大田代川 水沢市

第8図 大田代川



河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 号	区 起 点	城 終 点	延 長
大田代川	河川法 準用河川	S三四、 県告示 S四〇、 政令	四、二九六 三、二四 四三	江刺市宇宿手笹谷川合流点	北上川合流点	八、〇〇〇km
小田代川	同 一級河川	政令 政令	五、二五 七五	右同 左 水沢市羽田字水無沢二十一番の一地先 右 同 同市羽田字洗田百七十二番地先	右同 大田代川への合流点	八、〇〇〇 二、九〇〇

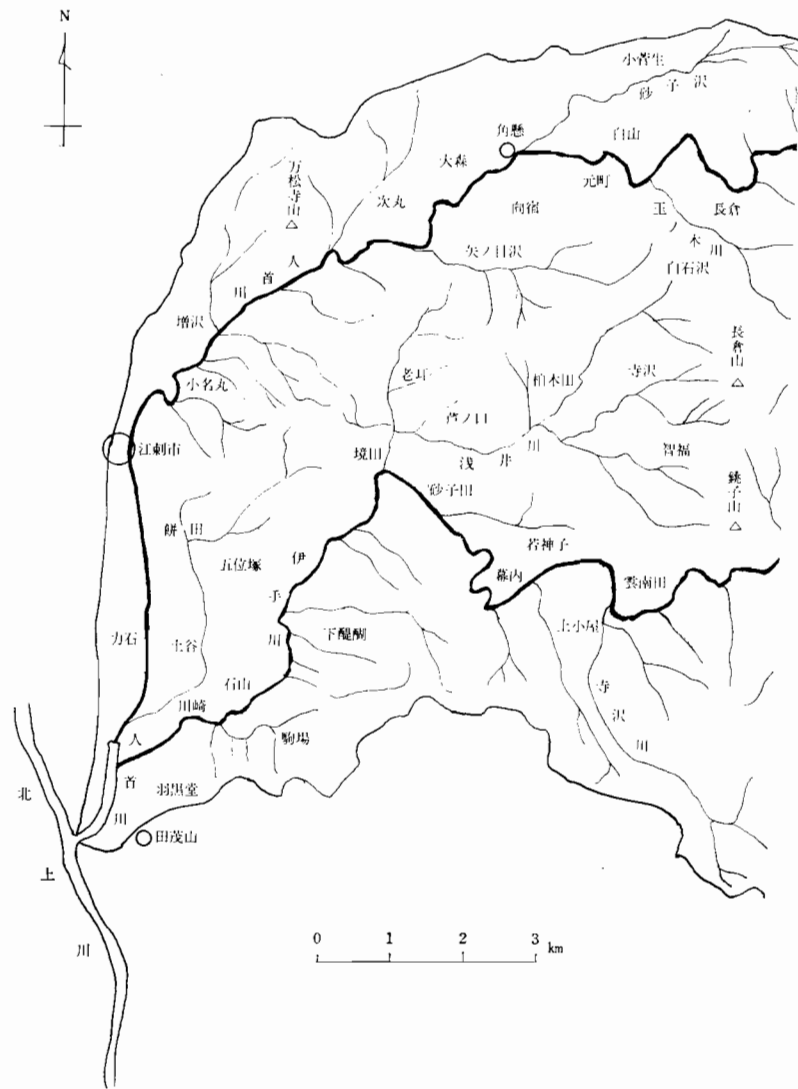
七、人首川

人首川は江刺市にあり、水源は、市の東端物見山の南、姥石に発し同市宇古歌葉、大野、火石、木細工等の山村を西
北流する古歌葉川（現在は人首川と言う）が、米里宇二又に至り山本川を合流する。

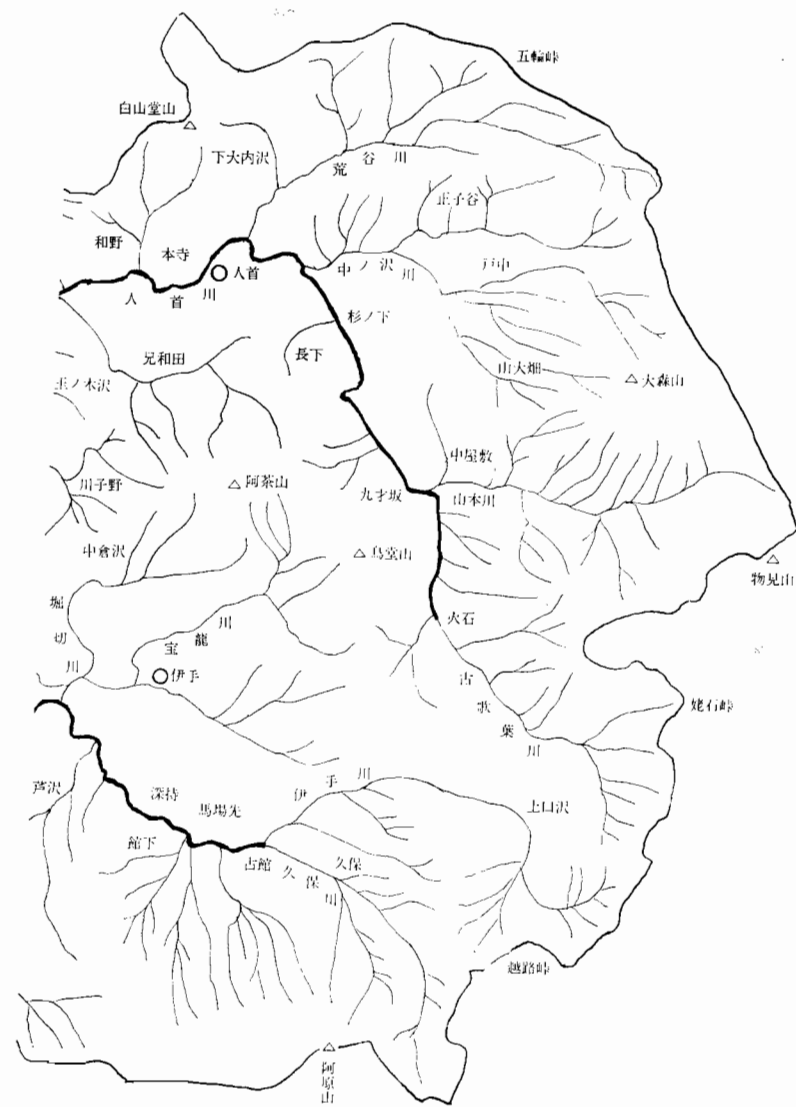
山本川は物見山の西斜面に発し、宇山本、荒屋敷等の山村を西流して、宇二又に至り古歌葉川に合流する。

古歌葉川は、更に、同米里宇九才沢、山居窪屋敷等の山村を西北に流れ、同太田に至り、大森山より発し宇槻木、中
沢、遠藤等を西流し来る中沢川を入れ、流路を西に転じ宇荒谷に至り、五輪峠より発し宇大内沢等を西南流する荒谷川
を入れ、人首川となり、米里宇人首の集落を経て、更に、同立石、下川辺等を西流し、玉里地内に入り宇火石沢の狭窄
部を流下し、角懸、次丸等の小集落を経て、増沢盆地を更に西南流し、重染寺の狭窄部を通り、北上川沿岸に展開する
江刺平野に出て、水田地帯を南下し、同市愛宕宇荒谷に至り左支伊手川を合流する。

伊手川は、江刺市の東南境、東種山に発し、同市伊手宇上口沢、角屋等を西流し伊手の集落に至り、阿原峠の東、鉄
砲山に発し宇久保等を西流し来る左支久保川を入れ、更に、西流して同市藤里地区横瀬盆地を経て宇境田に至り右支浅



第9図 人首川





9 人首川（重染寺附近）江刺市

井川を入れ、流路を南東に転じ同市田原地区を経て、水沢市羽田地内に入り、江刺市愛宕字荒谷対岸で人首川に合流する。

伊手川を合流した人首川は、約一軒南流して北上川に入る。

人首川の流域は、下流域の北上川沿岸平野を除いては、隆起準平原の丘陵であり、水源地帯の物見山、東種山、阿原山等は標高八〇〇米内外であり、全流域を通じ起伏が少く、谷巾が広い。中でも物見山等は隆起後の侵蝕が進まず広漠たる高原の姿を止めている。

従って、人首、伊手の両川を初め支川に至るまで砂石等の流出が少く、河道における転石等は殆んど見られない。

更に、河床の底下が少く、灌漑水等に取水の便なる好条件に恵まれ、沿岸平野の多くは水田に開発され、灌漑用取水所は人首川における古歌葉地区を初め、人首、角懸、次丸、増沢等数ヶ所において行なわれ、又、伊手川においても伊手、横瀬、浅井、田原等数ヶ所がある。（流域概況参照）

人首川及伊手川は昭和四年岩手県告示を以って河川法準用河川に指定されたのを初めとし、同四〇年河川法の改正によって

一級河川にそれぞれ指定され、更に、下流域一・三軒の区間が建設大臣直轄管理区間に指定されるところである。

川河区域表

北上川支川	指定区分	年号 年月日	区	域	延長
人首川	河川法 準用河川	昭和四、 県告示 九、三〇 五、一九	右	北上川合流点	二四、六六五 ^{km}
	河川法 区域変更 <td>昭三〇、 県告示 一、一四</td> <td>右<th>伊手川落合</th><td>二三、三五五</td></td>	昭三〇、 県告示 一、一四	右 <th>伊手川落合</th> <td>二三、三五五</td>	伊手川落合	二三、三五五
	河川法 第一条河 <td>昭三〇、 一、一九</td> <td>左<th>北上川合流点</th><td>一、三〇〇</td></td>	昭三〇、 一、一九	左 <th>北上川合流点</th> <td>一、三〇〇</td>	北上川合流点	一、三〇〇
	河川法 準用河川 <td>昭三四、 県告示 四、二九 九</td> <td>右<th>河川法施行区域に至る</th><td>三一、八五五</td></td>	昭三四、 県告示 四、二九 九	右 <th>河川法施行区域に至る</th> <td>三一、八五五</td>	河川法施行区域に至る	三一、八五五
	一級河川 <td>昭四〇、 政令 三、二四 四</td> <td>右<th>北上川の合流点</th><td>三〇、五五五</td></td>	昭四〇、 政令 三、二四 四	右 <th>北上川の合流点</th> <td>三〇、五五五</td>	北上川の合流点	三〇、五五五
	指定外 河川 <td>昭四〇、 建設省告示 九、一〇 一</td> <td>右<th>北上川への合流点</th><td>一、三〇〇</td></td>	昭四〇、 建設省告示 九、一〇 一	右 <th>北上川への合流点</th> <td>一、三〇〇</td>	北上川への合流点	一、三〇〇
伊手川	準用河川 <td>昭三二、 県告示 五、一七 五</td> <td>左<th>人首川落合</th><td>七、五〇〇</td></td>	昭三二、 県告示 五、一七 五	左 <th>人首川落合</th> <td>七、五〇〇</td>	人首川落合	七、五〇〇
	準用河川 <td>昭三四、 県告示 四、二九 七</td> <td>右<th>同</th><td>一六、〇〇〇</td></td>	昭三四、 県告示 四、二九 七	右 <th>同</th> <td>一六、〇〇〇</td>	同	一六、〇〇〇
	一級河川 <td>昭四〇、 政令 三、二四 四</td> <td>右<th>同</th><td>二〇、五〇〇</td></td>	昭四〇、 政令 三、二四 四	右 <th>同</th> <td>二〇、五〇〇</td>	同	二〇、五〇〇
			地の神川合流点	同	二〇、五〇〇

（河川区域表参照）

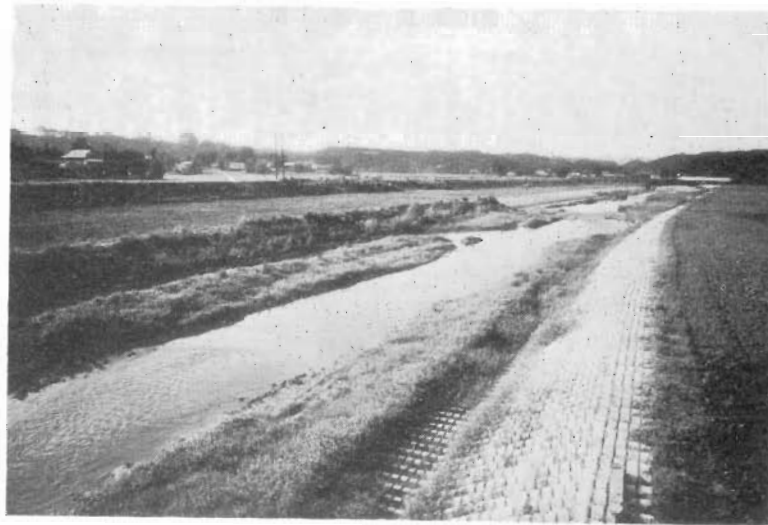
（河川名） 人首川 流域概況

河川	全延長	指定区間外	指定区間	その他	戸口	市町村名	戸数（世帯数）	人口	灌漑用取水量	流域内	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
	五九・三 km	一・三	五・〇五	一	江刺市	（昭三〇調） 四、七五戸	（昭三〇調） 同	（昭三〇調） 同	四・五 m ³ /sec	想定氾濫域	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	全流域	二〇二・九 km ²	一一一・五 km ²	九一・四 km ²	
	五八・〇 km	一・三	三・〇五五	一	江刺市	（昭三〇調） 同	（昭三〇調） 同	（昭三〇調） 同	四・五 m ³ /sec	想定氾濫域	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	山地	一六八・四	八九・二	七九・二	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	平地	三三・二	二一・七	一一・五	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	水路面積	〇・八	〇・六	〇・二	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	耕地面積	二、〇六二・八 ha	一、〇六二・八 ha	一、〇六二・八 ha	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	畑田	一、四七三・一 ha	一、四七三・一 ha	一、四七三・一 ha	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	流域内	二、〇六二・八 ha	一、〇六二・八 ha	一、〇六二・八 ha	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	耕地面積	六〇〇 ha	六〇〇 ha	六〇〇 ha	
	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	昭三〇調	備考	備考	備考	備考	

八、広瀬川

広瀬川は江刺市の北部にあり、市域の大半を流域とする河川である。

広瀬川の源流は、市の北東梁川地区にあり、和賀郡境をなす金成山の水上沢に発し、宇久田、猫沢等を西南流し宇館下に至り、同郡境に発し宇大萩、鳴谷、野田等を南流し来る右支赤部川を合せ、野手崎の集落及び宇長根、大久保等を



7 広瀬川（岩手県による改修工事）江刺市

を経て同新地野に至り流路を西に転じ、広瀬川となり、宇梶石、鴨沢の盆地に入り、同地内において、左支菅生川を入れる。菅生川は、同市梁川地区の東南隅、白山堂山に発し宇上菅生、谷地田等を西流し来り合流する。

広瀬川は、更に、西流し宇一ノ関、二ノ関等を経て佐野の盆地に出る。

同地内において右支口内川を入れる。口内川は、北上市口内町地内の物見山に発する水押沢が、楓木田より来る小池沢を入れ、上口内川となり、口内の集落を経て東流から南に彎流し、宇大越田を経て江刺市に入り、口内川となり、宇新田、歌書、石関等を迂曲し佐野の盆地に來り広瀬川に入る。

口内川を合せた広瀬川は、更に、宇歌説、内倉沢等を南流し、北上川沿岸平野を同市稲瀬、岩谷堂の間を経て、同市愛宕宇西下川原で北上川に合流する、流路延長約二六軒である。

同川の流域は、下流の北上川沿岸平野を除いては、隆起準平原の丘陵であり、總体的に起伏が少く、且つ、隆起後の侵蝕は未だ進まず、山地の傾斜がゆるやかで、谷巾も広く、本支川共

従つて、砂石等の流出が殆んど無く、河道における転石等は少く、河床材料は殆んど粗砂が多く、下流部は細砂による泥川である。

同川によけ灌漑面積は、水田凡二、七〇〇町歩、畑七八〇町歩（昭、四三、調）と言うが、流域内の耕地は田瀬ダムよりの

同川は昭和四年岩手県告示を以つて河川法準用河川に指定されたことを初めとし、同四〇年河川法の改正に伴い一級河川に指定されるのである。

(河川名) 広瀬川 流域概況

[illegible]

北 上 川 支 川	指定区分	年号	年月日	区	起点	終点	延長
		令達第	号				
広瀬川	河川法 準用河川 準用〃 準用〃	昭和四一〇、五一九〇 県告示 〃三二、五、一七一 〃三三、三五一 〃三四、四、二九七 県告示		右左	江刺郡稲瀬村大字稲瀬口内川合流点 同郡江刺町広瀬字西風四一番地 右同 左江刺市梁川字石劔（赤部川合流点） 右同 左同 右同	北上川合流点 同 同 同	八、〇〇〇km 一九、五二六 一九、五〇〇 五、〇〇〇
口内川	一級河川 政令	〃四二、五、二七五		右左	江刺市広瀬字新田六十六番地先 同市広瀬字根岸十二番地先	広瀬川への合流点	

田谷川は江刺市稲瀬地内にあり、水源は稲瀬地内柏原野より出て南流し、字中島で北上川に入る、延長約四軒の小河川である。

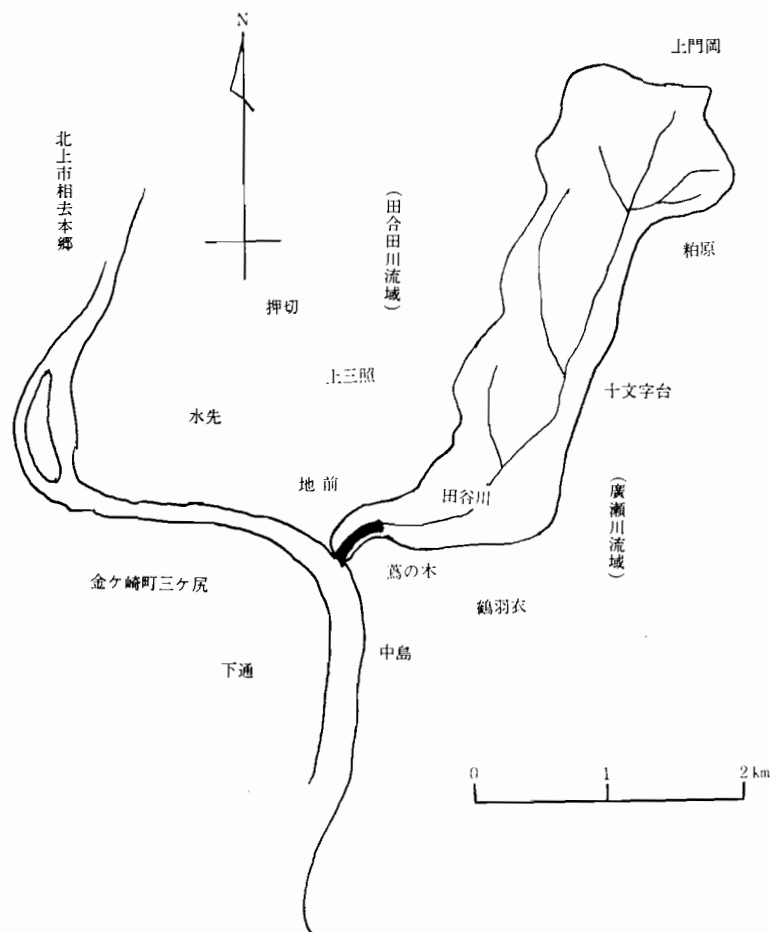
同川は昭和四〇年改正の河川法により、同四〇年一級河川に指定されたところである。

河川名	北上川左岸支川	田谷川
-----	---------	-----

指定区分 河川法一級河川

指定年月日 昭和四四年三月二〇日

第11図 田 谷 川



指定区域

起点 左岸 江判市稲瀬^字 中嶋一番地先右岸 江刺市稲瀬^字 山下二六六地先（江刺幹線水路下）

終点 北上川への合流点 延長四五〇 m

区間延長

一〇、藤助川

藤助川は北上市に属する左岸支川であり、水源は、同市立花町黒岩地内岩目沢に発し、^字万内、荒屋、根岸、呉竹と北流から西、更に、南と彎流し、同立花町^字呉竹地先で北上川に合流する、延長約四軒の小河川である。

同川の流域は北上川河岸の段丘地帯であり、水田二二町歩余に灌漑するところである。

一一、猿ヶ石川

猿ヶ石川は、遠野市、上閉伊郡宮守村、和賀郡東和町、花巻市等の四カ市町村にわたる河川であり、水源は、早池峯山の東峯薬師岳に発して、南に流れ降り、一本搦山の東谷に至り、白森山の南谷に発して南、東に彎流する土倉川を合せ、更に、遠野市附馬牛町^字大出に至り滝川を合流する。

滝川は、薬師岳の南谷に発し、又一ノ瀧を経て、更に、大野平を迂曲南流し大出において猿ヶ石川に入る。

滝川を合せた猿ヶ石川は同町^字小出、中滝、和野等の山村を南流し、同町石羽根に至り東禅寺川を合流する。

東禅寺川は、同市の西部石上山の北峯大洞山に発し^字大洞を東北に流れ降り同沢口に至り稍々緩流となり、東流して同坂下に至り、同じ石上山より発し^字大寺を経て北流する大萩沢等を合せ、更に、東流して同石羽根に至り猿ヶ石川

に入る。

猿ヶ石川は同町^字大袋等の盆地を蛇行し同川崎に至り荒川を合す。

荒川は、同市の北方高森山の南谷に発し、一ツ石山、大黒森等の山間を南流し、更に、西に流路を転じ^字荒川等の山村を南西に流れ降り、同市^字上柳の集落南方で猿ヶ石川に入る。

猿ヶ石川本川は、河岸平野に点在する^字安居台、田沢、駒木等の村落を南流して、同市松崎町に至り、小鳥瀬川を合流する。

小鳥瀬川は、同市土淵町^字栃内の恩徳山（オーツ岳）に発し、南より西方に彎流し^字恩徳の山村を経て耳切山東麓に至り、一ツ石山より発し南流する長舌沢を入れ、流路を再び南に向け^字西内を経て同一ノ渡に至り、同市の東境白見山より発し^字琴畑、鍋割等の山合を西流し来る琴畑川を入れて、更に南流し、^字新田、久保等の山麓平野の村落を経て^字山崎附近で厚楽川を入れ、同野崎に至り金沢川を合し^字本宿、似田貝等の村落を西流して、松崎町^字裴崎で猿ヶ石川に入る。

小鳥瀬川を合流した猿ヶ石川は、遠野盆地の西側を、山麓に従って大きく蛇行しながら南に流れ、同市遠野町の西郊^字落合で早瀬、来内の二川を合流する。

早瀬川は、旧釜石街道仙人峠の北、若木山に源を発し^字杳掛、田面木等を経て同佐生田に至り畑屋沢を入れ、更に、^字桑畑、番屋、岩崎等沿岸平野の散村を西流し、同平野原等の盆地を更に西北流し^字細屋前に至り猫川を合流する。

猫川は、同市の東方佐比内地内の大峰山（赤岩山）に発し山合を西流し^字馬ノ木内をすぎ同蛇野に至り河岸平野に出る、更に、^字川原、高野、大間々等、佐比内盆地を西流し^字細谷前に至り早瀬川に入る。

第二章 北上川（上流域）水系

早瀬川は、更に、宇大田、関田等を北流して青笹町宇下関に至り河内川を合流する。

河内川は、同市の東方六角半山に源を発し西流して宇宝木、小水内、比田尻等の山村を経て糠前の山麓平野に出て、宇善徳寺、森田等を西に流れ、同下関にて早瀬川に入る。

早瀬川は、更に、宇打越、遠野町等を迂回して流れ宇落合で猿ヶ石川に入る。

又、同所において合流する来内川は、同市の南境、貞任山に発し、東北に流れ宇砂子沢、神楽田等を経て同権現に至り、流路を北に転じ宇堤、棚洞等を北流し更に遠野町の南辺を横断し落合で猿ヶ石川に入る。

早瀬、来内川等多くの支川を合した猿ヶ石川は、通称愛宕下において流路を西に転じ、同市綾織町地内に入り、綾織、樽沢等の河岸平野における宇中宿、二日町、川原町等の集落及び上関伊郡宮守村宇上罾沢、中沢、宇洞等の散村を西流し、同村下鱒沢で小友川を合流する。

小友川は、遠野市の西南部にあり、水源は同市の南境貞任山



8 猿ヶ石川 遠野市愛宕社附近

に発し宇平笹、小黒沢等を北流し同川口において右支土室川を入れ、流路を西に転じ、ゆるやかに宇鷹島屋、桑畑、宮崎等を経て同市小友集落に至り長野川を入れる。

長野川は、遠野、江刺市、気仙郡住田町等の市郡界をなすところの物見山に発し、同市宇長野、藤沢、一ノ倉等の山村を北流し、小友集落の北部で小友川に入る。

小友川は、長野川を入れ流路を北西に転じ宇鮎目、氷口等の山峡を経て、宮守村宇向落合で猿ヶ石川に入る。

猿ヶ石川は、小友川を合流後、直ちに、田瀬ダム湛水域に入り延々一五軒の湛水域を経て、

(註) (イ) 田瀬ダム湛水域の殆んどは、和賀郡東和町田瀬地内に属す。
(ロ) 田瀬ダムは別項に記す。

和賀郡東和町田瀬宇小倉に至り河道に復し、再び宮守地内に入り、宇立石において同村等通山に発し西流する赤沢川及び同村の東境寺沢山に発し、上宮守、桐町等の集落を南々西に流れ降る宮守川等を入れ、更に、岩根橋において達曽部川を合流する。

達曽部川は、上関伊郡宮守村及び遠野市の市郡界洞水山に源を発し宇涌水を経て西流する涌水川が、同村宇小通において、東境、大麻部山に発し西流する白石川を合せ、宇中斎に至り有宇内川等を入れ達曽部川となり、更に、南西に流れ宇鑄物に至り、宇宿を経て南流する涌口川を入れ、山峡を南流して猿ヶ石川に合する。

達曽部川を合した猿ヶ石川は流路を西に転じ、和賀郡東和町地内に入り宇立沢の山峡を経て同町東摩山、館迫等の河岸平野を西流し、土沢盆地に至り宇落合で、同町の南境宇石持、宮田等に発し、同浮田、毒沢等を迂曲する青沢川、小通川等を入れ、再び、宇北成島、臥牛、平良木等の山峡を経て、花巻市地内に入り宇中野、安野等を経て同関谷地先で

第二章 北上川（上流域）水系

北上川に合流する。

猿ヶ石川の流域は、岩手県のほぼ中央にあり、北上山地の中心部である。

流域の概形は東西六二軒、南北三八軒で、首の短い不整形なフラスコ形であって、流域面積は、北上川水系中最大であり、九五四・六平方千米に及んでいる。

同流域は、殆んど山地であり、水源の薬師岳は標高一、六四四米余の高山帯の山岳であり、同流域を巡る高山群は、小白森山等二〇数山に及ぶ、これ等の群山をはじめ、上流部における連山の殆んどは隆起後の侵蝕が山頂部にも及び、山地の傾斜は急峻であり、谷は深く、狭い、更に、砂石の流出が甚しく、河川状況は必しも良好とは言いがたい。

従って、本川沿岸を除いては、各々の流域における河岸平野の造成が少く、農耕地等の開発も亦少ない。

更に、各支川沿岸における山村、集落等の発達に甚だ少く、本川における上柳の集落を除いては、殆んど、遠野市郊外の八幡山を圍繞する遠野盆地に集中しているところである。

又、遠野市より下流における綾織、鱒沢等の沿岸平野及び土沢盆地等においては殆んど農地として開発され、その生産力に支えられる農家による集落、散村等の構成が多く、至るところにある。（流域概況参照）

しかし、猿ヶ石川流域の全面積及河川流路延長等に比すれば、利用面積が少い。

同川は沿岸平野における耕地に灌漑用水を供給するほか、田瀬ダムによる江刺、和賀、稗貫等の新開発耕地に灌漑水を供し、広く活用されるところである。

猿ヶ石川は明治初期において二等河に指定され、地方費による管理河川であるが、同九年制度改正により沿岸町村にその管理が移されるに至ったところである。

（河川名） 猿ヶ石川 流域概況

河川	総数	内		備考	面積	総数	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	二五二・七 km	一六六・六 km	— km	昭三〇調	全流域	九五四・五 km ²	五六一・四 km ²	三九三・一 km ²	昭三〇調
指定区間外	一四・二	一四・二	—	昭四八調	山地	八六五・三	四八六・八	三七八・五	—
指定区間	一九四・六四七	五八・九四六	一三五・七〇一	昭四八調	平地	七四・一	六二・二	一一・九	—
その他	—	—	—	昭四八調	水面及び水路面積	一五・一	一二・四	二・七	—
市町村名	花巻市・東和町 宮守村・遠野市 (昭三〇調)	同 四市町村 (昭三〇調)	同 四市町村 (昭三〇調)	備考	耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考	
戸数(世帯数)	一〇、五七三戸 (昭三〇調)	同 四、三九二戸 (昭三〇調)	同 四、三九二戸 (昭三〇調)		畑	七、四四五 ha	面積 二二・五 km ²		
人口	六二、四二六人 (昭三〇調)	同 二二、二七〇人 (昭三〇調)	同 二二、二七〇人 (昭三〇調)			三、五一七 ha	耕地 一四七〇 ha		
灌漑用取水量	四、八〇四 m ³ /sec 一一、三八六 m ³ /sec	灌漑面積	(昭三〇調) 一、六四五・八町	既応最小大流量	昭昭				m ³ /sec

大正五年岩手県告示を以って早瀬川合流点まで河川法準用河川に指定され、更に、数次にわたる区間延長及び達曽部川等の支川も亦同様に準用河川に指定されるところが多い。

更に、同四〇年河川法の改正により、本支川等の主要部が一級河川に指定され、同年田瀬ダム地域等が建設大臣の直轄管理下に編入されるところである。（河川区域表参照）

第二章 北上川（上流域）水系

第二章 北上川（上流域）水系
河川区域表

北上川支川	指定区分	年号		区	終点	延長
		令達第	年月日			
猿ヶ石川	河川法 准用河川	大正五、一、一七 岩手県告示第四〇七 昭和四、一〇、一〇 同 第五一八号	同	上閉伊郡附馬牛村大出	北上川合流点	七三、一四六km
	同	昭和一、一〇、一〇 同 第五一八号	同	同	同	七三、一四六
	同	同 第二、二六〇号	同	同	同	七三、一四六
	河川法	同 第二、二八	同	左 同郡鱒沢村大字下鱒沢第三〇地割一八 番の七 右 同 第二〇地割一五番の二	同	四一、五〇〇
	施行河川	県告示 第八二一、一	同	遠野市附馬牛町大出（大出堰堤）	河川法施行区域	三一、六四六
	准用河川	県告示 第四〇六、一	同	大出堰堤	北上川への合流点	五八、九四六
	一級河川	政令 第四〇、第三、二四	同	左 同郡宮守村大字下鱒沢三〇地割四八番の 七地先 右 同 大字二〇地割十三番の二地先か ら七六〇米上流地点	和賀郡東和町田瀬三九 地割一番の二地先 同田瀬森山国有林一 〇四番の一一地先	一四、〇〇〇 （ダム）
毒沢川	外	政令 第四三、四三	同	左 和賀郡東和町浮木第七地割一二四番地先 右 同 浮田第一三三番地割一六六番地先	猿ヶ石川への合流点	九、二〇〇
達曽部川	河川法	政令 第三二、五、一七	同	左 上閉伊郡宮守村達曽部第五四地割二四番 地白石砂堰堤 右 同 第五五地割二七番先白石砂堰堤	猿ヶ石川への合流点	一四、〇〇〇
	准用河川	県告示 第三五一、一	同	白石砂防堰堤	猿ヶ石川への合流点	一四、〇〇〇
	一級河川法	政令 第四〇、第三、二四	同			一四、〇〇〇

宮守川	同	政令 第四二、五、二五	同	左 上閉郡宮守村第一二地割一五五番地先 右 同 第一九地割二番の三番地先	同	七、一二〇km
小友川	准用河川	県告示 第三四、四、三	同	左 遠野市小友町字鷹鳥屋（土室川合流点） 右 同 同（手笹川合流点）	猿ヶ石川合流点	一一、四〇〇
	同	県告示 第三五、四、一	同	同	同	一一、四〇〇
	一級河川	政令 第四〇、第三、二四	同	土室川の合流点	猿ヶ石川への合流点	一一、四〇〇
長野川	河川法	政令 第四八、四、一二	同	左 遠野市小友町荷沢	小友川合流点	一四、九〇〇
	准用河川	県告示 第三四、四、三	同	右 同	小友川合流点	七、一〇〇
	一級河川	政令 第四〇、第三、二四	同	左 遠野市小友町第二〇地割四一番地先 右 同 第二六地割四六番地先	小友川への合流点	七、一〇〇
長野川支川（藤倉川）	河川法	県告示 第三五、四、一	同	左 同市小友町荒屋敷（藤倉堰堤） 右 同 同	小友川合流点	三、二〇〇
山谷川	一級河川	政令 第四〇、第三、二四	同	遠野市小友町第三六地割三五八番地先の藤倉堰堤	小友川への合流点	三、二〇〇
	准用河川	県告示 第三五、四、一	同	同市綾織町（山谷第一堰堤）	猿ヶ石川合流点	五、三〇〇
	一級河川	政令 第四〇、第三、二四	同	同市同町大字鶴崎第四地割一一六番の八地先の山谷第一堰堤	猿ヶ石川への合流点	五、三〇〇
砂子沢川	准用河川	県告示 第三五、四、一	同	同市綾織町砂子沢（砂子沢堰堤）	猿ヶ石川合流点	五、二〇〇
	一級河川	政令 第四〇、第三、二四	同	同市同町大字鶴崎第四地割一〇〇番の一地先の砂子沢堰堤	猿ヶ石川への合流点	五、二〇〇
来内川	准用河川	政令 第四〇、第三、二四	同	左 上閉伊郡遠野町第三二地割一二八町村境 右 同 同	猿ヶ石川合流点	五、八〇〇

幸田川	河川法 一級河川	昭和四三、四、六八 政令	左花巻市矢沢第十一地割百二十六番地先 右同市矢沢第十二地割七十六番地先	北上川への合流点	三、〇〇〇km
北上川支川	指定区分	年号 年月日 令達 第 号	区 左 起 点	域 終 点	延長

河川区域表

同川は昭和四〇年新河川法により同四三年一級河川に指定される河川である。

同川の流域は殆んど平坦に近い丘陵であり、その多くは水田として開発されるところであり、三郎堤を初め、同川の殆んどは灌漑用水として使用されるところである。

同川の流域は殆んど平坦に近い丘陵であり、その多くは水田として開発されるところであり、三郎堤を初め、同川に入る。延長六軒余の小河川である。

幸田川は花巻市に属する左岸支流で、同市矢沢地区にあり、水源は、同市の東端幸田に発し、三郎堤及び小松原等を西流し同小林に至り、同地区高松字駒板山に発し鞍掛、八幡等の村落を西流する沢内川を合せ、同地先で北上川に入る。延長六軒余の小河川である。

幸田川

東禪寺川	準用河川 一級河川	〃三四、四、三 〃四〇、三、二四 政令 第三、二四 〃三四、四、一 〃三四、四、一 政令 第三、二四	同町字沢口（東禪寺堰堤） 同町大字東禪寺の第一四地割五二番地先 東禪寺堰堤 同町大野平（大野平堰堤）	猿ヶ石川合流点 猿ヶ石川への合流点 猿ヶ石川合流点 猿ヶ石川への合流点	三、九〇〇 三、九〇〇 一、五〇〇 一、五〇〇
------	--------------	---	---	--	----------------------------------

河川	総数	本流内	備考	面積	総数	本流内	備考
幹川全延長	1 km	13 km	昭30調	全流域	47.1 km ²		
指定区間外	1		昭48調	山地	44.0 km ²		
指定区間	1		昭48調	平地	3.0 km ²		
その他	1		昭48調	水面及び水路面積	0.1 km ²		
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考
市町村名	東和町・石鳥谷町	石鳥谷町		畑田	昭40国調 六七〇 ha	面積内耕地 〇・一 km ²	
戸数(世帯数)	(昭40国調) 戸	(昭30調) 戸			(同右) 三三八 ha		
人口	(同右) 三、二九人	(同右) 八五人					
灌漑用取水量	〇・四五 m ³ /sec	灌漑面積	(昭30調) 四四七町	既応最小大流量	昭昭		
							m ³ /sec

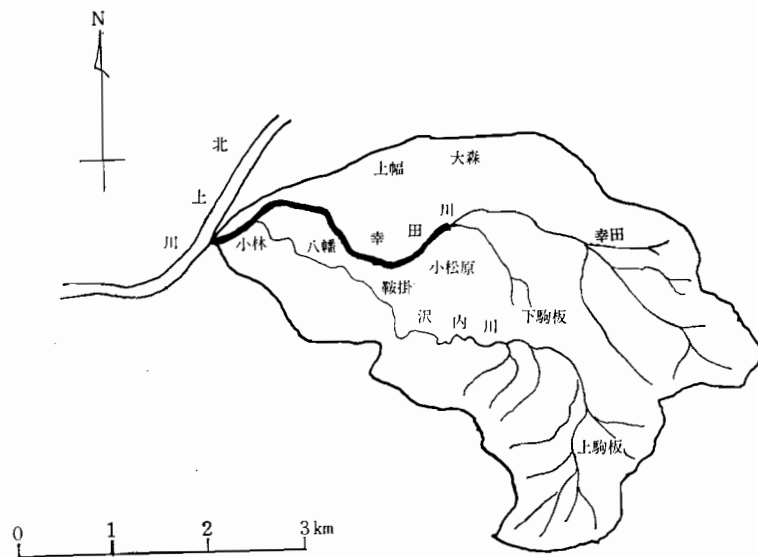
(河川名) 添市川 流域概況

一三、添市川

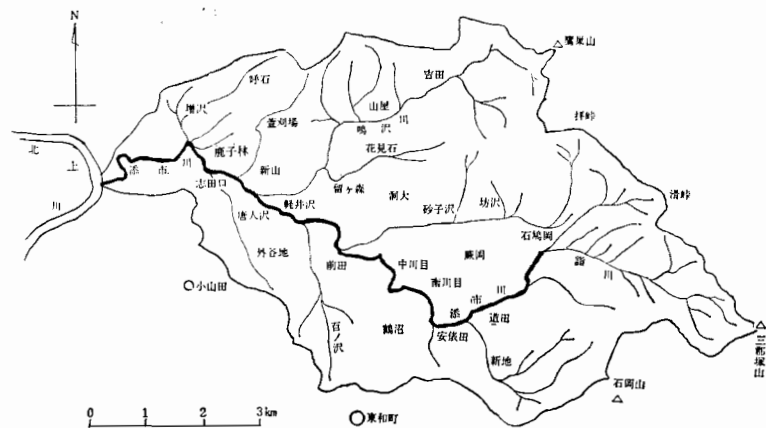
添市川は、稗貫郡石鳥谷町及び和賀郡東和町の二郡にまたがる河川である。

同川の水源は、東和町小山田地内三郡塚山（牡丹目喜山）に発し西流する詣川が、同町宇石鳩岡、道田、安俣田等の丘陵における耕地の間を西流し、更に、同前田、軽井沢等沿岸平野の散村を経て同唐人沢に至り、右支鳴沢川を合流する。

第13図 幸田川



第14図 添市川



第二章 北上川（上流域）水系

鳴沢川は、稗貫郡境鷹巣山に発し東和町^字古田等の山村を西流し、更に、石鳥谷町^字山屋を経て、再び、東和町地内に入り詣川に入る。

詣川は、鳴沢川を合して添市川となり、東和町^字志田口、鹿子林等の村落を経て、石鳥谷町地内に入り^字長沢地先で北上川に入る。

同川は、東和町地内において沿岸耕地に灌漑水を供するところであり、用水河川として重視されている。

同川は昭和三四年県告示を以って河川法準用河川に指定され、更に、同四〇年河川法の改正により、一級河川に指定されることである。

河川区域表

添市川	指定区分	年号年月日		区域		延長
		令達第	号	起	終	
河川法	昭和三四、四、一一	二九六	四、一一	左和賀郡東和町 ^字 上山田第二〇地割五二番の一地先	北上川合流点	九、四〇〇 km
準用河川	県告示	二九六	四、一一	右同 ^字 上山田第八地割一番の一地先	同	九、四〇〇 km
一級河川	政令	四〇、三、二四	四、八	左同 ^郡 同町 ^字 上山田第二十二地割百二十番の一地先	同第二十地割五二番の一地先	二、〇〇〇
一級河川	政令	四三、四、八	六四	右同町 ^字 上山田第二十四地割百二十九番の一地先	同第八地割一番の一地先	二、〇〇〇

一四、稗貫川

稗貫川は、稗貫郡石鳥谷町及大迫町の二町にまたがる河川である。

同川の水源は、早地峯山の南谷に発する大又川が河原坊に至り、同山南麓小田越等より来る溪流等を合せ岳川となり、西流し笹貫ノ滝を流れ降り、同郡^字岳に至り稍々緩流となり、更に、早地峯山の西峯、中岳、鶏頭山、毛無森山等より南下する多くの溪川を集め、^字中ノ貝、大又、天王、狼久保等の山村を経て、^字覚久廻に至り折壁川を合流する。

折壁川は、同町の西北隅、折壁峠に発し^字折壁の山村で、紫波郡境五右衛門峠に発し東流する左支を合せ更に東流し来り岳川に入る。

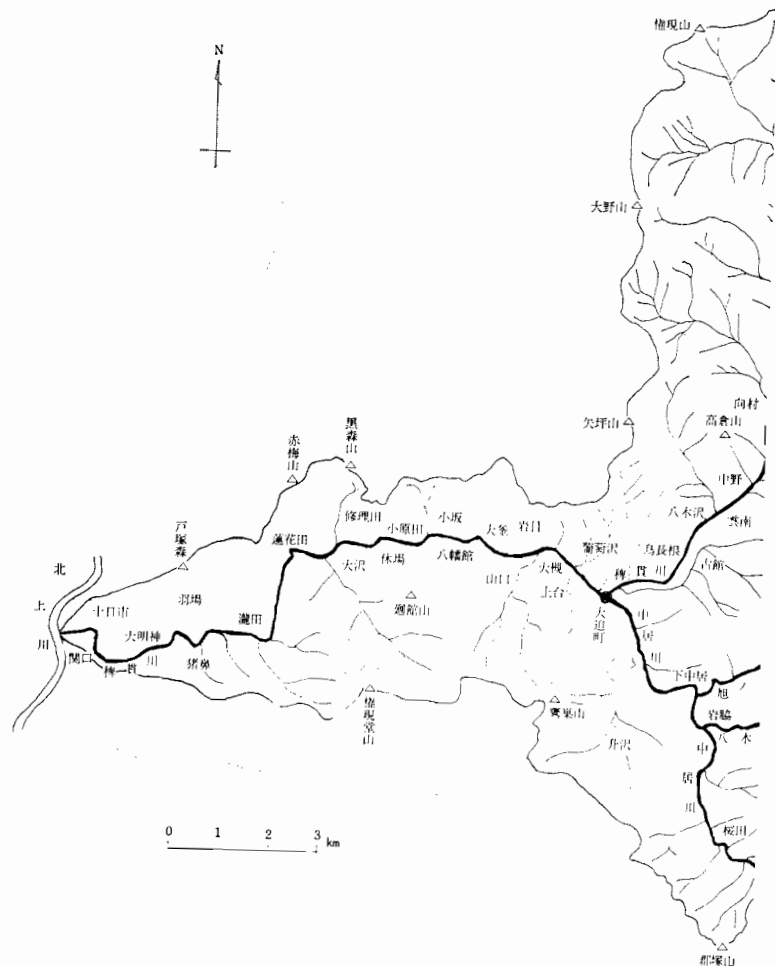
岳川は、折壁川を合し、流路を南に転じ^字白岩、^{つむの}鉦野等を経て同立石に至り小又川を合流する。

小又川は、遠野市との市郡境同町内川目土倉山に発し^字大洞、黒森、中通、鍋屋敷等の山村を西流して立石に至り岳川に入る。

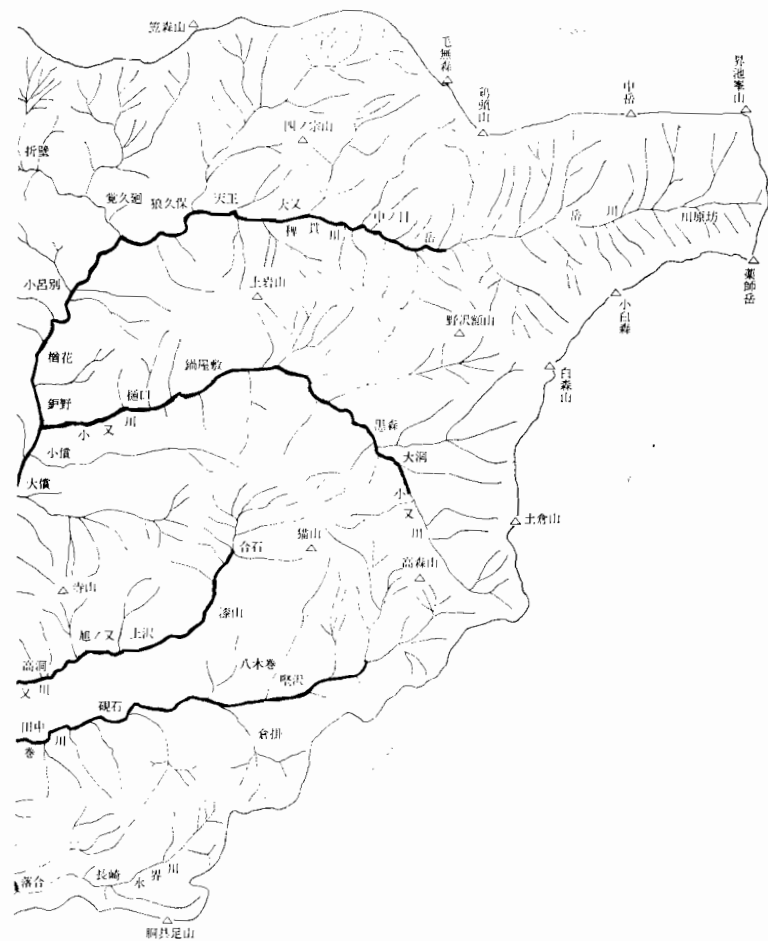
岳川は、更に、^字大償、古館等の村落を南流して大迫町の中心集落大迫に至り中居川と合流する。

中居川は、同町の東方高森山に発し西流する八木巻川が^字堅沢、板沢、硯石、田中等の山村を経て^字岩脇に至り、八森山に発し稗貫、上閉伊郡境を西流し、更に、北流する水界川を入れ、流路を北西に転じ中居川となり、^字下中居に至り、同町の中央猫山に発し^字合石、上沢、高洞等の山村を西流する旭又川を入れ、更に北西に流れ大迫に至り岳川と合し、稗貫川となり^字本宿、大釜、小原田、蓮花田等の沿岸平野における村落を経て、同郡石鳥谷町に入り、^字滝田等を西流し、北上川沿岸平野に出て更に西流し^字十日市地先で北上川に入る。

同川の流域は、北上川山地の主峰早池峯山（一、九一三・六米）を初め葉師岳、中岳等の高山が屹立する山岳地帯で



第15図 稗 貫 川





9 稗貫川上流（犬迫町）

あり、更に、源流域の如きは隆起後の侵蝕が進み、山地の傾斜が急峻であり、谷が狭く、水流は急である。

従って、上流域における砂石の流出が甚しく、本川及び中岳、鶏頭、毛無森等より流出する諸支川等は殆んど天井川を形成するところが多い。

岳川及中居井川等は山狭を流路とするところが多く、沿岸平野の造成が少く、耕地に開られる所も亦甚だ少ない。従って、民家は、山間に散在し村落、集落等の構成されるところは殆んど見られな

い。

岳川、中居川の合流する大迫地区は同流域における唯一の平坦地であり、立地条件に恵まれ大迫の集落が構成されてい

更に、大迫町以西の稗貫川流域は上流域と異り隆起後の侵蝕が少く、山岳の傾斜が緩であり、谷巾が広く、河川は比較的緩流である。

従って、河床の低下が少く、亀ヶ森等の地域においては、沿岸平野における灌漑用取水が行なわれ、耕地が良く開け、村落の構成が多く至る所に見られる。

石鳥谷町地内における稗貫川沿岸並びに北上川沿岸平野等の耕地は、殆んど同川による取水によって灌漑されるところである。（流域概況参照）

(河川名) 稗貫川		流域概況	
河川	総数	本流	支流
幹川全延長	四六・六 km	一四・八 km	三一・八 km
指定区間外	一	一	一
指定区間	六三・三四一	三二・六四一	三一・七
その他	一	一	一
戸口	流域内	想定氾濫域	備考
市町村名	神貫郡大迫 石鳥谷町	石鳥谷町	
戸数(世帯数)	(昭30調) 二、四三〇戸	(昭30調) 六八〇戸	
人口	(同右) 一四、九三〇人	(同右) 四、二七六人	
灌漑用取水量	五・四八 mt/sec	灌漑面積	(昭30調) 一、〇三六・二町
		畑田	既成最小大流量
		水田	昭昭
		畑	八一六 ha
		水田	七七八 ha
		畑	三・七 km ²
		水田	六九 ha
		畑	備考
		水田	昭30
		畑	備考

第二章 北上川（上流域）水系

稗貫川は明治六年大蔵省番外達を以って三等河川に編入されたところであり、昭和四年岩手県告示をもって、岳川、中居川合流点まで河川法準用河川に指定されたのを初めとし、同四〇年河川法の改正に伴い本川及支川等が一級河川に指定されることである。（河川区域表参照）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 年月 日		区	点	終 点	延 長
		令達 第	号				
稗貫川	河川法 準用河川	昭和三〇、一〇、一〇 県告示 第五一九号		右	稗貫郡大迫町字向山根中居川合流点	北上川合流点	一四、七五〇km
同	同	昭和三二、二、二一 県告示 六一号		同	折壁川合流点	同	二五、四四一
同	一級河川	昭和三〇、三、二四 政令第 四三三号		同	同	同	二五、四四一
同	同	昭和三三、四、八 政令第 六四四号		左	同町内川目岳山国有林二百六十一林班口 小地先	折壁川への合流点	六、二〇〇
中居川	河川法 準用河川	昭和三二、五、一七 県告示 第三五一号		右	同町外川目字堅岩	稗貫川への合流点	四、一〇〇
同	同	昭和三三、二、二四 政令第 四三三号		左	同町外川目第三十地割二十一番地先	同	四、一〇〇
同	一級河川	昭和三三、四、八 政令第 六四四号		右	同町外川目第二十地割十五番地先	前指定地点まで	三、五〇〇
同	同	昭和三三、四、八 政令第 六四四号		左	同町外川目第二十地割十五番地先	中居川への合流点	七、五〇〇
旭の又川	同	昭和三三、四、八 政令第 六四四号		右	同町外川目第二十地割十五番地先		

八木巻川	河川法	昭和三三、四、八 政令第 六四四号	左	同	第一地割二百四十番の二地先	同	八、五〇〇km
小又川	一級河川	昭和三三、四、八 政令第 六四四号	右	同	左稗貫郡大迫町内川目第二十九地割六十四番の五地先	稗貫川への合流点	九、〇〇〇
同	同	昭和三三、四、八 政令第 六四四号	右	同	右番の二十四地先		

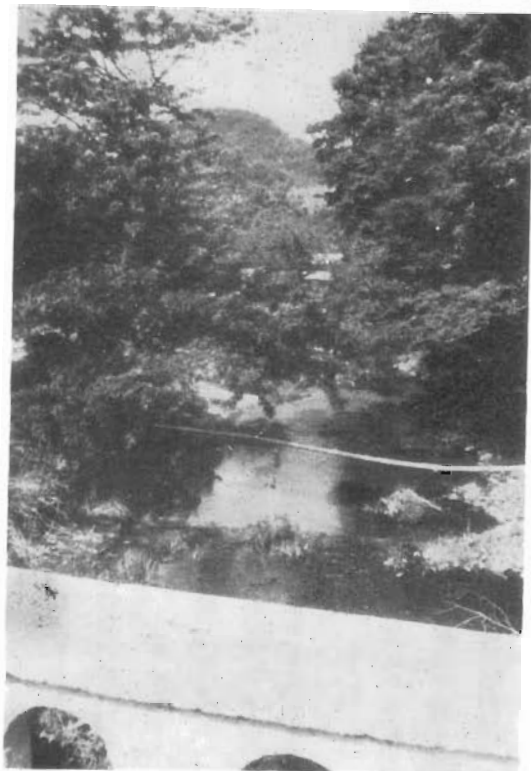
一五、姉市川

姉市川は紫波町に属する左岸支流であり、水源は同町佐比内、黒森山に発し同町彦部半千手堂、姉市等の、紫波、稗貫郡境を西流し紫波郡彦部半野上地先で北上川に入る、延長約四料の小河川である。

同川は半千手堂、姉市等において沿岸耕地に灌漑水を供している。

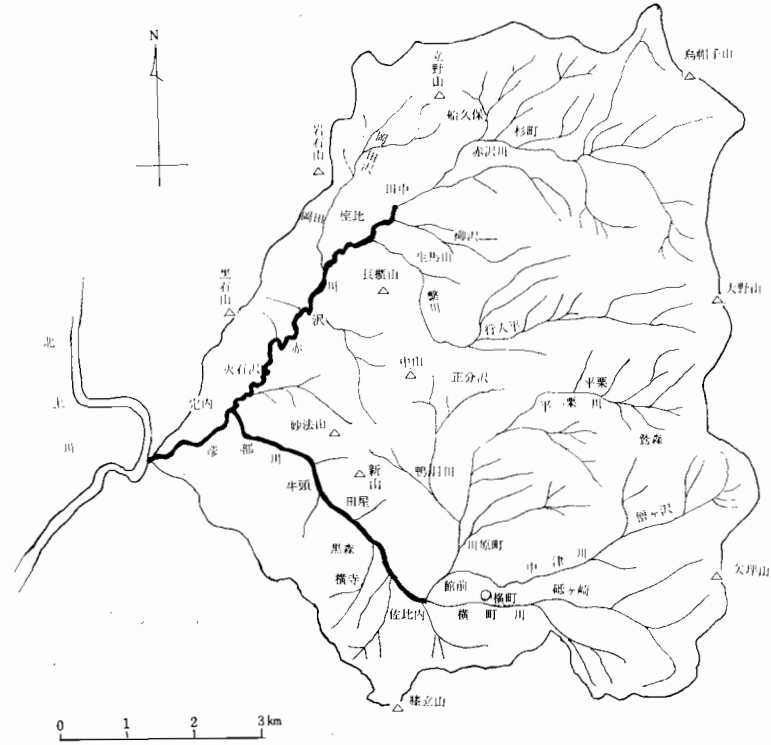
一六、彦部川

彦部川は紫波郡紫波町に属する左岸支川であり、同町彦部、佐比内、赤沢等の地区にまたがる河川である。



10 彦部川（石鳥谷町地）

第16 図 彦 部 川



同川の水源は、赤沢地区の東部大野山（女牛山）の北尾根に発し、西流する赤沢川が宇杉町を経て流路を南西に転じ、船久保の山間を流れ降り宇田中に至り、大野山の西谷に発し宇行人平等を西流する繫川を入れ、宇座比、茶屋等を更に西南流し、同火石沢の山峽を経て同町彦部地区に至り宇堰田において左支佐比内川を入れる。

佐比内川は、同町佐比内地区の東部中沢山に発し西流する平栗川が宇平栗を経て流路を南に転じ、宇中屋敷、川原町等を経て同館後に至り、同地区の東南部大迫町境に源を発し西流する中津川、横町川等を合せ、佐比内川となり、流路を反転し北西に流れ宇田谷、牛頭等の村落を経て宇堰田に至り佐比内川に入り、彦部川となり、同彦部地区宇彦部で北上川に入る。流路延長約一二軒余の浅流河川で

ある。

彦部川は、近時に至り佐比内川を本川とし、赤沢川を支川とするが、両川共、昭和四三年新河川法によって一級河川に指定されることである。（河川区域表参照）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号	年月日	区	城	延長
彦部川	河川法	昭和四三、四、八		右左	起	終
赤沢川	一級河川	政令	六四	同	点	点
				同	紫波郡紫波町佐比内宇神田三十三番の一地	北上川への合流点
				同	宇神田三十三番の一地	彦部川への合流点
				同	赤沢宇駒場一等地	四、〇〇〇
				同	宇神田三十三番の一地	五、〇〇〇
				同	宇神田三十三番の一地	四、〇〇〇

一七、雲南川

雲南川は紫波町に属する左岸支川であり、水源は同町彦部地区宇星山の黒石山に発し西流し同大巻地先で北上川に入る、延長四軒余の小河川であり、同町宇星山、大巻等において約三〇町歩の耕地に灌漑する用水利河川である。

一八、間木沢川

間木沢川は紫波郡紫波町に属する左岸支川であり、水源は同町遠山地区に発し、星山を経て大吠森地内に入り、西流して宇間木沢で北上川に入る、延長四軒余の小河川である。

同川は、遠山、星山、大吠森地内等の耕地に灌漑することである。

二〇、天王川

同川は、東長岡地内において約四〇町歩の耕地に灌漑水を給するところである。

二、乙部川

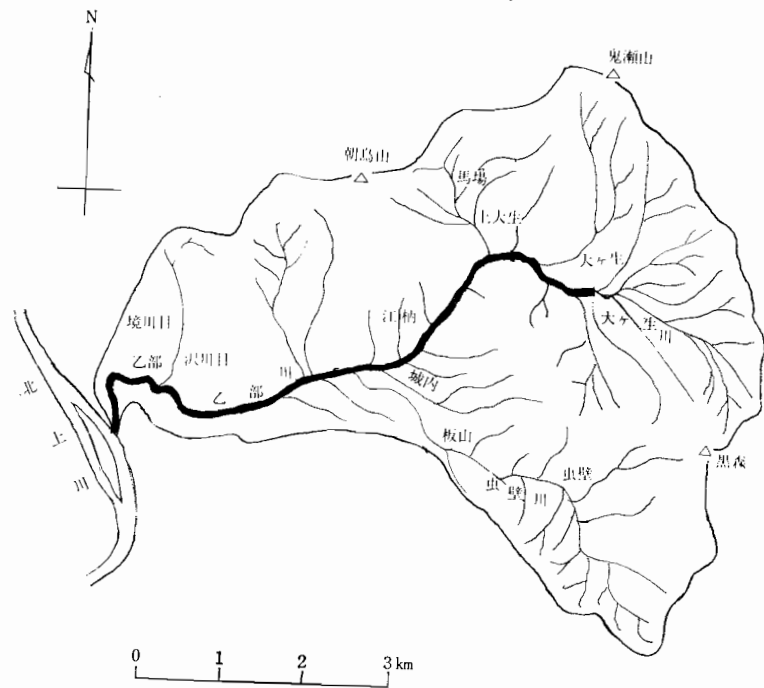
乙部川は、紫波郡都南村に属する左岸支川であり、乙部、大ヶ生の二地区にまたがる河川である。

同川は、乙部地区において約八〇町歩の耕地に灌漑水を給するところである。

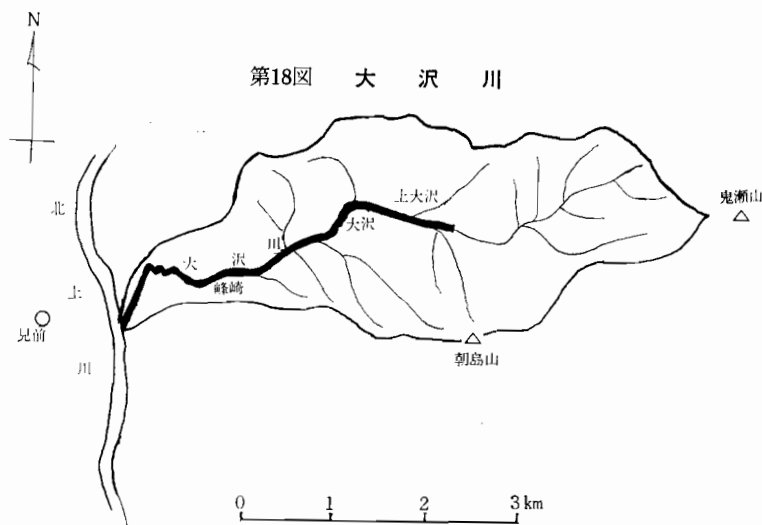
乙部川は昭和四〇年改正されるところの新河川法により同四三年同法一級河川に指定されるところの河川である。

（河川区域表参照）

第17図 乙 部 川



第18図 大 沢 川



河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 号	区	城	延長
乙部川	河川法 一級河川	昭和四三、四、 政令 六四	八	右 起	終 点	七、三〇〇 km
				紫波郡都南村大ヶ生第十四地割九十九番地 先同 同 大ヶ生第十一地割四十九番地先	北上川への合流点	

二、大沢川

大沢川は紫波郡都南村に属する左岸支川であり、水源は同村黒川地内鬼ヶ瀬山に発し、大沢、峯崎等の山村を西流し、同村手代森地内、日向にて北上川に入る、延長約八軒の小河川である。

同川は、黒川、手代森等において約四〇町歩の耕地に灌漑水を供給するところである。

大沢川は昭和四〇年河川法改正により同四三年河川法一級河川に指定されるところの河川である。（河川区域表参照）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 号	区	城	延長
大沢川	河川法 一級河川	昭和四、三四、 政令 六四	八	右 起	終 点	四、二〇〇 km
				先 紫波郡都南村手代森第十八地割三十七番地	北上川への合流点	

二、三、築川

築川は盛岡市南部築川地区にあり、水源は築川地内岩神山の西谷、大字川目神ノ沢に発し、南西に彎流して内沢を合せ、栃沢となり、更に、ジナ沢を入れ、平清水に至り、同岩神山に発し、飛鳥の盆地を経て西流するカクラ沢と合し、梁川となり、宇中村でヨロベツ沢を入れ、更に、山峡を西流し、宇水沢等を経て、同大外沢に至り、左支根田茂川を合流する。

根田茂川は、早地峯山の支峯毛無森山の北谷に発し、西流する砂子沢川が、築川、宇御蔵に至り、左支里川を合流する。

里川は、紫波郡紫波町五右衛門峠（大迫町境）等に源を発し、北流して、五葉において流路を東に転じ、盛岡市築川地内に入り、宇原沢を経て、同御蔵に至り、砂子沢川に入る。

砂子沢川は、更に、下村、川原、葛等を経て西北に流れ下り、旧根田茂川となり、宇築場、高屋敷、細野等を経て、同大外沢に至り、築川に入る。

根田茂川を合した築川は、更に、山峡を西流し、宇曾沢を経て、稍々緩流となり、同小屋野、川目、内野、沢田等の山村を西北に流れ、盛岡市の東郊、宇砂溜で流路を西に転じ、東安庭地内、五日市川原で北上川に合流する。

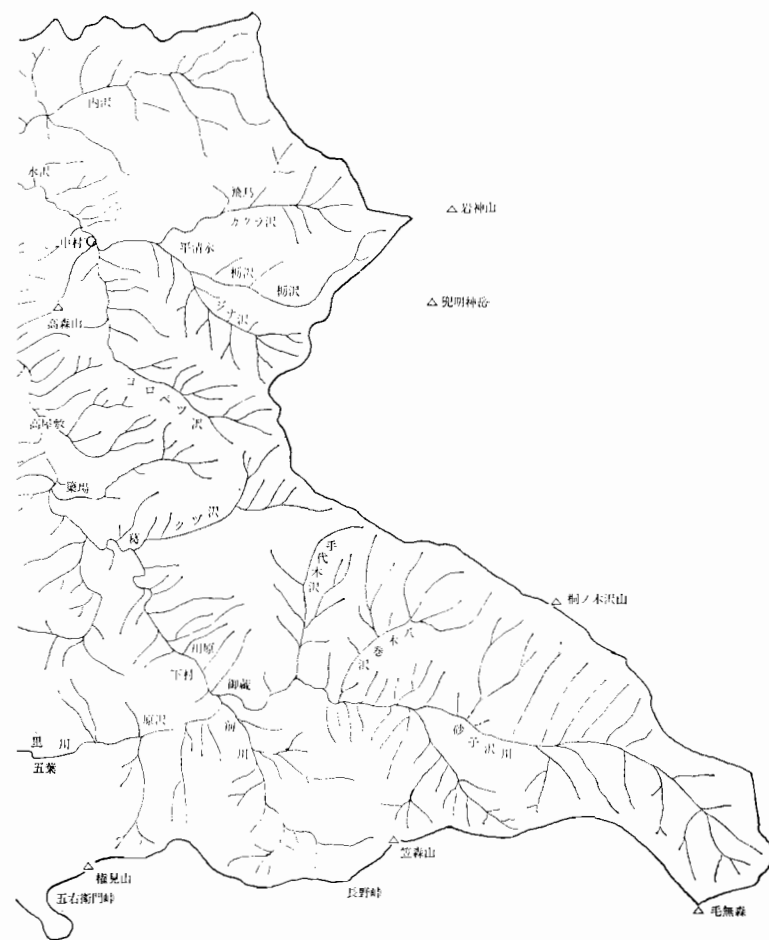
同川の流域は殆んど山陵地帯であり、隆起後の侵蝕が源流域の殆んどにも及び、起伏が甚しく、谷は狭く、且、深い、更に、河床に露岩、転石等が多く、荒廃する急流河川である。

従って、沿岸には平地が殆んど無く、殊に、本川においては飛鳥盆地以外には耕地とすべき平地、丘陵等が殆んど見られない状態であり、住民はわずかに山間に点在するのみであって、山村等の構成は殆んどない。

支川根田茂川は、本川に比し、稍々谷巾が広く、根田茂、砂子沢両地区には狭長ながら沿岸に平坦地が造成され、耕作されるところであり、宇細野、高屋敷、築場及び川原、下村、御蔵等には、ささやかながら山村が構成されている。



第19図 築 川



第二章 北上川（上流域）水系

同川は急流河川であり、舟筏等の便は得られず、灌漑用取水は、下流域における一、二カ所に止まるが、発電用取水が行なわれている。更に、盛岡市における上水道の水源河川に当てられるところである。

築川において特記すべきことは、集水域及び流路延長が短く、更に、水量の少い急流河川が本川であって、逆の条件を備え、利用度が高く、洪水流出の遅い根田茂川が支川であることである。

築川は、昭和十二年岩手県告示を以って河川法準用河川に指定され、更に、同四〇年河川法の改正により同法一級河

（河川名） 築川 流域概況

河川	総数	本流内		備考	面積	総数	本流内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	三七・一 km	三七・一 km		昭30調	全流域	一四八・三 km ²			
指定区間外	一	一		昭48調	山地	一四四・九			
指定区間	八・五〇九	八・五〇九		昭48調	平地	二・三			
その他	一	一			水路面積	一・一			
市町村名	盛岡市（一部、紫波町）（昭30調）	盛岡市（昭30調）	八八戸		耕地面積	一九〇・〇 ha			
人口	（同右）七、八八五人	（同右）六三〇人			流域内	四一三・四			
灌漑用取水	発電用取水 一・四 m ³ /sec	灌漑面積	（昭30調）	既設最小流量	昭昭	面積	〇・八 km ²		
						耕地	八〇 ha		
									m ³ /sec

川に指定されるところの河川である。（河川区域表参照）

河川区域表

築川	指定区分	年号	年月日	区	終点	延長
		令達第	号	右左	起	延長
河川法準用河川	昭和一、一、二七	昭和一、一、二七	第一号	右	岩手郡築川村大字川目上ヶ峯沢合流点	八、五〇九 km
一級河川	政令第四〇、第三、二四	政令第四〇、第三、二四	第四三〇	左	北上川への合流点	八、五〇九

二四、鴨寄川

鴨寄川は盛岡市河東地区にあり、水源は同市志家等より発する陸水であるが、更に、市内大慈寺前に湧出する青龍水、その他を合せ大慈寺町東境において左支桜川を合流する。

桜川は、市の北方、浅岸で中津川より上水し加賀野、新庄、志家等の耕地に灌漑するところの用水堰の遺構であるが、中津川より上水を廃した後は、同地域の陸水を集め流下し大慈寺町辺で鴨寄川に入る。

鴨寄川は更に南流して宇高崩に至り北上川に入る、延長約二軒の都市排水河川である。

（註） 明治初期における灌漑面積一四町九反歩余。

二五、多賀川

多賀川は盛岡市河東地区にあり、水源は、同市清水町宇多賀に湧出するところである。

第二章 北上川（上流域）水系

同川は、更に、南大通三丁目、鉾屋町等を南流し神子田町境宇万日において北上川に入る、延長二軒に満たない小河川である。

(註) 明治初期における灌漑面積三町歩余。

二六、中津川

中津川は盛岡市にあり、水源は、同市浅岸地内阿部館山の東、三河山に発する清川が、山間の峡谷を西、北、西と彎流し、阿部館山に発し西流する甲子又沢、芦ヶ沢等を入れ、宇矢倉、小貝沢、上貝田等の山村を経て市の東郊浅岸に至り米内川（濁川）を合流する。

米内川は、同市の東北端御大堂山（北ノ又山）の内宇大石川山に発する同源流が、同市浅岸地内を西流し宇大志田を経て同鍋倉に至り、岩手郡玉山村敷川地内の大尺山に発し南流するゴサイモン沢が、同村宇外山において、外山川（濁川）に合流し更に南流し来るを合せ、別名濁川と称され宇赤重、細井野等を経て同松木平において流路を南に転じ宇大誘、伊勢ノ沢等の山

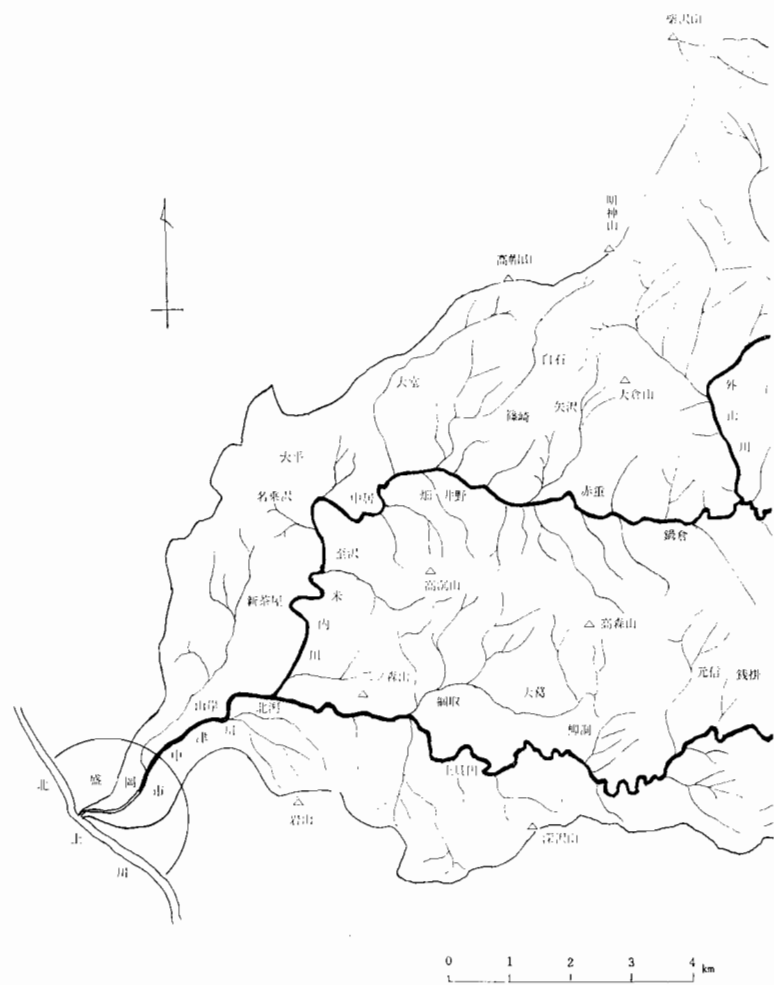


11 中津川

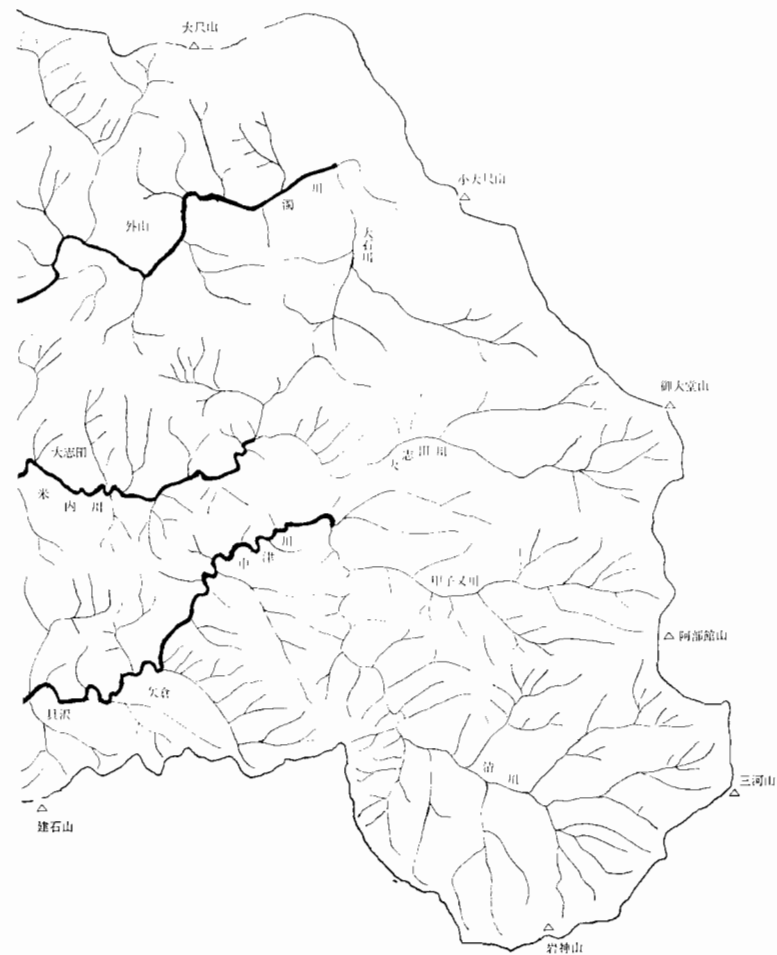
村を経て浅岸地内宇北湯で清川と合流し中津川となり、盛岡市内を西南流し、同市馬場町に至り北上川に入る。同川の流域は、北方に張り出した半円形に近似する地形であり、東に高く西に傾き次第に低下する山陵地帯であり、清川、濁川等は築川と三川平行の地形をなし、河川は、西流して盛岡市に集中する等の特殊性を有する流域である。更に、同流域は、築川における山地と同様に隆起後の侵蝕が上流部に著しく、山地の傾斜が急で、谷巾が狭く、且つ、深い、従って、沿岸における平坦地等は殆んど無く、耕地の開発、山村の構成等は甚だ少ない。

(河川名) 中津川 流域概況

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	七八・三 km	三四・五 km	四三・八 km	昭三〇調	全流域	二一〇・六 km ²	九五・四 km ²	一一五・二 km ²	
指定区間外	一一・一〇	一・一〇	一	昭四八調	山地	二〇四・六	九〇・二	一一四・四	
指定区間	四七・二〇	一八・四五	二八・七五	昭四八調	平地	四・九	四・八	〇・一	
其他	一	一	一	昭四八調	水面及び水路面積	一・一	〇・四	〇・七	
市町村名	盛岡市 (玉山村)	盛岡市	盛岡市	備考	耕地面積	流域内	流域内	流域内	備考
戸数(世帯数)	(昭三〇調) 九、六三二戸	(昭三〇調) 五九三戸	(昭三〇調) 五九三戸		畑田	六八九	九一二 ha	〇・八 km ²	
人口	(同右) 四五、五二五人	(同右) 三、六〇六人	(同右) 三、六〇六人						
灌漑用水取水量	二・〇 m ³ /sec	灌漑面積	(昭三〇調)		既応最小流量	昭昭			
									m ³ /sec



第20図 中 津 川



清川、濁川二川合流後の中津川沿岸は下流に向って次第に開け、盛岡の市街地を構成するところである。（流域概況参照）

（註）中津川本川は現在清川を以って本流とし、濁川は米内川と改められ右岸支川とされている。

中津川は、大正六年岩手県告示を以って、米内川合流点まで河川法準用河川に指定され、更に、同四〇年河川法の改正により一級河川に指定されるところの河川である。（河川区域表参照）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号年月日		区		終点	延長
		令達	第号	起	点		
中津川	河川法	大正五、一二、八	岩手県告示第四四一号	左岩手郡浅岸村字新庄中津川芦ヶ沢合流点	同	北上川合流点	二二、七五〇 km
	河川法	昭和四〇、三、二四	政令第四三三號	左盛岡市浅岸芦ヶ沢合流点	同	北上川への合流点	二一、六五〇
	一級河川	昭和四二、五、二五	建設省告示第一、六九六号	左盛岡市下ノ橋町六番ノ一地先	同	同	五五〇
	指定外河川	昭和四三、四、八	建設省告示第一、〇六二號	右同市大沢川原一丁目二番の四十六地先	同	同	五五〇
	同	昭和四三、四、八	建設省告示第一、〇六二號	左同市中ノ橋通一丁目一番十二号地先	同	昭和四二、五、二五指定地点まで	五五〇
米内川	準用河川	昭和四二、一、二七	岩手県告示第六一七号	同市浅岸字大志田源右エ門沢合流点	同	中津川落合	一七、七五〇

三、右岸支所

一、滝沢川

滝沢川は、一関市滝沢地区において北上川に入る右岸支川であり、水源は同市真柴字南沢に発し北東に流れ、境田において前ノ沢川を合し東流に転じ字館下に至り、田沢川、木ノ川等を入れ小林、町田、才ノ神等の滝沢川沿岸に散在する村落の間を北流して、滝沢ノ滝を経て狐禅寺地区に出て大槻において北上川に合流する。

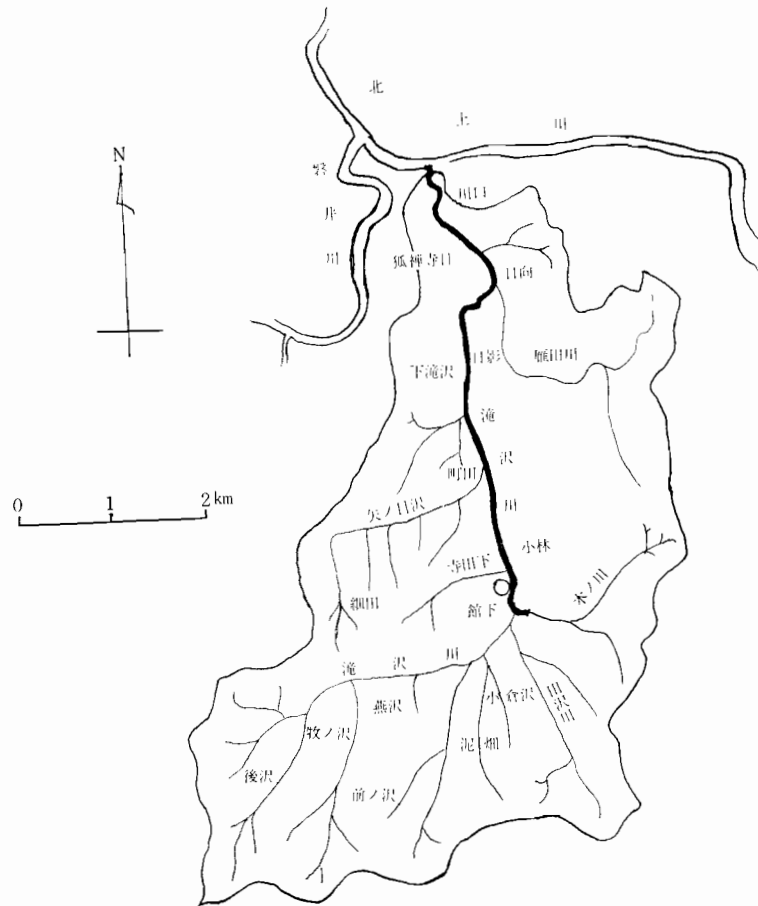
同川の別名を、思川とも称し、流路延長三里二〇町余（約一九、七軒）の小河川である。

同川は、滝沢地内において耕地一二五町歩余に灌漑用水を供をする河川である。

同川の流域は殆んど丘陵帯であるが、隆起後の侵蝕が比較的進まず、丘陵等の傾斜が緩やかで谷巾が広い、平地は滝沢川本支川の沿岸に従って狭長な地形を形成し。その殆んどは耕地である。

同川は、昭和四〇年三月八日岩手県告示第五一八号を以って河川法準用河川に指定され、更に、同年三月二四日政令第四三三号を以って一級河川に編入されるところである。

第21図 滝 沢 川



河川区域表

滝沢川	北上川支川	指定区分	年号			右左	起	点	終	城	延長
			令達	第	号						
滝沢川	河川法 準用河川	昭和三〇、三、八 県告示 五一八	四〇、三二、四	政令	四三	右	一関市眞滝沢川落合	田沢川の合流点	北上川への合流点	北上川への合流点	六、〇〇〇km

二、磐井川

磐井川は一関市郊外狐禅寺で北上川に入る右岸支流である。

同川の水源は市の西境巖美地内の栗駒山（須川岳）の西北方に発し、北方山中で須川温泉の湯尻川を入れ東流に転じ真湯温泉を経て、宇祭崎平、槻木平等において西桂沢、鬼越沢等を入れ、更に、矢櫃ダムを経て同瑞山に至り産女川を合流する。

産女川は栗駒山の東谷に発し、同山中に発する中小の溪川並びに、栗駒山の支峯黄根岳に発するゴマダ川等を合し東流して宇瑞山内七ツ森に至り磐井川に入る。

磐井川は更に東流し宇本寺、山谷等を経て同猪岡において小猪岡川を合流する。

小猪岡川は栗駒山の東尾根の内笹森山に発する高畑沢が同山中の鞍掛沼より出る蛇沢を宇小猪岡地内落合で併せ、小猪川となり北より東に彎流し猪岡地内山口にて磐井川に入る。



12 磐井川支川産女川

小猪岡川等を合した磐井川は、順穴侵蝕の奇岩で知られる巖美溪（五串滝）を経て、同市赤萩地区に入り甚しい蛇行の末、上黒沢地区において久保川（達古袋川）を合流する。

右支久保川は、一関市萩荘の西隅（佐助山）に発し達古袋半長倉、宇津野、広面等の山村を東流し、更に、同松原の小集落を経由し再び宇霜後等の山袂を経て上黒沢地内羽根橋にて、北上川の第三次支川市野々川を合流する。

市野々川は、一関市萩荘市野々地内猫ヶ森山に源を発し宇赤猪子、中下等を経て同本郷において、芹口より来る平場川を入れ宇小山を経て、更に、同老流で柳倉川（外山川）を合せ、宇中大桑等の山村を北東に流れ羽根橋に至り久保川に合流する。久保川は宇下大桑、鹿込、古屋敷等、上黒沢地内を蛇行し、同地内宇谷起島に至り磐井川に合流する。

久保川等を合流した磐井川は赤萩、上黒沢の間を東流し、一関市街を西から北、更に東方へと大きく彎流して同市の郊外宇三関において吸川を合流する。

吸川は、同市の南郊真柴地内宮城県境に接する朴沢に源を発

し、真柴宇鬼死骸、千刈田等を経て同新山に至り、真柴地内建石森（県境）より発し宇柳沢、宮沢等を北流する新山川（蔵王川）を入れ、更に北流して同市街の東辺を経て宇三関に至り磐井川に入る。

磐井川は、更に、北上川沿岸平野を蛇行し狐禅寺、川辺等を経て宇下大林で北上川に合流する。

同川の流域は、概観的に言えば頭部の大きい紡錘形であり東西延長約三四軒、南北同一四軒（宇槻木平附近横断線）であり、源流域の山地において広く、下流部に及ぶに従い次第に狭い。

更に、地勢は山地が多く、西に高く東に低く、水源地栗駒山は標高一、六二七・七米にも達する高山帯にあり、北上川に合流する附近の川辺地区等はわずかに一五米内外にすぎないところであり、流域内の高低差は大きい。

更に、巖美地内における磐井川は広大な集水域に発する大小の支川を掌状に集め、五串滝を流下し赤萩、上黒沢の間に至る、一方久保川も亦、岩手、宮城両県境に発する多数の支川を扇形に集め上黒沢に至り母川磐井川に入り、三軒余りで一関市街に達する河川である。

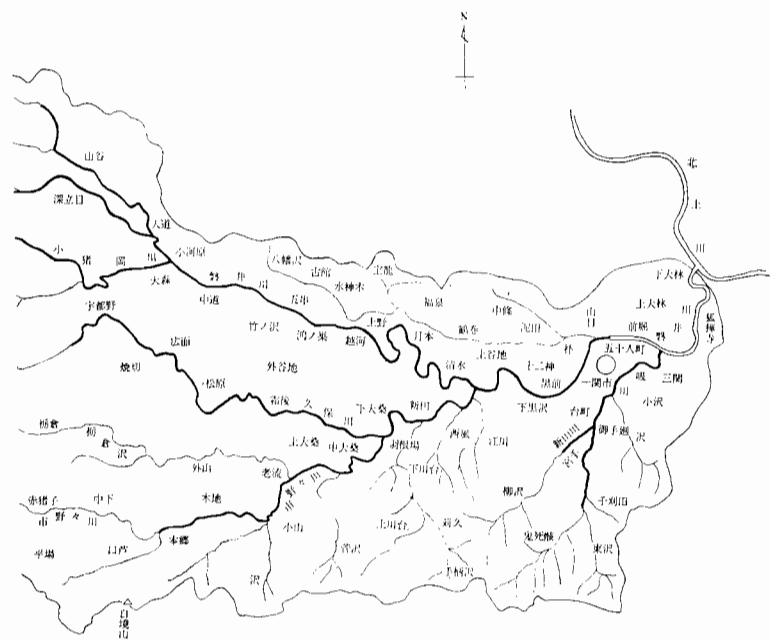
磐井川の集水域は、那須火山帯に属する栗駒山を主峯とする重畳たる山地であるが、比較的侵蝕が進まず、山容はおうらかであり谷幅が広く宇瑞山、本寺、山谷、大森、五串等に沿岸平野が形成され、至るところに山村及小集落等が構成されている。

更に、久保川、市野々川等の支川においても宇宇津野、松原、市野々、上大桑、下大桑等に多少の平地が形成され耕作されている。

しかし、磐井川本川は河床が低く沿岸平野における耕地に灌漑水を取水することは困難である、これ等上流域における耕地の殆んどは支川より取水するところが多く、磐井川より取水するところの灌漑用水は、小猪岡川の合流点下流に



第22図 磐井川



第二章 北上川（上流域）水系

おける照井堰が最初である。

更に、中流部における磐井川左岸赤萩、右岸上黒沢地区等の広大にひろがる河岸平野は、殆んど耕地として開発され、多くの小集落等が構成されるところの水田地帯である。

しかし、赤萩地区における水田等の灌漑用水は照井堰の分流、南照井堰によって灌漑するところであり、上黒沢地区は、猪岡宇中道において磐井川より上水し、同鴻巣等を経て上黒沢宇下大桑に至り久保川に入り、更に、藤走揚場（取

（河川名） 磐井川 流域概況

河川	総数	内		備考	面積	総数	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	五〇・二 km	一 km	一 km	昭三〇調	全流域	三〇〇・七 km ²	二八〇・三 km ²	二〇・四 km ²	
指定区間外	四・四	四・四	一	昭四八調	山地	二六〇・一	二四四・五	一五・六	
指定区間	八・一	三・一・八九	四九・二・四	昭四八調	平地	三・七・〇	三・二・二	四・八	
その他	一	一	一		水路面積	三・六	三・六	一	
市町村名	一関市	一関市			耕地面積	二二・二四七 ha	二二・二四七 ha	一〇・五 km ²	
人口（世帯数）	（昭三〇調） 一〇、四二五 （同右） 五九、〇九七人	（昭三〇調） 六、〇五三 （同右） 三二、二〇九人			畑	一、五〇四		八〇 ha	
灌漑用取水量	九・五 m ³ /sec	灌漑面積	（昭三〇調）	既応最小流量	昭昭				m ³ /sec

水所）にて取水する大江溝によっているのである。

以上両地区以外における磐井川の河道は低く、取水は困難である。従って、

磐井川下流部即ち、一関市下黒沢地内より下流における取水、揚水等は殆んど行なわれること無く、同市街及び山目、中里、川辺地区等の陸水、生活排水等の流入する河川である。（流域概況表参照）

更に、磐井川は大正五年岩手県告示を以って河川法準用河川に指定され、支川吸川、久保川等もそれぞれ河川法を摘要されるところである。

（註） 古くは磐井川の流水が生活用水に使用されるところであるが、須川温泉の湯尻川が流入されるに至ったところの近世初期以降は生活水には使用されることがなく、更に、淡水魚等の棲息せざる河川と化したところである。（別項に述ぶ）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号		区	点	終	延長
		令達	第 号				
磐井川	河川法	大正五、一二、八	四四一	右	西磐井郡山目村大字山目字川原田	北上川落合	km
準用河川	県告示	昭四、九、三〇	五一八	同	一ノ関町字釣山	同	三二、二九一
施行河川	県告示	昭四、九、三〇	五一八	同	厳美村大字猪岡産女川合流点対岸	同	七、三〇九
	県告示	昭四、九、三〇	五一八	同	山目村大字山目字川原田二二八番地の六地先	北上川合流点	
	県告示	昭四、九、三〇	五一八	同	一ノ関町字川街一番の三地先		

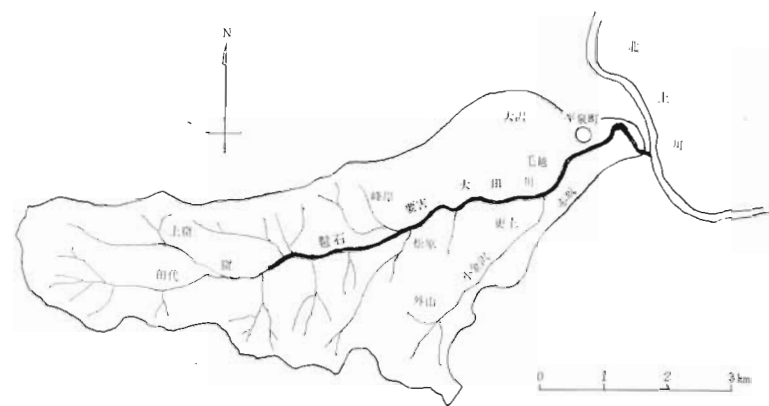
磐井川	河川法 一級河川	和昭四〇、三、二四 政令 四三	産女川合流点	北上川への合流点	二七、八九一
吸川	指定区間 外	建設省告示 九〇一	一ノ関市中里字石島六十八番の二地先の東北本線磐井川鉄橋	同	四、四〇〇
	準用河川	〃一一、九、〇六〇	一ノ関町字新山新川合流点	磐井川落合	三、〇五五
	一級河川	〃四〇、三、二四	一関市字新山新川地先の新山堰堤	磐井川への合流点	三、一〇〇
	一級河川	〃四二、五、二五	一関市真柴字宮沢二十四番地先	一関市字新山 新山川地先、新山堰堤	〇、八九五
新山川	一級河川	〃四二、五、二五 政令 七五	同 真柴字千刈田十九番の二地先	吸川への合流点	〇、六五〇
	一級河川	〃四三、四、八	同 真柴字千刈田十九番の二地先 字中田五十六番地先	一関真柴字千刈田十九番の二地先	一、四五〇
	一級河川	政令 六四	一関市真柴字八幡二十四番の一地先	同真柴字中田五十六番地先	
久保川	準用河川	〃三五、四、〇五	同 萩荘字長倉	磐井川合流点	一三、五〇〇
	一級河川	〃四〇、三、二四	同 萩荘字長倉地先	磐井川への合流点	一三、五〇〇
市野々川	準用河川	〃三五、四、〇五	同 萩荘字赤猪子	久保川合流点	七、〇〇〇
	一級河川	〃四〇、三、二四	同 萩荘字赤猪子地先	久保川への合流点	七、〇〇〇

三、笹谷川

笹谷川は一関市川辺地内で北上川に入る右岸支川であり、水源は同市赤萩地内烏森（取揚野）より発して宇笹谷を東

北土川支川	指定区分	年号 令達第	年月日	右左	起	点	終	点	延長
太田川	河川法 準用河川 一級河川	昭和三四、四、二九六 県告示 政令	四〇、三、二四 四三	西磐井郡平泉町字籍 同	同	同	北上川合流点 北上川への合流点	七、五〇〇km 七、五〇〇	

第23図 太田川



莓渡で北上川に入るところの小支川であり、流路延長凡三里（約一、七軒）である。

同川の流れは隆起準平原の丘陵帯であり、隆起後の侵蝕は比較的遅く、本支川等の集水域における丘陵地等は、傾斜が緩で、谷幅が広く河流も亦緩である。従って、土砂の流出等が少なく。

中流部の下達谷附近においては、狭長ではあるが同川の沿岸平野が形成されており、水田として耕作されている。

更に、下流部は北上川沿岸平野に属する平坦地を蛇行している。

同地域は北上川洪水等によって造成された沃野であり、その殆んどは水田として耕作される場所である。

同川流域における耕地に灌漑するところの用水等は同川より取水し、又、陸水等の余水も亦、同川によって排水されている。

同川の下流部における河道の変遷は甚しく、古くは、一関市川辺地内で北上川に入り、近世代においては莓渡で合流するところである。更に、現代における河道改修の施工によって平泉町宇加羅楽下部において合流するところと変更されるに至った。

五、桜川

桜川は、西磐井郡平泉町地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は同町大字衣関鐘ヶ岳に発し、中尊寺山の南谷を東流し、中尊寺坂下を経て北上川に入る小支川であり、流路延長一四町余（約一、五軒）である。

同川は、中尊寺山内における旧蹟三重池附近を流下する河川である。

六、衣川

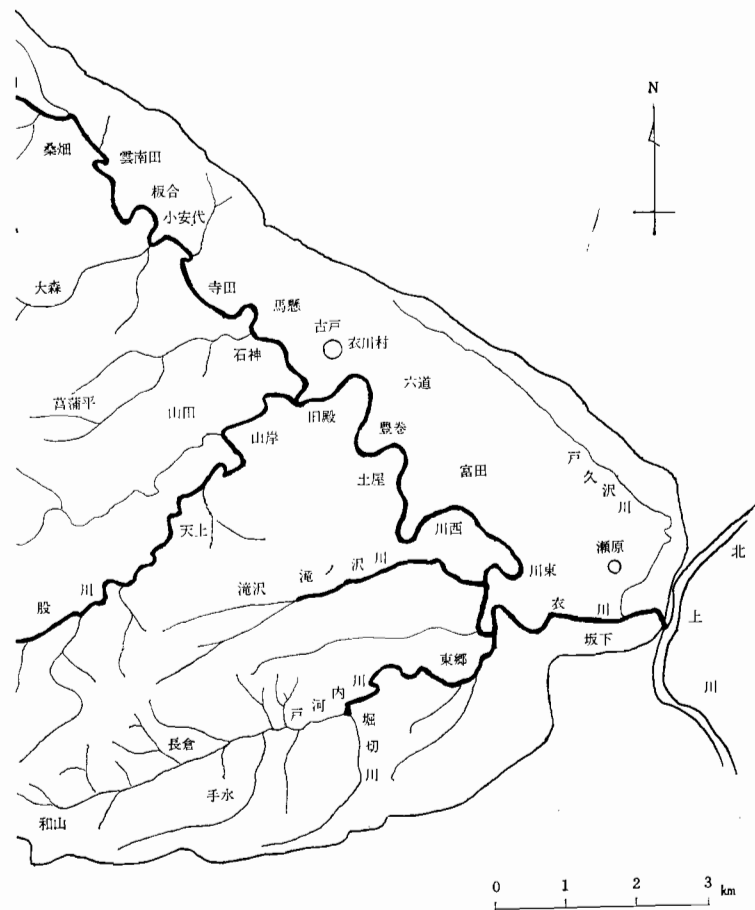
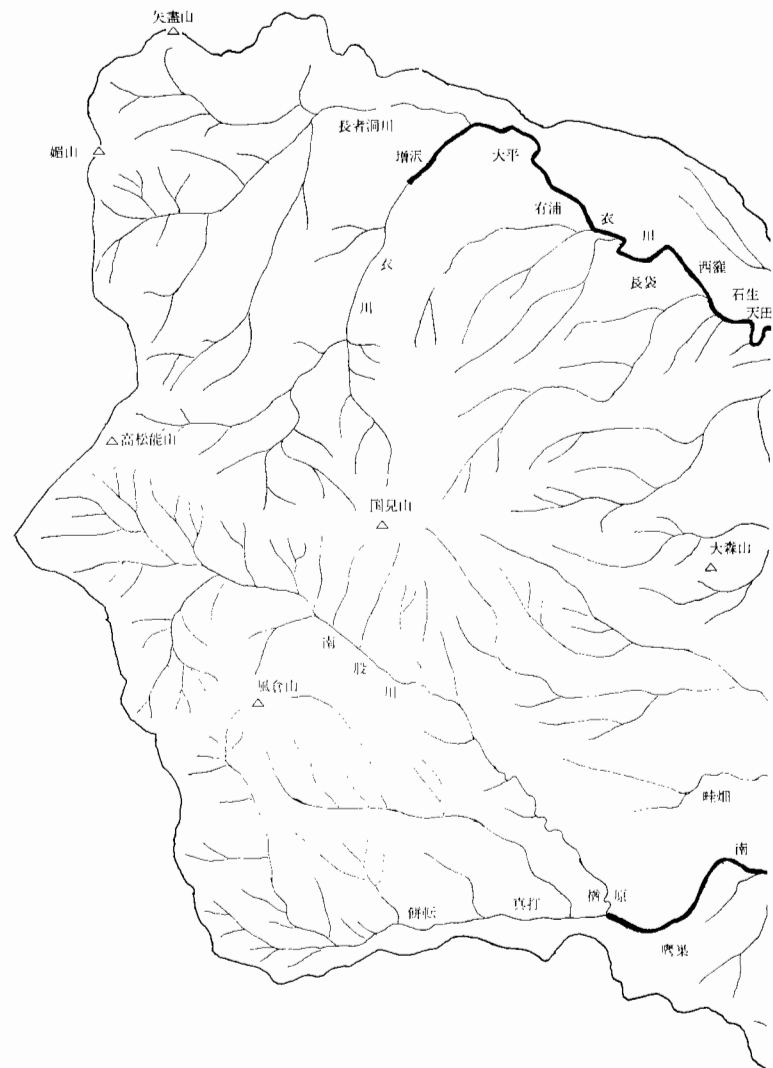
衣川は西磐井郡平泉町地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は、胆沢郡衣川村上衣川地内高檜能山の東谷に発する北股川が北流し、衣ノ滝を経て同村宇増沢において左支長者洞川を合流する。

長者洞川は同高檜能山北谷及び媚山等より出て北、東に彎流し宇増沢に至り北股川に入る。

北股川は、長者洞川を合流し流路を南東に転じ上衣川宇大平、西ノ窪、雲南田、寺田等を経て同沖野々（古戸の南）において南股川を合流する。



13 衣川 胆沢郡衣川村



南股川は、北股川と同じ高檜能山の南斜面に発し国見山、風倉山等の山峽を東南流し、宇下立沢を経て同檜原に至り、流路を北東に転じて同柳原、川内、小林等を経て沖野々に至り北股川に合し衣川となり、同川沿岸平野を大きく蛇行して平泉町に入り宇本郷で同町長倉野より来る戸河内川を合せ、宇衣関坂下地先で北上川に入る。

同川の流域は殆んど山地であり、北股、南股両川の中央に位置する国見山（七八六、一米）等は侵蝕が山腹以上にも及び谷は深く刻まれ溪流は急流となって四方に流下している。

（河川名） 衣川 流域概況表

河川	総数	内		備考	面積	総数	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	三三・〇 km	一 km	一 km	昭30調	全流域	一八五・三 km ²	一八〇・二 km ²	五・一 km ²	
指定区間外	一	一	一	昭48調	山地	一六三・九	一五九・三	四・六	
指定区間	四五・二	二七・〇	一八・二	昭48調	平地	一九・九	一九・五	〇・四	
その他	一	一	一	昭48調	水面及び水路面積	一・四	一・四	一	
戸口	流域内	想定氾濫域	備考		耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考	
市町村名	衣川村	衣川村			田	一、八八九・七 ha			
戸数(世帯数)	(昭40国調) 五二七戸	(昭30調) 四八戸				一、〇九五・六			
人口	(同右) 三、七五三人	(同右) 二九二人							
灌漑用取水量	三・九〇 m ³ /sec	灌漑面積	(昭30調) 四五四町	既応最小大流量	昭昭				m ³ /sec

北股川及び南股川は沿岸平野の発達が多く、開発の歴史は古いが広大な耕地等は殆んどなく、水田等は主として下衣川に属する地域に集中している。

同地域における灌漑用水は宇雲南田において北股川より上水する北大溝及び南股川より上水されるところの南大溝に依って灌漑される。（流域概況表参照）

更に、北股、南股両川は急流河川で砂石の流出が多く河道に転石等の散乱が見られる。

（註） 北股川筋宇雲南田及び南股川中流部等に衣川第一、第二防災ダムが構築されている。

両川の合流する古戸附近より上流部においては甚しい蛇行河川を形成するが、両川合流と共に流速を減じ緩流となり、河床材料等は砂土と変り舟行の障害少く、その一部において舟航が行なわれたところである。同川は昭和一二年県告示を以って河川法準用河川に指定されるところである。（河川区域表参照）

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号		区	点	終点	延長
		令達第	年月日				
衣川	河川法 準用河川	昭和一、二、一、二七 県告示 〃二七、 〃二七、 〃二七、 政令 四〇、 三、二四 四三	九、一七 五、八五 三、二四	胆沢郡衣川村大字上衣川宇石ヶ袋北股川 南股川合流点	北上川落合	北上川への合流点	二七、〇〇〇 二七、〇〇〇 二七、〇〇〇 二七、〇〇〇
一級河川				同	同	同	

94

更に、昭和三十七年衣川ダムの完成により、同ダムより補水されるところとなり、同ダムの流域的河川となり、且つ、

同川の特質とするところは、狭長な流域を持ち、更に、支川と言う程の小支流を有せざる一本川であることであらう。

河川	総数	本流内		備考
		主流	支流	
幹川全延長 指定区間外 指定区間 その他	一二・八km 六・七 	km 六・七 	km 	昭30調 昭48調 昭48調
面積	総数	本流内		備考
水面及び水路面積	平 地	山 地	全流域	一六・六km ² 一二・四 三・九 〇・三
耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考	
市町村名 戸數(世帯數) 人口	胆沢町・前沢町 (昭30調) 三五五戸 (同右) 二、三五三人	前沢町 (昭30調) 一四六戸 (同右) 九四八人	水田 畑	四五九・四ha 五九三・一
灌漑用取水量	〇・六六m ³ /sec	灌漑面積 (昭30調) 六七・五町	既応最小大流量	昭昭
				m ³ /sec

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 号	左区 起点	終点	延長
白鳥川	河川法 準用河川	昭和四、六、二四 告示三六二	//四〇、 三、二四 政令四三	胆沢郡前沢町白鳥字安寺沢五五 同字一ノ沢三五 同字安寺沢五十五番地先 同字一ノ沢三十五番地先	北上川落合 北上川への合流点	六、七〇〇km 六、七〇〇

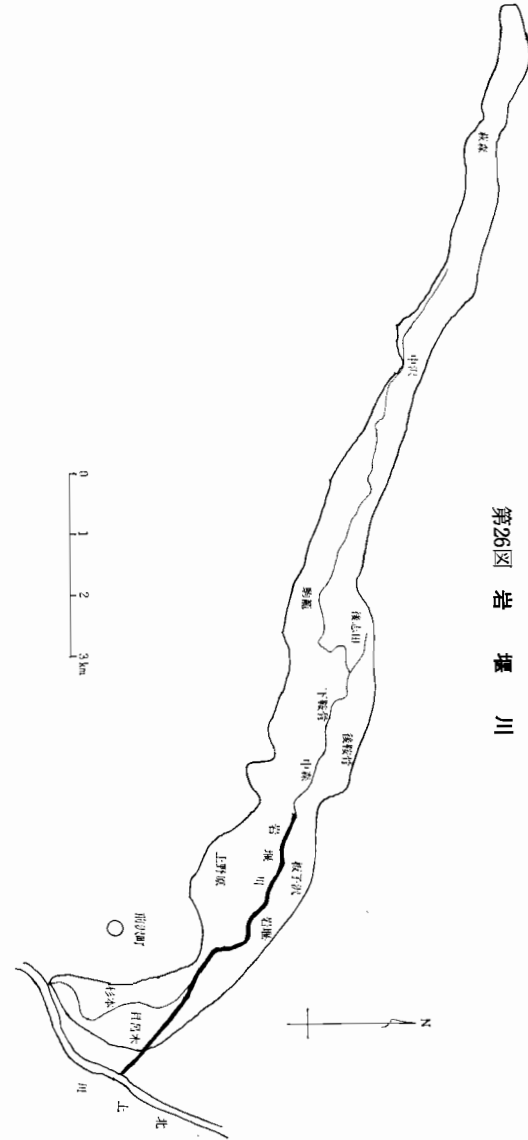
太郎ヶ沢川は、胆沢郡前沢町地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は同町宇上野原の内、養ヶ森に発し東南に流れ、同町街並を横断して宇田中に至り、左支小沢川（尾沢川）を合せ同宇谷起において北上川に入る、延長三〇町余（約三、二軒）の小支川である。

太郎ヶ沢川は、尾沢川合流点より下流部は、古くより雀檀川の名をもつて称されたとところである。

岩堰川は胆沢郡前沢町地内において北上川に入る右岸支流であり、水源を同郡胆沢町小山字大橋において寿庵堰の

内、下溝より分流上水するところとしている。従って、寿庵堰の一派流として同町小山、前沢町古城、前沢等の水田に灌漑水を供しつつ東流して同町稲置^字島地先において北上川に入る、延長二里一八町余（約九、七^斗）の小支川である。

しかるに、同川が寿庵堰より分流する^字大橋において、更に、上流より来り合する一支川がある。水源は胆沢扇状地における扇状部の胆沢町小山^字中沢附近にあり、同扇状地より湧出する地下水、陸水等を集め^字駒籠、上鞍骨等を経て



第26図 北上川

同大橋に至り岩堰川に合流する小川であるが、^字大橋に至るまでの延長は凡一里余（約三、八^斗）である。

従って、^字中沢に水源を發し^字下中沢、大橋、板子沢、岩堰等を経て稲置で北上川に入る河川が岩堰川の原形と推定されるところであり、後に、寿庵堰を^字大橋で接続し、岩堰川流域における耕地に灌漑用水を補い、更に同川沿岸における耕地の開発に資したのである。

しかし、岩堰川の源流は寿庵堰に比し影響するところが少く、後代においては寿庵堰と接続する^字大橋より下流を以って同川と考えられるに至ったところである。

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号			区	城	延長
		令達	第	号			
岩堰川	河川法 一級河川	昭和四三、四、 政令四六八			右左 起 点	終 点	五、〇〇〇km
					胆沢郡前沢町古城 ^字 松子沢一番地先 同 ^字 裏新田八十二番の八十五地先	北上川への合流点	

一〇、松木沢川

松木沢川は胆沢郡前沢町地内において北上川に入る右岸支川であり、水源を同郡胆沢町小山^字野中において寿庵堰の内、下溝より分流するところとしている。従って、寿庵堰の一派流として同町小山、前沢町古城、白山等の水田地帯に灌漑水を供し同稲置^字目呂木において北上川に入る、延長凡三里二〇町（一三、八^斗）の小河川である。

同川は、寿庵堰より分流する小山地内においては恩俗川、中畑溝と称するが、前沢町古城に至り松木沢川となり、同町白山においては古館川とし、稲置に至り藤巻川と称されている。

更に、同川は寿庵堰より分流する用水堰の如く考えられているが、松木沢川は胆沢扇状地の扇頭部であるところの胆沢町若柳^字萩森に発し、東流して^字大畑平等における湧水、陸水等を集め^字野中に至る延長凡二里（七、七^〇）の源頭部を有する河川である。

一一、天神川

天神川は水沢市姉体町地区で北上川に合流する右岸支流であり、水源を胆沢郡胆沢町若柳^字二枚橋において寿庵堰の内、下溝より分流するところとしている。従って、寿庵堰の一派流として東流し同町^字蛸ノ手、笹森、水沢市須江、姉体等の地域における耕地に灌漑水を供し姉体町^字上島で北上川に入る、延長凡三里一三町（約一三、〇^〇）である。

同川は寿庵堰の一分流として考えられている河川であるが、本来は、胆沢町若柳^字慶存等の胆沢扇状地における扇頭部に発し、富沢原、丑転等を経て二枚橋に至る小河川が本川であり、寿庵堰は二枚橋において同川の流路に入れ用水路とし、扇状地の小山地区及北上川沿岸平野の水沢地区等に灌漑水を給する大幹線とされたところである。

同川は小山地内において笹森溝と称され、更に水沢市須江等においては木田美川と言ひ同市姉体町では天神川と称するところである。

一二、乙女川

乙女川は水沢市常盤地区で北上川に合流する北上川右岸支流である。

同川は胆沢郡胆沢町若柳^字土橋地先で胆沢川より上水する茂井羅堰を母川とし、同町^字出店において北堰、南堰の二流に分れ、北堰は同町^字東田において更に界田川を分流し^字高綱、京徳田、石田、聖天等を経て水沢市街に入り柳町を横断し、同町々裏において南堰を合流し常盤^字跡呂井で北上川に入る。

更に、胆沢町^字出店において分流するところの南堰は、同町^字箸塚、要害、広町、正月橋、鶴田等を経て水沢市街に入り大町を横断し柳町裏に至り北堰に合流する。

同川は水源を胆沢川に求め、胆沢町^字出店において取水し胆沢扇状地を縦流し、同川沿岸に展開する広大な水田地帯に灌漑水を供するところの茂井羅堰の中樞をなす河川である。

同川北堰は胆沢町都鳥においては太柳川と称されるが、更に、南下幅等においては、京徳川と言ひ、水沢市石田等においては乙女川としている。更に、柳町川とも称されている。

南堰は、南川、濁川等と呼ばれ、水沢市においては太刀洗川、大町川等称している。

更に、同川は胆沢川にて取水され、水沢市郊外で北上川に合流するまで、凡三里四町（二、〇^〇）の河川である。

一三、香原川

香原川は水沢市常盤地区で北上川に入る右岸支川である。

同川は胆沢郡胆沢町^字東田にて茂井羅堰の内、北堰より分流するところの界田川であり、同町^字上戸及び水沢市北下幅、那須川等を経て常盤^字四丑に至り北上川に合流する。

同川は茂井羅北堰（乙女川）より分れ、北堰と共に胆沢扇状地を東流し、沿岸に展開する水田地帯に灌漑する、延長二里二〇町余（一〇、〇^〇）の河川である。

以上太刀洗川、乙女川、香原川等の三川は胆沢扇状地における湧水、陸水等の自然河川であり、後世において開削されるところの茂井羅堰によって、胆沢川より取水する水流を各々の河川に入れ、水量の増大を計り胆沢扇状地の開発に資するところである。

一四、藤吾沢川

藤吾沢川は水沢市佐倉河地内で北上川に入る右岸支川である。

同川は胆沢郡胆沢町^下下川原地先で胆沢川より上水する三堰の一分流であり、水沢市佐倉河^下栃木、下河原等を経て東流し、同上館で北上川に入る、流路延長凡二里（約七、七軒）の小河川である。

同川は胆沢扇状地の最北部開発のため開削された三堰の主脈となる水流であり、佐倉河北部における耕地に灌漑する重要な河川である。しかし、取水場の位置は胆沢川における三大取水所の内、最下流にあり、渇水時等における用水不足は例年の如く、旱損等が甚しいところであり、戦後の、土地改良事業によって茂井羅堰より補水する水路が開削され給水が施行されるに至っている。

一五、谷地川（九蔵川）

谷地川は水沢市佐倉河地内で北上川に入る右岸支川である。

同川は胆沢町^下下川原地先で胆沢川より上水する三堰の一分流であり胆沢扇状地の最北端の河川であり、水沢市栃木地内で藤吾沢川と分れ、佐倉河満倉^下佐野、同宇佐^下八幡等を経て^下祇園で北上川に入る、流路延長凡一里一〇町余五軒）の河川である。

同川は藤吾沢川と共に佐倉河北部における灌漑用河川である。

一六、胆沢川

胆沢川は、水沢市佐倉河宇佐地内において北上川に入る右岸支流である。

同川の水源は市の西方、胆沢郡胆沢町若柳地内における焼石岳（一、五四八・一米）の西谷に発し柴沢山の北谷を西

流し、更に、同山の西谷より南谷へと迂廻し、尚、深く刻まれた焼石岳南麓の山峡を東流して同町^下下嵐江において右支前川を合流する。

前川は、同町の西南隅大蘊山に発し、多くの支川を合し北流して^下下嵐江に至り胆沢川に合流し、石淵ダムに入る。

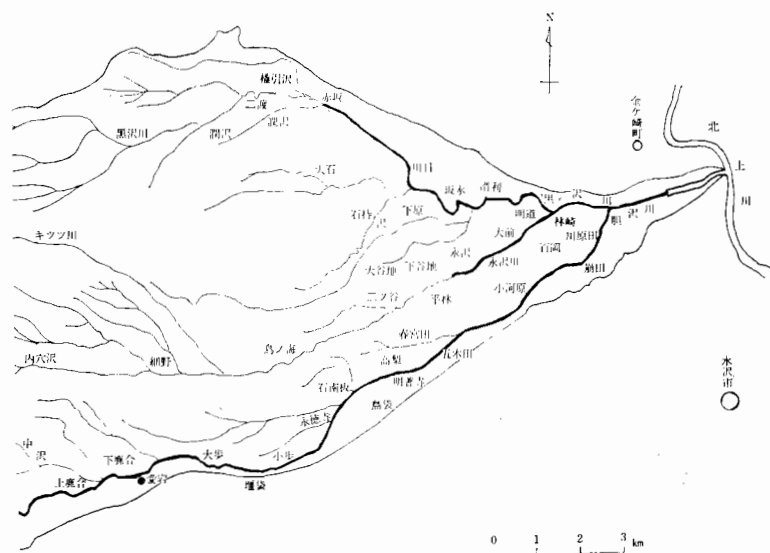
ダムの下流で尿前川を合した胆沢川は^下馬留を経て、胆沢扇状地の扇頭部^下市野々より同扇状地並びに駒岳の南麓の間を東流し、同町^下堰袋で寿庵堰に水を分け、更に、東に流れ同土橋において茂井羅堰を分流し、金ヶ崎町^下永徳寺、胆沢町^下五木田等を経て同町^下下河原で三堰に分水し、水沢市佐倉河地内に入り、左岸金ヶ崎町永栄^下百岡に至り、黒沢川を合流する。

黒沢川は、金ヶ崎町の西境駒岳の東谷に発し、同山の東麓を流れ降り^下榑引沢に至り山麓平野に出て、同川目、滑利等において右岸支川を併せ^下林崎に至り、駒岳の隣峯経塚山（一、三七二・一米）の東斜面に発し、同山麓を東流し来る永沢川を併せ、更に、東流し^下川原田で胆沢川に入る。

胆沢川は黒沢川を入れ東に流れ水沢市佐倉河宇佐^下北館地先



15 胆沢川（上流部）胆沢郡胆沢町



で北上川に合流する。

同川の流域は、上流部における山地と、下流部における扇状地平原とが相半するところである。

上流部における集水域は殆んどが高山帯であり、主峰焼石岳を初めとする群山は標高一、〇〇〇米を越す高岳が一、二峰に及んでいる。

これ等の山岳によつて構成される集水域は北に広く、南にせまい卵形であり、広袤凡、東西三二軒、南北三五軒であり、胆沢川本支川はこれ等の地域に掌状形の流路を持ち、胆沢扇状地の谷口に集中し流出する河川である。

下流部扇状地における胆沢川は扇状地の北辺を東流するが、同川より上水する寿庵、茂井羅、三堰等の用水堰によって灌漑水が導入され、同地帯の全域に供給されている。

戦後、石渕ダムの完成と共に同ダムより直接取水し、前記三用水堰にそれぞれ配水されるところとなり、茂井羅堰の頭首工以外は廃止されるところとなっている。(流域概況参照)

更に、同川は大正六年河川法準用河川に指定され、昭和二八年河川法施行河川に編入されるところであり、更に、昭

和四〇年河川法の改正により本川下流部及び石淵ダム湛水域等が同法指定区間外となり、支川の多くは一級河川に指定されるところである。

(河川名) 胆沢川 流域概況表

河川	總數	内		備考	面積	總數	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	四六・八 km	一・六	一・六 km	昭30調	全流域	三二三・六 km ²	一二六・四 km ²	九七・二 km ²	
指定區間外	一・六	一・六	一 km	昭48調	山地	二八二・三	二一〇・二	七二・一	
指定區間	四六・七七	二三・七二	二三・〇五	昭48調	平地	三〇・四	一二・四	一二・〇	
其他	一	一	一		水面及び水路面積	一〇・九	二・八	八・一	
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考		
市町村名	水沢市・胆沢町	同二市町		水田					
戸數(世帯數)	(昭30調) 二、四四七戸	(昭30調) 一〇四戸		畑					
人口	(同右) 一三、六七二人	(同右) 六〇三人							
灌溉用水量	一二・六四 sec	灌溉面積	(昭30調) 七六四・三町	既設最小大流量	昭二八・九・二六	昭二八・七・三一	四〇四 sec		
發電	三壹 m ³ /sec						三〇		

河川区域表

[illegible]

永沢川	一級河川	昭和四〇、三、二四 政令	二ツ谷川の合流点	黒沢川への合流点	四、七五〇
尿前川	一級河川	〃四二、五、二五 政令	胆沢郡胆沢村若柳檜山前岳国有林百二十八班い十小班地先 同 国有林百二十七林班	胆沢川への合流点	四、七〇〇
荒沢川	一級河川	〃四二、五、二五 政令	いに十小班地先 同 国有林百二十林班	尿前川への合流点	三、六〇〇
四次	一級河川	〃四二、五、二五 政令	いに十小班地先 同 国有林百二十一林班	荒沢川への合流点	一、二〇〇
金山沢川	一級河川	政令	いに十小班地先 同 国有林百二十二班		

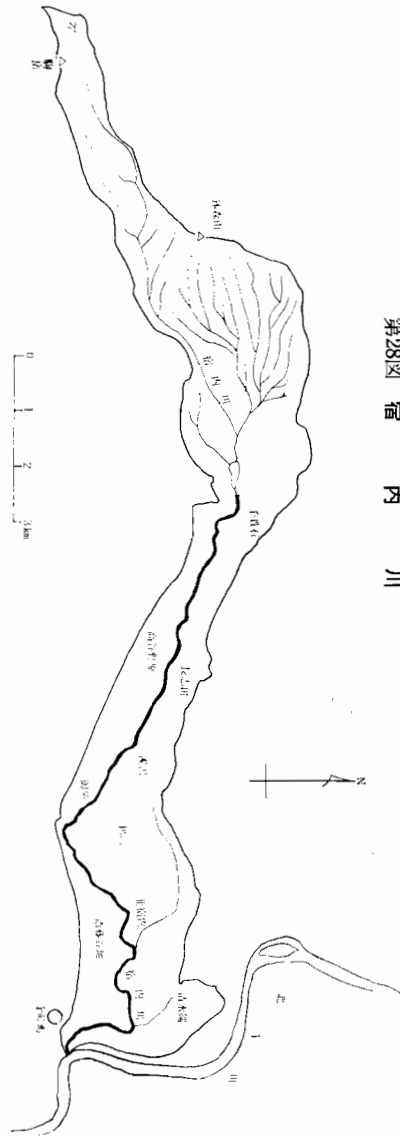
一七、宿内川

宿内川は胆沢郡金ヶ崎町地内において北上川に入る右岸支川である。

同川の水源は、同町の西端駒ヶ岳に発し山中を東流し、岳麓に至り千貫石用水溜池を経て、高谷野原開墾地を東南に流れ降り同町南方字新田、斎藤谷地、二ノ台等を経由して同矢来裏で北上川に合流する、幹川流路延長凡五里二八町（約二二、五軒）余の河川である。（流域概況表参照）

同川の流域の内、上流部は那須火山帯に属し、水源の駒ヶ岳は同火山帯における最も東側に突出する高山で、標高一、二二九・八米に及ぶところであり、既に、風雪に侵蝕されているが、宿内川は比較的安定する流路を維持している。山麓部における千貫石用水溜池は、その起元を近世初期あるいは中世末期まで遡るところである。しかし、現在の同溜池は戦前及戦後等において改修されるところの近代的用水溜池である。

第28図 宿内川



同溜池による古来の灌漑地域は、宿内川沿岸に限定されるところであるが、近代溜池に改修後は渋川、大倉沢川、関沢川等にも分水するところとなり、同溜池による灌漑地域は金ヶ崎町全域及び北上市相去町の殆んどに及んでいる。

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達 第 号	年月日	区 起 点	終 点	延 長
宿内川	河川法 準用河川 昭和一、一、二七 県告示 六			胆沢郡金ヶ崎町大字西根字堤袋四六番地 四四番地	北上川落合 北上川への合流点	一三、七四六 km 一三、七四六

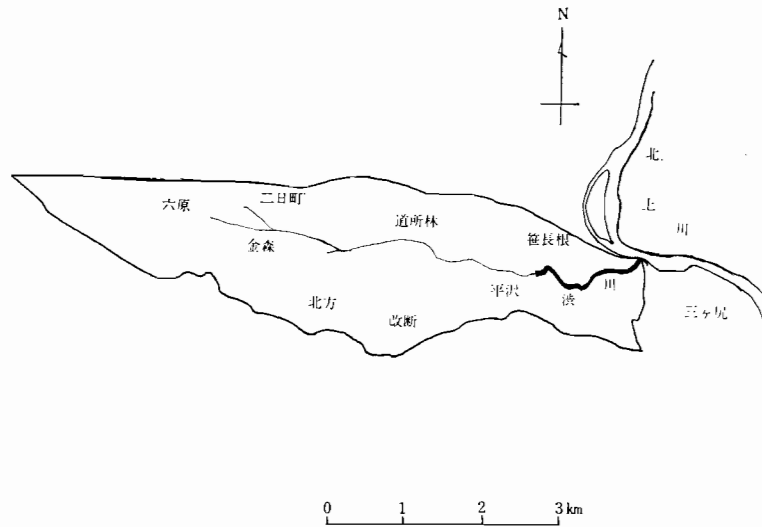
(河川名) 宿内川 流域概況表

河川	総数	本流内		備考	面積	総数	本流内		備考
		指定区間外	指定区間				支流	支流	
干川全延長	二二・五 km				全流域	三三・四 km ²			
指定区間外	一				山地	一八・六 km ²			
指定区間	一三・七四				平地	一四・四 km ²			
その他	一				水面及び水路面積	〇・四 km ²			
戸口	流域内	想定氾濫域	備考		耕地面積	七六六・六 ha	想定氾濫域	備考	
市町村名	金ヶ崎町	金ヶ崎町			畑	一四七・〇 ha	耕地		
戸数(世帯数)	(昭30調) 三〇一戸	(昭30調) 二八戸			既応最小流量	昭昭			
人口	(同右) 二、一四〇人	(同右) 二四七人							
灌漑用取水量	一・二四 m ³ /sec	灌漑面積	(昭30調) 一、二七三・六町						

宿内川の中流部は前記の如く扇状地流域の南部に位置するが、水不足に原因し開発が遅れて居た地域である。戦後、千貫石用水溜池より導水し、高谷野原の開墾等が行なわれている。更に、下流部は隆起平原で、古くより耕地に開かれ宿内川より灌漑用水を引き入れ水田として耕作されるところである。

従って、村落、集落等の構成は下流部において行なわれ、中流部に遡れば殆んど人家が見られない。更に、同川による舟航、流筏等の水利の便は得られない。

第29図 渋川



同川は、昭和一二年準用河川に編入される河川である。

一八、波川

波川は胆沢郡金ヶ崎町三ヶ尻地内で北上川に入る右岸支川である。

同川の水源は同町千貫石用水溜池より分流し、同町北方、字平沢、田尻等を経て三ヶ尻に入り、同所において左支高吉溝を合せ東流し同字柳原に至り北上川に合流する流路延長凡二里一二町余(九、〇軒)の小河川である。

同川は字長志田、改断、平沢、三ヶ尻字下通等の耕地に灌漑用水を供する用水堰的性格の河川である。

古くは、宿内川より補水されたところの河川であり、戦前における灌漑面積は一二〇余町歩と称されている。

荒沢において高下岳より来る大荒沢を併せ、更に、宇高下、中村等を経て丸志田に至り和賀川に入る。

横川を合流した和賀川は宇泉沢を経て同猿橋において右支松川を合流する。

松川は鹿子山（松川山）及び同山の南尾根等より発し東流して猿橋のうち松川口で和賀川に入る。

更に、同地内において左支七内川を合流する。七内川は、稗貫郡境四牧平山の西谷に発し西流して宇和佐内、七内等を経て宇下柳生に至り和賀川に入る。

和賀川は更に宇太田、坂本等を南流し同前郷に至り右支遠巣川、本内川等を合流する。

遠巣川は前郷の北方遠巣山（遠巣ヶ森）に発し山中を南流する小支川であり、

更に、本内川は秋田県境真昼岳に発し同山中において南流より東流に転じ宇下沢、片倉等を経て前郷に至り二川相前後して和賀川に入る。

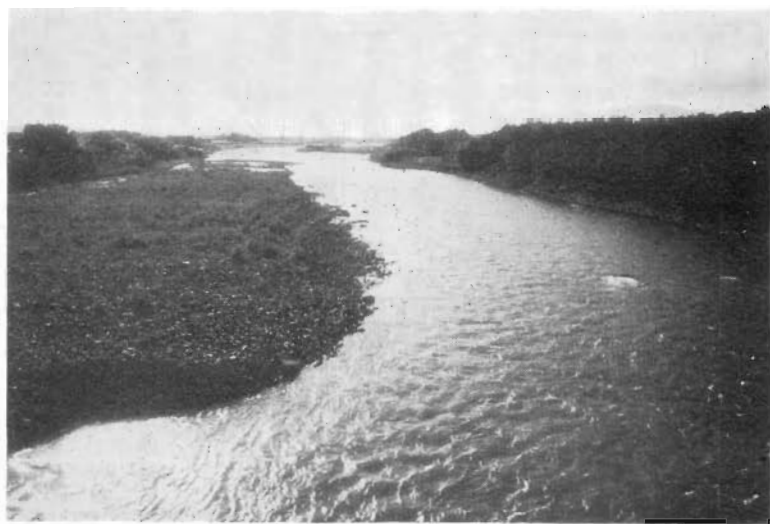
和賀川は更に桐沢等の小支川を至る所において合流し、宇新町、大野等を南流し、同郡湯田町に入り宇清水野において右支下前川を合流する。

下前川は同町地内女神岳に源を発し同山南谷を東に流れ宇下前、寅沢、樺沢等を経て同清水野に至り和賀川に入る。下前川を合流した和賀川は湯田町宇湯田において湯田ダムに入る。

右岸支流左草川は同湯田の西方左草山に発し宇左草、下左草、穴明等を東南流し湯本温泉の対岸で同ダムに入る。

湯田ダムは同町地内宇川尻、大石、大荒沢等の地域にわたる湛水延長一七軒余のダムである、同ダムを流下した和賀川は当楽峠を経て同郡和賀町地内に入り宇和賀仙人、岩沢、石羽根等を経て横川目に至り左支尻平川を合流する。

尻平川は水源を横川目の北方花巻市笹間地内の毒ヶ森山に発し、同山中を深く浸蝕された谷間を東奔して山麓平野に



和賀川 和賀郡和賀町 16

降り、同市宇尻平川を経て和賀町地内に入り、横川目宇鳥谷脇、戸花、蛭川等を更に東流して宇門神に至り和賀川に入る。

和賀川は尻平川合流点より一軒余降った同煤孫において右支鈴鴨川を合流する。

鈴鴨川の水源は焼石連峯の北端同町地内兎森山に発し急峻な山峽を北流して宇瀬畑、杣木等を経て宇堰合で和賀川に入る。

和賀川は、更に、同町地内右岸煤孫宇宮沢、佐野等を経て岩崎地内宇宿において夏油川を合流する。

同夏油川は宇宿の西南、焼石連峯の中央天竺森の北斜面に発し、更に、経塚、牛形山等の高山より発する溪泉を集め北流し、夏油温泉を経て流向を東北に転じ深山幽谷を急奔し、更に宇入畑、本畑等を経由し、岩崎新田に至り夏油川扇状地の扇頭部に至り数流の派川を分け、本川は扇状地の中央部を宇萱刈場、上夏油、花曾根等を北東流し、同宿に至り和賀川に入る。

夏油川を合した和賀川は江釣子村（左岸）北上市等の界を東流し、同市鬼柳町宇鷹羽で北上川に入るところの長江で、北上川三大支川の一つである。

同川の上流域は那須火山帯に属し、右岸は和賀岳、高下岳、真昼岳、女神岳等の和賀岳連峯であり、左岸は大小屋山、山伏峠、大倉山、小倉山、四牧平山等の連山による東部山地を以って稗貫、紫波両郡に界し、その中央に和賀川をはさんで沢内盆地が南北に長く形成されている。

和賀川は沢内盆地において、西側山岳地帯及び東部山地等より流出する支川の多くは東又は西流して和賀川本川に殆

（河川名） 和賀川 流域概況表

河川	総数	内		備考	面積	総数	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	七・八・五 km	一・三	一・三	昭30調	全流域	八九六・五 km ²	六五三・八 km ²	二四二・七 km ²	
指定区間外	一・三	一・三	一	昭48調	山地	八三五・三	六〇六・〇	二二九・三	
指定区間	一〇九・三七	五七・五七	五一・八	昭48調	平地	五四・八	四三・六	一一・二	
その他	一	一	一	昭48調	水面及び水路面積	六・五	四・二	二・三	
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考		
市町村名	北上市・和賀町 沢内村・三市町村 (昭30調)	同三市町村 (昭30調)		畑田	四、〇八〇・七 ha	面積 耕地 二一・三 km ² 九四〇 ha			
戸数(世帯数)	二、〇五八戸 (同右)	四四五戸 (同右)			二、一五三・六				
人口	一、二三四人 (同右)	二、二四〇人 (昭30調)		既応最小大流量	昭二二・九・一五 昭一八・八・七	二、六〇〇 三五			
灌漑用取水量	発電 三二・九 三六 ml/sec	灌漑面積	(昭30調) 三、八六五・二町						

ど真角に合流し、さながら羽状葉脈型を形成している。

同沿岸における平野は、殆んど耕地として開発され、多くは水田として耕作されるところであり、灌漑用水等は本川及び支川等より取水され又、生活用水としても使用されているところであるが、水不足等は殆んどきかない。

更に、中流部は重疊とした山岳地帯であり、侵蝕による山地の傾斜は急で、谷は狭く深い、従って、耕作すべき平地のとぼしい地域である。同中流部の殆んどが湯田ダムの湛水域である。

下流域は横川目附近を境として広大な和賀平野である。同平野の開発は有史以前に遡るところであるが、近世初期和賀川より取水するところの奥寺上、下堰及猿田堰等の開削によって更に開発が進められ、その殆んどが水田として耕作されている。（別項において詳述する）

更に、同川右岸北上市鬼柳地区における灌漑用取水も亦、夏油川合流点下流で和賀川より取水されるところである。従って、和賀町、江釣子村、北上市等に跨る和賀平野の全域は同川によって灌漑されるところである。（流域概況表参照）

同川は、大正六年岩手県告示を以って河川法準用河川に指定され、更に、昭和二八年河川法施行河川に編入されるところである。（河川区域表参照）

下前川	河川法 一級河川	昭和四二、五、二五 政令 五七	和賀郡西山国有林三十六林班と一小林班地 先	和賀川への合流点	九、二〇〇km
遠巣谷川	〃 一級河川	〃 〃	同 沢内村大字太田字本内山国有林百六 十一林班うち小林班地先 〃 国有林百六十林班は七小林班 地先		二、〇〇〇

二、三、古 川

古川は北上市鬼柳地区にあり、和賀川の旧河道であって和賀川左岸に平行する延長凡三〇町（三、〇軒）の小支川である。

同川は北上市南郊における排水路的役割を持ち同市黒沢尻町里分で北上川に合流する。

二、四、広瀬川

広瀬川は北上市黒沢尻町里分で北上川に入る右岸支川である。

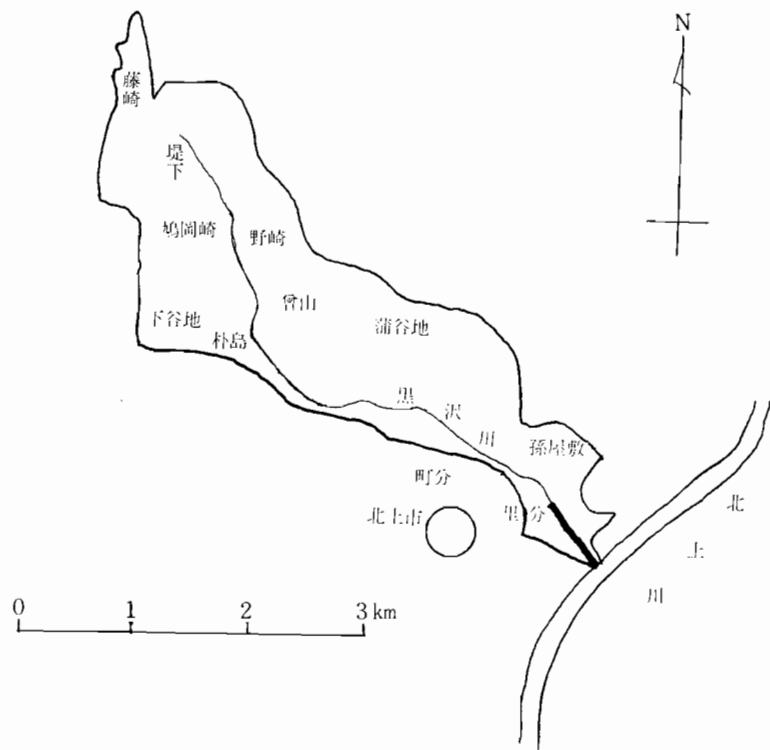
同川の水源は、同市北鬼柳地内において黒沢川（三牧橋川）より分流し同市有田等を経て、更に、同市街を横断して天神町に至り旧黒沢川の河道に入り字下川岸町にて北上川に合流する延長二〇数町（三、〇軒）の小河川である。同川は北上市西郊において四〇数町歩の水田に灌漑するところである。

二、五、黒沢川

黒沢川は北上市黒沢尻町地内において北上川に入る右岸支川である。

同川は、和賀郡和賀町堅川目地内において和賀川より上水し、字曲屋敷、稲葉等を経て滑田に至り奥寺堰の内、下堰

第31図 黒 沢 川



第二章 北上川（上流域）水系

を入れ同郡江釣子村を経由し、北上市北鬼柳地内において広瀬川を分け黒沢尻町字町分、里分等を経て同市の郊外、宇上川岸で北上川に合流する用水河川であり、堅川目における取水口より、北上市において北上川に合流するまで、流路延長凡四里余（一六、〇軒）の河川である。

同川の流域は和賀平野における水田地帯であり、堅川目において取水後、殆んど沿岸一帯の耕地に灌漑するところであり、（流域概況表参照）昭和三年県告示を以て河川法準用河川に指定されるところである。（河川区域表参照）

（河川名） 黒沢川 流域概況表

河川	総数	内		備考	面積	総数	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	六・四 km	一 km	一 km	昭三〇調	全流域	六・六 km ²	六・六 km ²	一 km ²	
指定区間外	一	一	一	昭四八調	山地	一	一	一	
指定区間	〇・七	〇・七	一	昭四八調	平地	六・六	六・六	一	
その他	一	一	一	昭四八調	水路面積	一	一	一	
市町村名	和賀町	同	同	備考	耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考	
人口（世帯数）	（昭三〇調） 六五七戸	（昭三〇調） 三三三戸	（昭三〇調） 一、六八六戸	備考	畑田	四一三・四 ha	二九・二	面積 〇・六 km ²	
灌漑用取水量	（同右） 三八七八人	（同右） 一、六八六人	（昭三〇調） 三三三戸	昭昭	既応最小流量	昭昭	昭昭	昭昭	

更に、同川は取水された堅川目においては猿田堰と言ひ、滑田においては桂溝、北鬼柳では三牧橋川、黒沢尻地内に入り黒沢川と称している。

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号年月日		区	点	終点	延長
		令達第	号				
黒沢川	河川法	昭和三〇、一、一九	三〇	北上市黒沢尻町字里分第一〇地割七四番の二地先	北上市合流点	〇、七〇〇 km	
準用河川	県告示	昭三〇、一、一九	三〇	北上市黒沢尻町字里分第一〇地割七四番の二地先	北上市合流点	〇、七〇〇 km	
施行河川	県告示	昭三〇、一、一九	三〇	北上市黒沢尻町字里分第一〇地割七四番の二地先	北上市合流点	〇、七〇〇 km	
一級河川	政令	昭三〇、一、一九	三〇	北上市黒沢尻町字里分第一〇地割七四番の二地先	北上市合流点	〇、七〇〇 km	

二六、上堰溝

上堰溝は北上市黒沢尻町地内で北上川に入る右岸支川であり、水源は古くより二説がある。一は、花巻市中笹間より来ると言ひ、他の一説は、和賀川より上水し南笹間より来るところとするものである。

しかし、上堰の名称は奥寺堰の内に上堰、下堰の二流があり、その一流の名称である。

従つて、和賀郡和賀町横川目地内で和賀川より上水し同町堅川目、後藤及び花巻市南笹間、中笹間並びに北上市村崎野、下春木場等、和賀平野の外周を半ば巡り同市宇小島崎において北上川に合流するところの奥寺堰の幹川であり、流

路延長凡五里（約一九、〇粁）の用水河川である。

しかるに、花巻市笹間地内の八方山（七一六、六米）より発する芦沢が東流し、同市宇横志田、後藤、笹長根等を経て中笹間に至り上堰溝に合流する。

現在、上堰溝の名を以て呼ばれる河川の原形はこの芦沢であり、藩政初期における奥寺堰開削に当り、その一流を芦沢の流路に入れ用水堰に転用されるところとなったのである。従って、古人が同水流の水源を中笹間（同地区内に八方山がある）としたのであろう。

芦沢の水源は駒頭山、毒ヶ森山等の南尾根の末端八方山に発するが、同南尾根は北の寒沢川、南の尻平川等による侵蝕が甚しく急峻な山容を形成している。更に、同川の流域は、いわゆる和賀平野の名を以て呼ばれる傾斜のゆるやかな扇状地（尻平川？）であり、東及び南に傾き、殆んどの水流、河川等は東流し北上川に入る。

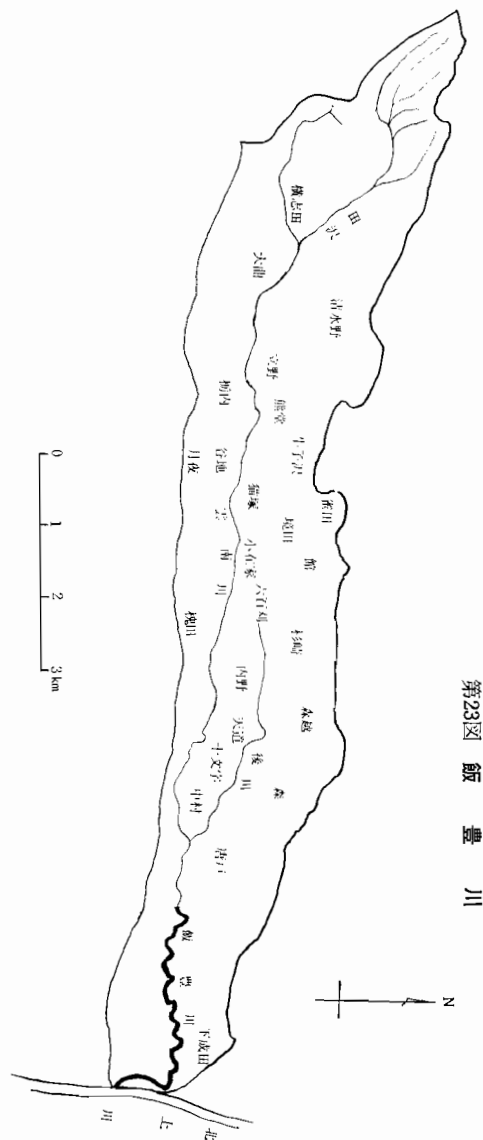
二七、大溝川

大溝川は北上市二子町地内で北上川に入る右岸支川である。同川は花巻市中笹間等における諸用水の末流並びに北上市村崎野宇大堰川等の陸水を集め東流する小河川である。

二八、飯豊川（枋内川）

飯豊川は北上市飯豊町地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は花巻市の南隅八方山の東谷（俗称田沢山）に発し、同市宇横志田、枋内、中笹間、北笹間及び北上市飯豊宇内野等を東流し同藤巻に至り飯豊森等より来る後川を合せ更に東流して同成田で北上川に合流する、本川流路延長凡四里一〇町（約一六、五粁）である。

同川の流域は源頭部においてわずかに山地を形成しているが、横志田の村落より下流三分の一は清水野と称する山麓



第23図 飯豊川

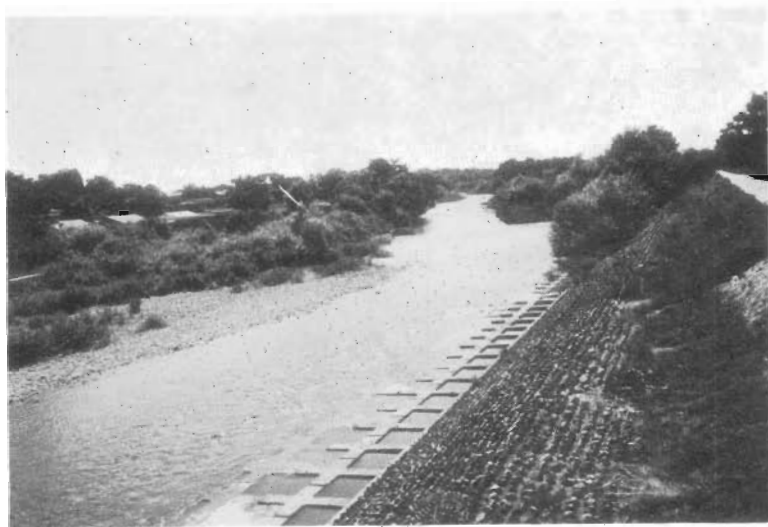
河川区域表

飯豊川	指定区分	年号		区	点	終点	延長
		令	達				
河川法 準用河川	昭和三四、四、二九六 県告示	四〇、三、二四	政令	右左	起	終	四、五〇〇 四、五〇〇
一級河川	花巻市飯豊町第六地割 第二一地割	南川の合流点				北上川への合流点	四、五〇〇

更に、同川は昭和三四年県告示を以って河川法準用河川に指定される河川である。（河川区域表参照）

照)

流域概況表

[illegible]

17 豊 沢 川 橋附近花巻市不動

二九、豐沢川

豊沢川は花巻市東郊において北上川に入る右岸支川である。

同川の水源は同市の西北隅、背梁山脈のうち大倉山の東斜面に発する西ノ股沢、大楯沢等が合し豊沢川となり、更に、マゴトロ沢、ユミ沢等を入れ東南流して豊沢ダムに入り、湛水域^宇幕館で中山峠に発し東流する桂沢を入れ、更に、毒ヶ森山中に発し北流する出羽沢等が流入する。

同ダム下流における豊沢川は山峡を迂曲して東南に流れ降り、沿岸に湧出する鉛、大沢、志戸平温泉等を入れ延々一〇数軒の山中を経て同市湯口字蟹沢に至り山麓平野に出て、同字中島において天ヶ森に繋する三ツ沢川を入れ、更に、同市太田字新瀬において右支寒沢川を合流する。

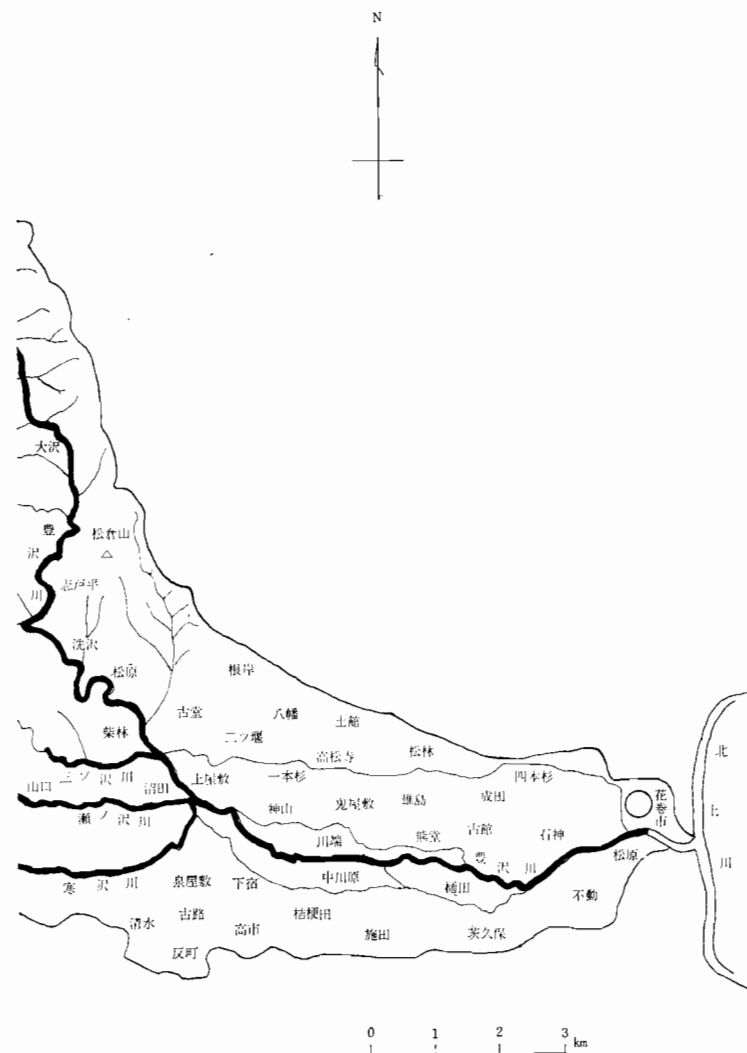
同寒沢川は同市太田の駒頭山に發し南より東に彎流して宇新
淵に至り豊沢川に入る。

豊沢川は更に字上根子、中根子、下根子等を經て同市の東郊
字高田に至り北上川に入る。

同川の流域は、流路延長の約三分の二強が山陵地帯である。



第33図 豊 沢 川



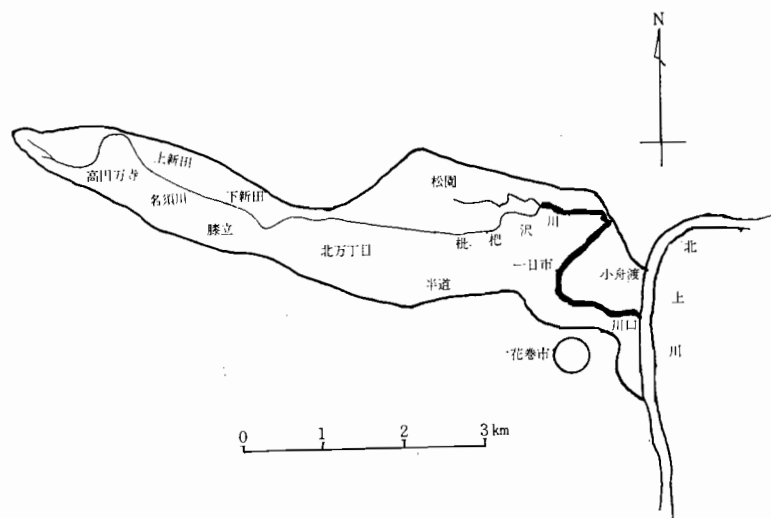
三〇、枇杷沢川

枇杷沢川は花巻市郊外において北上川に入る右岸支川であり、水源は花巻市の西方、湯口地内の松倉山、江釣子森山等より発し、同市高田万寺、膝立、北方丁目等の水田地帯を東流し、宇本館にて旧瀬川の河道に入り、一日市町裏、鳥谷ヶ嶺城下等を経て同市郊外下小舟渡において北上川に合流する、流路延長三里一〇町（約一二、一軒）余のところである。

同川の流域は、源頭部の山地を除けば殆んど平坦地であり、水田として耕作されるところである。従って、同川は沿岸耕地における灌漑水の供給河川として重要視される所であり、昭和三五年河川法准用河川として指定される河川である。

同川は、従来瀬川の支川であったところであるが、昭和二七年瀬川の改修により単独河川となり、旧瀬川の河道をもつて流路としている。

第34図 枇 杷 沢 川



河川区域表

北上川支川	指定区分	年号		区	点	終点	延長
		令達	第 号				
枇杷沢川	河川法 准用河川	昭和三五、 四〇一 政令 四〇、 三、二四 四三	号	右左 起	点	終点	延長
				花巻市浅沢一九八番地 下沖一二九番地 百九十八番地先 百二十九番地先		瀬川合流点 北上川への合流点	一、〇〇〇km 二、〇〇〇

三一、瀬 川

瀬川は花巻市高木地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は同市の北西湯本 太字 台地内における塚瀬山東尾根及び台山等より発し東南流する台川である。

台川は同字地内の小桜山の麓において左支松屋川を入れ釜淵ノ滝を経て、更に、万寿山の東麓で右支湯ノ沢を合し花巻温泉郷を経由し、台川の扇状地に出て 太字 湯本、金矢等を南々東に流下して同小瀬川に至り右支鍋割川を合流する。

鍋割川は、台川と同じく塚瀬山の南尾根鍋割山に発し、山狭を南東に流れ 太字 鍋倉を経て台川に合流する。

鍋割川を合した台川は瀬川となり、太字 櫛ノ目、西宮目、東宮野目等を経て同下似内に至り、昭和二七年に開削するところの新河道に従って、市の北郊 太字 高木 宇 小舟渡において北上川に入る、本川流路延長凡四里一〇町（一六、〇軒）余の河川である。

同川の源流域は那須火山帯の東端にあり、塚瀬山（八九二、三米）を始めとする連山は、既に侵蝕が進み起伏が甚し

第35図 瀬 川



18 瀬川及同流域（S.29切替）花巻市小舟渡

く、谷は深く狭い、従って、上流河川（台川、鍋割川共）は総して急流であるが、中下流部等の山麓平野は殆んど耕地として開発され、広大な水田地帯として耕作され、更に、宇二牧橋、小瀬川、東西宮野目等の集落が構成されている。

瀬川はこれ等の耕地に灌漑水を供給するところの河川である。（流域概況表参照）

同川は明治初期において三等河川に編入されたところであり。更に、昭和十二年河川法準用河川に指定された河川である。（河川区域表参照）

同川が北上川に合流する最下流部は、藩政初期に至るまで宇下似内の本館下であるが、南部藩による北上川本川の河道切替工事の達成後、瀬川は北上川の旧河道に従って同市一日市町裏、鳥谷崎城下を経て更に南流し、同市川口町を横断し宇高田において宇下北上川に合流するところと変更され、更に、昭和初期において宇下小舟渡に移され、同二七年、国の直轄工事として宇下似内より同小舟渡間に新河道を開削し、四度合流点の変更が行なわれている。

更に、同川において特記すべきことは、台川の支川湯ノ沢に古くより台温泉の名を以って知られる温泉が湧出し、瀬川に多量の鉱水が流入していることである。

(河川名) 瀬川 流域概況表

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	一八・七 km	一 km	一 km	昭30調	全流域	六七・七 km ²	一 km ²	一 km ²	
指定区間外	一	一	一	昭48調	山地	三三・六	一	一	
指定区間	四・〇五	一	一	昭48調	平地	三三・七	一	一	
その他	一	一	一		水面及び水路面積	〇・四	一	一	
戸数	花巻市 (昭30調) 六二〇戸	同 (昭30調) 三五四戸	同 (昭30調) 三五四戸	備考	耕地面積	一、七七五・七 ha	面積 〇・二 km ²	想定氾濫域	備考
市町村名	花巻市	同	同		畑	二三八・九	耕地 一八〇 ha		
人口	(同右) 一七、九〇二人	(同右) 一七、九〇二人	(同右) 一七、九〇二人	六五〇町	既応最小大流量	昭昭			mt/sec
灌漑用取水量	九・六 mt/sec	灌漑面積 (昭30調) 六五〇町							

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号	年月日	右左	起	点	流域	延
瀬川	河川法 准用河川	昭和二、二一、二七	昭示	右	稗貫郡湯本村大字小瀬川小股川合流点	北上川落合	北上川落合	四、〇〇〇 km
	施行河川	昭二五、一一、一七	県告示	左	稗貫郡宮野目村 国道四号線瀬川橋	北上川落合	北上川落合	四、〇〇〇
	准用河川	昭二七、九、一七	県告示		湯本村大字小瀬川小股川合流点	河川法施行区域	河川法施行区域	一一、〇五五
	一級河川	昭四〇、三、二四	政令		小股沢の合流点	北上川への合流点	北上川への合流点	一四、〇五五
鍋割川	准用河川	昭三四、四、二九	県告示		花巻市鍋割字下堰田	瀬川合流点	瀬川合流点	三、二〇〇
	一級河川	昭四〇、三、二四	政令		字下堰田五十四番の三地先	瀬川への合流点	瀬川への合流点	三、二〇〇
	一級河川	昭四八、四、一二	政令		字下堰田五十四番の三地先	瀬川への合流点	瀬川への合流点	追〇、八〇〇

三二、滝沢川

滝沢川は稗貫郡石鳥谷町江曾地内において北上川に入る右岸支流であり、水源は同町北湯口地内の糠塚山東麓に発し、同山麓平野を東流し字黒沼等を経て、更に、北上川沿岸平野を蛇行して江曾地先で北上川に合流する、延長凡二里五町（約八、二軒）余の小河川である。

同川の流域は、源流部を除けば殆んど山麓平野であり、耕地として開かれ同川より灌漑用水を取り水田として耕作

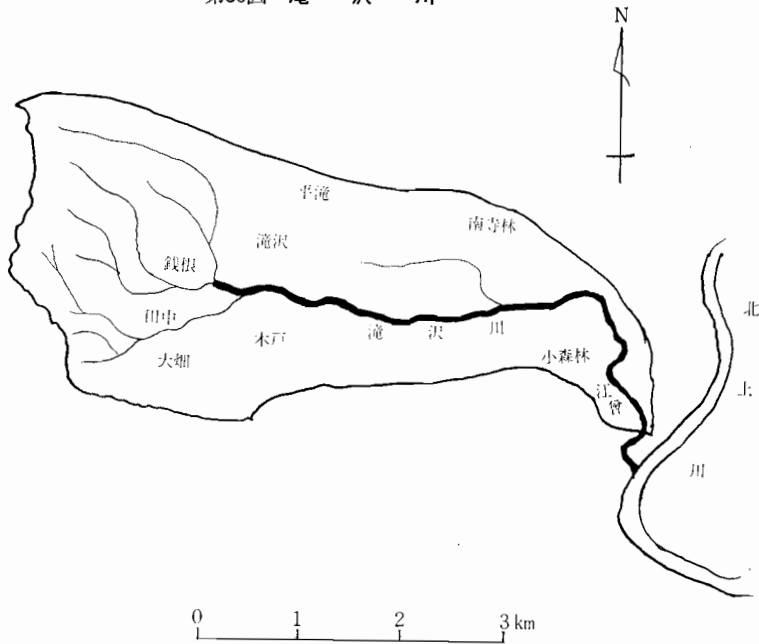
第二章 北上川（上流域）水系
 されている。（流域概況表参照）

同川は明治初期において三等河に属したところであるが、河川法による準用河川の指定は昭和三四年である。（河川区域表参照）

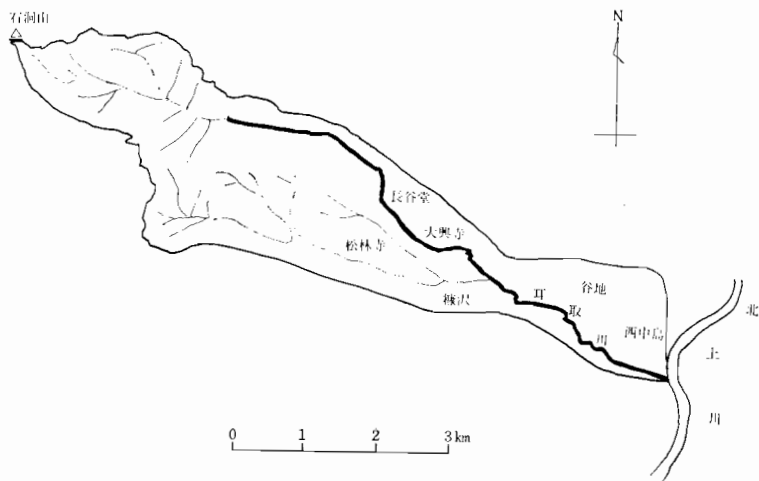
（河川名） 滝沢川 流域概況表

河川	総数	本流内	備考	面積	総数	本流内	備考
幹川全延長	七・六 km	1 km	昭30調	全流域	一二・三 km ²	一二・三 km ²	
指定区間外	1	1	昭48調	平地	三・五	三・五	
指定区間	六・三	1	昭48調	水面及び水路面積	八・七	八・七	
その他	1	1	昭48調	耕地面積	〇・一	〇・一	
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	水田	六八九 ha	面積内	
市町村名	石鳥谷町	同		昭昭	三二六	耕地	
戸数(世帯数)	(昭30調) 戸	(昭30調) 戸		既応最小大流量	昭昭	備考	
人口	同右 〇五二人	同右 戸					
灌漑用取水量	m ³ /sec	灌漑面積	(昭30調)				

第36図 滝 沢 川



第37図 耳 取 川



第二章 北上川（上流域）水系

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第 年月日 号	区	城	延長
滝沢川	河川法 准用河川 一級河川	昭和三四、四、二九六 県告示 四〇、三、二四四 政令	右左 起 点	終 点	延長
			花巻市北湯口第一〇地割 同 花巻市北湯口第十二地割五十二番地先の 県道石鳥谷花巻温泉線雲南田橋	北上川合流点 北上川への合流点	六、三〇〇km 六、三〇〇

三三、耳取川

耳取川は稗貫郡石鳥谷町八幡地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は同町の西、旧大興寺村地内の石洞山より発し東流する沢山川であって、同町 太宰 長谷堂を経て 太宰 南寺林において右支瀧谷沢川を入れ耳取川となり、更に、太宰 中寺林を経て 太宰 西中島地先で北上川に合流する本川流路延長凡三里（一一、〇軒）の河川である。

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第 年月日 号	区	城	延長
耳取川	河川法 准用河川 一級河川	昭和一二、一、二七 県告示 四〇、三、二四四 政令	右左 起 点	終 点	延長
			種貫郡石鳥谷町大字大興寺第一地割一二五番の一五地先 大字葛丸川山国有林 大字大興寺第一地割百十四番の一五地先 大字第一地割四十番地	北上川落合 北上川への合流点	七、八五五km 七、八五五

同川の源流域は奥羽山脈の東麓部にある、山地であるが、中流部の 太宰 長谷堂より東部一帯は山麓平野の平坦地である。同地域は既に開発され殆んどは水田として耕作されるところであり、耳取川はこれ等の耕地に灌漑水を供するところである。（流域概況表参照）

同川は明治初期における三等河に属する河川であり、昭和一二年度告示を以って河川法准用河川に指定されるところである。（河川区域表参照）

（河川名） 耳取川 流域概況表

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	一一・〇 km	一一・〇 km	一四・八 km ²	一四・八 km ²	全流域	一四・八 km ²	一四・八 km ²	一四・八 km ²	
指定区間外	一	一	八・四	八・四	山地	八・四	八・四	八・四	
指定区間	七・八五	七・八五	六・三	六・三	平地	六・三	六・三	六・三	
その他	一	一	〇・一	〇・一	水面及び水路面積	〇・一	〇・一	〇・一	
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考	備考	
市町村名	石鳥谷町	同	畑	田	四九〇 ha	〇・八 km ²	四〇 ha	〇・八 km ²	
戸数(世帯数)	(昭三〇調) 三二〇戸	(昭三〇調) 五五	水	田	五四四	耕地	四〇 ha	〇・八 km ²	
人口	(同右) 二、〇三〇人	(同右) 二八五人	昭	昭	昭	昭	昭	昭	
灌漑用取水量	mt/sec	灌漑面積	(昭三〇調)	既成最小流量	昭	昭	昭	昭	

第二章 北上川（上流域）水系

142



第38回 葛丸川

143

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 第 月 号	右左 起 区	点	終 点	延 長
葛丸川	河川法 准用河川	昭和一二、二七 県告示 六一		神貫郡石鳥谷町大字大瀬川第一地割字木立 沢二五七番地先 番の二の一番地	北上川落合	一四、二九一 km	
"	一級河川	政令 四〇、三、二四 四二、五、二五 政令 七五		八幡第六地割百七番地先 第八地割四番の四地先 大字大瀬川第一地割二百五 十七番地先 十八番の二の一地先	北上川への合流点	一四、二九一 km	地番更生

三五、薬師堂川

薬師堂川は神貫郡石鳥谷町地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は同町 大字 大瀬川地内で葛丸川より分流

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日 第 月 号	右左 起 区	点	終 点	延 長
薬師堂川	河川法 准用河川	昭和三四、四、二九六 県告示 四〇、三、二四 政令 四二、五、二五 政令 七五		神貫郡石鳥谷町大字大瀬川第一三番地 神貫郡石鳥谷町好地第十六地割九十三番地 先 神貫郡石鳥谷町好地第十六地割九十三番地 先 大字大瀬川第十二地割一番地先 大字大瀬川第十三地割二番地先	北上川合流点 北上川への合流点	三、七〇〇km 三、七〇〇 地番更生	

するところの、上好地溝であり、本川流路延長凡一里一〇町（四、八軒）小河川である。

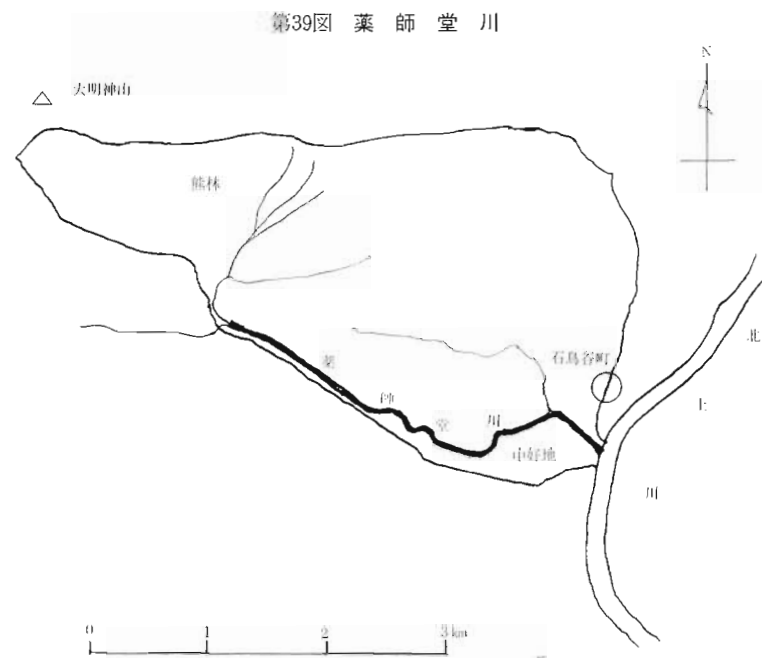
同川の流域は山麓平野であり、殆んど開発されて耕地として耕作されるところである。

薬師堂川は、これ等の耕地に灌漑する目的で葛丸川より分水するところの用水河川である。（流域概況表参照）

更に、同川は昭和二四年岩手県告示を以って河川法准用河川に指定されるところである。（河川区域表参照）

（河川名） 薬師堂川 流域概況表

河川	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	四・一 km	一 km	一 km	昭三〇調
指定区間外	一	一	一	昭四八調
指定区間	三・七	三・七	一	昭四八調
その他	一	一	一	昭四八調
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	面積
市町村名	石鳥谷町	石鳥谷町		畑 田
戸数（世帯数）	（昭三〇調） 戸	（昭三〇調） 戸		流域内
人口	（同右） 九一九人	（同右） 五一五人		二一〇 ha 二一八 ha
灌漑用取水量	〇・九一 mt/sec	灌漑面積 （昭三〇調） 七六五・九 ha	既応最小大流量	昭昭
				mt/sec



19 滝名川 紫波郡紫波町

三六、滝名川

滝名川は紫波郡紫波町南日詰地内において北上川に入る右岸支川であり、水源は同町の西境銭掛峠（西山）に発し、座頭滝を経て太字上松本字山王海、大岩ノ目、小岩ノ目、砂子沢等において多数の谷川を集めて東流し、国見山峡谷を経て太字升沢志和稲荷神社前に出る河川であり、同川は、更に、広大な山麓平野を東南に向い太字上平沢、稲藤、平沢、片寄、大淵等を経て同南日詰字田中に至り北上川に合流する。

同川の流域は、その大半が山地であり上流部の集水域は本川に沿うて東西に長く、南北に狭い、従って、支川の殆んどは延長が短く羽状に合流している。

同集水域における字山王海、小岩ノ目等は谷幅が広く山村が形成されている。

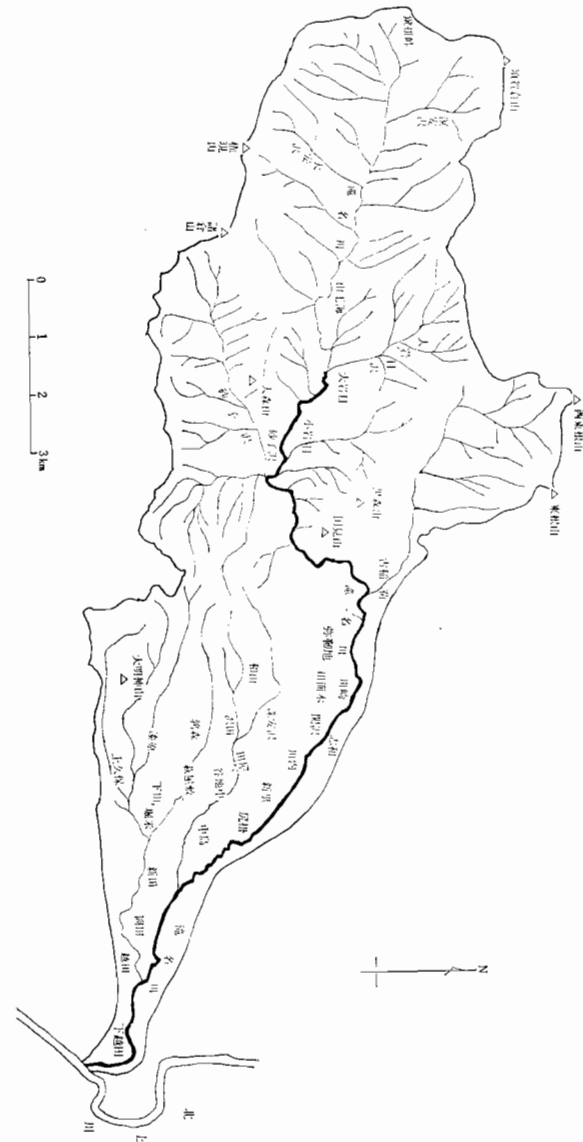
更に、下流部における山麓平野は殆んど開発され水田として耕作されるところが多く、同川はこれ等の耕地に灌漑水を供する唯一の用水源として重視されるところの河川である。

更に、同川の流域には志和町の集落を初め、至る所に小集落、散村等が構成されており、沿岸住民の生活水としても重要な供給源である。（流域概況表参照）

同川は昭和四年岩手県告示を以って河川法準用河川に指定されるところである。（河川区域表参照）

滝名川は集水域における本川の流路延長に比較し、集水域の幅が狭く集水面積が少い、更に、支川の流路延長が甚だ短い、従って、数日の旱天においても急激に渇水し水田に灌漑する水不足を生ずる河川である。

同川における水争の歴史は古く、殊に、藩政中期に至り盛岡、八戸両藩が同川より各々取水するところとなるに及び、更に熾烈の度を加え、遂に、二人の尊き人命を失う大惨等を引き起している。（別項にゆづる）



(河川名) 滝名川 流域 概況表

河川	總數	内		備考	面積	總數	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	二四・五 km	二四・四 km	一 km	昭30調	全流域	七三・九 km ²	七三・九 km ²	一 km ²	
指定区間外	一	一		昭48調	山地	五七・六	五七・六	一	
指定区間	一七・二二	一七・二二		昭48調	平地	一五・五	一五・五	一	
其他	一	一			水面及び水路面積	一・三	一・三	一	
市町村名	紫波町	紫波町			耕地面積	流	内	想定氾濫域	備考
戸數(世帯數)	(昭30調) 一、一〇五戸	(昭30調) 七〇一戸			畑田	一、四〇四・六 ha	面積	一・五 km ²	
人口	(同右) 五、六九七人	(同右) 三、三四五人				一八五・五 ha	耕地	七〇 ha	
灌漑用水水量	三・七九 m ³ /sec	灌漑面積 (昭30調)			既設最小大流量	昭昭			m ³ /sec

区域

滝名川	河川法 准用河川	昭和四、九、三〇 県告示 五一九	北波郡志和村大字土館字小岩ノ目砂子沢 合流点対岸	北上川落合	一四、八三五 km
指定区分	令達第 号	年号 年月日	右左 起 点	終 点	延長
一級河川	政令 四〇、三、二四 政令 四二、五、二五	砂子沢の合流点	紫波郡紫波町土館大岩の目三十二番地	北上川への合流点	一四、八〇〇
〃〃	〃〃	砂子沢の合流点	〃〃土館字大岩の目四十七番地	砂子沢の合流点	二、三二五

山吹川は紫波郡紫波町南日詰地内で北上川に入る右岸支川であり、水源は、同町大字平沢等より出て東流する佐藤部溝であり、同町大字北日詰に至り流路を南に転じ、字甘木^{はたぎ}地先で北上川に合流する流路延長凡一里（二、九軒）の小河川である。

三八、平沢川

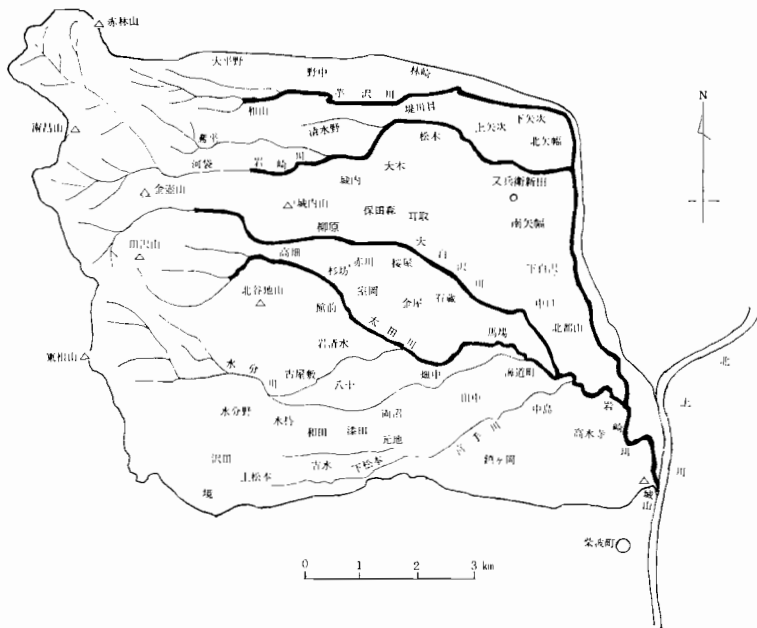
三九、岩崎川

芋沢川は、南昌山の北方、大字 廣宮沢地内の赤林山に發し、清水野、赤林原の間を東流し、字 下矢吹において流路を南に転じ来る河川である。

太田川は矢巾町和味地内田沢山（七ツ滝山）より

第二章 北上川（上流域）水系

0	1	2	3 km
---	---	---	------



地内より来る宮手川を併せ、更に、同高水寺に至り、北上川の第三次支川大白沢川を合流する。

大白沢川は、矢巾町大字和味大白沢山の北谷に発し同北伝法寺、白沢等を東流し来る左岸支川である。

大白沢川を合流した太田川は同所地内においてただちに岩崎川に入る。

岩崎川は、更に南流して同二日町新田地先で北上川に合流する。

同川の流域は、大別して本支川源流の山地及び山麓の平野並びに北上谷平野、更に、沖積土による北上川沿岸平野等に分けられる。

源流域の山地は標高九二八、四米の東根山を最高とする低山帯であり、おおらかな山容を見せている。更に、山麓平野は地質構造が異り保水が弱く、殊に、谷川等が少く水利に恵まれず耕地化が遅れている。

北上谷平野及び北上川沿岸平野等は殆んど耕地として開発され、その多くは水田等として耕作されている。

岩崎川は下矢吹において左支芋沢川に鹿妻堰の水を入れ、更に、多くの用水堰を分流し、北上平野における耕地に灌漑水を供給する用水河川と変じ、鹿妻堰の一用水路の如く見られている河川である。

同川は昭和四三年政令を以って河川法一級河川に指定されたのが初めである。

更に、同川の支川太田川、大白沢川等は、本川と共に河川法の摘要を受けるに至ったところである。

（註） 本川岩崎川幹川延長約二九〇軒

支川太田川幹川延長約一〇〇軒

二次支川大白沢川幹川延長約一一〇軒

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 年月日	令達 第 号	起 点	終 点	延 長
岩崎川	河川法 一級河川	昭和四三、四、八	六四	左 紫波郡矢巾町大字煙山第二地割字平百二十五番地先 大字第五地割字六串田五十九番地先	北上川への合流点	一八、〇〇〇 km
太田川	"	"	"	同 大字和味第二地割字谷地頭百十四番の二地先 字谷地頭百十四番の一地先	岩崎川への合流点	八、四〇〇
大白沢川	"	"	"	同 大字和味第一地割字大白沢川四番の百五十九地先 第一地割字大白沢川四番の二十三地先	太田川への合流点	七、九〇〇
芋沢川	"	"	"	同 大字広宮沢第一地割字早稲屋敷二番の二百十六地先 第一地割字早稲屋敷七十九番の三地先	岩崎川への合流点	七、一〇〇

四〇、徳田川

徳田川は紫波郡矢巾町地内で北上川に入る右岸支流であり、水源は同郡都南村の西城大字上飯岡の箱ヶ森山に発し東流する飯岡沢であり、同村字中羽場において鹿妻堰の水を入れ大字下飯岡、永井、西見前並びに矢巾町大字高田、藤沢等の地域を南流し同西徳田に入り、木ノ輪堰を合流し同東徳田字下通で北上川に合流する、流路延長凡一里三〇余町（約一五、〇軒）である。

同川の流域の内、源流部の箱ヶ森山中は侵蝕による谷が深く、傾斜も急であるが、山麓に及ぶに従い傾斜がゆるやかになり、更に、中流部以下は北上川、雫石川等の沿岸平野である。

同川は、都南村^字中羽場において鹿妻堰の水を入れ、同堰による用水河川に転用されるに至った藩政初期以来、沿岸耕地に灌漑する用水路として重視され、陸奥国開拓期における重要河川であったことは忘れられている。

四一、小鷹川（小荒瀬川）

小鷹川は盛岡市仙北町地内で北上川に入る右岸支川である。

同川は藩政初期において開削されるところの鹿妻堰の影響により本来の河道を明確に流路としていたとは言い難いのである。

しかし、同川の水源は盛岡市、紫波郡等に跨る箱ヶ森山の北谷に発し北流して上太田^字新兵衛屋敷等に出る猪去沢であり、^字稻荷場、前野、内村等を東流し仙北町に至り、更に同町を横断して^字中川原で北上川に入る流路延長凡三里五町（約一二、〇軒）余の河川である。

同川の流域は、雫石川沿岸平野であり、^字稻荷場において鹿妻堰の水を入れてより、用水河川として沿岸耕地に灌漑水を提供するところとなり、下流部は仙北町等における陸水等の排水堰として利用されるところである。

四二、雫石川

雫石川は盛岡市仙北町地先において北上川に入る右岸支川である。

同川の水源は岩手郡雫石町の西境横岳の南部に発する竜川である。

竜川は同横岳の北峯湯森山に発する荒沢と合し雫石川となり東南流して同町^字橋場に至り小柳沢を合流する。

左支小柳沢は笹森山の南尾根に発し南流し来り合する。

更に、雫石川は^字安栖^{あすまい}で同笹森山より発する安栖沢を入れ同小赤沢を経て^字赤渕に至り志戸前川を合流する。

右支志戸前川は同町御明神地内モッコ岳に発し、同山中で荒沢、大地ノ沢等を併せ北流して^字赤渕において雫石川に入る。

雫石川は^字山津田、春木場等を経て同下川原において左支葛根田川を合流する。

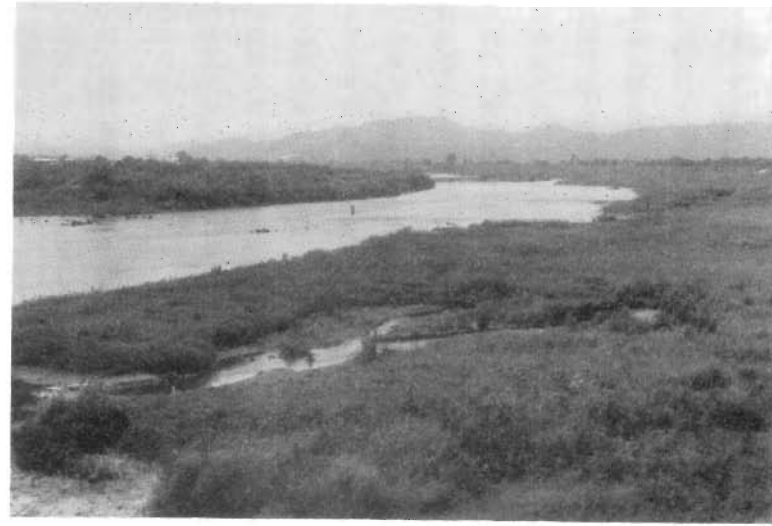
葛根田川は岩手郡西部連山のうち八瀬森山、曲崎山等に発し山峽を東南流し滝ノ上温泉、玄武洞等を経て、更に、雫石盆地を東流し^字篠崎、岩井花、矢筈、葛根田、岩持等を経由して同下川原に至り雫石川に入る。

雫石川は同町^字下久保を経て西安庭に至り右支南川を合流する。

南川は、雫石町の南境大倉山に発し、北流する大倉沢が高松沢、上黒沢等を合せ^字田茂木野、大村、小渕、深沢等御所地内を北上し用沢に至り、和賀郡境大小屋山に発し北に流れ鶯宿温泉を経て^字同所に至る鶯宿川を入れ、更に、紫波郡境の須賀倉山に発する外柝沢川を合し^字矢川、片子沢並びに、西安庭^字戸沢等を東流し同町場において須賀倉山の東尾根より発し^字芦ヶ平、栃沢、矢櫃等を北流する矢櫃川を入れ同地先で雫石川に合流する。

同川は更に雫石盆地で葛根田川、南川の二大支川及び黒沢川等の中小支川を合流し、尾入の狭窄部における御所ダム工事場を経由し、沼袋において鹿妻堰を分け、滝沢村、盛岡市太田、本宮並びに同市厨川地区等を東流し、更に、左支諸葛川を入れ、同市仙北町及び盛岡駅前通の間で北上川に合する。

同川の流域は複雑極る地勢であり一概に表現することは困難であるが、雫石町の西部における源流域は那須火山帯に属する高山群によって構成されるところの山岳地帯であり、雫石町東部、滝沢村境に跨る篠木山地等は比較的起伏の少



20 雫石川 盛岡市

い丘陵帯である。

更に、雫石川流域の北部を画する所に岩手山があり、これ等の山岳、丘陵等の間に雫石盆地が展開し、葛根田川は同盆地を南北に縦流して、同盆地南部を横断する雫石川に直角方向に合流している。

又、滝沢村地内における篠木山等の山地の東は北上沿岸平野であり、四囲各々自然条件を異にするところである。

上流部の山岳地帯は全般的に侵蝕が進み山容は急峻であり、谷は深く、溪谷は急流である。

しかし、岩手山南麓に発し葛根田川と共に東流する多くの支川は例外的に緩流である。

雫石盆地は縦流河川が多く、流水は豊富であるが、葛根田川流域を除いては未開発の地域が多い、更に、雫石川本川沿岸の御明神地区等は支川に依る取水を以って灌漑の用に供するところが多く本川よりの取水は少い。

しかし、北上川沿岸平野の太田、本宮等を初め下流域等においては、盛岡市上太田地先で取水する鹿妻堰によって灌漑され

るところである。従って、雫石川の利水は下流部北上川沿岸平野の灌漑用水が主である。（流域概況表参照）

更に、同川の管理は大正五年岩手県告示を以って河川法準用河川に指定されることに初まり、昭和七年河川法施工河川に編入される等である。（河川区域表参照）

（河川名） 雫石川 流域概況表

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	四〇・〇 km			昭三〇調	全流域	七八二・四 km ²	四〇四・七 km ²	三七七・七 km ²	
指定区間外	〇・〇六	〇・〇六		昭四八調	山地	六三〇・〇	三〇六・一	三三三・九	
指定区間	九三・一三	二四・三六	六八・七七	昭四八調	平地	一一九・九	八〇・一	四九・八	
その他	一	一	一	昭四八調	水面及び水路面積	二二・五	一八・五	四・〇	
戸口				備考	耕地面積				
市町村名	雫石町・盛岡市	想定氾濫域			水田	二、五六八・六 ha			
戸数(世帯数)	(昭三〇調) 戸	(昭三〇調) 戸			畑	二、四五六・〇 ha			
人口	(同右) 三五、九〇一人	(同右) 戸							
灌漑用取水	一〇・八四 m ³ /sec	灌漑面積	(昭三〇調) 人		既成最小流量	昭二二・九・一五	二、七〇〇 m ³ /sec		
	発電二・〇九 m ³ /sec					昭二四・四・一一	二・三三〇 m ³ /sec		

第二章 北上川（上流域）水系
河川区域表

北上川支川	指定区分	年号 令達第	年月日	区域		終点	延長
雫石川	河川法 准用河川	大正五、 昭示、 四〇七	一一、 一七	右	起 岩手郡御明神村大字橋場小柳沢合流点 同 岩手郡滝沢村大字大釜仁沢瀬川合流点 同太田村大字上太田仁沢瀬川合流点対岸 小柳沢合流点 盛岡市平戸八十六番の六地先 同市本宮字平藤百九番の十八地先	点 河川法施行区域 北上川合流点 北上川への合流点	延 二一、 六〇〇km 一一、 五六四 二四、 三〇四 〇、 〇六〇
葛根田川	河川法 准用河川	建設省告示 一、六九六	一〇、 一八	同	建設省告示 一、六九六 岩手郡雲石町第三地割字川原三十七番地先 同 岩手郡西山村大字長山五四地割字北白沢山 同 岩手郡西山村大字西根三四地割字南白沢山 同 南白沢川合流点 南白沢川合流点	左盛岡市繁字山根二百番の十四地先 右同市繁北の浦百十八番の三三合流点 雲石川落合 雲石川落合	八、 八〇〇 二一、 七〇九 二一、 七〇九
南川	河川法 准用河川	建設省告示 一、六九六	一一、 一八	同	建設省告示 一、六九六 岩手郡御明神村大字南畑字北橋沢南畑川合流点 同 大字西庭半内沢鶯宿川合流点 岩手郡御所村大字南畑字男助尻合流点 同 大字西庭半内沢鶯宿川合流点	雲石川への合流点 雲石川落合 雲石川落合	二一、 七〇九 五、 八九一
南畑川	河川法 准用河川	建設省告示 一、六九六	一一、 一八	同	建設省告示 一、六九六 岩手郡御明神村大字南畑字男助尻合流点 同 大字西庭半内沢鶯宿川合流点	雲石川への合流点 雲石川落合 雲石川落合	二一、 七〇九 一〇、 四七三

南畑川	河川法 一級河川	昭和四〇、 政令、 四二、 五、二五	三、 二四	尻合沢の合流点 岩手郡雫石町大字西庭第三十七地割字除 百七番地先 大字第三十六地割字半内坂八 番の一合流点 五地先 同 南畑第一地割字尻合沢六番の 五地先 同 南畑高松山国有林四〇林班 小斑地先 岩手郡御所村大字第二地割水上沢六の三 七の一岩目沢合流点 岩目沢合流点	雲石川への合流点 雲石川への合流点 雲石川への合流点 尻合沢への合流点 尻合沢への合流点 南川落合 南川への合流点 南川への合流点 南川への合流点 南川への合流点	一一、 四〇〇
鶯宿川	河川法 准用河川	建設省告示 一、六九六	一一、 一八	岩手郡御明神村大字橋場小柳沢合流点対岸 同 岩手郡滝沢村大字大釜仁沢瀬川合流点 同太田村大字上太田仁沢瀬川合流点対岸 小柳沢合流点 盛岡市平戸八十六番の六地先 同市本宮字平藤百九番の十八地先	河川法施行区域 北上川合流点 北上川への合流点	二一、 六〇〇
外柝沢川	河川法 准用河川	建設省告示 一、六九六	一一、 一八	岩手郡御明神村大字橋場小柳沢合流点対岸 同 岩手郡滝沢村大字大釜仁沢瀬川合流点 同太田村大字上太田仁沢瀬川合流点対岸 小柳沢合流点 盛岡市平戸八十六番の六地先 同市本宮字平藤百九番の十八地先	河川法施行区域 北上川合流点 北上川への合流点	二一、 六〇〇
矢櫃川	河川法 准用河川	建設省告示 一、六九六	一一、 一八	岩手郡御明神村大字橋場小柳沢合流点対岸 同 岩手郡滝沢村大字大釜仁沢瀬川合流点 同太田村大字上太田仁沢瀬川合流点対岸 小柳沢合流点 盛岡市平戸八十六番の六地先 同市本宮字平藤百九番の十八地先	河川法施行区域 北上川合流点 北上川への合流点	二一、 六〇〇

四、源流部支川

一、飛田川

飛田川は、岩手郡玉山村大字川又字釘ノ平明神山より発し、西流する釘ノ平川が同村字糠森において、盛岡市上斗米明通山より発する明通溪が西流し玉山村に入り、小野松川と称される左支を合せ、飛田川となり同村字川口平を経て同松屋敷に至り北上川に入る、延長五軒余りの普通河川であり、同村字釘ノ平、糠森、飛田等の沿岸耕地に灌漑が取水されている。

二、濁川

濁川の源流は、姫神岳の西方斜面に発し、岩手郡玉山村字城内等を経て西南流する玉山川が、同日ノ戸横流山より出て西流する日ノ戸川を合せ、北西に流路を転じ、同村浪民地内に入り濁川と名称を替え大字門前寺字館に至り北上川に入る延長一一軒余りの普通河川であり、玉山村字日ノ戸、城内、白沢及び同村大字浪民、門前寺等における沿岸耕地に灌漑水を供給する河川である。

三、大橋川

大橋川は姫神山の西谷に発し（古くは平頭山より発すと称す）岩手郡玉山村地内を西流し、字山屋を経て浪民集落の西方半小前田で北上川に入る、流路延長八軒余の普通河川であり、浪民、小前田等における耕地に灌漑水を供給する河川である。

四、蘆名沢川

蘆名沢川は姫神岳の西方、岩手郡玉山村巻堀大字馬場地内の前田山に発し字沢目を経て同馬場川原において北上川に入る。流路延長四軒余の普通河川である。

五、西郡川

西郡川は岩手郡玉山村馬場地内高木長根の東北面に発し、同村字高木を経て北、西に彎流し、更に、同西郡、三枚石等の山峡を西流し同村巻堀字才津に至り北上川に入る、延長五軒余の普通河川である。

六、古館川

古館川の源流は、岩手郡玉山村地内柴沢山に発する小沢川が同村巻堀地内に入り桑畑川となり更に北流し字下川久保、猿川等を経て西に流路を転じ字土瀧において、姫神岳の北斜面に発し字作右衛門、葛巻、太子堂等を経て北流する萩野川を合し、古館川となり、北西に流れ田茂内沢を入れ、更に、北西流し字桑畑、高無、秋浦等を経て同村川口字館前に至り北上川に入る、流路延長二四軒余の普通河川である。

同川の上流部は急峻な山谷の間を縫うて流るる急流であるが、田茂内沢の合流点附近より緩流となり字桑畑等における狭長な沿岸平野は、開かれ農地として耕作されるところである。

同川は、これ等の耕地に灌漑水を供給するところの用水河川である。

七、丹藤川

丹藤川の源流は二流あり、その主流は岩手郡玉山村藪川の南東柴沢山より発する柴沢川であり、大尺山、宇利峠山等より浸潤する山峡の湿原地帯を東流し、相ノ山東麓で小大尺山より出て北流する右支外岩洞川を入れ、字橋場に至り岩

手、下閉伊両郡界に立つ御大堂山の内、南軽町沢に発する軽町沢川を合せ、更に、東流し宇田屋に出る長流であり、他の一川は、同村の東境上明神山の西面より発し、茶臼台山の山峡を南流する末崎川であり、早坂峠の下にて西向に転じ、七兵頭山（下閉伊郡境）等より発し北流する左支猫ノ又沢等の小支川を入れ、宇町村において横倉山より生ずる向ノ沢川を合し、更に、西流し宇田屋に至り柴沢川と合流する。

二川相合して丹藤川となり、北折し再び西流に転じ、同郡岩手町地内に入り山峡を更に迂曲しつつ西流し、同町川口

（河川名） 丹藤川 流域概況表

河川	総数	内		備考	面積	総数	内		備考
		本流	支流				本流	支流	
幹川全延長	五八・三 km	—	—	昭30調	全流域	三二・三 km ²	—	—	—
指定区間外	—	—	—	昭48調	山地	三七・五	—	—	—
指定区間	七三・七	—	—	昭48調	平地	二・四	—	—	—
その他	—	—	—	昭48調	水路面積	一・四	—	—	—
戸口	流域内	想定氾濫域	備考	耕地面積	流域内	二六・五 ha	面積	三・〇 km ²	備考
市町村名	岩手町玉山村	岩手町	—	畑	—	一、二〇〇・〇	耕地	一〇〇 ha	—
戸数(世帯数)	(昭30調) 九九〇戸	(昭30調) 三六四戸	—	—	—	—	—	—	—
人口	(同右) 六、五二七人	(同右) 二、九三七人	—	—	—	—	—	—	—
灌漑用取水量	—	灌漑面積	(昭30調) —	—	既応最小大流量	昭二七 昭二九	—	—	八七・七 mt/sec

宇相ノ鼻に至り北流に転じ同中花、桜、大渡等の山村を経て、再び、山峡を蛇行し宇批把の北方に至り、同所において、宇東金沢より出て西北に流れ、同下屋敷に至り北曲山より来る曲り川を併せ東南流する沢川を合し、更に、急峻な溪谷を西流して同町川口宇押合で北上川に入る延長五八・三軒余に及ぶ大支川であり、その流域面積は三三一・三平方軒にも達するところであるが平地面積は、わずかに一〇%強にすぎない。

従って、同川より取水する灌漑面積は二町歩にも満たないのである。（流域概況参照）

昭和三年起工された岩洞ダムの完成によって、丹藤川の水は北上川右岸岩手山麓に導水され、同山麓平野における開田三、一三七町歩余に灌漑水を供給する大水源河川に変えられるに至ったのである。

丹藤川の流域は、北上山地の北部丘陵帯であるが、同流域は比較的侵蝕が進み山地の傾斜は急峻であり、谷は深く、且、狭い、従って沿岸に平地の造成が少く、殆んど集落等の編成は見られない。更に、同流域における主産業は林産であるが、植林地は甚だ少く荒廢するところが多い現況である。

丹藤川本川は、北上川合流点より玉山藪川村宇岩洞シトケ合流点までが昭和一二年岩手県告示を以って、河川法準用河川に指定されたのを初め、支川軽松沢川、末崎川、同三次支川白井沢川、猫足又沢等が同三五年準用河川に指定されるのである。

更に、同四〇年河川法改正と共に一級河川に編入され岩手県知事によって管理されることである（河川区域表参照）

（註） 一級河川指定区間外の殆んどは普通河川として市町村の管理下に属しているのである。各河川とも同じ

一、御堂新田川

御堂新田川は、北上川における最上流部の支川であり、水源は、岩手郡岩手町旧御堂村のうち、土阿川山に発し、朽木林等を北流し、後、流路を西に転じて、御堂に至り、北上川の源流域で本川に合流する。流路延長約八キロの浅流普通河川である。

同川流域は未だ侵蝕の進まぬ丘陵帯であり、谷が広く、山地の傾斜も緩であるが山間における住家等は甚だ少いところである。

一二、松島川

松島川の源流は、岩手山の東麓、岩手郡滝沢村、柳沢に発する。砂込沢が一本木、砂込等を東流し、加賀内野に至り、同村、小加賀内に発する加賀内川を合せ、松島川となり、玉山、滝沢両村界に添って更に東流し、柴野の北で北上川に入る。流路延長約八キロの普通河川である。

同川は、一本木において分水し、木賊川に入れ、補水に供されている。

一三、生出川

生出川は岩手郡玉山村、大字下田、出原に発し、生出、石羽根等を東流し、同村、前田にて北上川に入る。流路延長約五キロの小河川である。

同川の流域は、岩手山の東麓であり、殆んど起伏のない平原であり、沿岸平野における耕地二〇余町歩の灌漑用水は、同川より取水するところである。

一四、松川

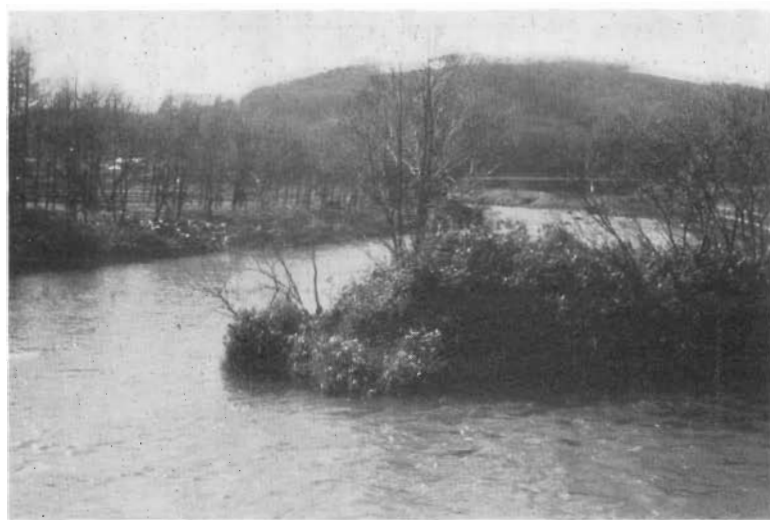
松川は、八幡平の雄峯源太岳より発する本川及び同山系茶臼岳、大黒森等に源を発する左支赤川よりなる河川である。

本川は、岩手郡松尾村地内の源太岳の南面に発し、東流して丸森の南麓に至り、源太岳の南に相對する三ツ石山に発する赤川を合せ、更に、松川温泉において大倉山より来る澄川（清川）を合せ、北東に流れ降り、二ツ森の東麓に至り、岩手山の火口湖、御苗代湖、御釜湖等より出る焼切沢川を合せ、更に、北流して二ツ森の北方に至り、北ノ又川を合流する。

北ノ又川は、八幡平の山頂に水源を発し、小支川を合して南流し、落峯の南谷で右支赤川を入れ、更に、東谷で夜沼川を合せ、東流し、来り松川に入る。

松川は、更に、同村寄木、西根町平笠、大更等を東流し、同郡玉山村松内に至り、赤川と合流する。

赤川は、松尾村地内茶臼岳の東谷に発し、源流域で仏沢を合せ東流し、松尾鉾山の東南に至り、島沼川を入れ、更に、東南流し、同村、屋敷台において流向を北東に転じ、中沢、谷地中等を



21北上川・松川合流点 岩手郡玉山村

第一章 北上川（上流域）水系

経て同松尾字落合に至り、長川を合流する。

長川は同松尾村字長川、大野平の湿原より出て東南流し、小松尾川等を合し、時森等を経て同落合に至り赤川に合する。

長川を合流した赤川は、東南に流路を換え西根町平館において左支涼川を合流する。

涼川は、北上川流域最北端に位置する七時雨山、西岳両山の間、二戸都一戸町字田代平に発し、南流して岩手郡西根

（河川名） 松川 流域概況表

河川	総数	本流	支流	備考	面積	総数	本流	支流	備考
幹川全延長	五八・三 km	一 km	一 km	昭30調	全流域	四一三・二 km ²	一八八・五 km ²	二二四・七 km ²	
指定区間外	一	一	一	昭48調	山地	三三四・七	一五三・八	一三〇・九	
指定区間	六八・四一	三二・四一	二七・〇	昭48調	平地	七五・二	三二・四	四二・八	
その他	一	一	一		水路面積	三・三	二・二	一・一	
戸口	流域内	想定氾濫域	備考		耕地面積	流域内	想定氾濫域	備考	
市町村名	玉山村・西根町 松尾村	玉山村西根町			水田	二、六四一・八 ha	面積	四・四 km ²	
戸数(世帯数)	(昭30調) 四、〇五四戸 (同右) 二七、三七九人	(昭30調) 九六五戸 (同右) 六、四七七人			畑	四、五九七・九	耕地	一八〇 ha	
灌漑用取水水量	五・〇五 m ³ /sec	灌漑面積	(昭30調) 一五七八町	既応最小流量	昭昭				m ³ /sec

河川区域表

北上川支川	指定区分	年号	年月日	区	終点	延長
松川	河川法 準用河川	昭四、 県告示	九、三〇 五一九	岩手郡松尾村大字寄木北又川合流点	北上川落合	三一、四一八 km
赤川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	三、二四 四三	大字寄木地先	北上川への合流点	三一、四一八
涼川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	一、二七 六一	同	松川落合	二八、八〇〇
赤川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	三、二四 四三	島沼川合流点	松川への合流点	二八、八〇〇
涼川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	五、一七 三五	岩手郡西根村寺岡字平滝涼川砂防堰堤	赤川合流点	七、〇〇〇
赤川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	三、二四 四三	同	赤川合流点	七、〇〇〇
赤川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	三、二四 四三	岩手郡松尾村松尾前森山国有林四九林班 る二小林班地先 同 国有林四五一林班 水地先	赤川合流点	七、〇〇〇
赤川	一級河川 準用河川	昭四、 県告示	三、二四 四三	同	赤川への合流点	七、〇〇〇

町寺田地内に入り更に南下して、同町字権現沢、地花、野口、寺田等を経て字上関に至り右支太田川を合し、更に南流し平館において赤川に入る。

涼川を合流した赤川は、更に、同白屋、渋川、下山子沢等を経て東南流し、同郡玉山村に入り、松川に合流す

る。

松川は、同村地内を蛇行しつつ南下し^宇川崎で北上川に合流する。

松川は、北上川源頭部における二大支川の一つであり、流路延長は実に八八軒余に及ぶ長流である。同川の流域面積は四一三、二平方軒であり、平地面積は凡二〇％に満たないが、耕地は水田二、六四一町余、畑四、五九七町歩余に及ぶところであり、これ等の耕地に灌漑水を供給する河川である。（流域概況参照）

同河川は、昭和四年十月岩手県告示を以って準用河川に指定されたのを初め、支川赤川、涼川、長川等がそれぞれ準用河川に指定される^宇ところであり、更に、同四〇年河川法の改正により本、支川共一級河川に指定されている。（河川区域表参照）

一五、外山川

外山川は、岩手郡岩手町にあり、水源は同町一方井^宇土川浮島野に発し東流する浮島溝が、同町^宇蟹沢、桐久保等を経て同外山に至り外山川となり、同郡玉山村永井沢において北上川に入る、延長六軒余の普通河川である。

一六、一方井川

一方井川は岩手郡岩手町地内にあり、一名久保川とも称されるが、水源は七時連山のうち西岳の南麓、同町一方井^宇黒石大作官林に発し、南流して^宇御岳、中田等を経て葉木田^宇前田に至り、黒内川を入れる。

黒内川は、本川と同じ西岳山中に水源を発し南流する信田川が、同町黒内を経て黒内川と変り^宇前田で一方井川に入る。

一方井川は流路を東に転じ^宇打越、沼田等を経由し、同横田に至り久保川を合流する。

久保川は、本川と同じ西岳の南麓に発し、同町^宇長田、細沢、太田等を南流し来り、^宇横田で一方井川に合する。

久保川を合した一方井川は流路を再び南に転じ、^宇高屋敷、向久保等の集落を経て同町子抱^宇落合に至り北上川に合流する、流路延長約一六軒余に及ぶ河川である。

同川は一方井盆地を東西に貫流し、同地域における灌漑水の供給源として重要な河川である。

一七、笈ノ口川

笈ノ口川は岩手郡岩手町地内にあり、水源は二戸郡西岳の南斜面に発し、東南流して同町^宇笈ノ口を経て同川原木で北上川に入る、流路延長約七軒の普通河川である。

同川沿岸には殆んど沿岸平野の形成は無く沿岸における民戸等は甚だ少ない。

一八、小山沢川

小山沢川は岩手郡岩手町地内にあり、水源は笈ノ口川と同じく二戸郡西岳の南斜面、同町御堂地内に発し、東南流して同町^宇小山沢で北上川に入る、延長約六軒の普通河川である。

同川沿岸における平地は、合流点附近の^宇小山沢周辺にわずかに開けるのみである。

一九、吉谷地川

吉谷地川は、岩手郡岩手町御堂地内にあり、水源は北上川、馬渕川の分水嶺、岩手町上前ヶ沢山^宇鐘ノ沢に発し、東流して^宇吉谷地に至り、二戸郡西岳の東麓に発する左岸支川を合して更に南流し北上川に入る、流路延長約六軒余の普通河川である。

同川の流域は殆んど丘陵帯であり、沿岸における平地等は甚だ少く、^宇吉谷地に山村を見るのみである。

五、北上川上流域

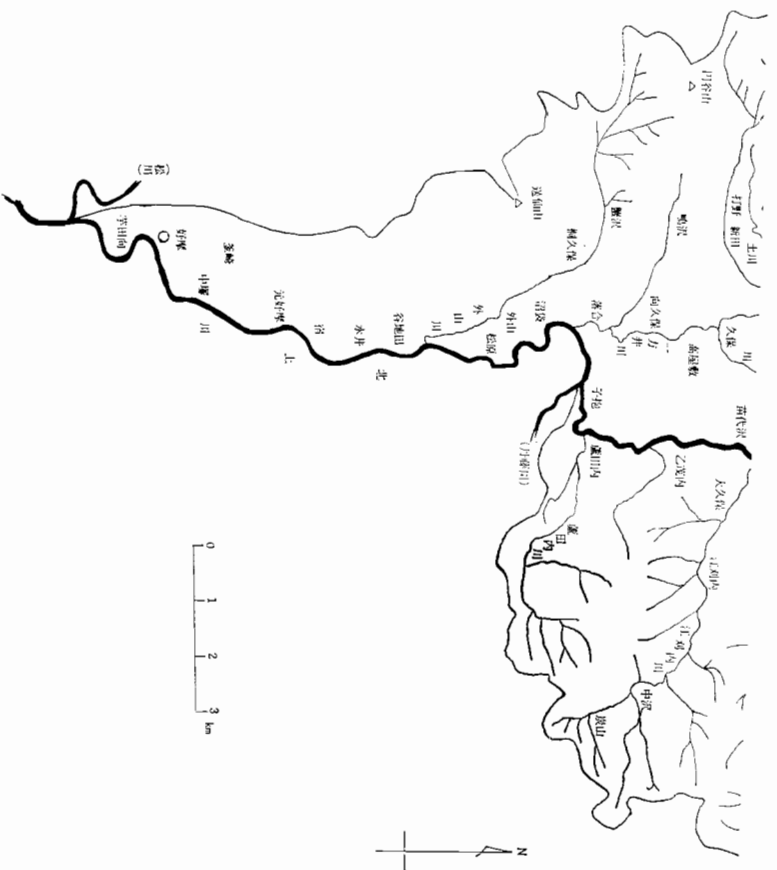
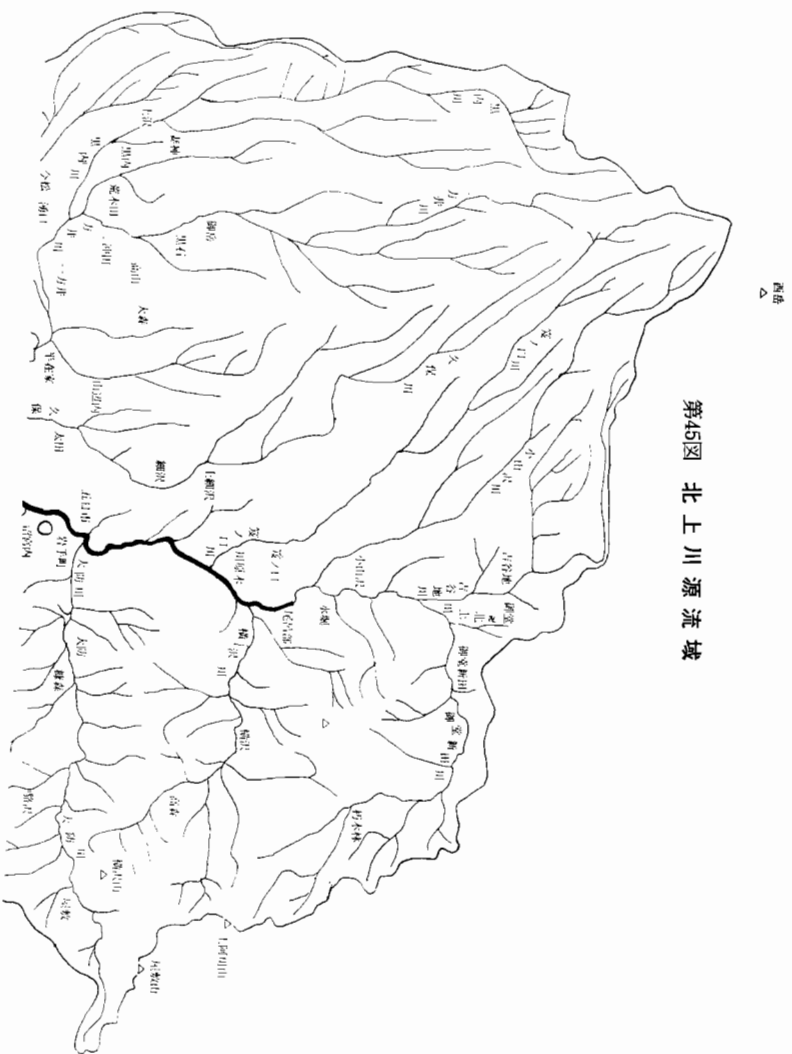
北上川本川の源流は既に述べる如く、岩手郡岩手町御堂地内の御堂観音境内に生える四叉杉の根元なる岩縫より湧出する清泉であり、境内より出て東南に流れ降ること約一軒、左支御堂新田川と合し、更に、南流して右支吉谷地川、小山沢川を合流し、笈ノ口川の合流する岩手町^宇川原木附近より沿岸平野の展開を見る。大坊川の合流点、北上川左岸に岩手町の中心地沼宮内街があり、同街の南郊で江刈内川を合し、同町^宇乙茂内下流に至り再び山峡に入る。二軒余を経て同子抱に至って左支田藤川が合流する。北上川の流路は右岸側に大きく彎流するが、宇落合で右支一方井川を入れ、更に南流して古館川を入れる。沿岸平野がようやく開け、同郡玉山村地内に入り外山川、西郡川、蘆名川等を入れ北上川はゆるやかに更に南下する。

同村^宇川崎で松川、更に、生出川、大橋川等を合し、洪民の集落を左にして、船田橋を経、同村門前寺^宇館に至り濁川、松島川等を入れ、岩姫峡谷に入り延々二〇余軒にわたり山峡を蛇行して盛岡に至るところである。

北上川本川の上流部（盛岡以北）が河川法を準用された初めは、昭和三五年四月一日岩手県告示第四〇六号を以て左岸は、岩手郡岩手町沼宮内第三十三地割二十八番の一地主、右岸は、同町沼宮内第二十地割二番地主までが指定区域に編入されている。

更に、同四〇年河川法の改正により、同年三月二十日政令第四十三号を以って、左岸は、岩手郡玉山村洪民第二地割岩鼻四十四番地の二地主より、同郡岩手町沼宮内第三十三地割二十八番の一地主まで、右岸は、同郡玉山村下田第十三

地割船田橋四十番の五地主より同郡沼宮内町沼宮内第二十地割二番地主までが一級河川に指定されるところである。



第三章 北上川（上流域）支川名称

一、概 説

北上川は岩手県北部山塊に源を発し、奥羽山脈、北上山脈の間を南流し東、西両磐井郡境を経て、宮城県に入り桃生郡において太平洋に入る、流路延長約二四七軒余の長江であり、岩手県管下に属するところは一九五・七軒に及び、流域面積七、八一九・五平方軒に及ぶところである。

同流域における奥羽、北上両山中に発し、北上川に合流するところの支川は、古来その数一千流と称されているのである。

しかし、これ等の支川は一村一邑その称を異にするものあり、一水の支川において、尚同一名称と限らざるところ等があり、その呼称の数は更に計り知れずと言う。

しかるに、未だ、これを集録し明らかにするを聞かざるところなれば、河川に依つてその呼称を知らず、名称を聞いてその所在を知り得ざるは、ひとり吾人のみならんか？

此処に、可能のかぎり名称と、その所在を連らね、後考の資とするものである。

凡 例

- 一、北上川を基幹とし、左右岸を示す。
- 一、地域を示す市町村名は、新（昭和四一年三月一日現在）市町村名に従い記述す。
- 一、水源地及び合流点地名は、市町村名並びに字名を記するを原則とし、可能の限り記入した。
- 一、河川名は、国土地理院発行の地形図五万分ノ一図記載名以外に古名、地方名等を集録した。
- 一、北上川第一次支川は「北上川^左右岸支流[◎]」と記す。
- 一、同第二次支川の場合は「北上川^左右岸支流^{◎◎◎◎◎}川の支流[◎]」とす。
- 一、同第三次支川以下においては、更に、「第一次支川名」「第二次支川名」「第三次支川名」の^{◎◎◎}の支流[◎]とす。
- 一、見出の便を計るため地形図五万分の一図の名称を下欄に記す。
- 一、別名（別出）は備考に記している。

あ の 部

番号	名 称	位 置 及 概 況	地形図名称	備 考
1	相 川	北上川左支 一関市舞川箱石山より出て全市字根岸にて北上川に入る。 延長約六 km	一 関	藍 川
2	相 川	北上川左支 東磐井郡藤沢町黄海島鬼柄山より出て全町字下曲田及宮城県登米郡東和町境にて北上川に入る。 延長約六 km	志 津 川	相 沢 川
3	藍 川	北上川左支 一関市舞川地内の相川に全じ		
4	相 沢 川	北上川左支 東磐井郡藤沢町地内の相川に全じ	栗 駒 山	湯尻川の旧称
5	磯 田 川	北上川右支磐井川の支流 一関市五串地内須川岳より出て雨田森南麓で磐井川に入る。 延長約四 km	千 廐	
6	相 沢 川	北上川左支黄海川の支流 東磐井藤沢町黄海高島山西谷より出て上海を経て字辻山で黄海川に入る。 延長三 km 余		
7	合 ノ 沢	北上川右支胆沢川支流前川支流風生沢の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内横岳に発し同山麓にて風生沢に入る。	焼 石 岳	
8	鮎 貝 川	北上川左支猿ヶ石川支流小友川の支流 遠野市小友町の西隅に発し字切伏で外山川を入れ同鮎貝で小友川に入る。	人 首	
9	赤 川	北上川右支吸川の支流 一関市三ノ関字小沢より出て全市落合にて磐井川に入る。	一 関	
10	赤 川	北上川右支松川の支流	八 幡 平	

第三章 北上川（上流域） 支川名称

11	赤	川	岩手郡松尾村松尾茶臼岳より出て岩手町好摩葉木谷地で松川に入る。 延長三、九 km	第三次支川	八幡平
12	赤	川	岩手郡松尾村源太ヶ森より出て全町松尾地内落峯南麓で北の又川に出る。 延長約四 km	第二次支川	八幡平
13	赤	沢	北上川右支松川の支流 岩手郡松尾村寄木三ツ石沼より出て松川温泉の上流で松川に合流する。 延長三 km 余	第四次支川	人首
14	赤	沢	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村川舟高下岳連山南方より出て全地内楷倉山南麓で和賀川に入る。 延長七 km	第二次支川	新鴛宿
15	赤	沢	北上川左支猿ヶ石川の支流 上閉伊郡宮守村下鱒沢笠通山より出て全村迷岡を経て下宮守御立前で猿ヶ石川に入る。 延長約一〇 km	第二次支川	大迫首
16	赤	沢	北上川左支 紫波郡紫波町赤沢東女牛山（大野山）より出て全町赤沢杉町を経て彦部定内にて佐比内川と合流し彦部川となる。 延長一〇 km 余	第一次支川	日詰
17	赤	沢	北上川右支零石川の支流 岩手郡零石町御明神赤龍山より出て字赤沢を経て全町黒沢で零石川に入る。 延長約一〇 km	第二次支川	零鴛宿
18	赤	部	北上川左支高瀬川上流の支流 江刺市野手崎赤部より出て字野田を経て字野手崎に至り野手崎川と合し広瀬川となる。 延長約三 km	第二次支川	人首

第三章 北上川（上流域） 支川名称

19	赤	部	北上川右支大平川上流の名 西磐井郡平泉町達谷字赤部沢より出て笹谷を経て一関市川辺字細谷で北上川に入る。	第一次支川	一関
20	明通	溪	北上川左支飛田川の支流 盛岡市上米内明通山（岩手郡玉山村大日向山南尾根）より発し字明通を経て岩手郡玉山村川又に入り小野松川となり飛田川に入る。	第二次支川	盛岡
21	安久登	沢	北上川右支和賀川支流南本内川の支流 和賀郡湯田町兎森山に発し字草井沢にて南本内川に入る。	第三次支川	川尻
22	浅井	川	北上川左支入首川上流伊手川の支流 江刺市藤里浅井長倉山に発し全市藤里字竹原田を経て全市藤里字境田で伊手川に入る。	第三次支川	黒沢首
23	旭又	川	北上川左支神貫川上流大迫川の支流 神貫郡大迫町外川目猫山に発し全町合石を経て字下中居で水界川と合し中居川となり大迫町で大迫川に入り神貫川となる。 延長一〇、一 km	第三次支川	大迫
24	芦沢	沢	北上川右支和賀川支流尻平川の支流 花巻市笹間八方山に発し全市笹間字尻平川で尻平川に入る。	第三次支川	新町
25	芦ヶ沢	沢	北上川左支中津川上流清川の支流 盛岡市浅岸地内山地より発し全市浅岸字中津川にて清川に入る。	第二次支川	外山
26	芦名沢	川	北上川左支 岩手郡玉山村姫神岳に発し全村前田を経て全村巻堀字馬場にて北上川に入る。	第一次支川	沼宮内
27	芦ノ口川	川	北上川右支磐井川支流市野久川の支流 一関市地内自境山西麓に発し字芦ノ口を経て市野久川に入る。	第三次支川	一関
28	安栖沢	川	北上川右支零石川上流竜川の支流 岩手郡零石町御明神筑森山に発し全町御明神字西安栖で竜川に入る。	第三次支川	零石
29	アツサ川	川	北上川左支猿ヶ石川支流小友川支流長野川の支流高津沢の上流 遠野市小友夕日山に発し全地内にて赤岩沢と合し高津沢となる。 第四次支川	第四次支川	人首

30	厚 楽 川	北上川左支猿ヶ石川支流小鳥瀬川の支流 遠野市土淵権現山より発し全市宇厚楽犬洞を経て全市土淵の内字山崎で小鳥瀬川に入る。	第三次支川	土 淵
31	當 楽 川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町荒沢森山に発し全町當楽で和賀川に入る。	第二次支川	新 川 尻 町
32	姉 市 川	紫波郡紫波町佐比内里森山に発し全町赤梅を経て全町彦部姉市で北上川に入る。	第一次支川	日 花 巻 詰
33	姉 内 沢	北上川右支和賀川支流尻平川の支流 花巻市笹間赤沢山に発し全地内で尻平川に入る。	第三次支川	新 町
34	天 川	北上川右支雲石川上流赤沢川の支流 岩手郡雲石町御明神大洞山に発し全町中南を経て全町御明神字高八卦で赤沢川に入る。	第三次支川	雲 石
35	綾 内 溝	北上川左支広瀬川の支流口内川の支流 北上市口内地和賀郡境に発し全市中島を経て全市口内字田茂ノ木で上口内川に入る。	第三次支川	黒 沢 尻
36	荒 川	北上川左支 西磐井郡平泉町小島東稲山に発し全町中村を経て全町字田頭で北上川に入る。	第一次支川	一 水 関 沢
37	荒 川	北上川左支 江刺市愛宕と水沢市羽田の境界全市羽田字森で人首川伊手川の合流により本川となり水沢市羽田小谷木で北上川に入る。	第一次支川	水 沢
38	荒 川	北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市附馬牛高森山に発し全市上柳を経て全市附馬牛字川崎で猿ヶ石川に入る。	第二次支川	土 川 淵 井
39	荒 沢	延長一二、九km 北上川右支雲石川支流志戸前川の支流 岩手郡雲石町御明神モッコ岳に発し岩井沢と合し方丈山麓で志戸前川に入る。	第三次支川	鶯 宿
40	荒 沢	北上川左支雲石川支流竜川川の支流	第三次支川	雲 石

41	荒 沢 川	岩手郡雲石町御明神湯森山に発し大平山麓で竜川に入る。 北上川右支雲石川支流葛根田川支流平出川の上流	第三次支川	雲 石	
42	荒 沢 川	岩手郡雲石町西根三角山に発し西根谷地にて湯ノ沢と合し平出川となる。 北上川右支胆沢川支流尿前川の支流	第三次支川	焼 石 岳	
43	荒 谷 川	胆沢郡胆沢町若柳焼石岳の内岳山より発し字峰谷北方を経て尿前川に入る。 北上川左支人首五輪峠に発し全市上大内沢を経て全市人首字荒谷にて古歌葉川と合し人首川となる。	第二次支川	人 首	大内沢川ともいう。
44	荒 谷 川	北上川左支人首川支流伊手川の支流 江刺市伊手字和野より発し全市伊手を経て字久田で伊手川に入る。	第三次支川	人 首	
45	荒 山 沢	北上川右支滝名川の支流 紫波郡紫波町大館諸倉山に発し字山王海で滝名川に入る。	第二次支川	日 詰	
46	ア ラ レ 沢	北上川右支磐井川の右支流 一関市厳美地内鈴ヶ森西谷より出て市野々原で磐井川に入る。	第二次支川	焼 石 岳	
47	有 字 内 川	北上川左支猿ヶ石川支流達曾部川の支流 上閉伊郡宮守村有字内峠（上閉伊稗貫郡境）より発し全字中斉で涌水川に入る。	第三次支川	大 迫	
48	有 馬 川	北上川右支金流川の支流 宮城県栗原郡萩野片馬合より来て全郡上片馬合を経て西磐井郡花泉町金沢で金流川に入る。	第二次支川	一 関	北金流川ともいう 花泉町金沢にては金沢川という

いの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	居 井 川	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町金沢字尻屋敷野より来り全町字峠を経て全町字館前にて金流川に入る。	第二次支川	一 関	
2	飯 岡 沢	北上川右支徳田川の支流 紫波郡都南村上飯岡箱ヶ森山に発し全村中羽場字上永井で清水寄川と合し	第二次支川	日 詰	徳田川上流の名称

第三章 北上川（上流域）支川名称

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3
石 宇 川	砂 子 田 川	砂 子 沢 川	砂 子 沢 川	砂 子 沢	砂 子 沢	胆 沢 川	飯 豊 川	飯 倉 川	猪 岡 川
北上川左支砂鉄川の支流田河津川の源流	北上川左支黄海上流 東磐井郡千厩町小梨字上荒井に発し全町八沢字細田にて大平川となり下流を黄海川という。 北上川左支砂鉄川の支流田河津川の源流	北上川左支狼ヶ石川の支流 遠野市綾織石上山より発し字蓬畑、砂子沢、中宿を経て字下綾織で猿ヶ石川に入る。 延長六、〇 km	北上川左支栗川 の支流 盛岡市栗川砂子沢毛無森山より発し御蔵を経て全市根田茂にて根田茂川となり字水沢下流で築川に入る。 北上川左支狼ヶ石川の支流	北上川右支滝名川 の支流 紫波郡紫波町土館諸倉山に発し全町字砂子沢にて滝名川に入る。 延長長約一二 km	北上川左支狼ヶ石川支流浮田沢の支流 和賀郡東和町字砂子大鹿山より発し字毒沢で浮田沢に入る。 延長四四、九 km	胆沢郡胆沢町若柳焼石岳に発し、全町馬留を経て水沢市宇佐字古川にて北上川に入る。 北上川右支 延長一六、一 km	花巻市横志田田沢山より発する南川（雲南川）と全市北笹間より出る後川が北上市飯豊字藤巻で合流し飯豊川となる。 北上川右支	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町金沢尻ノ沢より出て全町五分田を経て金沢地内にて金流川に入る。 北上川右支	北上川右支磐井川の支流 徳田川となる。 一関市猪岡物見山に発し全市木立を経て字山口にて磐井川に入る。
第二次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第三次支川	第一次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川
水	千	人	早	日	花	水	花	一	栗
沢	廐	首	池	詰	巻	沢	巻	関	駒
山谷川をいう	太平川は黄海川の上流の名称		山				栃内川ともいう		小猪岡川ともいう

22	21	20	19	18	17	16	15	14	13
五 ツ 場 沢 川	市 野 々 川	一 ノ 沢	一 方 井 川	磯 田 川	石 法 花 川	石 船 渡 沢	石 ノ 森 川	石 名 川	石 鍋 沢
北上川左支添市川の支流 和賀郡東和町小山田字外小山田より出て全地内にて添市川に入る。	北上川右支磐井川の支流久保川の支流 一関市猪岡友森山より発し全地内において産女川に入る。 延長九、四 km	北上川右支磐井川の支流久保川の支流 一関市猪岡友森山より発し全地内において産女川に入る。	岩手郡岩手町一方井黒石字大作官林より出て全町黒石を経て全子抱字落合で北上川に入る。	宮城県栗原郡金城町磯田より来り西磐井郡花泉町下湯田字大石沢を経て字二又に至り油田川を入れ全町蝦島で夏川に入る。 北上川右支	北上川右支釜沢川の支流 一関市滝沢二ノ沢より出て全市字藤を経て全富沢字石法花にて広町川と合し釜沢川となる。	東磐井郡川崎村薄衣養地山に発し字石船渡を経て字下巻地先で北上川に入る。 北上川左支	北上川左支砂鉄川の支流田河津川の支流 東磐井郡東山町松川枯木峠に発し全町地藏平を経て全町松川字館にて砂鉄川に入る。 東磐井郡東山町田河津音羽山より発し全町野土を経て字石ノ森にて石宇川と合し田河津川となる。	東磐井郡大東町大原字石鍋山より発し全字樽原で沢内沢と合し砂鉄川となる。 北上川左支砂鉄川の支流	東磐井郡東山町田河津字夏山より出て全字石ノ森にて石ノ森川と合し田河津川となる。 北上川左支砂鉄川の源流
第二次支川	第三次支川	第三次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川	第三次支川	第二次支川	第一次支川
花	栗	栗	沼	若	一	千	水	千	陸
巻	駒	駒	宮	柳	関	廐	沢	廐	中
迫	山	山	内			廐			大
	旧来は久保川の本流とした。			三竹川ともいう。				滝川館川の別名	

23	伊手川	北上川左支人首川の支流 江刺市伊手種山に発し水沢市字向森にて人首川と合流し荒川となる。上流を地の神川と称す 延長二六、一km	第二次支川	人首川	原体川、熊川、横瀬川ともいう。
24	生出川	北上川左支 岩手郡玉山村下田字生出原より出て全村汲民前田で北上川に入る。	第一次支川	沼宮内	小鷹川の原流か？
25	猪去沢	北上川右支 盛岡市太田猪去箱ヶ森山に発し字新兵工屋敷を東流し用水路に入る。	第一次支川	盛岡	
26	井戸沢	北上川右支磐井川の支流 一関市猪岡七軒木野より出て全市字瑞山内に灌流し字七ツ森にて磐井川に入る。	第二次支川	栗駒山	
27	芋沢	北上川右支五内川支流岩崎川の支流 紫波郡矢巾町上矢次赤林山に発し字広宮沢、下矢次を経て字砂子田で岩崎川に入る。 延長八、〇km	第三次支川	日詰	欠比溝ともいう。
28	芋田川	北上川右支和賀川の支流鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町白木山より発し全町字白木野において鬼ヶ瀬川に入る。 延長五〇、二km	第三次支川	横手	
29	磐井川	北上川右支和賀湯田町白木山より発し全町字白木野において鬼ヶ瀬川に入る。 一関市猪岡大日岳より発し全市市野々原を経て全市孤禪寺にて北上川に入る。	第一次支川	栗駒山	
30	岩井沢	北上川右支磐石川支流志戸前川の支流 岩手郡磐石町御明神五番森山より発し全地内にて志戸前川に入る。 延長五〇、二km	第三次支川	鶯宿	
31	岩倉沢	北上川左支砂鉄川支流田河津川上流横沢川の支流 東磐井郡東山町田河津大鉢森山より発し全地内で横沢川に入る。	第四次支川	陸中平原	
32	岩崎川	北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町煙山南昌山に発し城内山の西を経て全町南矢巾にて古岩崎川となり紫波町高水寺で五内川に入る。 延長一一、八km	第二次支川	日詰	
33	岩沢	北上川右支和賀川の支流	第二次支川	川尻	岩沢川ともいう。

34	岩堰川	和賀郡和賀町仙人山より発し全町字岩沢にて和賀川に入る。 北上川右支 胆沢郡胆沢町小山字大橋より出て全郡前沢町字島で北上川に入る。 延長五、三km	第一次支川	水沢	
35	岩滑川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町岩ノ目山に発し全町字耳取にて和賀川に入る。	第二次支川	川尻	岩滑沢ともいう。
36	岩名目沢	北上川右支磐石川支流鶯宿川の支流 岩手郡磐石町鶯宿大小屋山に発し全地内にて鶯宿川に入る。	第三次支川	鶯宿	
37	岩ノ沢	北上川右支磐井川の支流 一関市猪岡横根岳に発し全地内にて磐井川に入る。	第二次支川	栗駒山	
38	岩ノ目沢	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内笹森山の西柏峠より発し北流し更に東流して胆沢川に入る。	第二次支川	焼石岳	
39	岩窓川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村太田岩窓山より出て全村飯豊にて和賀川に入る。	第二次支川	新町	
40	岩水沢	北上川左支中津川の支流初笹沢の支流 盛岡市浅岸地内に発し全字綱取にて初笹沢に入る。	第三次支川	盛岡	
41	岩持川	北上川右支磐石川支流竜川支流上野沢川の支流 岩手郡磐石町西根より出て全町横欠を経て全上野字下川原にて上野沢川に入る。	第四次支川	零石	土橋川ともいう
42	イギツネ沢	北上川左支中津川の上流清川の支流 盛岡市浅岸阿部館山より発し全地内で清川に入る。	第二次支川	外山	

うの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	上野沢	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町字上野沢より出て全町金森を経て全地内で金流川に入る。	第二次支川	一関	
2	上野沢川	北上川右支磐石川支流葛根田川の右支流 岩手郡磐石町上野丸森山に発し全町上和野を経て全新里字下川原にて率	第三次支川	零石	

第三章 北上川（上流域）支川名称

3	上野々川	石川に入る。 上野沢川下流部の名称 右に全じ	人首
4	浮田溝	北上川左支猿ヶ石川の支流 和賀郡東和町中内字石持保土山より出て全町字宮田、駒込、浮田、小原、毒沢等を経て字落合で猿ヶ石川に入る。 延長約一・三km	大迫
5	丑淵川	北上川左支 胆沢郡前沢町生母大日向山に發し全地字小島谷起で北上川に入る。	水
6	後川	北上川右支飯内川の支流 花巻市笹間字北笹間より出て北上市飯豊字藤巻にて雲南川に入り飯豊川となる。	花巻
7	後 ₂ 川	北上川右支 花巻市湯口江釣子森山より發し花巻地内で旧瀬川に入り字川口で北上川に入る。	花巻
8	後沢川	北上川左支砂鉄川支流曾慶川の支流 東磐井郡藤沢町曾慶ウト山に發し全町後沢を経て全地内字神陰にて曾慶川に入る。	千厩
9	薄衣川	北上川左支 東磐井郡千厩町奥玉室根山より發し全千厩町を経て全郡川崎村薄衣字町裏で北上川に入る。	千厩
10	歌書川	北上川左支広瀬川の支流口内川の異名 北上市口内地に發し江刺市広瀬を経て江刺市稻瀬字石関にて広瀬川に入る。	黒沢尻
11	内穴沢川	北上川右支胆沢川支流 黒沢川支流永沢川上流中ノ又川の支流	焼石岳
12	内川	胆沢郡金ヶ崎町経塚山に發し全町永栄字細野で中ノ又川に入る。 第四次支川	水沢
13	内川	西磐井郡平泉町長部字沢口より出て字大中島に至る。 北上川左派流	水沢

第三章 北上川（上流域）支川名称

14	内川	水沢市羽田字栗ノ瀬より全市字小谷木に至る。
15	内川	北上川左派流 北上市稲瀬下門岡地内より江刺市稲瀬字三照に至る。
16	内沢川	北上川右支雪石川支流葛根田川の支流 岩手郡雪石町岩手山に發し全町字早坂を経て全町長山字早坂森で葛根田川に入る。上流を正徳川と呼ぶ。
17	内沢	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町金沢字愛宕下にて刈生沢より上水し全地内にて金流川に入る。
18	内沢	北上川左支築川上流神ノ沢の支流 盛岡市築川字川目岩神山（三河山）に發し全地にて神ノ沢に合し栃沢となる。
19	内ノ沢	北上川左支築川地内に發し全地内字水沢で築川に入る。
20	内館川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村太田地内山地に發し志賀来山を迂廻し全村新町字内ノ沢にて和賀川に入る。
21	雲南川	北上川の右支 水沢市姉妹地内より来り全市白山地内で北上川に入る。大深沢、堤尻等用水路の末流。
22	雲南溝	北上川右支飯豊川上流の名称 花巻市字横志田田沢山より發する田沢が北上市飯豊に入り雲南川となり全地内字藤巻で後川と合し飯豊川となる。
23	卯根倉沢	北上川左支坪毛沢溝の支流 紫波郡紫波町彦部字星山の内黒石山に發し全町字東田にて坪毛沢溝に入る。
24	内鱗沢	北上川右支和賀川の支流夏油川の支流 和賀郡和賀町岩崎新田鬼森山に發し全町岩崎字入ノ畑にて夏油川に入る。

第三章 北上川（上流域） 支川名称

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
25	産女川	北上川右支磐井川の支流 一関市猪岡大目岳に発し全市字若井原で磐井川に入る。	栗駒山	
26	上堰溝	北上川右支 花巻市字尻平川にて尻平川より上水し全市笹間を経て北上市字小鳥崎において北上川に入る。	花巻	
27	潤沢川	北上川右支胆沢川支流黒沢川の支流 胆沢郡金ヶ崎町西根潤沢より出て字赤坂にて黒沢川に入る。	黒沢尻	

えの部

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
1	江莉内川	北上川左支 岩手郡若手町江莉内沢口山に発し全町大畑を経て全町江莉内字三助川原で北上川に入る。	沼宮内	
2	江根川	北上川右支乙女川の支流 胆沢郡胆沢町字東田より出て全町倉館を経て水沢市常盤字跡呂井で乙女川に入る。	水沢	香原川上流の名称
3	秋川	北上川左支稗貫川支流水界川の支流 稗貫郡大迫町外川目字秋川地内に出て全町外川目字落合で水界川に入る。	大迫	

おの部

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
1	大沢	北上川右支胆沢川支流前川の支流 胆沢郡胆沢町若柳桑原山に発し全地内にて前川に入る。	焼石岳	
2	達沢	北上川右支磐石川支流仁沢瀬川の支流 岩手郡滝沢村焼切山に発し全村字仁沢瀬にて仁沢瀬川に入る。	盛岡	

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
3	大堰	北上川右支 紫波郡紫波町見前より来り全町字東見前で北上川に入る。	日詰	鹿妻堰をいう。
4	大預り沢	北上川左支中津川支流濁川の支流 盛岡市浅岸地内に発し全地にて濁川に入る。	盛岡	
5	大荒沢	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町免森山より発し全町字小繋にて和賀川に入る。	川尻	
6	大荒沢	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳上ノ倉山東谷に発し全地において胆沢川に入る。	焼石岳	
7	大荒沢	北上川右支和賀川支流横川の支流 和賀郡沢内村川舟大荒沢山より発し全村川舟字大荒沢にて和賀川に入る。	新鷹宿	
8	大石川	北上川右支磐石川支流南川支流矢櫃川の支流 岩手郡磐石町大石山に発し全地内にて矢櫃川に入る。		
9	大石川	北上川左支中津川支流濁川の支流 岩手郡玉山村敷川北ノ又山に発し全地内において外山川（濁川）に入る。	外山	
10	大石沢	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町荒沢森山の内に発し全町字大石にて和賀川に入る。	川尻	
11	大岩目沢	北上川右支滝名川の支流 紫波郡紫波町土館地内に出て全町字大岩目にて滝名川に入る。	日詰	
12	大鬼ヶ瀬川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町白木山より発し全郡川尻を経て全町字川尻において和賀川に入る。	横手	鬼ヶ瀬川ともいう。
13	大江溝	北上川右支 西磐井郡花泉町日形須釜山に発し全町日形字小野で北上川に入る。	一関	丸江川ともいう。
14	大江溝	北上川右支磐井川支流達古袋川の支流 一関市猪岡風除林より出て全市猪岡字下大桑で達古袋川に入る。	志津	
15	大萱生川	北上川左支 紫波郡都南村大ヶ生上南野山より発し大ヶ生を経て全村字門前にて北上川に入る。	日詰	乙部川上流の名称

第三章 北上川（上流域） 支川名称

16	狼沢溝	北上川右支金流川支流小野川の支流 第三次支川 西磐井郡花泉町字萩沢より發し全町奈良坂字狼沢において小野川に入る。 第二次支川 盛岡市浅岸高森山より發し全市字大葛を経て全浅岸字綱取にて清川に入る。 第一次支川 水沢市黒石大八山の内水井洞より發し全市袖ノ沢を経て全市黒石字鶴城において北上川に入る。 第一次支川 北上川に入る。
17	大葛川	第二次支川 盛岡市浅岸高森山より發し全市字大葛を経て全浅岸字綱取にて清川に入る。 第一次支川 水沢市黒石大八山の内水井洞より發し全市袖ノ沢を経て全市黒石字鶴城において北上川に入る。 第一次支川 北上川に入る。
18	大久保川	第一次支川 水沢市黒石大八山の内水井洞より發し全市袖ノ沢を経て全市黒石字鶴城において北上川に入る。 第一次支川 北上川に入る。
19	大倉沢川	第一次支川 胆沢郡金ヶ崎町二枚橋にて上水し全町六原を経て北上市相去字笹長根にて北上川に入る。
20	大倉溪	第四次支川 北上川左支砂鉄川支流中川川支流遅沢川の支流 東磐井郡大東町中川大倉山より發し全町清水沢を経て全中川字野田にて遅沢川に入る。
21	大倉沢	第三次支川 北上川右支雲石川支流南畑川の支流 岩手郡雲石町南畑大倉山より發し全町字中山にて南畑川となる。
22	大栗川	第二次支川 北上川右支和賀川支流 和賀郡沢内村大野大栗山より發し全村大野にて和賀川に入る。
23	大小屋沢	第三次支川 北上川右支雲石川支流鶯宿川の支流 岩手郡雲石町鶯宿地内に發し全地内で鶯宿川に入る。
24	大沢川	第一次支川 西磐井郡平泉町東稲山より發し全町小島字五反田にて北上川に入る。 第二次支川 花巻市湯口地内駒頭山北尾屋より出て全市字わたりで豊沢川に入る。 第一次支川 北上川に入る。
25	大沢川	第二次支川 花巻市湯口地内駒頭山北尾屋より出て全市字わたりで豊沢川に入る。 第一次支川 北上川に入る。
26	大沢川	第一次支川 紫波郡都南村手代森大日向山より發し全村上大沢を経て全乙部字黒川で北上川に入る。 第五次支川 一関市萩花大沢山より出て全市市野々老流にて南沢川に入る。
27	大沢溝	第五次支川 一関市萩花大沢山より出て全市市野々老流にて南沢川に入る。

28	大沢口川	第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町字中好地より来り全地内字好地並八幡境にて北上川に入る。 第三次支川 岩手郡雲石町鶯宿待多部山より發し全鶯宿を経て全町西安庭字北片沢にて南川に入る。 第二次支川 延長一三、五 km 北上川左支中津川の支流 盛岡市浅岸樺穴山より發し全市下米内字落合で濁川を入れ中津川となる。 第三次支川 北上川右支五内川支流 太田川の支流 紫波郡矢巾町岩清水字館山より發し全村字海道町にて太田川に入る。 第二次支川 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町和味大白沢山に發し全和味を経て全町白浜にて五内川に入る。 第三次支川 延長五、三 km 北上川右支和賀川支流 横川の支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字大荒沢で横川に入る。 第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
29	鶯宿川	第三次支川 岩手郡雲石町鶯宿待多部山より發し全鶯宿を経て全町西安庭字北片沢にて南川に入る。 第二次支川 延長一三、五 km 北上川左支中津川の支流 盛岡市浅岸樺穴山より發し全市下米内字落合で濁川を入れ中津川となる。 第三次支川 北上川右支五内川支流 太田川の支流 紫波郡矢巾町岩清水字館山より發し全村字海道町にて太田川に入る。 第二次支川 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町和味大白沢山に發し全和味を経て全町白浜にて五内川に入る。 第三次支川 延長五、三 km 北上川右支和賀川支流 横川の支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字大荒沢で横川に入る。 第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
30	大志田川	第二次支川 北上川左支中津川の支流 盛岡市浅岸樺穴山より發し全市下米内字落合で濁川を入れ中津川となる。 第三次支川 北上川右支五内川支流 太田川の支流 紫波郡矢巾町岩清水字館山より發し全村字海道町にて太田川に入る。 第二次支川 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町和味大白沢山に發し全和味を経て全町白浜にて五内川に入る。 第三次支川 延長五、三 km 北上川右支和賀川支流 横川の支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字大荒沢で横川に入る。 第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
31	大清水溝	第三次支川 北上川右支五内川支流 太田川の支流 紫波郡矢巾町岩清水字館山より發し全村字海道町にて太田川に入る。 第二次支川 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町和味大白沢山に發し全和味を経て全町白浜にて五内川に入る。 第三次支川 延長五、三 km 北上川右支和賀川支流 横川の支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字大荒沢で横川に入る。 第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
32	大白沢溝	第二次支川 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町和味大白沢山に發し全和味を経て全町白浜にて五内川に入る。 第三次支川 延長五、三 km 北上川右支和賀川支流 横川の支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字大荒沢で横川に入る。 第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
33	大杉沢	第三次支川 北上川右支和賀川支流 横川の支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字大荒沢で横川に入る。 第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
34	大瀬川	第一次支川 北上川の右支 稗貫郡石鳥谷町好地高狸山より發し全町八幡で北上川に入る。 第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
35	大堰川	第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
36	大堰川	第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
37	大堰川	第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
38	大田川	第一次支川 北上川の右支 水沢市満倉で三堰より分流全市宇佐で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支 花巻市湯口地内で豊沢川より上水し全市鍛冶町で豊沢川に入る。 第一次支川 延長七、〇 km 北上川右支 西磐井郡平泉町上岩谷野に發し全町達谷を経て一関市字川辺苅渡で北上川に入る。 第二次支川 延長九、五 km 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五
39	太田川	第二次支川 北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町岩清水田沢山に發し全町水神を経て全郡紫波町字中島にて五

40	太田川	内川に入る。	第四次支川	沼宮内	沢内川、飯ノ下川、黒田助川ともいう。
41	大田代川	江刺市田原蓬山に発し全市大田代、水沢市黒田助等を経て水沢市羽田字窪で北上川に入る。 延長一七、九km	第一次支川	陸中大原沢	
42	大地田川	北上川左支 紫波郡紫波町大萱生地内より出て全町大志田を経て全江柄地内で北上川に入る。	第一次支川	日詰	
43	大地ノ沢	北上川右支雲石川支流 志戸前川の支流	第三次支川	雲石	
44	大坪川	岩手郡雲石町字長山地森山より発し全地内にて志戸前川に入る	第一次支川	日詰	
45	大繋沢	紫波郡紫波町字桜町地内より出て全町南日詰地内で北上川に入る。	第二次支川	盛岡	
46	大鍋沢	盛岡市字繋箱森山に発し全市字下猿田にて雲石川に入る。	第三次支川	川尻	
47	大奈良川	北上川右支和賀郡湯田町白倉山より発し全地内で南本内川に入る。	第一次支川	一関	釜ノ沢川、平沢川ともいう。
48	大野沢川	一関市弥栄峠より出て全市弥栄字川底で北上川に入る。	第二次支川	六郷	
49	大登川	北上川右支和賀郡内村字大野西山に発し全村字大野で和賀川に入る。	第一次支川	新郷	
50	大橋川	北上川左支黄海川上流の名称 東磐井郡千厩町小梨松ヶ浜峠より出て全町谷地田を経て全町字上荒井で不動川を入れ砂子田川となり更に大手川、荻川となり下流に至り黄海川となる。	第二次支川	千厩	
		北上川左支 岩手郡玉山村淡民平頭山に発し全村山屋を経て全波民字小前田で北上川に入る。	第一次支川	沼宮内	

51	大桧山沢	北上川右支雲石川支流 南畑川の支流	第三次支川	鶯宿	黄海川上流の名称
52	大平川	岩手郡雲石町南畑松山沢山より発し全町馬場を経て全 南畑字野中で南畑川に入る。	第二次支川	千厩	
53	大深沢川	北上川左支黄海川の支流 東磐井郡藤沢町西口で大平川と新地川が合して荻川となり内沼、上場を経て下流に至り黄海川となる。 延長一〇、八km	第一次支川	水沢	
54	大堀沢	北上川右支 胆沢郡胆沢町小山字蛸ノ手にて分流し胆沢郡前沢町白山で北上川に入る。	第一次支川	盛岡	黒沢川上流の名称
55	大芋桶沢	北上川右支雲石川支流 仁沢瀬川の支流	第三次支川	盛岡	
56	大又川	岩手郡滝沢村滝沢縫堀山に発し全村外山を経て全村大釜字仁沢瀬にて仁沢瀬川に入る。	第一次支川	早池峯山	稗貫川上流岳川の別名
57	大股小川	北上川左支稗貫川の上流 稗貫郡大迫町内川目早地峯山に発し全町岳を経て大迫に至り中居川と合し稗貫川となる。	第二次支川	一関	
58	大町川	北上川右支乙女川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内にて分流し水沢市市柳町にて乙女川に入る。	第二次支川	水沢	松岩寺川下流の名称、南川ともいう。
59	大松倉沢	北上川右支雲石川支流 葛根田川の支流	第三次支川	雲石	
60	大水沢	岩手郡雲石町字長山大松倉山に発し全町青倉温泉下流で葛根田川に入る。	第三次支川	鶯宿	
61	大峯川	北上川右支雲石川支流 志戸前川の支流 岩手郡雲石町御明神地内より出て全地内で志戸前川に入る。 東磐井郡千厩町磐清水大峯山より発し全町蓬田を経て全磐清水字樋口にて濁沼川となる。	第二次支川	千厩	濁沼川上流の名称

第三章 北上川（上流域）支川名称

62	大森川	北上川右支磐井川支流 吸川の上流 一関市眞柴字森亀ノ倉より出て全市鬼死骸を経て全台町で蔵主沢川と合流し吸川（漕川）となる。 第三次支川	第二次支川	一	鬼死骸川上流の名称 東沢川ともいう。
63	大森溝	北上川右支磐井川支流 達古袋川の支流 一関市猪岡風除林より出て全市猪岡字大桑にて達古袋川に入る。 第二次支川	第三次支川	一	大江溝上流の呼称
64	大森沢	胆沢郡胆沢町若柳大森山（一、一四九m）より発し全地内で胆沢川に入る。 第二次支川	第二次支川	焼石岳	
65	大安沢	北上川右支滝名川の支流 紫波郡紫波町権現森山に発し全地内で滝名川に入る。 第二次支川	第二次支川	鶯宿	
66	大谷地川	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町曾慶白掛山に発し全町御能場を経て曾慶字神陰にて砂鉄川に入る。 第二次支川	第二次支川	千厩	
67	大柳川	北上川右支乙女川の上流 胆沢郡胆沢町若柳土橋にて分流し一本松京徳田を経て水沢市字跡呂井にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	水沢	下流にて乙女川という。
68	大山沢	北上川右支磐石川支流 鶯宿川の支流 岩手郡磐石町鶯宿地内で発し全地内で鶯宿川に入る。 第三次支川	第三次支川	鶯宿	
69	小出川	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳篠吹山に発し全町若柳字大胡桃山下にて胆沢川に入る。 第二次支川	第二次支川	焼石岳	
70	笈ノ口川	北上川左支 岩手郡岩手町御堂地内に発し全町御堂字笈ノ口にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	盛岡	
71	尾入堀	北上川右支磐石川の支流 岩手郡滝沢村岩手山より発し全郡磐石町御新野にて磐石川に入る。 第二次支川	第二次支川	荒屋	黄海川を西口にていう。
72	荻ノ川	北上川左支黄海川の上流 東磐井郡藤沢町西口字荒巻にて新地川、大平川が合流し荻ノ川となる。 第一次支川	第一次支川	沼宮内	沖田川ともいう。
73	興田川	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町中川越路山より発した中川川が全町沖田字落合で鳥海川と合し興田川となり全町洪民字荒谷で砂鉄川に入る。 第二次支川	第二次支川	陸中大原	狼沢にては新渡戸川という。
74	翁川	北上川右支和賀川支流 大鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町翁山に発し全町字小繋沢で大鬼ヶ瀬川に入る。 第三次支川	第三次支川	横手	

第三章 北上川（上流域）支川名称

75	奥玉川	北上川左支千厩川の上流 東磐井郡千厩町奥玉東室根山に発し全町天梅を経て字西沢で千厩川となる。 第一次支川	第一次支川	千厩	千厩川上流の名称
76	オクヅレ溝	北上川右支 岩手郡滝沢地内より出て盛岡市下厨川字平戸にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	盛岡	古川という、諸葛川の派流。
77	尾沢川	北上川右支太郎ヶ沢川の支流 胆沢郡前沢町字上野原より出て前沢町を経て字大桜で太郎ヶ沢川に入る。 第二次支川	第二次支川	水沢	小沢川ともいう。
78	長ヶ沢川	北上川右支松川支流 赤川の支流 岩手郡松尾村静ヶ森に発し全村字松尾に出て全落合で赤川に入る。 第三次支川	第三次支川	八幡平	
79	小沢川	北上川左支古館川の上流 岩手郡玉山村姫神岳より発し全村上川久保を経て岩手町川口にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	沼宮内	
80	大鍵沢	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村小倉山に発し全村字鍵沢で和賀川に入る。 第二次支川	第二次支川	新町	
81	遅沢川	北上川左支砂鉄川支流 中川川の支流 東磐井郡大東町中川清水山に発し全町中川字川畑にて中川川に入る。 第三次支川	第三次支川	陸中大原	
82	大高鼻沢	北上川左支胆沢川支流 小出川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内笹森山より発しその南麓で小出川に入る。 第三次支川	第三次支川	焼石岳	
83	大橋沢	北上川右支豊沢川の支流 花巻市豊沢青ノ木山に発し全地内で豊沢川に入る。 第二次支川	第二次支川	鶯宿	
84	小田川	北上川左支大久保川の支流 水沢市黒石水井山より発し全市黒石字小田にて大久保川に入る。 第二次支川	第二次支川	水沢	
85	小戸ノ溪	北上川左支荻川支流 大平川の支流 東磐井郡藤沢町西口島ヶ森に発し全町西口字荒巻で荻川に入る。 第三次支川	第三次支川	千厩	荻川は黄海川の別名（西口地内の呼称）現在は源流より乙部川という。
86	乙部川	北上川左支 紫波郡都南村大ヶ生上南野山より発する大ヶ生川が虫壁川と合し乙部地区に入り乙部川となり上乙部を経て全村乙部字門前で北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	早池峯山	
87	乙女川	北上川右支 胆沢郡胆沢町若柳土橋にて分流し水沢市常盤字久根妻にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	水沢	大柳川、たまり川ともいう。

88	小友川	北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市小友貞任山に発し全市平笹を経て全市鱒沢字向落合で猿ヶ石川に入る。 延長一三、五 km	第二次支川	人首	
89	稚鍋川	北上川左支猿ヶ石川の支流 和賀郡東和町晴山字平山に発し全町折木を経て字下川原で猿ヶ石川に入る。 第二次支川	第二次支川	大迫	
90	鬼越川	北上川右支磐井川の支流 一関市厳美猪岡高山東谷より発し鳴沢温泉を経て祭時平、概ノ木平の間で磐井川に入る。 第三次支川	第三次支川	焼石岳	
91	鬼死骸川	北上川右支磐井川 支流吸川の支流 一関市真柴大森沢より出る大森沢と吉ヶ浜より来る吉ヶ沢川が字千刈田で全し鬼死骸川となり全市台町で大森川と合流する。 延長〇、七 km	第三次支川	一関	新山川ともいう。
92	大沼川	北上川右支 盛岡市太田箱ヶ森山に発し東流する津志田川より全市下鹿妻にて分流し下永井を経て都南村字大沼にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	盛岡	
93	小野川	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町奈良坂早坂野より出て全町字野田沖で金流川に入る。 第三次支川	第三次支川	一関	
94	小野松川	北上川左支飛田川の支流 盛岡市浅岸樺穴山より発し全市浅岸字飛田にて飛田川に入る。 第二次支川	第二次支川	盛岡	
95	大原川	北上川左支 東磐井郡大東町大原鷹ノ巣山より発し全樺原大原長坂等を経て薄衣地内で北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	大原千廐	砂鉄川の旧名間崎地内で間崎川ともいう
96	大萩沢	北上川左支猿ヶ石川支流東樺寺川の支流 遠野市附馬牛石上山より発し字大寺を経て全市附馬牛字坂下で東樺寺川に入る。 第三次支川	第三次支川	大迫	
97	帯田川	北上川右支磐井川の支流 一関市猪岡字小猪岡大黒森（大黒森）より出て全字四度計山（四度花山）にて磐井川に入る。 第二次支川	第二次支川	栗駒山	帯根沢ともいう。

98	帯根沢	北上川右支磐井川の支流 一関市猪岡大黒森より発し全市猪岡字四度花山にて磐井川に入る。 第二次支川	第二次支川	栗駒山	帯内川ともいう。
99	大平川	北上川右支 一関市山目鳥森山に発し全市字笹谷を経て全市川辺字高畑にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	一関	上流笹谷溝
100	思川	北上川右支 一関市真柴字後沢に発し全市清水尻を経て孤樺寺字大槻で北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	一関	滝沢川の別名
101	小山沢川	北上川右支 岩手郡岩手町御堂地内に発し全町御堂字小山沢にて北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	荒屋	
102	折壁川	北上川左支樺貫川支流 樺貫郡大迫町内川目権現山に発し全町折壁を経て全覚久廻で岳川に入る。 第三次支川	第三次支川	早池峯山	
103	小呂別川	北上川左支樺貫川支流岳川の支流 樺貫郡大迫町内川目大野山東谷に発し東流して字小呂別を経て全白岩下流で岳川に入る。 第三次支川	第三次支川	早池峯山	

かの部

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
1	貝売川	北上川右支松川 左支赤川（渋川）支流 藤ノ下川の支流 第四次支川 岩手郡松尾村寄木大沼平野より出て全村野駄字落合で藤ノ下川に入る。	沼宮内	
2	加賀内川	北上川右支松島川の支流 岩手郡滝沢村字砂込より出て全字地内で松島川に入る。	盛岡	
3	カクラ沢	北上川左支築川の支流 盛岡市築川川目荒神山の内に発し定飛鳥を経て全地内で築川に入る。	外池山	
4	欠堰溝	北上川右支徳田川の支流 紫波郡矢巾町上矢次赤林山に発し字廣宮沢下矢次を経て字砂子田で岩崎川に入る。	早池峯山	芋沢川をいう。
5	金沢溝	北上川右支金流川の支流	若柳	

6	頭無溝	北上川右支	第一次支川	黒沢尻	三ヶ尻では洪川という。
7	風生沢	北上川右支胆沢川 支流大岩沢の支流	第二次支川	焼石岳	
8	片子沢川	胆沢郡胆沢町若柳焼石岳より出て全地内で大岩沢に入る。	第二次支川	水沢	上流を濁川、別名小山崎川という。
9	湯安沢	胆沢郡胆沢町小山字濁川より出て瀬台野を経て水沢市秋成字上島にて天神川に入る。		日詰	
10	葛根田川	北上川右支滝名川の支流	第二次支川	八幡平	
11	加妻川	紫波郡紫波町大館須賀倉山より発し全地内で滝名川に入る。	第二次支川	千厩	
12	鹿妻堰	北上川右支磐石川の支流	第二次支川	盛岡	見前川
13	桂沢	岩手郡磐石町長山八瀬森関東森等より発する北沢が曲崎山より発する滝又沢を合せ更に鳥帽子岳より発する水を合せ葛根田川となり滝ノ上温泉を経て全町字下川原にて竜川と合し磐石川となる。	第二次支川	新日詰	
14	金沢	延長三〇・五km 北上川左支薄衣川の支流	第三次支川	盛岡	
15	金釜沢	東磐井郡川崎村薄衣三島山に発し全村薄衣字須崎で薄衣川に入る。	第三次支川	千厩	上流を活田川という。
16	金田川	北上川右支豊沢川の支流	第三次支川	遠野	
17	金堀沢	盛岡市太田猪去にて磐石川より上水し柴波郡見前三本柳で北上川に入る。	第三次支川		

18	蟹沢川	遠野市土湖山口権現山に発し全市久手字野崎にて小島瀬川に入る。	第三次支川	零石	
19	樺沢	北上川右支磐石川支流 里深川の支流	第三次支川	零石	
20	香原川	岩手郡磐石町長山正徳沢に発し全町下曾根田にて黒沢川に入る。	第三次支川	水沢	
21	釜川溝	北上川右支磐石川支流 黒沢川の支流	第二次支川	花巻	
22	釜ノ沢	岩手郡滝沢村字柳沢より発し岩手郡磐石町字極楽野において黒沢川に入る。	第一次支川	一関	大奈良川又は平沢川という。
23	上門岡沢	胆沢郡胆沢町東田字広表にて分流し全村北下巾を経て水沢市常磐字舟渡谷起にて北上川に入る。	第二次支川	黒沢尻	丹藤川の異名 丹藤川の異名
24	加美川	北上川左支猿ヶ石川支流	第三次支川	大迫	
25	上沢川	北上川左支猿ヶ石川支流 宮守川の支流	第三次支川	大迫	
26	上堰	上関伊郡宮守村上宮守寺沢山地内より発し全地内字町で宮守川に入る。	第二次支川	花巻	
27	神の沢	北上川右支滝沢川の支流	第二次支川	早池峯山	
28	上ノ倉沢	花巻市字台地内に発し稗貫郡北揚口字銭根口で滝沢川に入る。	第二次支川	焼石岳	
29	上口内川	北上川左支磐石川の源流	第二次支川	黒沢尻	水押溝、小池溝が合流し上口内川となる。
30	上倉川	胆沢郡胆沢町若柳焼石岳に発し全地内で胆沢川に入る。	第二次支川	大迫	
31	上黒沢	北上川左支廣瀬川の支流	第三次支川	鶯宿	

32	鴨寄川	岩手郡磐石町鶯宿町名森より発し全地内で南畑川に入る。	第一次支川	盛岡	鴨入川ともいう。
33	雁田川	北上川左支 盛岡市字浅岸より出て全市東中野字高崩にて北上川に入る。	第二次支川	一関	
34	刈生沢川	北上川右支滝沢字山田に発し全市狐禅寺字小倉にて滝沢川に入る。	第二次支川	一関	
35	軽町沢川	北上川右支瀨脇川に発し全市瀨脇川に合流する。	第二次支川	千厩	
36	河内川	北上川左支丹藤川の支流 岩手郡玉山村敷川軽町沢頭山に発し全村字橋場で丹藤川に入る。	第二次支川	外山	
37	川田溝	延長一〇、〇 km 北上川左支猿ヶ石川支流 遠野市棟前六神石山に発し実木大草里を経て全市青笹字下関中原川で早瀬川に入る。	第三次支川	遠野	
38	川台川	北上川右支磐井川支流 久保川の支流 一関市上黒沢字居留黒木沢より出て全市川台を経て全上黒沢字落合にて刈又溪を入れ字大繁にて久保川に入る。	第二次支川	一関	
39	柁川目	北上川左支猿ヶ石川支流達磨部川の支流 上関伊郡宮守村達磨部地内に発し全字柁川目で涌水川と合し達磨部川となる。	第三次支川	大迫	
40	蒲沢	北上川右支和賀川支流夏油川の支流 和賀郡和賀町煤孫蒲沢山より出て全町字梅木に至り田中瀬溝を入れ宮沢溝となり夏油川に入る。	第三次支川	黒川	
41	桂川	北上川右支磐井川の支流 一関市厳美沢より発する西桂沢及横根岳より発する東桂沢が三角山東麓で合流し本川となり全字水山七間木にて磐井川に入る。	第二次支川	栗駒	

42	甲子又川	北上川左支中津川上流清川の支流 盛岡市浅岸阿部館山に発し全市浅岸全山西麓で清川に入る。	第三次支川	外山	
43	甲地ノ沢	北上川左支丹藤川支流 沢川の支流 岩手郡岩手町藪川字甲地地内に発し全町藪川字日神子を経て下屋敷で沢川に入る。	第三次支川	元木	
44	金山沢川	北上川右支胆沢川支流尿前川支流荒沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳焼石岳の内岳山より発し全字峰谷北方で荒沢川に合流する。	第四次支川	焼石岳	
45	勘助沢	北上川右支磐石川支流鶯宿川の支流 岩手郡磐石町鶯宿町名森より出て全地内で鶯宿川に入る。	第三次支川	鶯宿	
46	神田川	北上川左支彦部川の支流 紫波郡紫波町佐比内字館前より出て全町彦部字堰田にて彦部川に入る。	第二次支川	花巻	
47	ガンドウ沢	北上川右支磐石川の支流 仁沢瀨川上流の名 岩手郡滝沢村焼切山に発し荷替坂長者館跡で達沢川となり全村大釜字仁沢瀨にて磐石川に入る。	第二次支川	盛岡	

きの部

番号	名称	位置	概況	地形図名	備考
1	鳩ノ沢川	北上川左支黄海川の支流 東磐井郡藤沢町保呂羽字雲沢地内に発し全町上田を経て藤沢に入り本郷川となる。	第二次支川	千厩	新地川上流の呼称保呂羽にて鳥ノ沢川という。
2	北川	北上川の右支 胆沢郡胆沢町若柳字土橋にて分流し全村京徳田を経て水沢市字跡呂井で北上川に入る。	第一次支川	水沢	柳町川という上流を京徳田川という。
3	北川	北上川右支和賀川支流鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町白木山に発し全町字沢内で鬼ヶ瀬川に入る。	第三次支川	横手	白木川
4	北上川	岩手郡岩手町御堂地内北上山御堂観音境内に発し宮城県に至る。		荒屋	古名、日高見川、北加美川という。
5	北沢	北上川右支五内川の支流	第二次支川	日詰	岩崎川上流の名称

6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16
北 沢	北 沢	北 沢	北 金 流 川	北 田 溝	北 ノ 又 川	北 ノ 又 沢	北 本 内 川	北 股 川	北 股 沢	北 向 川
紫波郡矢巾町煙山箱ヶ森山に發し全町河袋、松ノ木、又兵エ新田を経て柴波町高寺字蓬田で五内川に入る。	北上川右支葛丸川の支流 北上川左支砂鉄川支流 東磐井郡大東町猿沢大鉢森山に發し全町猿沢字山滝にて猿沢川に入る。	北上川右支衣川支流南又川の支流 北上川右支衣川村国見山より發し全村字小林を経て字長袋にて南又川に入る。	宮城県栗原郡金成町地内賢児堂より發した全郡有壁を経て西磐井郡花泉町日形字川ノ口にて北上川に入る。	北上川右支滝名川の支流 紫波郡紫波町土館にて滝名川より上水し全町片寄字堀米にて滝名川に入る。	北上川右支松川支流 岩手郡松尾村寄木ラハフ岳、春岳より發し、赤川、夜沼川を合して全村寄木緒瀬滝下流にて松川に入る。	北上川右支雲石川上流 葛根田川の支流 岩手郡雲石町西山八幡森より發し全町西山字山滝で中ノ又沢と合し葛根田川となる。	北上川右支和賀川の支流 和賀郡和賀町横川目小倉山（北本内山）より發し全町横川目字土揚で和賀川に入る。	北上川右支衣川の上流 胆沢郡衣川村高松能山に發し全村寺田を経て字沖野々において北上川に入る。	北上川右支葛丸川の支流 北上川左支 稗貫郡石鳥谷町大瀬川権現森に發し全地内で葛丸川に入る。	北上川左支 紫波郡紫波町赤沢字大石沢にて赤沢川より上水し全町彦部字川前にて北上川に入る。
第二次支川	第三次支川	第三次支川	第一次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第一次支川
日詰	陸中大原	焼石岳	水関	一柳	若柳	八幡平	八幡平	水沢	鶯宿	花巻
		有馬川ともいう。	黒沢川上流の名称沢							

17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
キ ツ ツ 沢	牛 ッ ッ 沢	木 ノ 川	黄 海 川	木 ノ 輪 溝	貴 船 川	君 川	清 田 川	京 徳 田 川	京 ノ 沢	桐 沢
北上川右支和賀川分流 和賀郡和賀町字岩崎新田より發し全町字岩崎福田にて夏油川に入る。	北上川右支胆沢川支流 胆沢郡金ヶ崎町永沢経塚山に發し全町字鳥ノ海にて永沢川に入る。	北上川右支滝沢川支流 一関市滝沢字木ノ川より發し全市滝沢字館下で滝沢川に入る。	東磐井郡藤深町小梨新地山麓に發し砂子田二日町を経て全町黄海字下川原で北上川に入る。	北上川右支徳田川の支流 紫波郡矢中町西徳田上谷地岩崎川より分流し全町東徳田字下通で徳田川に入る。	北上川右支滝沢川の支流 稗貫郡石鳥谷町糠塚字神沢より出て全町南寺林地内で滝沢川に入る。	北上川左支 和賀郡東和町小山田牡丹目喜山より發し安俣田、前田、唐人沢を経て稗貫郡矢沢字五大堂にて北上川に入る。	北上川左支千蔵川支流 奥玉川の支流 東磐井郡千蔵町清田愛宕山に發し全町平萩を経て全町清田字赤坂にて奥玉川に入る。	北上川右支 胆沢郡胆沢町若柳字土橋にて寿庵堰より分流し全村京徳田を経て水沢市字跡呂井で北上川に入る。	北上川左支黄海川の支流 東磐井郡藤沢町黄海三峯山より發し黄海字京ノ沢にて黄海川に入る。	北上川右支和賀川支流 横川支流 和賀郡沢内村川舟地内に發し全村字丸志田で横川に入る。
第三次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第三次支川
川尻尻	川尻尻	焼岳	水関	一関	千蔵	花巻	花巻	水沢	志津川	新町
				西口で荻川という。		上流を新田溝という。	粗市川又な漆市川という。小山田では諸川又は須川という。			

第三章 北上川（上流域）支川名称

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
28	金流川	北上川右支 宮城県栗原郡金成町賢児堂より出て全郡金森を経て西磐井郡花泉町日形字川口にて北上川に入る。 延長一六、三 km	第一次支川	若柳関
29	金山溪	北上川左支黄海川の支流 東磐井郡藤沢町黄海献上山より発し黄海字箕輪下にて黄海川に入る。	第二次支川	志津川

くの部

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
1	クキタナイ川	北上川右支磐石川支流 黒沢川の支流 岩手郡磐石町字沼沢に発し全字下鬼野にて黒沢川に入る。	第三次支川	盛岡
2	釘ノ平川	北上川左支 岩手郡玉山村村川又葛栖山より発し全村字登を経て盛岡市上田字松屋敷で北上川に入る。	第一次支川	盛岡石岡
3	久子沢	北上川左支砂鉄川支流 沖田川の支流 東磐井郡大東町萩ヶ崎山より発する新田沢、大門沢の二流が全町神田字久子沢で合し本川となり全地内で沖田川に入る。	第三次支川	陸中平原
4	九蔵川	北上川右支 胆沢郡胆沢町東田地内より出て水沢市字仲通にて北上川に入る。	第一次支川	水沢
5	口内川	北上川左支廣瀬川の支流 北上市福岡物見山に発する小池溝、水押溝が合流して口内川となり江刺市稲瀬字石岡で廣瀬川に入る。 延長八、八 km	第二次支川	黒沢尻
6	クチナシ沢	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳小胡桃山より発し全地内で胆沢川に入る。	第二次支川	焼石岳
7	口無沢	北上川右支胆沢川支流小出川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内大胡桃山西谷に発し北流し全山麓で小出川に入る。	第三次支川	焼石岳

全地内に胆沢川支流のクチナシ沢あり、小胡桃山より発するものにて別川なり。

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
8	葛沢	北上川左支築川支流根田茂川の支流 盛岡市築川字根田茂地内山地より発し全地内字葛で根田茂川に入る。	第三次支川	早池峯山
9	葛倉沢	北上川左支中津川支流 大葛川の支流 盛岡市浅岸高洞山に発し全市浅岸字綱取で初笹沢に入る。	第三次支川	盛岡
10	葛丸川	北上川右支 稗貫郡石鳥谷町字大瀬川葛丸山に発し全町八幡字明戸にて北上川に入る。 延長二〇、五 km	第一次支川	花巻
11	久保川	北上川右支磐井川の支流 一関市市野々猫ヶ森山に発し全市長倉を経て上黒沢字谷起島にて磐井川に入る。 延長一八、五 km	第二次支川	栗駒山
12	窪川	北上川右支磐井川の支流 一関市黒沢字鹿込にて達古袋川（久保川）及び市野々川が合流し窪川となり字谷起島にて磐井川に入る。	第二次支川	一関
13	久保川	北上川左支荒川上流伊手川の支流 江刺市伊手鉄砲山に発し全市伊手字松田で伊手川に入る。	第二次支川	陸中平原
14	久保川	北上川右支一方井川の支流 岩手郡岩手町御堂久保北岳に発し上細沢、下細沢、太田を経て全町久保字横田で一方井川に入る。	第二次支川	荒宮内
15	熊沢	北上川右支和賀川分流夏油川の支流 和賀郡和賀町煤孫立分山より出て全町煤孫中屋敷において和賀川より上水した田中瀬溝と合し字梅木において宮沢溝と変り字宿で夏油川に入る。	第三次支川	川尻
16	熊沢	北上川左支中津川支流濁川の分流 盛岡市浅岸地内より出て全地内にて濁川に入る。	第三次支川	盛岡
17	熊沢	北上川左支中津川の支流 盛岡市浅岸地内に発し全市浅岸矢倉地内で清川に入る。	第二次支川	外山
18	倉沢川	北上川左支 江刺市梁川金成山に発し全市廣瀬を経て全 愛宕字西下川原で北上川に入る。	第一次支川	黒沢尻

伊手川の本流とするも誤りなり。細沢川ともいう。細沢川ともいう。

第三章 北上川（上流域）支川名称

第三章 北上川（上流域） 支川名称

19	暮坪川	北上川右支松川分流 赤川（渋川）支流寺田川の支流 第四次支川 岩手郡西根町荒木田御月山に発し全村上関字暮坪で寺田川に入る。	荒宮内屋	上流を滝ノ沢という。
20	黒木川	北上川左支廣瀬川の支流 第二次支川 江刺市梁川鹿嶺峠より出て全市廣瀬字鴨沢で廣瀬川に入る。 廣	沼宮内	上流を菅生川という。
21	黒沢	北上川右支磐石川伏峠より発し全町南畑字馬場で南畑川に入る。 第三次支川	鶯宿	
22	黒沢	北上川右支松川支流赤川の支流 第三次支川 茶臼岳の東南麓に発し大長根の南側を流れその南麓で北ノ又沢に入る。合流点近くは松尾鉦山の抗内排水坑（3 m 抗）あり。	八幡平	
23	黒沢	北上川右支和賀郡和賀町堅川目地内より出て北上市黒沢尻字里分で北上川に入る。 第一次支川 延長六、四 km	黒沢尻	
24	黒沢	北上川右支胆沢川の支流 第二次支川 胆沢郡金ヶ崎町西根駒ヶ岳八幡沢に発し赤坂、川目、明道を経て字水車で胆沢川に入る。	川尻	
25	黒沢	北上川右支滝名川の支流 第二次支川 紫波郡紫波町土館地内より出て全町片寄字下田で滝名川に入る。	日詰	
26	黒沢	北上川右支磐石川の支流 第二次支川 岩手郡磐石町長山岩手山に発し全町西安庭字杉ノ崎にて磐石川に入る。	零石	
27	黒沢	北上川右支稗貫川の支流 第二次支川 稗貫郡大迫町内川目大野山南麓に発し字黒沢を経て字向村地内で岳川に入る。	早池峯山	
28	黒内川	北上川右支一方井川の支流 第二次支川 岩手郡西根町帷子大沢野より出て葉木田字前田にて一方井川に入る。	荒屋	上流を倍田川という。
29	桑畑川	北上川左支岩手郡玉山村玉山より発し上滝、田茂内、桑畑を経て岩手町川口で北上川に入る。 第一次支川	沼宮内	古館川ともいう。
30	クンダリ沢	北上川右支磐石川支流仁沢瀬川の上流 第二次支川 岩手郡滝沢村鞍掛山に発し笹森中丸谷地を経て越前堰となり盛岡市大釜字	盛岡	

けの部 仁沢瀬にて磐石川に入る。

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	源左エ門沢	北上川左支中津川支流米内川の支流 盛岡市浅岸地内に発し全地内で米内川に入る。	第二次支川	盛岡	
2	源治郎川	北上川右支 紫波郡紫波町土橋地内に出て全地内で北上川に入る。	第一次支川	外山詰	
3	夏油川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡和賀町天笠山に発し全町岩崎字宿で和賀川に入る。 延長二四、〇 km	第二次支川	焼石岳 黒沢尻	

この部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	小川	北上川右支 紫波郡紫波町土橋地内に出て全地内で北上川に入る。	第一次支川	日詰	
2	小荒沢	北上川右支和賀川の支流 和賀川郡沢内村舟高下岳南尾根より出て全村若畑にて横川となる。	第三次支川	鶯宿	
3	小荒瀬川	北上川右支 盛岡市太田箱ヶ森山に発し全市仙北町字中川原で北上川に入る。 第一次支川	第一次支川	盛岡	小鷹川の別名
4	小池溝	北上川左支廣瀬川支流 口内川の上流 北上市福岡国ヶ森山に発し全市福岡字青木田で水押溝を入れ口内川となる。 第二次支川	第二次支川	黒沢尻	
5	小石川	北上川左支丹藤川支流 柴沢川支流 外岩洞川の支流 第四次支川 岩手郡玉山村数川小大尺山に発し全村外山地内で外岩洞川に入る。	第四次支川	外山	
6	小坂沢	北上川右支和賀川支流南本内川の支流 第三次支川 和賀郡湯田町蟻巣山より発し三森山東麓においてツル倉沢と共に南本内川に入る。	第三次支川	川尻	

第三章 北上川（上流域） 支川名称

7	小出川	北上川右支生田川の支流 岩手郡玉山村下田字仲平より出て全村下田地内で生田川に入る。 第二次支川	沼宮内
8	小出川	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳旗吹山に発し全地内で胆沢川に入る。 第二次支川	焼石岳
9	高下川	北上川右支和賀川支流 横川の支流 第三次支川	鶯宿
10	幸田川	和賀郡沢内村高下岳に発し全村字高下で横川に入る。 第一次支川	花巻
11	小岩沢	花巻市矢沢字幸田地内より出て字三郎沼小松原等を経て字小林で北上川に入る。 第二次支川	新町
12	小岩目沢	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳獅子鼻岳に発し全地内で胆沢川に入る。 第二次支川	鶯宿
13	小金沢川	北上川右支滝名川の支流 胆沢郡紫波町土鉦地内に発し全町字小岩目で滝名川に入る。 第二次支川	日詰
14	古歌葉川	北上川右支太田川地の支流 一関市赤萩字太田地内に発し西磐井郡平泉町字竹汀で太田川に入る。 第二次支川	一関
15	小鳥瀬川	延長〇、八km 北上川左支人首川の支流 江刺市人首種山より発し全市人首字古歌葉で人首川に入る。 第二次支川	人首
16	ゴザイモン沢	延長一七、六km 北上川左支中津川上流 濁川の分流 岩手郡玉山村敷川外山山地に発した全地内で濁川に入る。 第三次支川	土淵
17	五左エ門溝	北上川右支五内川支流 宮手川の上流 紫波郡紫波町吉水地内より出て全町二日町新田で五内川に入る。 第二次支川	外山
18	小志戸前川	北上川右支雲石川上流 竜川の支流 岩手郡雲石町御明神見吹岳に発し御明神字小赤沢で竜川に入る。 第一次支川	日詰
19	小白沢	北上川右支胆沢川支流 前川の支流 胆沢郡胆沢町若柳桑原岳に発し全地内で前川に入る。 第二次支川	雲石
20	小杉沢	北上川右支和賀川支流 横川の支流 桑原 第三次支川	鶯宿

21	小田川	和賀郡沢内村北川舟地内山地に発し全地川舟字高下で横川に入る。 第二次支川	新沢町
22	小鷹川	北上川左支大久保川の支流 水沢市黒石水井山に発し全市黒石字谷地において大久保川に入る。 第二次支川	水沢
23	小田代川	北上川右支 盛岡市太田箱ヶ森山に発し全市仙北町字中川原で北上川に入る。 第一次支川	盛岡
24	小高松沢	北上川左支大田代川の支流 江刺市田原分限城山より出て水沢市横崖を経て羽田字窪で太田代川に入る。 第二次支川	陸中大原
25	小高鼻沢	岩手郡雲石町南畑青木森より発し全地内で高松沢に入る。 第四次支川	鶯宿
26	後藤川	北上川右支胆沢川支流小出川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内笹森山南谷に発し全山南麓にて小出川に入る。 第三次支川	焼石岳
27	琴畑川	北上川右支松川支流赤川の支流 岩手郡松尾村寄木にて清川より上水し全村野田にて赤川に入る。 第三次支川	沼宮内
28	五内川	北上川左支猿ヶ石川支流小鳥瀬川の支流 遠野市土淵内白見山に発し琴畑、鍋割を経て栃内字新田にて小鳥瀬川に入る。 第三次支川	土淵
29	粉香水溪	北上川右支 紫波郡紫波町水分田沢山に発し全町二日町新田にて北上川に入る。 第一次支川	日詰
30	小松沢	北上川左支黄海川支流 新地川の支流 東磐井郡藤沢町蛭飼山に発し全町字粉香水で新地川に入る。 第三次支川	若柳
31	小又川	北上川右支葛丸川の支流 紫波郡石鳥谷町大瀬川台山に発し全地内で葛丸川に入る。 第二次支川	千巻
32	小又川	北上川右支雲下石川の支流 盛岡市上太田地内上水し全市下太田で雲石川に入る。 第二次支川	盛岡
33	小又川	北上川右支和賀川支流 本内川の支流 和賀郡和賀町横川目小倉山に発し全地内で本内川に入る。 第三次支川	新町
		北上川左支柳貫川上流 岳川の支流 稗貫郡大迫町内川目浦水山に発し大洞、黒森、栃洞を経て全町内川目字立石で岳川に入る。 第三次支川	大池

34	小又川	北上川右支磐井川支流産女川の支流 延長七、九km 一関市巖美猪岡横根岳より発し全猪岡字大洞に至り産女川に入る。 第三次支川	栗駒山	ゴマダラ川ともいう。
35	小股沢	北上川左支砂鉄川支流沖田川支流 東磐井郡大東町中川地内山地より発し全町吹沢を経て遅沢で大倉溪を入れ遅沢川となる。 第三次支川	陸中大原	
36	小股沢	北上川右支瀬川の支流 花巻市湯本園森山より出て全地内小椋山の山麓で台川に入る。 第二次支川	花巻	松屋川ともいう。
37	ゴマダ川	北上川右支磐井川支流産女川の支流 一関市巖美横根岳より発し一ノ沢合流点より下流で産女川に入る。 第三次支川	栗駒山	
38	小松尾沢川	北上川右支松川支流 赤川支流 長川の支流 岩手郡松尾村烏帽子森山より発し全村字小松尾で長川に入る。 第四次支川	荒山屋	
39	小水沢	北上川右支磐石川支流志戸前川の支流 岩手郡磐石町御明神町名森より発し全地内で志戸川に入る。 第三次支川	八幡宿	
40	姥沢	北上川左支猿ヶ石川の支流 上関伊都郡宮守村姥沢出羽通山より出て全村下宮守字御立前にて猿ヶ石川に入る。 第二次支川	人首	下流を赤沢川という。
41	米通	北上川左支猿ヶ石川支流小鳥瀬川支流琴畑川の支流 遠野市貞任山より出て全市土淵字米通を経て全字渡で琴畑川に入る。 第四次支川	土淵	
42	小柳川	北上川右支磐石川支流竜川の支流 岩手郡磐石町橋場御駒岳より発し全町橋場字上野山で滝川に入る。 第三次支川	零石	
43	衣川	北上川右支 胆沢郡衣川村嶺山に発し全村字夏秋で南股川を入れ西磐井郡平泉町字坂下にて北上川に入る。 第一次支川	水沢	上流を北股川という。
44	五輪川	北上川右支 胆沢郡胆沢町字学堂ウトノ山に発し全町白山字川岸場にて北上川に入る。 第二次支川	水沢	大深沢、宮沢川合流し本川となる。
45	小脇姫沢	北上川右支松川の支流 岩手郡西根町大更松森山に発し全町松内にて松川に入る。 第二次支川	沼宮内	

46	小猪岡川	北上川右支磐井川の支流 一関市猪岡字落合にて鞍掛沼より来る蛇沢が高畑沢を合流して全市楓ノ木立を経て本川となる。 第二次支川	栗駒山	
----	------	---	-----	--

さの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	妻神沢	北上川右支磐石川 上流葛根田川支流 内川の支流 第三次支川	磐石	五万分の一	
2	斉内川	岩手郡磐石町長山岩手山に発し全町長山篠川原で内川に入る。 第二次支川	磐石		
3	界田川	北上川右支磐石川 上流葛根田川の支流 岩手郡磐石町西根小高倉山より発し全町西根字篠崎で葛根田川に入る。 第一次支川	水沢		乙女川上流の名
4	境堀川	胆沢郡胆沢町若柳土橋で寿庵堰の分流を入れ一本松、宇南田を経て水沢市跡呂井で北上川に入る。 第二次支川	若柳		
5	逆川	西磐井郡花泉町涌津字亥年附近より出て全町永井字明神にて夏川に入る。 第一次支川	外山		柴沢川ともいう。
6	坂本川	北上川左支丹藤川の上流 岩手郡玉山村数川柴沢山より発し外岩洞地内で外岩洞川と合流し元木を経て全村数川字田屋にて未崎川と合し丹藤川となる。 第三次支川	元木		
7	桜川	北上川右支磐石川支流竜川の支流 岩手郡磐石町橋場貝吹岳に発し全市橋場字坂本で竜川に入る。 第一次支川	零石		
8	桜川	北上川右支 西磐井郡平泉町衣関鐘ヶ岳に発し全町衣関字坂下にて北上川に入る。 第一次支川	一関		
9	作ノ沢	北上川左支鴨寄川上流 盛岡市浅岸字中通りにて中津川より上水し全市東中野字高崩にて北上川に入る。 第二次支川	盛岡		
10	笹沢	北上川右支葛丸川の支流 紫波郡石鳥谷町大瀬川水上山に発し全地内で葛丸川に入る。 第三次支川	日花日		

第三章 北上川（上流域）支川名称

11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
笹谷	笹倉	左草	砂鉄	里	郷	佐藤	佐比内	寒沢	猿ヶ石川
北上川右支	一関市赤萩取揚野より出て全市川辺字細谷で北上川に入る。	北上市左支大田代川の支流	北上市左支	北上市左支薬川支流 砂子沢川の支流 延長四六km	北上市右支 北上市左支 稗貫郡石鳥谷町八重畑東中島山中より出て全町八重畑字宿で北上川に入る。	胆沢郡前沢町生母富士ノ根山に発し全町生母字羽場にて北上川に入る。	北上市左支彦部川の上流	北上市左支豊沢川の支流 北上市右支豊沢川と合し彦部川となる。	遠野市附馬中薬師ヶ岳（白森山）より発し花巻市高木字東十二丁目にて北上川に入る。 延長八四、二km
第一次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川	第三次支川	第一次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川
鶯宿	陸中大原	六郷	陸中大原	早池峯山	花巻	水沢	大迫	新町	早池峯山
大平川上流の呼称。 上流を赤部川という。			大原川、門崎川という。			天王川の別名 神田川ともいう。			

21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32
猿沢	沢	沢	沢入	沢内	沢内	沢内	沢内	沢内	沢山	寒沢	山居溝
北上川左支砂鉄川の支流 延長一四、九km	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町猿沢大八森山より発し全郡東山町字長坂で砂鉄川に入る。	北上川左支丹藤川の支流 岩手郡岩手町川口倉沢山（塚森）より発し大金沢、膝突を経て全町川口字崩にて丹藤川に入る。	北上川右支和賀川支流鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町沢入山より発し全町字小繁沢にて鬼ヶ瀬川に入る。	北上川左支幸田川の支流 和賀郡東和町十二箇字六本木より出て花巻市矢沢字小林で幸田川に入る。	北上川右支滝名川の支流 紫波郡紫波町七日休峠より発し全町上松本稲荷前にて滝名川に入る。	北上川右支和賀川支流 鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町割倉山より発し全町字花山を経て小繁沢で鬼ヶ瀬川に入る。	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町大原気仙郡境山より出て全町大原字樽原で砂鉄川に入る。	北上川左支 紫波郡都南村手代森沢口山（金堀沢）より出て全地内で北上川に入る。	北上川右支耳取川の支流 稗貫郡石鳥谷町長谷堂石羽山に発し大興寺を経て全町字西中島にて耳取川に入る。	北上川左支砂鉄川支流狼沢川の支流 東磐井郡大東町猿沢蓬萊山の間より発し字七ツ森寒沢を経て字猿沢にて狼沢川に入る。	北上川左支伊手川支流 浅井川の上流 江刺市藤里山居より出て全市藤里字穴沢にて伊手川に入る。
第二次支川	第二次支川	第二次支川	第三次支川	第二次支川	第二次支川	第三次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第三次支川	第二次支川
遠野	陸中大原	千蔵	千蔵	横手	花巻	日詰	横手	陸中大原	日詰	大原	人首
山滝沢の下流			沢内川ともいう。							七ツ森溪ともいう。	浅井川上流の名称

第三章 北上川（上流域）支川名称

第三章 北上川（上流域）支川名称

番号	名称	位置及概況	地形図名称	備考
33	三途川	北上川右支磐井川の支流 一関市須川岳より出て全市五串にて磐井川に入る。	第二次支川	一関
34	三枚橋川	北上川右支黒沢川の支流 延長七、八 km 和賀郡和賀町藤根地内より出て北上市字河岸で黒沢川に入る。	第二次支川	黒沢尻

しの部

1	シガクラ沢	北上川右支磐石川支流竜川の支流 岩手郡磐石町橋場横岳に発し全地内で竜川に入る。	第三次支川	磐石	
2	志賀来沢	北上川右支和賀川の支流内ノ沢上流 和賀郡和賀町太田地内山地に発し志賀来山東谷を流れ内ノ沢となり全村新町内ノ沢で和賀川に入る。	第二次支川	新町	
3	宿川	北上川左支猿ヶ石川支流 達曾部川の支流 上関伊郡宮守村達曾部梨子木平より出て全村達曾部字鑄物で達曾部川に入る。	第三次支川	大迫	涌口川ともいう。
4	宿内川	北上川右支 胆沢郡金ヶ崎町西根駒ヶ岳カツクヒ池より出て御免北宿内を経て全町字下川原で北上川に入る。	第一次支川	黒沢尻	須久苗川ともいう。 書く。
5	宿内川	北上川左支飯豊川の支流 花巻市飯豊地内より出て全市飯豊字下成田にて飯豊川に入る。	第二地支川	花巻	
6	志田見沢川	北上川右支 胆沢郡胆沢町小山字蛸手にて寿庵堰の分流を入れ前沢町白山にて北上川に入る。	第一次支川	水沢	
7	萩内川	北上川右支磐石川の支流 盛岡市繁箱ヶ森山に発し全市繁字萩内川原で磐石川に入る。	第二次支川	日詰	
8	七内川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村猿橋七内山（四枚平山）より発し和佐内を経て全村猿橋字下	第二次支川	新盛岡	

9	柴川	北上川左支人首川支流中沢川の支流 江刺市米里字大清水に発し西流し全中沢で中沢川に入る。	第三次支川	人首	逆川の上流
10	柴沢川	北上川右支丹藤川の支流 岩手郡玉山村数川字柴沢に発し全村字田屋で末崎川と合し丹藤川となる。	第二次支川	外山	
11	磐石川	北上川右支 岩手郡磐石町字川原において葛根田川、竜川が合流して磐石川となり盛岡市字平戸で北上川に入る。	第一次支川	盛岡	
12	志戸前川	北上川右支磐石川 上流竜川の支流 岩手郡磐石町御明神モツコウ岳に発し栃坂沢、大水沢、小水沢を入れ全町御明神字志戸崎で竜川に入る。	第三次支川	磐石	
13	尿前川	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳横岳に発し全村若柳字尿前にて胆沢川に入る。	第二次支川	焼石岳	
14	ジナ沢	北上川左支築川の支流 延長一、二、九 km 盛岡市築川栃沢地内に発し全市築川字平清水において築川に入る。	第二次支川	早池峯山	
15	渋川	北上川右支 胆沢郡金ヶ崎町字二枚橋にて宿内川より上水し全町三ヶ尻地内で北上川に入る。	第一次支川	黒沢尻	花沢川ともいう。
16	渋川	延長二、三 km 北上川右支松川の支流 岩手郡松尾村大黒森山に発し佛沢、島沼川を入れ屋敷台を経て全郡岩手町好摩葉木谷地で松川に入る。	第二次支川	八幡平	赤川の別名
17	島沼川	北上川右支松川支流 赤川の支流 岩手郡松尾村丸森山より発し全町松尾鉦山下流で赤川の上流佛沢と合流す。	第三次支川	八幡平	
18	清水川	北上川左支千蔵川支流 清田川の支流 東磐井郡千蔵町清田鹿込山に発し全町清田字落合で清田川に入る。	第二次支川	千蔵	
19	清水寄川	北上川右支徳田川の上流	第一次支川	日詰	徳田川上流の名称

第三章 北上川（上流域）支川名称

20	清水沢	矢上町東徳田字幅にて北上川に入る。 北上川左支猿ヶ石川支流浮田川の支流 和賀郡東和町谷内字倉沢大峠山より發し全町字小原にて浮田川に入る。	第三次支川
21	下鹿妻堰	延長約五km 北上川右支 盛岡市太田猪去で磐石川より上水し飯岡新田、野田を経て紫波郡都南村字 東見前にて北上川に入る。	第一次支川
22	下瀬川	花巻市江釣子森山より發し全市字里川口にて北上川に入る。 北上川右支 北上川右支磐石川支流南川 上流南畑川支流 上黒沢の支流	第一次支川 第四次支川
23	下ノ又川	岩手郡磐石町南畑地内山地において發し全地内で上黒沢に入る。 北上川右支和賀川の支流	第二次支川
24	下前川	和賀郡湯田町女神岳に發し全町字下前を経て字清水ケ野において和賀川に入る。 延長一五、七km	第二次支川
25	十王堂川	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡川崎村門崎東萩山に發し全村字巳待にて砂鉄川に入る。	第二次支川
26	松岩寺川	北上川右支乙女川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内にて分流し水沢市跡呂井にて北上川に入る。	第一次支川
27	正徳沢	胆沢郡胆沢町石雲石川支流 葛根田川の支流 北上川右支栗山岩手山に發し篠川原を経て全町字早坂森にて葛根田川に入る。	第三次支川
28	菖蒲沢	北上川左支中津川支流 濁川の支流 盛岡市上米内矢沢山に發し全市上米内字畑にて濁川に入る。	第三次支川
29	正部沢	北上川左支彦部川上流佐比内川支流平栗川の支流 紫波郡紫波町佐比内三十枚山より發し全町佐比内字久保で平栗川に入る。	第四次支川
30	城溝	胆沢郡金ヶ崎町西根字高谷野原にて上水し南方を経て全町字徳兵工新田に	第一次支川

31	白石沢川	北上川左支	第一次支川	田瀬川ともいう。
32	白石川	水沢市黒石字白石沢より出て胆沢郡前沢町生母字母体谷起で北上川に入る。 北上川左支猿ヶ石川支流達曽部川の支流 上関伊郡宮守林達曽部大森部山より発し全村達曽部字小通にて涌水川に入る。	第三次支川	
33	白沢	北上川右支豊沢川の支流	第二次支川	
34	白井川	花巻市湯口豊沢駒頭山に発し全市字豊沢で豊沢川に入る。 北上川左支丹藤川の支流	第二次支川	
35	白沢川	岩手郡玉山村薮川小大尺山に発し全村薮川字川場にて丹藤川に入る。 北上川右支五内川の支流	第二次支川	
36	白川沢	紫波郡矢中町和味大白沢山に発し柳原桜屋蓬田を経て全町古館字二日町新田にて五内川に入る。 北上川右支雲石川上流葛根田川支流 内川の支流	第三次支川	
37	白木川	岩手郡雲石町長山岩手山に発し全町字篠川原で内川に入る。 北上川右支和賀川支流 鬼ヶ瀬川の支流	第三次支川	
38	白土川	和賀郡湯田町白山に発し全町字越中畑にて鬼ヶ瀬川に入る。 北上川左支猿ヶ石川の支流	第二次支川	
39	白鳥川	和賀郡東和町瀬蛭川山に発し全町田瀬字白土で猿ヶ石川に入る。 北上川右支	第一次支川	
40	尻合川	胆沢郡胆沢町小山の内萩森に発し全郡前沢町白鳥字塔ヶ崎を経て蛇ノ鼻で北上川に入る。 延長一二、八 km	第三次支川	
41	汁足川	北上川右支雲石川支流 南川の支流 岩手郡雲石町南畑尻合山に発し全南畑字田ノ尻にて南川に入る。	第二次支川	
42	尻平川	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町老松字上汁足林より出て全町老松字藤田附近にて金流川に入る。 北上川右支和賀川の支流 和賀郡和賀町横川目大毒山に発し鳥谷脇を経て横川目字門神にて和賀川に入る。	第二次支川	

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
43	新川	北上川左支 延長二・一 km	第一次支川	人首	廣瀬川の別名（倉沢、愛宕）
44	新川	江刺市梁川金成山に發し全市愛宕字西下川原で北上川に入る。 北上川右支	第一次支川	黒沢尻岡	小荒瀬川ともいう。
45	新山川	盛岡市仙北町南方で北上川に入る。 小鷹川の呼称昭和四十年頃より呼ぶ。 北上川右支磐井川支流 吸川の支流 一関市鬼死骸蔵王沢より發し全市字新山で鬼死骸川と合し吸川となる。近 代この名を用ふるものあり。	第三次支川	一関	西沢川の新名、鬼死骸川別名
46	新堰川	北上川右支 北上市飯豊地内にて大堰川より分れ全市二子字宿にて北上川に入る。 北上川右支一方井川の支流 岩手郡西根町帷子字大野沢より出て妻神黒内を経て全郡岩手町一方井字黒内にて一方井川に入る。	第一次支川	黒沢尻	黒内川の上流
47	信田川	北上川右支 岩手郡滝沢村矢櫃岳より發し寄木字森子新田にて赤川に入る。 北上川左支人首川支流伊手川の支流 江刺市伊手阿原山より發し全市伊手字隅川で伊手川に入る。	第二次支川	荒屋	黒内川の上流
48	新地川	北上川右支 岩手郡滝沢村字柳沢より出て狼久保原、榛沢、巢子を経て盛岡市前九年町にて谷沢川に入る。	第二次支川	沼宮内	上流を本郷川という。

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	吸川	北上川右支磐井川の支流 一関市台町にて鬼死骸川と西沢川が合流して吸川となり全市字新山で磐井川に入る。 延長七、九 km	第二次支川	一関	高井川ともいう。（安永）
2	菅生川	北上川左支廣瀬川の支流 江刺市梁川太田山に發し菅生、谷地田を経て全市廣瀬字大尻にて廣瀬川に入る。	第二次支川	人首	下流黒木川という。
3	須久苗川	北上川右支 胆沢郡金ヶ崎町西根駒ヶ岳カツクヒ池より發し全町西根字御免、北宿内、	第一次支川	黒沢尻	宿内川の別名

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
4	鈴鴨川	二ノ台を経て全地内で北上川に入る。 北上川右支和賀川の支流 和賀郡和賀町山口滝倉山に發し全町山口字落合で和賀川に入る。 延長一、五 km	第二次支川	川尻	
5	涼川	北上川右支松川支流 赤川の支流 二戸郡浄法寺地内田代山に發し岩手郡西根町寺田字新田を経て全町平館にて赤川に合流する。 延長一五、二 km	第三次支川	沼宮内	寺田川上流の名称
6	雀檀川	北上川右支岩堰川の上流 胆沢郡前沢町前沢地内より出て全町字一本杉にて岩堰川に入る。	第二次支川	水沢	太郎ヶ沢川、尾ノ沢川が合流し本川となる。
7	砂込川	北上川右支松島川の上流 岩手郡滝沢村滝沢字柳原小字長太郎林より出て全村字加賀沢にて松島川となる。	第一次支川	盛岡	
8	澄川	北上川右支松川の支流 岩手郡松尾村大倉山より發し全村松川温泉を経て松川に入る。	第二次支川	八幡平	
9	清川	北上川左支中津川の上流 盛岡市新庄三河山（岩神山）より發し全市浅岸字橋場で濁川を入れ中津川となる。	第一次支川	外山	中津川上流の別名
10	清川	北上川右支松川支流 赤川の支流 岩手郡松尾村矢櫃岳より發し寄木字森子新田にて赤川に入る。	第三次支川	八幡平	下流を後藤川という。
11	隅川	北上川左支人首川支流伊手川の支流 江刺市伊手阿原山より發し全市伊手字隅川で伊手川に入る。	第三次支川	沼宮内	
12	巢子川	北上川右支谷沢川の支流 岩手郡滝沢村字柳沢より出て狼久保原、榛沢、巢子を経て盛岡市前九年町にて谷沢川に入る。	第二次支川	盛岡	

せの部

番号	名称	位 置 及 概 況	地形図名 一万分の一	備 考
1	瀬川	北上川右支 花巻市湯本台山より発し台地内で松屋川を入れ上川原、小瀬川を経て全市高木字小舟渡にて北上川に入る。 延長二一、七km	花巻	上流を台川という。
2	瀬ノ沢川	北上川右支豊沢川の支流 花巻市太田天ヶ森に発し全市字新居にて豊沢川に入る。	花巻	
3	関ヶ沢	北上川左支砂鉄川上流 中川川の支流 東磐井郡大東町中川種山より発し全町中川字上山で中川川に入る。	陸中大原	
4	関沢川	北上川右支 北上市相去字南寒田清水より出て上家村を経て全市相去字落合にて北上川に入る。	黒沢尻	
5	堰根川	北上川右支 胆沢郡胆沢町字東田にて分流し水沢市字舟渡谷起にて北上川に入る。	水沢	香原川ともいう。
6	関根川	北上川左支 江刺市梁川金成山に発し全市愛宕字西下川原にて北上川に入る。	黒沢尻	廣瀬川の別名 下流を沼田川という。
7	瀬脇川	北上川右支 西磐井郡花巻町金沢字上新田より発し全町日形字沼田で北上川に入る。	一関	
8	桧沢	北上川右支磐石川上流 葛根川支流 黒沢川の支流 岩手郡磐石町字長山柳沢より発し全字極楽野にて黒沢川に入る。	磐石	別名久手川という。 旧称矢作川
9	千蔵川	東磐井郡千蔵町奥玉室根山に発し全郡川崎村薄衣字町裏にて北上川に入る。 延長九五km	千蔵	

その部

番号	名称	位 置 及 概 況	地形図名 一万分の一	備 考
1	添市川	北上川左支 和賀郡東和町小山田牡丹目喜山に発し稗貫郡石鳥谷町八重畑字五大堂にて北上川に入る。	花巻	君川ともいう。
2	粗市川	北上川左支 右と全一河川である。	千蔵	添市川の別名 室根川ともいう。
3	曾慶川	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町曾慶白掛山に発し道目木、山沢、沖田を経て全町揚沢字川口にて砂鉄川に入る。 延長四、三km		
4	袖川	北上川右支松川支流 赤川の支流 岩手郡松尾村寄木地内に発し全郡西根町地内で赤川に入る。	沼宮内	
5	袖滝川	北上川右支滝名川支流沢内川の支流 紫波郡紫波町上松木東根山に発し全郡紫波町水分上松本地内黒森山北麓で沢内川に入る。	日詰	
6	外山川	北上川左支猿ヶ石川支流 小友川の支流 遠野市小友丸森山より発し外山、切伏を経て全市小友字鮎貝で小友川に入る。	川尻	
7	外鱒沢	北上川右支和賀川支流 夏油川の支流 胆沢郡金ヶ崎町駒ヶ岳に発し和賀郡和賀町岩崎新田字本畑にて夏油川に入る。	川尻	
8	外谷地境堀川	北上川右支夏川の支流 西磐井郡花巻町涌津字波打前より発し全町涌津字川前で夏川に入る。 延長二、八km	若柳	
9	外山川	北上川右支 岩手郡岩手町土川字浮島野より出て全町永井字永井沢で北上川に入る。	沼宮内	

第三章 北上川（上流域）支川名称

10	11	12	13	14	15
外山川	外山川	外山溝	外升沢川	外岩銅川	蔵主沢川
北上川左支中津川支流 米内川の支流 岩手郡玉山村蔵川外山葉水より発し盛岡市浅岸字鍋倉で米内川に入る。 延長一七、八km	北上川右支磐井川支流大久保川支流市野々川の支流 一関市市野々猫ヶ森より発し栃倉、外山を経て全市市野々字老流にて市野々川に入る。	北上川右支太田川の支流 一関市赤荻外山森より発し西磐井郡平泉町字竹汀にて太田川に入る。	北上川右支磐石川上流 竜川支流 南川の支流 岩手郡磐石町南畑外升沢山に発し全町西安庭字除にて南川に入る。 延長七、五km	北上川右支丹藤川の支流 岩手郡玉山村蔵川小石川山に発し柴沢川と合流し全村蔵川字柴沢で丹藤川に入る。	北上川右支磐井川支流吸川の支流 一関市真柴字蔵主沢より出て字柳沢 宮沢を経て全市台町にて大森川と合流し吸川（清川）となる。
第三次支川	第四次支川	第二次支川	第三次支川	第二次支川	第三次支川
外山	栗駒山	一関	鶯宿	外山	一関
濁川ともいう。	栃倉川の旧名	小金沢川上流の名称	西沢川、柳沢川		

たの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	田沢	北上川右支飯豊川の上流 花巻市太田田沢山より発し大曲、猫塚を経て雲南川となり全市飯豊字成田で北上川に入る。	第一次支川	花巻	飯豊川上流の名
2	台川	北上川右支瀬川の上流 花巻市台黒滝山に発し小瀬川地内で鍋割川と合流し全市高木字小舟沢にて北上川に入る。	第一次支川	花巻	瀬川上流の名
3	台堰	北上川右支滝沢川の支流 花巻市台地内より出て稗貫郡石鳥谷町北湯口字銭根口にて滝沢川に入る。	第二次支川	花巻	

4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
大坊川	当摩川	多賀川	田河津川	高倉沢	高津沢	高根溝	高畑沢	高松沢	高吉溝	滝川	滝川	滝川	瀧ヶ沢
北上川左支 岩手郡岩手町大坊屋敷山に発し屋敷滝を経て全町沼宮内にて北上川に入る。	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町大原当摩山に発し全町大原字堰ノ上にて砂鉄川に入る。	北上川左支 盛岡市清水町多賀より出て全市神子田町字萬日で北上川に入る。	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡東山町長坂字石森に発し全町松川字滝ノ沢で砂鉄川に入る。	北上川右支磐石川支流矢横川の支流 岩手郡磐石町南畑高倉山に発し全地内で矢横川に入る。	北上川左支猿ヶ石川支流長野川の支流 遠野市小友地内に発し全市小友字長野にて長野川に入る。	北上川右支 岩手郡滝沢村岩手山に発し盛岡市下厨川字木伏で北上川に入る。	北上川右支磐井川支流小猪岡川の支流 一関市猪岡字田沢に発し全字落合にて小猪岡川に入る。	北上川右支磐石川支流南川上流 南畑川の支流 全地内レイ滝で南畑川に入る。	北上川右支沢川の支流 胆沢郡金ヶ崎町西根頭無沼より出て全町西根字沢川で川田溝と合し沢川となる。	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡東山町松川枯木峠に発し全町松川字館にて砂鉄川に入る。	北上川右支 一関市富沢大奈良野より出て全市富沢字高畑にて北上川に入る。	北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市上附馬牛薬師岳に発し又一ノ滝を経て全市上附馬牛字大出にて猿ヶ石川に入る。 延長四、四km	北上川右支磐石川支流矢横川の支流
第一次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第三次支川	第三次支川	第一次支川	第三次支川	第三次支川	第二次支川	第二次支川	第一次支川	第二次支川	第三次支川
元木	陸中大原	盛岡	水沢	日詰	人首	盛岡	栗駒山	鶯宿	黒沢尻	千厩	一関	土川	日詰
	古川ともいう。	山谷川をいう。				下堂溝上流の名				石名川	茄子沢ともいう。		

第三章 北上川（上流域）支川名称

第三章 北上川（上流域） 支川名称

28	27	26	25	24	23	22	21	20	19	18
鷹ノ巣沢	鷹ノ屋川	滝谷沢	滝ノ又沢	滝ノ沢	滝ノ沢	滝ノ沢	滝ノ沢	滝ノ沢	滝ノ沢	滝ノ沢
北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流
第二次支川	第三次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川	第四次支川
川	人	花	八	雫	沼	荒	日	日	水	花
尻	首	巻	幡	石	宮	屋	詰	詰	沢	巻
下流を鷹ノ巣川とい	小友川上流の別名	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流	葛根田川の源流

41	40	39	38	37	36	35	34	33	32	31	30	29
谷内川	谷沢川	立石沢	達曾部川	達古袋川	立内沢	館川	大刀洗川	田沢川	田合田川	岳川	竹沢川	竹荒沢
北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流	北上川右支和賀川の支流
第二次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川
大	盛	盛	日	栗	焼	元	水	一	黒	大	水	川
迫	岡	岡	詰	山	石	木	沢	関	尻	迫	沢	尻
川ともいう。	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名	久保川上流の旧名

第三章 北上川（上流域） 支川名称

42	田中瀬溝	和賀郡東和町谷内地内南山に發し全地内で猿ヶ石川に入る。	第三次支川	川尻	黒川
43	田ノ沢川	北上川右支和賀川支流夏油川の支流	第三次支川	柳	黒川
44	妙倉沢	和賀郡和賀町煤孫立分山より發する熊沢が全町煤孫田屋に至り和賀川より上水した水を入れ田中瀬溝となり全字梅ノ木で蒲沢と合し宮沢溝となり全町字宿で夏油川に入る。	第二次支川	焼石岳	廣川の別名
45	玉ノ木溝	北上川右支金流川の支流	第二次支川	人首	川子野川
46	田茂内沢	北上川右支胆沢川支流小出川の支流	第三次支川	沼宮内	
47	玉山川	胆沢郡胆沢町若柳地内笹森山の西柏峠より出て東山東麓で小出川に入る。	第二次支川	盛岡	濁川上流の名
48	田谷川	北上川左支古館川の支流	第二次支川	黒沢尻	
49	太郎ヶ沢川	岩手郡玉山村巻堀地内に發し全村字田茂内で古館川に入る。	第一次支川	水沢	
50	丹藤川	江刺市稲瀬三照柏原より發し全市稲瀬字萬ノ木で北上川に入る。	第一次支川	外宮山	
51	タイハツ沢	胆沢郡前沢町養ヶ森より發し全町稲置字谷起で北上川に入る。	第一次支川	沼井	

ちの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	鳥海川	北上川左支砂鉄川支流沖田川の支流	第三次支川	陸中大原	
2	長者川	東磐井郡大東町鳥海阿原山に發し字市之通を経て全町中川字落合にて沖田川に入る。	第三次支川	千厩	室根川は曾慶川ともいう。
3	長者沢溝	延長九、五km 北上川左支砂鉄川支流室根川の支流	第三次支川	千厩	
4	長者洞川	東磐井郡大東町摺沢字長者より發し全町摺沢字但馬崎で室根川に入る。	第三次支川	焼石岳	
5	地の神川	北上川左支黄海川支流大登川の支流 東磐井郡大東町小梨字白幡に發し全町小梨字宇南で大登川に入る。	第三次支川		

つの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	塚沢川	北上川左支猿ヶ石川支流宮守川の支流	第三次支川	大迫	
2	九十九沢川	上関伊郡宮守村白金山より發し上栃、下栃を経て全村字小下にて宮守川に入る。	第三次支川	鶯宿	
3	津志田川	北上川右支雲石川支流矢機川の支流 岩手郡磐石町西安庭九十九沢に發し全町西安庭字桂で矢機川に入る。	第一次支川	盛岡	

4	5	6	7	8	9	10	11	12
榴ケ沢	土倉川	土室川	ツトメ沢	繫川	燕沢	坪毛沢	ツル倉沢	兵士沢
北上川右支胆沢川支流小出川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内栃ヶ森山西谷に発して北流し東谷に発する無名沢を合し笹森山南麓で小出川に入る。 第三次支川	北上川左支猿ヶ石川支流上倉川の支流 遠野市附馬牛白森川、土倉山より発し一本掬山南麓で上倉川に入る。 第三次支川	北上川左支猿ヶ石川支流小友川の支流 遠野市小友土室峠より発し全市小友字川口で小友川に入る。 第三次支川	北上川右支雲石川支流南川上流南畑川の支流 岩手郡雲石町南畑青ノ木山に発し全町字南畑で南畑川に入る。 第二次支川	北上川左支赤沢川の支流 紫波郡紫波町赤沢字泉に発し繫を経て全町赤沢地内で赤沢川に入る。 第二次支川	北上川右支滝沢川の支流 一関市滝沢牧沢地内に発し全市字中屋敷で前ノ沢と合し滝沢川となる。 第一次支川	北上川左支 紫波郡紫波町字遠山廻田山に発し全町星山にて北上川に入る。 第一次支川	北上川右支和賀川支流南本内川の支流 北川右支和賀川支流南本内川の支流 和賀郡湯田町三森山に発し全地内で小板沢と合し南本内川に入る。 第二次支川	北上川左支山内川の支流 水沢市黒石大鉢森山に発し全市黒石字山内にて山内川に入る。 第二次支川
焼石岳	大迫	人首	鶯宿	日詰	一関	日詰	川尻	水沢
			尻合沢上流の沢	雲南溝の別名				

ての部

1	2	3
手取沢	手水沢	寺沢
北上川右支和賀川支流南本内川の支流 和賀郡湯田町白倉山に発し新倉沢と合し全町地内白倉山麓で南本内川に入る。 第三次支川	北上川右支衣川支流戸河内川の支流 西磐井郡平泉町戸河内字手水地内に発し全町字馬場にて戸河内川に入る。 第三次支川	北上川左支天王川の支流 第二次支川
地形図名称	一関	水沢
備考	南沢ともいう。	

4	5	6	7	8	9	10	11	12
寺沢川	寺沢川	寺沢溪	寺田川	寺前溝	出羽沢	天神川	天王川	天王川
胆沢郡前沢町生母字大谷地野より発し全町生母字中島にて川王川に入る。 第二次支川	北上川左支猿ヶ石川の支流 寺閉伊郡宮守村寺沢山に発し全村字不動にて宮守川に入る。 第二次支川	北上川左支千蔵川の支流 東磐井郡千蔵町磐清水峯山に発し全町字島越にて千蔵川に入る。 第二次支川	北上川左支荒川上流伊手川の支流 江刺市藤里寺ノ沢より発し全市藤里字前田にて伊手川に入る。 第三次支川	北上川右支松川支流赤川（渋川）の支流 岩手郡西根町寺田七時雨山の内山花樺沢（ブナ沢）に発し地花、野口、上関を経て全村堀切地内に赤川に入る。 第三次支川	北上川左支金流川の支流 西磐井郡花泉町永井白欠野より出て全町永井字沖田にて金流川に入る。 第二次支川	北上川右支豊沢川の支流 花巻市豊沢毒ヶ森山に発し全市字幕館下流において豊沢川に入る。 第二次支川	北上川右支 胆沢郡胆沢町若柳字二枚橋にて分流し水沢市姉体字上島にて北上川に入る。 第一次支川	北上川左支 延長八、八km 紫波郡紫波町赤沢地内に発し上郷を経て全町長岡字天王で北上川に入る。 第一次支川
大迫	千蔵	人首	大原	沼宮内	若柳	新町	水沢	水沢
上沢川ともいう。	寺沢川ともいう。	荒川上流屋いう。				一ノ沢の下流	山屋川ともいう。	佐藤川ともいう。

との部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	峠沢川	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町老松字峠沢より発し全町老松字佐野下にて金流川に入る。 第二次支川	第二次支川	黒柳関	
2	藤吾沢	北上川右支 胆沢郡胆沢村東田字五木田より出て栃ノ木、松堂を経て水沢市字下川原に 第一次支川	第一次支川		

232

14	戸沢川	北上川右支磐石川支流南川の支流	第三次支川	鶯宿	
15	栃板沢	岩手郡磐石町西安庭須賀倉山に發し全町西安庭字戸沢で南川に入る。	第三次支川	鶯宿	
16	栃折沢川	北上川右支磐石川支流志戸前川に入る。	第四次支川	千厩	
17	栃倉川	北上川左支砂鉄川支流曾慶川支流長者川の支流	第四次支川	一栗駒山	
18	栃沢	東磐井郡大東町大野沢より發し全町摺沢字宿において長者川に入る。	第四次支川	早池峯山	
19	栃内川	北上川右支磐井川支流久保川支流市野々川の支流	第一次支川	花巻	飯豊川の別名
20	栃沢	一関市萩荘市野々猫ヶ森山の内地蔵ヶ沢より發し字外山を経て全字老流にて市野々川に入る。	第一次支川	盛岡	
21	トドノ木川	盛岡市築川字栃沢に發し全地内でカクラ沢を入れ築川となり全安庭字五日市川原にて北上川に入る。	第三次支川	焼石岳	
22	土地屋呂沢	北上川左支中津川支流濁川の支流	第四次支川	栗駒山	
23	土橋川	北上川右支衣川支流南股川支流眞打川の支流	第三次支川	千厩	
24	土橋川	胆沢郡衣川村風倉山に發し全村字鷹巣堂にて眞打川に入る。	第三次支川	盛岡	
25	飛田川	北上川右支金流川支流大股小川の支流	第二次支川	千厩	
26	富沢川	西磐井郡花泉町奈良坂土地屋呂野より出て全町奈良坂字田畑後で大股小川に入る。	第一次支川	千厩	
		東磐井郡千厩町白地石山に發し全町字東小田にて千厩川に入る。	第三次支川	鶯宿	
		北上川右支磐石川支流上野々川の支流	第四次支川	千厩	
		岩手郡磐石町上野横欠に發し全町字春木場にて上野々川に入る。	第一次支川	千厩	
		北上川左支	第一次支川	千厩	
		岩手郡玉山村川又明神山に發し盛岡市上田字松屋敷で北上川に入る。	第一次支川	千厩	
		北上川右支	第一次支川	千厩	
		一関市富沢中山峠より發し東流し全市富沢字西風を経て四堀にて北上川に入る。	第一次支川	千厩	

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
27	豊沢川	北上川右支 花巻市豊沢ナメトコ山に發し幕館、鉛、大沢を経て全市字里川口で北上川に入る。	第一次支川	新巻宿	
28	取染川	延長二四、八km 北上川右支磐石川上流滝川の支流	第二次支川	零石	
29	泥畑川	岩手郡磐石町上野丸森より發し全町字山津田にて竜川に入る。 北上川右支滝沢川の支流	第二次支川	一関	
30	東覚川	一関市滝沢字新田導心塚より出て全市字泥田を経て字小倉沢にて滝沢川に入る。 北上川左支俄坂川の支流 西磐井郡平泉町小島東岳峠より出て全町字東岳、十文字を経て字落合にて俄坂川に入る。	第二次支川	一関	

な の 部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	中川	北上川右支磐井川の支流 一関市五串二子山に發し全市字中川、本寺を経て字下真坂で磐井川に入る。	第二次支川	一関	
2	中川	北上川右支夏川の支流 宮城県栗原郡若柳町地内より来り西磐井郡花泉町蝦島字泉沢で夏川に入る。	第二次支川	栗駒山	
3	中沢	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳鍋割山に發し全町字上鹿合で胆沢川に入る。	第二次支川	焼石岳	岳川は大迫川上流の名称。稗貫川の源流
4	中居川	北上川左支稗貫川の支流 稗貫郡大迫町外川目矢道山に發し全町大迫まちにて岳川と合流する。	第二次支川	大迫	
5	中衛川	延長七、二km 北上川右支 一関市富沢中山峠に發し全市富沢字西風を経て全四郷にて北上川に入る。 (中江川とも書く)	第一次支川	一関	富沢川ともいう。
6	中江川	北上川右支金流川の上流 宮城県栗原郡地内より来り西磐井郡花泉町字奈良坂日向にて岩手県に入り	第一次支川	一関	金流川上流の名称

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
7	中川	全町永井字川口で北上川に入る。 延長三、九km 北上川左支砂鉄川支流沖田川の上流 東磐井郡大東町中川字上山に發し根岸、伊勢張、川畑を経て全町島海字川又にて島海川と合し沖田川となる。	第三次支川	陸中大原	
8	中沢川	北上川左支猿ヶ石川支流早瀬川支流河内川の支流 遠野市中沢六神石山に發し瀬内、本堂を経て全市青笹字関田下で河内川に入る。	第四次支川	遠野	
9	永沢川	延長五km 北上川右支胆沢川支流黒沢川の支流 胆沢郡金ヶ崎町永沢経塚山に發するキッツ川及び内穴沢が全町永栄字鳥ノ海にて分流し本川となり全町永沢字馬場にて黒沢川に入る。	第三次支川	焼石岳	
10	中ノ沢川	延長二一、三km 北上川左支人首川支流古歌葉川の支流 江刺市人首柴山に發し機ノ木中沢を経て全所にて古歌葉川に入る。	第三次支川	人首	大幡川ともいう。
11	中田川	北上川左支廣瀬川上流野手崎川の支流 江刺市梁川樺峠より發し全市梁川字八卦にて野手崎川に入る。	第三次支川	人首	
12	中津川	延長約三km 北上川左支 盛岡市下斗米字落合にて清川、濁川、合流し中津川となる。	第一次支川	盛岡	
13	中津川	延長三四、五km 北上川左支彦部川上流横町川の支流 紫波郡紫波町佐比内早坂山に發し全町佐比内字館前において横町川に入る。	第三次支川	大迫	
14	中内沢	北上川左支猿ヶ石川の支流 和賀郡東和町字中内四十八坂より出て全町字小通にて猿ヶ石川に入る。	第二次支川	花巻	下流を小通沢という。
15	中ノ又沢	延長約一三km 北上川右支胆沢川支流永沢川支流キッツ川の支流 胆沢郡金ヶ崎町永沢経塚山東尾根より發し全町永沢字三蔵塚にてキッツ川に入る。	第四次支川	焼石岳	
16	中ノ又沢	北上川右支豊沢川支流三ツ沢川の支流	第三次支川	新沢町	

17	中ノ又沢	花巻市太田天ヶ森山に発し全市太田字中島にて三ツ沢川に入る。	第二次支川	八幡	零石	
18	中山川	北上川右支瀨脇川の支流 西磐井郡花泉町金沢字新田より発し全町日形字穴山で刈生沢川と合し瀨脇川となる。	第二次支川	一	八幡	
19	長舌沢	北上川左支瀨ヶ石川支流小島瀬川の支流 遠野市土淵堀内一ツ石山に発し全市字西内上流にて小島瀬川に入る。	第三次支川	土	瀨	
20	長野川	北上川左支瀨ヶ石川支流小友川の支流 遠野市小友貞任山に発し長野、草倉、妻ノ神を経て全市小友字館内にて小友川に入る。	第三次支川	人	首	
21	長橋川	延長七、九km 北上川右支和賀川支流横川の支流 和賀郡沢内村大小屋山より発し全村字貝沢で横川に入る。	第三次支川	鶯	宿	
22	長洞沢	北上川左支瀨ヶ石川支流米内川の支流 遠野市上郷小友境より来り長洞を経て全村字堤で米内川に入る。	第三次支川	遠	野	
23	夏川	北上川右支 宮城県栗原郡金成町字畑楓木沢に発し西磐井郡花泉町蝦島字泉沢にて岩手県に入り全町永井鞍掛で宮城県に入る。	第一次支川	若	柳	
24	七ツ滝川	北上川右支五内川の支流 紫波郡矢巾町和味大白沢山に発し全町馬場下にて五内川に入る。	第二次支川	日	詰	太田川上流の名。 寒沢川をいう。
25	七ツ森溪	北上川左支砂鉄川支流瀧沢川の支流 東磐井郡大東町瀧沢蓬萊山の内より発し字寒沢を経て全瀧沢で瀧沢川に入る。	第三次支川	陸	中大原	
26	ナナリ滝沢	北上川右支衣川上流北股川支流長者洞川の支流 胆沢郡衣川村矢盡山南面より出て全村上衣川地内で長者洞川に入る。	第四次支川	栗	駒山	
27	名乗沢	北上川左支中津川の支流 盛岡市上米内字道ノ下より出て全市山岸において中津川に入る。	第二次支川	盛	岡	
28	鍋倉沢	北上川右支雲石川支流南川上流南畑川支流黒沢の支流 岩手郡雲石町南畑字馬場地内に発し全地内で黒沢に入る。	第四次支川	鶯	宿	

29	鍋割川	北上川右支瀨川の上流 花巻市小瀬川鍋割山に発し全市小瀬川字棚ノ目で台川と合し瀨川となる。	第一次支川	花	巻	
30	並木沢	北上川右支 一関市滝沢字上藤に発し全市滝沢字並木にて北上川に入る。	第一次支川	一	関	上流を藤ノ沢という 油田川ともいう。
31	西風谷地川	北上川右支夏川の支流 西磐井郡花泉町蝦島字二又に発し全町涌津字中田で夏川に入る。	第二次支川	若	柳	
32	鳴沢川	北上川左支粗市川の支流 和賀郡東和町下小山田字古田清水に発し全町下小山田にて添市川に入る。	第二次支川	大	迫	
33	成沢溝	延長九km 北上川右支本郷川の支流 胆沢郡金ヶ崎町西根字野中にて分水し全町字下成沢で本郷川に入る。	第二次支川	黒	沢	
34	茄子沢	北上川右支 一関市弥栄富沢地内より発し東流し字茄子沢を経て全地先で北上川に入る	第一次支川	千	一	

にの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	新倉沢	北上川右支和賀川支流南本内川の支流 和賀郡湯田町焼石岳北尾根より発し全地内において南本内川に入る。	第三次支川	川尻	松岩寺川の派流
2	濁川	北上川右支天神川の支流 胆沢郡胆沢町字南下巾にて分流し水沢市字上姉体にて天神川に入る。	第二次支川	水	
3	濁川	北上川左支 岩手郡玉山村玉山村城内に発し全村門前寺字館にて北上川に入る。	第一次支川	盛	
4	濁川	北上川左支中津川支流米内川の支流 岩手郡玉山村蔵川明神山に発し盛岡市浅岸字鍋倉で米内川に入る。	第三次支川	外	第三次支川の別名
5	濁川	北上川右支磐井川の支流 一関猪岡横根岳に発し全市猪岡地内祭時平対岸にて磐井川に入る。	第二次支川	一	
6	濁沼川	北上川左支千麻川の支流	第二次支川	千	上流を大峯川で下流

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
7	仁沢瀬川	東磐井郡千厩町磐清水大峯山に発し全町字樋口にて千厩川に入る。	第二次支川	盛岡	は三島川という。
8	西桂沢	北上川右支磐石町篠木焼切山に発し盛岡市大釜字仁沢瀬にて磐石川に入る。	第二次支川	栗駒山	
9	西川目川	北上川右支磐井川の支流	第三次支川	黒沢尻	爪木田川をいう
10	西郡川	北上川左支磐井川の支流	第三次支川	沼宮内	新名を新山川という
11	西沢川	一関市鬼死骸蔵王沢より発し全市字新山で鬼死骸川と合し吸川となる	第三次支川	一関	
12	西根荒沢川	北上川右支磐石町上流葛根田川の支流	第三次支川	雫石	平出川上流の名
13	西ノ股沢	北上川支豊沢川の支流	第二次支川	鶯宿	
14	俄坂川	花巻市湯口地内山地に発し全地内で豊沢川の上流大楯沢川に入る。	第一次支川	新関	平石川ともいう
		北上川左支	第一次支川		
		西磐井郡平泉町来稲山の内猪ヶ森下より出て字俄坂平石沢館岡等を経て字荒川に至り北上川に入る			

ぬの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	沼尻川	北上川左支大田代川の支流	第二次支川	陸中大原	上流を蒲道沢川という
2	沼田川	江刺市田原田原より発し川内小峠を経て水沢市羽田黒田助で大田代川に入る。	第一次支川	水沢	瀬脇川の下流
		北上川右支		一関	
		西磐井郡花泉町日形字穴山で中山川刈生沢川が合流し本川となり全町日形字沼田で北上川に入る。			

ねの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	猫川	北上川左支猿ヶ石川支流早瀬川の支流	第三次支川	遠野	
2	猫足又沢川	遠野市上郷大峯山（鎌ヶ峯山）に発し馬ノ木内、森ノ下を経て全市板沢字細田前にて早瀬川に入る。	第二次支川	外山	
3	根田茂川	北上川左支丹藤川上流末崎川の支流	第二次支川	元木	
4	根部地川	延長三、四km 北上川左支築川支流	第二次支川	早池峯山	砂子沢川ともいう。
5	森別川	盛岡市築川砂子沢毛無森山に発し御蔵で前川を入れ葛、根田茂片貝を経て全市川目字大根沢にて築川に入る。	第三次支川	沼宮内	
		北上川右支松川支流赤川の支流	第三次支川	沼宮内	
		次の項に全し			
		北上川右支松川支流赤川（淡川）の支流	第三次支川		
		岩手郡松尾村寄木字関口に発し白山、瀬畑、右衛門新田を経て全郡西根村平館字下落合にて赤川に入る。			

のの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	野口川	北上川右支和賀川の支流	第二次支川	新郷町	
2	野手崎川	和賀郡沢内村前郷野口山に発し全村前郷地内で和賀川に入る。	第一次支川	六首	広瀬川上流名大武川ともいう。
		北上川左支			
		江刺市梁川大武山に発し野手崎を経て全市愛宕字西下川原にて北上川に入る。			

はの部

番号	名称	位 置 及 概 況	地形図名称	備 考
1	倍田川	北上川右支一方井川支流黒内川の支流 岩手郡西根村惟子大沢野に発し全村字妻神で黒内川に入る。 第三次支川	荒宮内	
2	萩ノ野川	北上川左支古館の上流 岩手郡玉山村馬場字萩野に発し全村馬場字太子堂で桑畑川と合し古館川となる。 第一次支川	沼宮木	
3	畑井野沢	北上川左支中津川支流濁川の支流 盛岡市上米内高洞山に発し全市上米内字細井野で濁川に入る。 第三次支川	盛岡	
4	畑屋沢	北上川左支猿ヶ石川支流早瀬川の支流 遠野市細越大開山に発し全市字畑屋にて早瀬川に入る。 第三次支川	遠野	
5	畑ノ沢	北上川左支 東磐井郡川崎村薄衣字平沢地内より出て西流し字畑ノ沢を経て全地先で北上川に入る。 第一次支川	千厩	
6	初笹沢	北上川左支中津川上流清川支流大葛川の支流 盛岡市浅岸高森山に発し全市浅岸字綱取にて大葛川に入る。 第三次支川	盛岡	
7	初沢川	北上川右支 胆沢郡金ヶ崎町三枚橋にて宿内川より上水し全町三ヶ尻字渋川にて北上川に入る。 第一次支川	黒沢尻	渋川の別名
8	巾溝	北上川右支 紫波郡矢巾町東徳田字上谷地より出て全町東徳田字巾で北上川に入る。 第一次支川	日詰	
9	早瀬川	北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市細越字若木山に発し全市横田字太田にて猿ヶ石川に入る。 第二次支川	遠野	
10	林ノ沢	北上川右支猿ヶ石川支流黒沢川の支流 岩手郡磐石町長山岩手山に発し高入卦を経て全町長山陽和郷で黒沢川に入る。 第三次支川	雫石	

11	柵木田川	北上川左支廣瀬川支流歌書川の支流 北上市福岡字柵木田、国ヶ森山に発し江刺市廣瀬歌書字落合で歌書川に入る。 第三次支川	黒沢尻	下流を西川目川ともいう。
12	番台川	北上川左支 一関市舞川箱石山より出て字小塚 小戸等を経て全番台で北上川に入る。 第一次支川 延長九、三 km	一関	藍川、相川ともいう
13	稜川	北上川左支猿ヶ石川の支流 和賀郡東和町谷内南山に発し全町谷内で猿ヶ石川に入る。 第二次支川	大迫	谷内川の別名

ひの部

1	白石沢	北上川左支人首川支流伊手川の支流 江刺市藤里浅井字石沢に発し全市浅井字竹原田にて伊手川に入る。 第三次支川	人首	
2	稗貫川	北上川左支 稗貫郡大迫町大迫まちにて岳川、中居川が合流して本川となり全郡石鳥谷町関口字落合で北上川に入る。 第一次支川 延長一四、八 km	大迫	
3	東桂沢	北上川右支磐井川の支流 一関市殿美横根岳に発し全地内で磐井川に入る。 第二次支川	栗駒山	鬼死骸川上流の名
4	東沢川	北上川右支磐川支流吸川の支流 一関市真柴字吉ヶ沢に発し全市字新山で吸川となる。 第三次支川	一関	
5	東ノ又川	北上川右支猿ヶ石川支流矢櫃川の支流 岩手郡磐石町西安庭東根山に発し全町西安庭字菅原で矢櫃川に入る。 第三次支川	日詰	
6	彦部川	北上左支 紫波郡紫波町赤沢東女牛山に発し全町彦部字寺沢で北上川に入る。 第一次支川 赤沢川とも称し水源よりの延長五、三 km	早池峯山	彦部地内一、三 km
7	樋口川	北上川右支金流川の支流 西磐井郡花泉町老松上宮沢に発し全町老松字土手外にて金流川に入る。 第二次支川	花巻	

8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
日暮沢	桧沢	菱内川	左沢	左沢	人首川	水士沢川	一ツ石沢	日ノ戸川	火ノ又川	平石川	平栗川	平沢川
北上川右支滝名川の支流 紫波郡紫波町、土館地内より出て全地内で滝名川に入る。 第三次支川	北上川右支和賀川支流南本内川の支流 和賀郡湯田町鷺ヶ森山に発し全町字小花で南本内川に入る。 第二次支川	北上川右支和賀川支流 和賀郡和賀町横川目菱内川山に発し全町横川目字菱内にて和賀川に入る。 第三次支川	北上川右支磐石川支流立石沢の支流 盛岡市鷺ヶ森山に発し全地内で立石沢に入る。 第四次支川	北上川右支磐石川支流南川流鶯宿川の支流 岩手郡磐石町鶯宿地内で鶯宿川に入る。 第一次支川	江刺市人首字荒谷にて古歌川、菱内川が合流して人首川となり水沢市羽田向森にて北上川に入る。 延長三二、二km	北上川右支松川支流赤川（渋川）の支流 岩手郡松尾村野駄前森山に発し全村字中沢下にて赤川入る。 第三次支川	北上川右支磐井川支流産女川の支流 一関市猪岡須川岳（栗駒山）東根尾筑森に発し真湯上流にて磐井川に入る。 第二次支川	北上川左支濁川の支流 岩手郡玉山村戸鍾山に発し全村字白沢で濁川の上流玉山川に入る。 第三次支川	北上川左支神貴川上流中居川の支流 神貴郡大迫町外川目猫山に発し栃沢、上沢を経て全町外川目字下中居で中居川に入る。 第一次支川	北上川左支西磐井郡平泉町小島東稲山に発し全町小島字五反田で北上川に入る。 第三次支川	北上川左支紫波郡紫波町平沢地内より発し全町郡山地内で北上川に入る。 第三次支川	北上川右支日高見川
日	川	新	日	鶯	人	水	八	盛	大	一	日	一
詰	尻	町	詰	宿	首	沢	宮	石	迫	関	詰	詰
				下流を新川という。 次丸川、角掛川					旭又川の別名 俄坂川をいう。			釜ノ沢川の別名、大奈良川ともいう。

21	22	23	24	25	26	27	28	29
平沢川	平出川	平場川	廣川	廣瀬川	廣瀬川	廣町川	枇杷沢	久出内川
北上川右支 紫波郡紫波町平沢地内より発し全町郡山地内で北上川に入る。 第一次支川	北上川右支 岩手郡磐石町西根大高倉山に発し全町西根字中生堀で葛根田川に入る。 第三次支川	北上川右支 一関市市野々字平場に発し全市市野々字上本郷で市野々川に入る。 第四次支川	北上川右支 西磐井郡花泉町老松田ノ沢より発し全町老松字土手外で金流川に入る。 第二次支川	北上川左支 江刺市梁川金成山に発し全市野手崎を経て全市愛宕字西下川原で北上川に入る。 第一次支川	延長二六、〇km 北上川右支 北上川北鬼柳字三枚橋より発し全市黒津尻字里分で北上川に入る。 第一次支川	北上川右支 一関市富沢中山峠に発し全富沢字平沢で石法花川と合し釜ノ沢川となる。 第二次支川	北上川右支 花巻市湯口江釣子森山に発し全市字里川口にて北上川に入る。 第一次支川	北上川右支 神貴郡大迫町内川目毛無森山西面に発し全町字、久出内を以て岳川に入る。 第二次支川 経て狼久保 北上川右支 北上川右支
日	雫	一	一	若	黒	黒	花	早
詰	石	関	関	柳	尻	尻	巻	池
				堰根川、新川、倉沢川、関根川				峯山

ふの部

番号	名称	位置	概況	地形図名の一	備考
1	藤ヶ崎川	北上川左支砂鉄川支流根川の支流	第三次支川	千ヶ崎	
2	藤切沢	東磐井郡大東町大原小室根山に発し全町大原字藤ヶ崎にて根川に入る。	第二次支川	陸中大原	
3	藤沢	北上川左支猿ヶ石川の支流	第三次支川	人首	
4	藤ノ沢	遠野市附馬牛大黒森山に発し全市附馬牛字大出にて猿ヶ石川に入る。	第三次支川	一関	並木沢上流の名
5	藤ノ下川	遠野市小友物見山に発し全市小友字藤沢にて長野川に入る。	第一次支川	沼宮内	
6	藤倉川	一関市滝沢字上藤に発し全市滝沢字並木にて北上川に入る。	第三次支川	人首	山谷川ともいう。
7	藤巻川	北上川右支松川支流赤川（渋川）の支流	第三次支川	水沢	
8	不動川	岩手郡松尾村前森山に発し全村野駄字落合にて赤川に入る。	第三次支川	千ヶ崎	上荒井川ともいう。
9	不動沢	北上川左支猿ヶ石川支流小友川の支流	第四次支川	盛岡	滝川ともいう。
10	蒲道沢川	岩手郡滝沢村谷地山に発し全村字湯舟沢にて湯舟川に入る。	第二次支川	陸中大原	
11	防ぎ溪	北上川左支大田代川の支流	第三次支川	焼石岳	

12	古岩崎川	北上川右支五内川の支流	第二次支川	日詰	
13	古川	紫波郡矢巾町西徳田地内より発し全町字又兵工新田地内五内川に入る。	第一次支川	黒沢尻	
14	古川	和賀郡江釣子村上江釣子地内に発し北上市黒沢尻里分字川岸にて北上川に入る。	第一次支川	盛岡	多賀川の別名
15	古川	盛岡市清水町多賀より発し全市神子田町にて北上川に入る。	第一次支川	水沢	
16	古川	北上川右支胆沢川の支流	第二次支川	黒沢尻	
17	古館川	胆沢郡胆沢町東田地内より発し水沢市佐倉河字字佐にて胆沢川に入る。	第二次支川	水沢	藤巻川上流の名
18	古館川	北上川右支和賀川の支流	第二次支川	元木	萩ノ野川の下流
19	更ノ沢	北上市下鬼柳地内に発し東流して全地内字荒堰にて北上川に入る。	第一次支川	沼宮内	
20	二ツ谷川	胆沢郡胆沢町小山地内より発し全郡前沢町稲置地内にて北上川に入る。	第一次支川	盛岡	
21	船場沢	岩手郡玉山姫神岳に発し全郡岩手町川口字松原で上川に入る。	第二次支川	志津川	
22	風呂川	北上川左支津川の支流	第二次支川	千ヶ崎	十王堂川の地方名

への部

番号	名称	位置	概況	地形図名の一	備考
1	戸河内川	北上川右支衣川の支流	第二次支川	一関	

西磐井郡平泉町衣関長倉野に発し全町字戸河内地域を貫流し全町内衣関字本郷にて衣川に入る。

第三章 北上川（上流域）支川名称

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
2	平七沢	北上川右支胆沢川の支流 延長七、九 km	第二次支川 胆沢郡胆沢町若柳大森山に発し全村若柳字下嵐江にて胆沢川に入る。	焼石岳	
3	平蔵沢	北上川右支磐石川支流諸葛川の支流 岩手郡滝沢村大森より発し盛岡市厨川字耳取にて諸葛川に入る。	第三次支川 北上川右支磐井川支流小猪岡川の上流 一関市厳美猪岡靴掛沼より出て字谷地小屋を経て字落合に至り高畑沢と合し小猪岡川となる。	盛岡 栗駒山	
4	蛇沢				

ほの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	朴ノ沢	北上川左支中津川支流濁川の支流 盛岡市浅岸大倉山に発し全市浅岸字赤重にて濁川に入る。	第三次支川	盛岡	
2	宝竜川	北上川左支人首川支流伊手川支流荒谷川の支流	第四次支川	人首	
3	放生川	江刺市伊手寺地山に発し全市伊手字八幡にて荒谷川に入る	第三次支川	陸中大原 千人	
4	佛坂川	北上川左支人首川支流伊手川の支流 江刺市伊手阿原山に発し全市伊手字館下で伊手川に入る。	第三次支川	盛岡	
5	佛沢	北上川左支千厩川支流寺沢川の支流 東磐井郡千厩町磐清水枯木峠に発し全町磐清水字上関代にて寺沢川に入る。	第三次支川	盛岡	
6	佛ノ沢	北上川右支磐石川支流荒谷川の支流 岩手郡滝沢村茄子焼山に発し大平上鶴飼、鶴飼を経て盛岡市字上厨川で荒川に入る。	第三次支川	八幡平	横沢ともいう。
7	堀切川	北上川右支松川支流赤川（淡川）の支流 岩手郡松尾村寄木大黒森山に発し全寄木地内で赤川に入る。	第三次支川	一関	
8	堀切川	北上川右支衣川支流戸河内川の支流 西磐井郡平泉町戸河内字堀切地内に発し字堀切を経て全町内字二反田で戸河内川に入る。	第三次支川	人首	

横沢ともいう。

まの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
9	細沢川	江刺市伊手浅倉山に発し全市伊手字堀切で荒谷川に入る。	第二次支川 岩手郡岩手町久保北岳に発し全上細沢、下細沢、太田を経て全町久保字横田にて一方井川に入る。	荒宮内	久保川の別名
10	細ソル沢	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳焼石岳に発し全地内で胆沢川に入る。	第二次支川	焼石岳	
11	細内川	北上川右支和賀川支流鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町割倉山に発し全町字南細田にて鬼ヶ瀬川に入る。	第三次支川	横手	
12	本郷川	北上川左支黄海川の支流 東磐井郡藤沢町保呂安道峠に発し全町西口字荒巻にて黄海川に入る。	第二次支川	千厩	新地川上流の名
13	本郷川	北上川右支和賀川の支流 北上市上鬼柳にて上水し全市下鬼柳字鷹鳥羽にて和賀川に入る。	第二次支川	黒沢尻	
14	本寺沢	北上川右支胆沢川支流前川の支流 胆沢郡胆沢町若柳小滝森に発し全地内で前川に入る。	第三次支川	焼石川	
15	本内川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村前郷真登山に発し全村字下ノ沢、片倉等を経て前郷学坂本で和賀川に入る。	第二次支川	六郷	
16	盆成溝	北上川左支 延長一一、八 km 紫波郡紫町長岡字草刈地内より発し全町長岡字犬吠森で北上川に入る。	第一次支川	新町	戸堀溝ともいう

戸堀溝ともいう

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	真打川	北上川右支衣川支流南又川の支流 胆沢郡衣川村風倉山に発し全村上衣川字真打にて南又川に入る。	第三次支川	焼石岳	
2	前川	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳分山に発し全村若柳字東下嵐江にて胆沢川に入る。	第二次支川	焼石岳	

第三章 北上川（上流域）支川名称

3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14
前川	前川	前川	前川	前川	前川	曲川	間木沢川	マゴトロ沢	廻戸川	松川	松川
北上川左支、築川支流、根田茂川上流、砂子沢川の支流。第四次支川。盛岡市築川砂子沢、長野山（笠森山）に発し、全市築川砂子沢字御蔵にて砂子沢川に入る。	北上川左支、黄海川上流、新地川の支流。第二次支川。東磐井郡藤沢町保羽呂羽七曲林山に発し、全町藤沢字荒屋敷にて新地川に入る。	北上川右支。胆沢郡胆沢町小山字大橋にて分流し、下中沢、下鞍骨、中森を経て全郡前沢町稲置地内で北上川に入る。	北上川右支、滝沢川支流。第二次支川。一関市真柴燕沢に発し、全市滝沢中屋敷において滝沢川に入る。	北上川左支。紫波郡紫波町東長岡地内で発し、全町栃内地内で北上川に入る。	北上川左支、人首川支流、伊手川の支流。第三次支川。江刺市藤里前山に発し、全市藤里字前田で伊手川に入る。	北上川左支、丹藤川支流、沢川の支流。第三次支川。岩手郡岩手町川口曲り山に発し、一本柳を経て全町川口字下屋敷にて沢川に入る。	北上川左支。紫波郡紫波町星山地内に発し、全町吠森地内で北上川に入る。	北上川右支、豊沢川の支流。第二次支川。花巻市湯口高狸山に発し、全市湯口地内で豊沢川に入る。	北上川右支、和賀川の支流。第二次支川。和賀郡湯田町廻戸山に発し、全町廻戸で和賀川に入る。	北上川右支、和賀川の支流。第一次支川。岩手郡松尾村寄木源太ヶ岳に発し、全郡岩手町川崎字上川崎で北上川に入る。	北上川右支、和賀川の支流。第二次支川。和賀郡沢内村猿橋松川山（鹿ノ子山）に発し、全村猿橋地内で和賀川に入る。
早池峯山	千厩	水沢	一関	日詰	陸中大原	元木	日詰	鶯宿	新町	八幡	新郷
		下流、岩堰川となる用水	天王川の一部名								

15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
松沢	松木沢川	末崎川	松島川	松長川	松屋川	侍多部沢	間館川	又ヶ沢川	丸江川	詣川
北上川右支、和賀川支流、夏油川の支流。第三次支川。和賀郡和賀町岩崎新田前塚見山、東尾根に発し、全町字本畑にて夏油川に入る。	北上川右支、藤巻川の上流。第三次支川。胆沢郡胆沢村字野中にて分流し、全郡前沢町稲置にて北上川に入る。	北上川左支、丹藤川上流、柴沢川の支流。第三次支川。岩手郡玉山村藪川、拂川、頭山に発し、全村藪川字町村で柴沢川に入る。	北上川右支。第一次支川。岩手郡滝沢村字柳沢に発し、全郡玉山村字下田で北上川に入る。	北上川右支、葛丸川の上流。第二次支川。稗貫郡石鳥谷町大瀬川、黒森山に発し、全町好地字富沢で葛丸川に入る。	北上川右支、豊沢川支流、台川の支流。第三次支川。花巻市湯本円森山より発し、小椋山西麓で台川に入る。	北上川右支、磐石川支流、鶯宿川の支流。第三次支川。岩手郡磐石町鶯宿長橋越より発し、全町鶯宿地内で鶯宿川に入る。	北上川右支、松川支流、赤川（渋川）支流、涼川支流、太田川の支流。第五次支川。岩手郡西根町荒木田鳥帽子山に発し、全村荒木田字沖中で太田川に入る。	北上川左支、黄海川支流、不動川の支流。第三次支川。東磐井郡藤沢町南小梨砥石山に発し、全字荒谷で不動川に入る。	北上川右支。第一次支川。西磐井郡花泉町日形字須釜より発し、全町日形字小野で北上川に入る。	北上川左支、添市川の支流。第二次支川。稗貫郡石鳥谷町小山田牡丹目喜山に発し、全町五大堂にて添市川に入る。
川尻	黒沢尻	水沢	元木	盛岡	日詰	花巻	花巻	千厩	若柳	花巻
上流を中畑堰という。	砂込川の下流					小股川			大江川ともいう。	添市川の別名、君川の支流

みの部

番号	名称	位置	概況	地形図名称	備考
1	御神坂沢	北上川右支雲石川支流黒沢川の上流 岩手郡雲石町長山岩手山に発し筑森を経て全町西安庭字里中にて雲石川に入る。	第三次支川	盛岡	
2	蟻崎	北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市綾織石上山に発し全市下綾織字中宿にて猿ヶ石川に入る。	第二次支川	大迫	砂子沢川ともいう。
3	三島川	北上川左支千蔵川の支流 東磐井郡千蔵町磐清水三島山に発し全町字樋口で千蔵川に入る。	第二次支川	人首	濁沼川の下流
4	水押溝	北上川左支廣瀬川支流口内川の上流 北上市口内水押物見山に発し全市口内字青木田で小池溝を入れ口内川となる。	第三次支川	黒沢尻	
5	水界川	北上川左支稗貫川支流中居川の支流 稗貫郡大迫町外川目字長崎八林山に発し全町外川目字岩脇で八木荒川と合し中居川となる。	第三次支川	大迫	
6	水上沢	北上川右支雲石川支流鶯宿川の支流 岩手郡雲石町鶯宿地内山中に発し全町鶯宿字上切留にて鶯宿川に入る。	第三次支川	鶯宿	
7	水上沢	北上川右支和賀川支流横川の支流 和賀郡沢内村川舟高下岳に発し全村字高下にて横川に入る。	第三次支川	鶯宿	
8	水沢川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡和賀町水沢山に発し全町山口字桜田にて和賀川に入る。	第二次支川	新尻	
9	三ツ沢川	北上川右支豊沢川の支流 花巻市太田天ヶ森山に発し全市太田字八卦で豊沢川に入る。 延長四、五km	第二次支川	新町	
10	水台川	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町中川越路山に発し全町鳥海にて砂鉄川に入る。	第三次支川	陸中大原	中川川の上流興田川の源流
11	水土沢川	北上川右支松川支流赤川（渋川）の支流	第三次支川	沼宮内	

12	御堂新田川	岩手郡松尾村野駄前森山に発し全村野駄字谷地中で赤川に入る。 北上川左支	第一次支川	葛巻	
13	水ノ口川	岩手郡岩手町御堂土阿川山に発し全町御堂にて北上川に入る。 北上川右支藤巻川の支流	第二次支川	荒屋	
14	水分川	水沢市中野地内より出て胆沢郡前沢町白山を経て全町稲置で藤巻川に入る。 北上川右支五内川支流太田川の支流	第三次支川	日詰	大清水溝ともいう。
15	南川	紫波郡矢巾町岩清水東根山に発し全町字室岡で太田川に入る。 北上川右支乙女川の支流	第二次支川	水沢	
16	南川	胆沢郡胆沢町若柳字土橋で分流し水沢市柳町にて乙女川に入る。 北上川右支飯豊川上流の名称	第一次支川	花巻	雲南川という。
17	南川	花巻市字横志田、田沢山より発し栃内、北笹間を経て北上市飯豊に入り字藤巻にて、後川を入れ飯豊川となる。 北上川右支雲石川の支流	第二次支川	鶯宿	
18	南溪	岩手郡雲石町字用ノ沢にて南畑川鶯宿川が合流してより南川となる。現在延長二六、六km 北上川右支磐井川支流達古袋川（久保川）の支流	第三次支川	盛岡	
19	南沢川	一関市達古袋猫ヶ森山に発し、立石、長倉を経て全地内で達古袋川に入る。 北上川右支磐井川支流久保川支流市野久川の支流	第四次支川	栗駒山	久保川上流の支流
20	南白沢	一関市市野々南沢山に発し全市市野々字老流で市野々川に入る。 北上川右支雲石川支流葛根田川の支流	第三次支川	一関山	
21	南畑川	岩手郡雲石町西山筑森山より発し全地内鳥声ノ滝下流で雲石川に入る。 北上川右支雲石川支流南川の上流	第二次支川	鶯宿	旧時は鶯宿川合流点まで
22	南股川	岩手と賀郡境より発する大倉沢青ノ木森山より発する高松沢が合して本川となり田茂木野等を経て雲石町用ノ沢にて鶯宿川を合せ南川となる。 北上川右支葛丸川の支流	第二次支川	鶯宿	
23	南又川	稗貫郡石鳥谷町好地高狸山に発し全山西麓で北股川と合し葛丸川となる。 北上川右支衣川の支流	第二次支川	焼石岳	
		胆沢郡衣川村高松能山に発し全村字旧殿にて北又川に入り衣川となる。	第二次支川	栗駒山	

24	25	26	27	28	29	30	31	32	33
南本内川	巳 ^ひ 人 ^と 川	耳取川	宮沢川	宮沢溝	宮手川	宮守川	三屋田川	明後沢川	見前川
延長一五、二km 北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町焼石岳北谷に発し全町字真名坂、草井沢、本内等を経て全町字耳取で和賀川に入る。 北上川左支	第一次支川 紫波郡都南村黒川堂ヶ沢山に発し全村黒川字中通で北上川に入る。 第一次支川 稗貫郡石鳥谷町大興寺石洞山に発し全町八幡字黒沼で北上川に入る。 延長一一、〇km	第一次支川 北上川右支 胆沢郡胆沢町小山字久保にて分流し、齊藤、折居、古館を経て全郡前沢町白山地内にて北上川に入る。	第三次支川 和賀郡和賀町岩崎にあり全町煤孫蒲沢山より発する蒲沢が全町岩崎字梅木田中瀬溝を入れ宮沢溝となり全町岩崎字宿で夏油川に入る。	第一次支川 北上川右支 紫波郡紫波町水分沢山に発し全町古館字二日町新田にて北上川に入る。	第二次支川 北上川左支猿ヶ石川の支流 上閉伊郡宮守村寺沢山に発し上宮守字櫛ノ木を経て全村字菖蒲沢にて猿ヶ石川に入る。 延長九、九km	第二次支川 北上川右支藤巻川の支流 胆沢郡胆沢町小山字中島にて分流し全郡前沢町字石持で藤巻川に入る。	第三次支川 北上川左支大田代川支流蒲道沢川の支流 江刺市田原小田代 蒲道沢内より出て全地内で蒲道沢川に入る。	第二次支川 北上川右支藤巻川の支流 胆沢郡胆沢町小山字中島にて分流し全郡前沢町字石持で藤巻川に入る。	第一次支川 盛岡市本宮地内に発し下永井、見前等を経て紫波郡矢巾町上高田で北上川に入る。 分派し徳田で北上川に入るものを徳田川という。
一関、水沢	川尻	日詰	花巻	水沢	黒沢尻	日詰	大迫	人首	陸中大原
									盛岡
									旧徳田川

むの部

番号	名称	位	置	及	概	況	地形図名称	備考
1	向井沢川	北上川左支丹藤川の支流 岩手郡玉山村藪川横倉山に発し全村藪川字町村で丹藤川に入る。 延長九、二km	第二次支川				外山	向ノ沢川
2	虫壁川	北上川左支乙部川の支流 紫波郡紫波町大ヶ生、虫壁山に発し全町上乙部で乙部川に入る。	第二次支川				日詰	
3	無地内川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町無地内山に発し全町字無地内にて和賀川に入る。	第二次支川				新町	
4	室根川	北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町曾慶白掛山に発し全町瀬沢字川口にて砂鉄川に入る。	第二次支川				千川	曾慶川の別名

めの部

番号	名称	位	置	及	概	況	地形図名称	備考
1	女倉沢	北上川右支磐石川上流葛根田川の支流 岩手郡磐石町西根小松倉山に発し全町西根玄武洞上流で葛根田川に入る。	第三次支川				磐石	
2	メグリ沢	北上川右支磐石川上流葛根田川の支流 岩手郡磐石町西根三角山に発し全町西根青倉温泉下流で葛根田川に入る。	第三次支川				磐石	

もの部

番号	名称	位	置	及	概	況	地形図名称	備考
1	持川	北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡金ヶ崎町永栄字尊敬川原で胆沢川より上水し全町永栄地内で胆沢川に入る。	第二次支川				水沢	
2	諸葛川	北上川右支磐石川の支流	第二次支川				黒沢尻	

番号	名称	位 置 及 概 況	地形図名の一	備 考
3	門戸沢	岩手郡滝沢村岩手山の内春子谷地より発し耳取橋を経て盛岡市厨川字稲荷前にて寒石川に入る。 延長一七、一 km 北上川右支寒石川支流鶯宿川の支流 岩手郡寒石町鶯宿町名森山に発し全地内で鶯宿川に入る。	鶯宿	

やの部

番号	名称	位 置 及 概 況	地形図名の一	備 考
1	焼切沢	北上川右支松川の支流 岩手郡松尾村岩手山に発し全村字二ツ森にて松川に入る。 第三次支川 上閉伊郡大迫町外川目字八木巻高森山に発し板橋、硯石、田中を経て全町外川目字南岩脇にて水界川を入れ中居川となる。 延長一〇、四 km 北上川左支中津川上流清川の支流 盛岡市新庄、阿部館山に発し全地内で清川に入る。 第二次支川 北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市附馬牛荒川山に発し全市附馬牛字火渡前にて猿ヶ石川に入る。 第一次支川 北上川右支 稗貫郡石鳥谷町大瀬川、水上山に発し全町字中好地にて北上川に入る。 第二次支川 延長四、一 km 北上川右支胆沢川の支流 胆沢郡胆沢町若柳大森山に発し全村若柳字谷子沢で胆沢川に入る。 第三次支川 北上川左支中津川支流濁川の支流 盛岡市上米内大倉山より発し全市米内字畑地内で濁川に入る。 第三次支川 北上川左支猿ヶ石川支流 遠野市土淵字飯豊地内に出て全市五日市を経て全市松崎字畑中で早瀬川に入る。	八幡平	上倉川の別名
2	八木巻川		大迫	
3	焼山沢		外山	
4	薬師川		大迫	
5	薬師堂川		花巻	
6	屋子沢		焼石岳	
7	矢沢		盛岡	
8	ヤサカ沢		土淵	

9	谷地川	北上川右支 胆沢郡胆沢町東田にて胆沢川より上水し水沢市字佐にて北上川に入る。 第二次支川 北賀郡沢内村モッコ岳西峰より発し全村大木原を経て字貝沢に至り長橋川を入れ横川となる。 第一次支川 東磐井郡千厩町奥玉至根山に発し千厩町を経て薄衣町裏で北上川に入る。 第一次支川 北上川左支 盛岡市築川岩神山（三河山）に発し、平清水、中村、飛鳥、水沢、川目を経て全市安庭字五日市川原で北上川に入る。 延長三七、一 km 北上川右支和賀川支流鬼ヶ瀬川の支流 和賀郡湯田町割倉山に発し全町字大渡にて鬼ヶ瀬川に入る。 第三次支川 北上川右支磐井川支流吸川の支流 一関市鬼死骸字蔵王沢に発し全市字三ノ関にて吸川に入る。 第二次支川 胆沢郡胆沢町若柳にて分流し水沢市字跡呂井で北上川に入る。 第二次支川 北上川右支寒石川支流南川の支流 岩手郡寒石町西安庭大久保山に発し芦ヶ平、栃沢を経て盛岡市繫字除にて南川に入る。 延長一九、〇 km 北上川左支 水沢市黒石扇ヶ洞山に発し全市黒石字鶴城にて北上川入る。 第二次支川 北上川左支猿ヶ石川支流小鳥瀬川の支流 遠野市土淵権沢峠に発し全地内で小鳥瀬川に入る。 第二次支川 北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡大東町大原高日向山に発し、山口、板木を経て全町大原字一六で砂鉄川に入る。 第二次支川 北上川左支砂鉄川支流猿沢川の上流 東磐井郡大東町猿沢地内蓬萊山西谷猿沢峠より出て大町裏を経て猿沢に入る。	水沢	九蔵川ともいう。
10	谷地桑川		鶯宿	
11	矢作川		千厩	
12	築川		外山	
13	柳川		盛岡	
14	柳沢川		横手	
15	柳町川		一関	
16	矢櫃川		水沢	
17	山内川		水沢	
18	山落場沢		土淵	
19	山口川		千厩	
20	山滝沢		大原	

29	28	27	26	25	24	23	22	21
矢目沢	矢目沢	山本川	山谷川	山谷川	山谷川	山谷川	山屋川	山吹川
至り、七ツ森溪を合し猿沢川となる。 北上川右支 紫波郡紫波町志和字佐藤より発し全町南日詰にて北上川に入る。 北上川左支 紫波郡紫波町山屋地内に発し、上郷を経て東長岡地内に北上川に入る。 北上川左支砂鉄川の支流 東磐井郡東山町田河津大鉢森山より発し、字夏山、横沢、山谷等を経て全町長坂字滝ノ沢で砂鉄川に入る。 延長七、三 km 北上川右支磐井川の支流 一関市五串上菅生沢に発し全市五串字入道にて磐井川に入る。 北上川左支猿ヶ石川支流 遠野市上綾織石神山に発し、山口、長岡を経て、全市上綾織字下町にて猿ヶ石川に入る。 延長七、七 km 北上川左支猿ヶ石川支流小友川の支流 遠野市小友貞任山に発し全市小友字宮崎にて小友川に入る。 延長六、一 km 北上川左支荒川上流人首川の支流 江刺市人首物見山に発し全市人首字二又にて人首川の上流古歌葉川に入る。 北上川左支荒川上流人首川の支流 江刺市玉里次丸沢より発し全市字向にて人首川に入る。 北上川右支滝沢川の支流 一関市真柴字細田より発し全市滝沢字町田にて滝沢川に入る。								
第一次支川	第一次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川
日詰	日詰	人首	人首	人首	人首	人首	人首	人首
上流を佐藤部溝ともいう。	天王川の別名	横沢川、石宇川、田河津川ともいう。						

ゆの部

12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1
湯屋川	ユミ沢	湯舟沢	湯ノ沢	湯ノ沢川	湯ノ沢川	湯之沢川	油田川	湯尻川	有隈川	夕川	湯川
北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町三ツ森山に発し土畑鉦山を経て全町字川尻で和賀川に入る。 北上川左支黄海川支流新地川の支流 東磐井郡藤沢町藤沢舟木山に発し全町藤沢字夕川で新地川に入る。 北上川右支雲石川支流葛根田川の支流 岩手郡雲石町長山鬼ヶ森山に発し全地内で葛根田川に入る。 北上川右支磐井川の支流 一関市厳美栗駒山に発し全市厳美雨田森山麓で磐井川に入る。 北上川右支夏川支流磯田川の支流 西磐井郡花泉町油田南野沢より発し全町上油田、字日向、西風等を経て字二又にて磯田川に入る。 北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町獨活倉山に発し、大滝、長松、大水上を経て全町字湯之沢にて和賀川に入る。 北上川右支和賀川支流横川の支流 和賀郡沢内村川舟湯沢山に発し全村川舟字高下対岸で横川に入る。 北上川右支雲石川支流平出川の支流 岩手郡雲石町西根高倉山に発し全町西根字中村にて平出川に入る。 北上川右支雲石川上流葛根田川支流有限沢の支流 岩手郡雲石町西根鎌倉森山に発し全地内で有限沢に入る。 北上川右支雲石川支流諸葛川の支流 岩手郡滝沢村字沼森平より発し全村字耳取にて諸葛川に入る。 北上川左支豊沢川の支流 花巻市湯口地内に発し全地内で豊沢川に入る。 北上川左支猿ヶ石川支流達曾部川支流宿川の支流 上関伊郡宮守村達曾部梨子ノ木平に発し湯屋を経て全字宿で涌口川に入る。											
第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川	第二次支川
川尻	千麻	雲石	栗駒	若柳	新町	新町	新町	新町	新町	新町	新町
地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一	地形図の一
備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考	備考

よの部

番号	名称	位 置	及 概 況	地形図名称	備 考
1	横 川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡沢内村川舟谷地桑山に発し、大志田、大荒沢、高下を経て全村川舟字丸志田にて和賀川に入る。 延長一八、六km	第二次支川	新 宿	
2	横 沢	北上川左支大田代川支流小田代川の支流	第三次支川	陸 中 大 原	
3	横 沢	江刺市田原分限城山より発し全市田原字日渡に至り小田代川に入る。		水 沢	
4	横 沢	北上川左支砂鉄川支流田河津川の上流	第二次支川	陸 中 大 原	山谷川ともいう。
5	横 町 川	東磐井郡東山町田河津夏山にて岩倉沢、石字川が合流し横沢川となり下流田河津川となる。		水 沢	
6	吉 谷 沢 川	北上川左支	第一次支川	荒 屋	
7	吉 谷 地 川	岩手郡岩手町横沢山に発し全町沼宮内字着前向にて北上川に入る。		大 宮	
8	米 内 川	北上川左支中津川支流米内川に発し全町沼宮内字着前向にて北上川に入る。		沼 宮 内	
9	米 内 沢	延長二六、〇km 北上川左支中津川支流米内川に発し全町沼宮内字着前向にて北上川に入る。	第三次支川	盛 岡	

10	夜 沼 川	北上川右支松川支流北ノ又川の支流 岩手郡松尾村茶臼岳に発し全地にて北ノ又川に入る。	第三次支川	八 幡 平	
11	寄 川	北上川右支小荒瀬川の支流 盛岡市太田地内より発し全市向中野字千前田にて小荒瀬川に入る。	第二次支川	盛 岡	
12	寄 内 川	北上川右支雲石川支流黒沢川の支流 岩手郡雲石町長山堀切野にてツボケ沢、林ノ沢が合流し寄内川となり全町長山字松森にて黒沢川に入る。	第三次支川	雲 石	
13	夜 井 沢	北上川左支 東磐井郡藤沢町黄海鍛冶屋、敷山に発し西流し字小日形南方において北上川に入る。	第一次支川	志 津 川	

らの部

番号	名称	位 置	及 概 況	地形図名称	備 考
1	来 内 川	北上川左支猿ヶ石川の支流 遠野市米内火石山より発し、権現、メ田、栃洞を経て全市横田字落合にて猿ヶ石川に入る。	第二次支川	遠 野	

りの部

番号	名称	位 置	及 概 況	地形図名称	備 考
1	龍 川	北上川右支雲石川の上流 岩手郡雲石町橋場横岳に発し橋場を経て全町上野字川原で葛根田川に入り雲石川となる。	第一次支川	雲 石	雲石川上流の別名

わの部

番号	名称	位 置 及 概 況	地形図名の一	備 考
1	和賀川	北上川右支 和賀郡沢内村川舟和賀岳に発し、沢内、湯田を経て北上市下鬼柳字鷹鳥羽にて北上川に入る。 延長七八、五km		第一次支川 鷹宿、新町、川尻、黒沢尻
2	若水沢	北上川左支中津川支流大葛川の支流 盛岡市浅岸高洞山より発し全市浅岸字綱取にて大葛川に入る。	盛岡	
3	涌口川	北上川左支猿ヶ石川支流達曾部川の支流 上閉伊郡宮守村達曾部字涌口に発し全字宿にて湯屋川を入れ全村達曾部字田中にて達曾部川に入る。	大迫	宿川ともいう。
4	涌水川	北上川左支猿ヶ石川支流達曾部川の上流 上閉伊郡宮守村達曾部浦水山に発し全字小通にて白石川を入れ中齊で有字内川を入れ更に槐川目川と合し達曾部川となる。	大迫	
5	脇窪沢	北上川右支胆沢川支流小出川の支流 胆沢郡胆沢町若柳地内大胡桃山より発し北流して小出川に入る。	焼石岳	
6	和佐内川	北上川右支和賀川支流七内川の支流 和賀郡沢内村猿橋和佐内山に発し和佐内を経て全村猿橋字和佐内で七内川に入る。	新町	
7	鷲野巢川	北上川右支和賀川の支流 和賀郡湯田町大倉山に発し甲子を経て全町字鷲野巢にて和賀川に入る。	川尻	

第一部 北上川流域の自然

第三編 水 源

第一章 沿革と伝承

一、概 要

長江北上川の中、上流部（岩手県管内）における支川は、長大河川に相応し、古来一千流と称されているところであり、第一次支川のみにおいても、左岸三一支川、右岸二九支川を数えている。

北上川本川における弓硝泉については既に述べるが如くであるが、支川における水源、流域、河道等の沿革及び変遷等は少なからざるところである。

しかし、多くの記録は既に散逸し、更に、伝承さえも消えうせ伝わるもの少く、わずかに一〇数川に止まりその総を尽すことの不可は誠に残念至極である。

二、金 流 川

金沢川、一名金龍川という、「永野川、有壁川の合流に成り」としている。その水源等は、磐井郡流金沢村の条に⁽¹⁾

一、水上ハ西岩井市野々村^{（註）}自^{（註）}経山^{（註）}出^{（註）}当村境大門ト申所江流来申候事

一、末水ハ当村中村と申所々当郡日形村江流入同村ニ而北上川江落合申候事

とある。

同川沿岸に清水の湧泉あり、花流泉と称せりと言う⁽²⁾。

花流泉、花泉村（花泉町）にあり、藤原秀衡茶水を汲みし石泉なり、其頃は岸の辺に桜樹あり、春風之を吹きて、香紅水に浮ぶ、故に名つくとぞ。

と言う。金流川、今、花泉町に属す。

註 (1) 安永風土記

(2) 平泉名勝誌

三、黄 海 川

黄海川の原流を古書等は磐井郡東山北方南小梨村（藤沢町小梨）瀧川とし次の如く記している⁽¹⁾。

一、滝川

一、水上ハ当村新地山麓より流出申候事

一、末水ハ当村大畑と申所より当郡北小梨村江流入遠流ハ黄海村ニ而北上川江落合申候事

とある。

瀧川は、北小梨村において前ノ沢川、砂子田村、新沼村等にては堰田川と呼ばれ、藤沢村に入り大平川となり、更に、西口村に至り白山川となり黄海村に入り黄海川と称される河川である。

黄海の名称は、往古、此の郷は一面の湖水であり、湖底が深く、水色が黄色であったところから村邑の名称とした、等の伝承されるが、同村の村名の由来によれば⁽¹⁾、

当村を黄海と申候儀ハ往古源頼義公奥州御陣之節当村沼崎と申岡ニ数日御陣張被御勝利之上御誅討之屍如山ニ有之其血沼江流れ入水面黄色ニ罷成候ニ付黄海と村名ニ申伝置候

とあり、その起源を前九年役に出来ごとによって名づけるところとしている。

従って、黄海川の名称は村名により名付られたことは明らかであり、従来、黄海川と称せるは黄海村に限定されていることも又当然と言うべきところである。

註 (1) 安永風土記

四、千 厩 川

千厩川の水源は古くより室根山中に発するところとし、風土記磐井郡東山北方上奥玉村（大東町奥玉）の条に次の如くあり⁽¹⁾、

一、奥玉川

一、水上ハ当村室根山より流出申候事

一、末水ハ当村境行人田と申所より当村一閑御知行所松原と申所江流入遠流ハ当郡薄衣村町裏ニ而北上川江落合申候事

と、源流を奥玉川と称し、千厩村（大東町千厩）においては久平川と言ひ、更に、薄衣村（川崎村）に至り矢作川と呼ばれ、後世に至り、千厩川と改められるところである。

同川の名称は千厩村の村名より出るところであるが、同村の村名の由来によれば⁽¹⁾、

往古八幡太郎義家公阿部負任為御退治奥州御下向被成候節御馬千匹被相係候ニ付千厩と申唱候処村名ニ罷成候由申伝候事とあり、厩跡について古記は⁽²⁾、

千厩驛ヲ去ル事十二町余 河畔ニ石ヲ疊テ窟ヲ造レル有、廣一間半余、高八九尺余是、馬ヲ繫タル処ト村老ノ説ナリ、とある。

更に、同厩跡を平泉藤原氏の遺構とも伝えているのである⁽³⁾。

千厩旧址

在三千厩村一往昔秀衡飼馬于此一馬窟ノ地今在焉 其数已及三千匹一故為ニ地名一古人所謂乗心塞淵驥牡三千者可併考一

とあり、某曰く「ともに信じ難し」と、雖も、又、借辞するが⁽²⁾、

今ノ村號 彼是ヲ以併セ看ル時ハ地名ニハ非ズシテ千疋を繋ケル厩アリケルニ依テ、世俗千厩と呼来レルヲ以後世、村名トセシモ計リ不可知

としているのである。

註 (1) 安永風土記

(2) 平泉雜記

(3) 觀蹟聞老誌

五、砂鉄川

砂鉄川は東磐井郡大東町大原より出て、大原川と称し、更に、流矢川、門崎川等とも称せられ、右支興田川は同町中川に発し沖田川、奥田川等とも呼ばる。

砂鉄川は、磐井郡東山北方摺沢村（大東町摺沢）の条に⁽¹⁾、

一、流矢川

一、水上ハ当郡大原村内野々出 当村境魚集と申所江流来申候事

一、末流ハ当村境大金山と申所ハ当郡長坂村江流入遠流ハ門崎村ニ而北上川江落合申候事

とあり、興田川は同郡北方築館村（大東町興田^中築館）の条に⁽¹⁾、

一、興田川

一、水上ハ当郡中川村京津畑々出 当村境八日町下江流来申候

一、末水ハ当村境高瀬と申所ハ当郡天狗田村江流入遠流ハ当郡猿沢村ニ而大原川江落合申候事

とあり、古来興田川は砂鉄川の支川であることは明らかである。

しかるに、明治中葉において本来転倒し伝うところがある。某地学誌は、

砂鉄川は、源を興田村に発し、摺沢、門崎等を貫流し薄衣町の西にて北上川に会す。としている。興田村は大原村の誤りであろう。

註 (1) 安永風土記

六、滝沢川

瀧沢川は北上川上流部における最南端の支川である。

旧記磐井郡西磐井滝沢村（一関市滝沢）の条に⁽¹⁾、

一、滝沢川

水上ハ鬼死骸村狐木沢々流出当村境塚田と申所へ流入、末流ハ右塚田々狐禪寺村江流入北上川へ落合申候事

とあり、同川の名称は、下流部に懸る滝によって名付けられたところである⁽¹⁾。

一、滝沢滝

長 一丈一尺
幅 七間

とある。

更に、同村の村名も亦、滝沢滝より出づるところと伝えられる⁽²⁾。

滝沢村

往古吾勝郷荒滝莊トイヒ後滝沢ト称ス本村ト狐禪寺村トノ境ニ滝アリ滝沢川ノ下流ナリ高サ一丈五尺余 濶七間余此ノ附近ニ滝明神ノ社アリキ滝沢ナル村名ハ此レニヨリテ起リシト云々

とある。

(註) 今も滝沢ノ滝の左岸丘陵上に滝明神社あり。

註 (1) 安永風土記

(2) 真滝村史稿

七、磐井川

磐井川及び同支川の多くは栗駒山(須川岳)に水源を発するところが殆んどであり、数流に及んでいる。風土記によれば⁽¹⁾、本川磐井川は次の如くある⁽¹⁾。

西磐井猪岡村(一関市)

一、岩井川 南ハ当村北ハ当郡五串村片瀬片川ニ御座候

一、水上ハ当郡五串村須川岳ハ出当村境深下立目ト申所ハ流来申候事

一、末水ハ当村境滝原ト申所ハ当郡黒沢村江流入遠流ハ当郡作瀬村落合ト申所ニ而北上川江落合申候事

とあり、支川吸川は、旧来清井川の名を以って呼ばれ、第二次支川新地川は大森川と称されたところである⁽¹⁾。

西磐井一関村(一関市)

一、清井川

一、水上ハ当郡鬼死骸村之内柳沢ハ出於同村大森川江落合当村境千刈田ト申所江流来申候事

更に、同市西郊上黒沢地内で合流する久保川及び同支川市野々川等は次の如くある⁽¹⁾。

西磐井上黒沢村(一関市)

一、久保川

一、水上ハ当郡達古袋川市野々川右両川当郡下黒沢村西方鹿込ト申所ニ而落合当村境小綱木ト申所江流来申候事

一、末水ハ当村境右小綱木ハ当郡下黒沢村江流入当村谷起嶋ト申所ニ而岩井川江落合申候事

西磐井市野々村(一関市)

一、市野々川

一、水上ハ当村明ヶ沢ト申所ハ出申候事

一、末水ハ当村境岩ヶ沢ト申所ニ而当郡一関村江流入清井川ニ罷成候事

とある。

とある。

とある。

更に、同市西郊上黒沢地内で合流する久保川及び同支川市野々川等は次の如くある⁽¹⁾。

西磐井上黒沢村(一関市)

一、久保川

一、水上ハ当郡達古袋川市野々川右両川当郡下黒沢村西方鹿込ト申所ニ而落合当村境小綱木ト申所江流来申候事

一、末水ハ当村境右小綱木ハ当郡下黒沢村江流入当村谷起嶋ト申所ニ而岩井川江落合申候事

西磐井市野々村(一関市)

一、市野々川

一、水上ハ当村明ヶ沢ト申所ハ出申候事

一、末水ハ当村境追長根ト申所ハ当郡下黒沢村江流入久保川と罷成於同村岩井川江落合申候事

とある。

磐井川の名前は郡名より出たところであるが、磐井郡は延暦頃の建郡と唱されるが明らかでない。

磐井郡の初見は延喜式神名帳に奥州壹百座の内に「磐井郡二座」とあるものであろう。

和名抄は「伊波井」としているが、平泉藤原氏の時代には「岩井」と書いた如くである。更に、中世代に至っては殆んど「磐井」としている。しかし、近世代においてはこれ等兩名を混用し、一定するところではなかったようである。

従って、磐井川の名称等も郡名と共に変遷を繰返したことは言うまでもないのである。古くは、阿久利河と称せりと言う。陸奥守兼鎮守府將軍源頼義が任を終え帰る途上、阿久利河の附近に宿すとある⁽²⁾。

任終之年 為行府務 入鎮守府 数十日経巡之間 頼時傾首給仕 駿馬金宝之類 悉献幕下 兼給士卒 而帰国府之道 阿久利河辺 夜有人竊討權守藤原説貞之子光貞元貞等宿 殺傷人馬。云々

等とあり、阿久利河を磐井川に疑定しているのである。

更に、又、磐井郡と言ひ磐井川とも称している⁽²⁾。

貞任等遂以敗北 官軍乗勝追北 賊衆致磐井河。云々

としている。前九年後において既に、磐井河と称することは明らかである。

更に、近世代においては一ノ関川とも称されるところである⁽³⁾。

水源出ニ駒ヶ岳 其流古之磐井川 今二日一之関川一矣

ともあり、郡名と共に変遷するところである。

(註) 駒ヶ岳 栗駒山の古名

同川の源流等については項を改め詳述するところであるが、水源は駒ヶ岳の北谷に発するところの清冷なる溪泉であり、磐井川は魚類等の棲息も多く、沿岸には先住民の住居跡等も少なからず残されている。しかし、現在の磐井川本川には殆んど魚影を見ることがないのである。

その原因は、須川温泉の湯尻川流入に因るところであり、磐井川を須川と通称されるに至ったのもその後である。

須川温泉は、もともと秋田県側の温泉であり、三代実録貞観一五年(八七三)の条に。

六月廿六日

授三出羽国正六位上酢川温泉神從五位下

とある如く、出羽国の酢川温泉であり、湯尻は、「温泉後川」あるいは「赤川」と称され、西流して秋田県雄勝郡東成瀬村に入り赤川の源流をなすところであったが、近世初期に至り同温泉後川を磐井川上流部左岸支川に落し入れてより、磐井川は死の川となれるところである。

同温泉後川の切替を菅江真澄は次の如く記している⁽⁵⁾。

駒形峰より須川の流もいさゝか落そひ、そを温泉後川といひ、また赤川となり、滝と落ちては赤滝川とも云ひ、檜山に出ては檜山川となり、椿台を経て平鹿郡増田に流れては増田川とぞいひわたるなり。

寛永一四年(一六二七)春、高橋丹波が椿台村(東成瀬村椿台)の谷地を開発し、その功によって八地の姓を賜りし人なり、その子を大学と言えりというが。

その大学が代に酢川の岳の温泉^{いんげん}いたく流出て、魚もさらにのぼり来ねば、この水の水田に入らば田の実の露もならじとうちなげき、ひとり駒形の山にわけのぼり鋤もてかいやりしかば、陸奥の方へ流れたり、山は水の落ちゆく方にたぐふのりなれば、今は、陸奥に属て、もはらみちのくの酢川岳、みちのくの酢川の温泉とはなりぬ。云々

とあり、一農夫によって水源が変えられたところとしている。

(註) 須川温泉の湯尻は一旦西流するが、四一五〇米にして流向を北に転じ磐井川の支川に落下し入る。

此の地帯は、熔岩の間に堆積するところの火山性砂土であり、流路転換等は鍬一丁を以て十分掘削が可能である。更に、山谷文書によれば⁽⁶⁾、

仙北ト仙台トノ境 駒ケたけゆわう山ノ事

山号ハ大徳山ト申 地方ハ栗駒山ト申也

一、正保元年（一、六四四）迄ハ此湯仙北江落申候所を正保式年ハ仙台江御被落（中略）両国之御検使衆御吟味之時仙北ハ申候ハ此湯尻仙北江落申候而不作ニ会申候間仙台御領地江切落可被下候ト被申仙台御役人ハ成程之儀ニ御座候間堀り落可申候間以来湯役之儀ハいろん申間敷候由御証文可被遣候ト仙台御役人方ハ被申候仙北御役人ハ則右之御証文相渡申候由ツたい承申候云々

とあり、切替の時期に一〇数年の開きがあり一致するところでないが、磐井川の汚染の原因となっている須川温泉は遠く一、一〇〇余年前、既に、神格を授けられているのであるから、尚、古い時代において発見された温泉であり、近世初期、今から三三〇余年前の寛永年中に至り栗駒山の火山活動の影響によって、温泉の湧出量が増加し成瀬川に公害をもたらすに至り、同川沿岸の農民によって簡単に湯尻川の切替えが施工されたのであろう。

その後、磐井川における公害が甚しく、遂に、仙台、仙北両領の境界争いと言う重大事に発展し、その論争が領境変更によって終結を見たのが正保二年ではなからうか。

兎に角、須川温泉の湯尻川流入以来、磐井川には淡水産魚介類が絶滅するところである。

（註）上流支川には魚類が棲息すること他の河川と同様である。

註 (1) 安永風土記

(2) 陸奥話記

(3) 奥羽観蹟聞老誌

(4) 日本三代実録

(5) 菅江真澄遊覧記

(6) 長田氏資料

八、桜川

桜川は中尊寺の麓にある小川である。昔時、北上川は東稻山^{た東しね}の麓を流れ、満山の桜花、粉葩飄零して水面に浮ぶが故に、桜川の名ありしが、今は旧名を此に移して桜川と言うのみ⁽¹⁾。

とあり、又、別本に、

桜川は、高館と中尊寺の間なる細流にして、関山^{かんざん}の西南、田楽森、鐘嶽の幽澗の末なり。

とあり。又、言う⁽²⁾。

桜川、是に架せる橋、即ち、官道にして、其所に茶屋三軒あり、屋後の眺望最佳絶なり、東北、東稻山を始め、江刺の衆衆、巖手の遠岳に連互し、高低重疊として、雲外の翠嶺に眼界を極む、西北関山を隔て、伊沢の駒ヶ岳峨々として常に雲峯を仰ぎ、北上川沓々として南に下り来り、又東流し去り青松郊路を夾み来旅客徜徉として此間に頭を回らせり。

と、

同桜川は、金色堂の東南、旧三重池の流末であり、高館の下にて北上川に合する。

註 (1) 平泉名勝誌

(2) 平泉志

九、衣川

衣川は陸奥国開拓史上重要な河川であり、多くの典籍に見られるところであるが、その記述するところは区々であり甚しきは磐井川と混述するものもある。

風土記磐井郡下胆沢郡上衣川村の条に⁽¹⁾、

一、衣川

但水源衣滝、而弘法大師衣御すき被成候由ヲ以衣川と申唱候由ニ御座候事

一、水上ハ当村高檜生山より式筋ニ相流出申候事

一、末水ハ当村落合と申所より当郡下衣川村江相流北上川江落合申候事

但水流之間九里程

とあり、更に、弘法大師が衣をすすいた所と伝承される衣滝は、二流の内、北よりの北股川にあり、同滝につき次の如くある也。

一、衣滝高 八間 但水主迄 幅八間

右傍ニ藍臺と申石穴有之候其水色藍の如しと申習罷在候 弘法大師衣御すき被成候所之由御座候事

等あり、衣川防災ダムを更に登ること凡二〇町（二軒余）河鹿群る幽玄境に、滔々と清冷の流を降らし、千古の昔を今に語るが如くである。

しかし、衣川の名が史上に見らるるところは更に古く、続日本紀延暦八年（七八九）五月二二日の条に、

勅ニ征東將軍一曰 省ニ比来奏狀一知ニ官軍不進 猶滞ニ衣川一以去四月六日奏稱 三月廿八日官軍渡河實ニ營ニ處一

とあるが如く、衣川の名は既に、奈良朝の末、勅官にもあり、北上川水系中最も古く知られるところの支川であったのである。

更に衣川畔に鎮座する石神社は、延喜式内社磐神社に疑せらるるところであり、衣川の歴史は陸奥国開拓期以来と言われる。

註 (1) 安永風土記

一〇、胆沢川

胆沢川は胆沢扇状地と共に古くより、そして広く知られるところの北上川屈指の支川であり、水源等は風土記胆沢郡上胆沢新里村等の条に(1)。

一、胆沢川 先年ハ南ハ当村北ハ当郡永徳寺村片川ニ御座候処追年川様相替唯今ハ当村丸川ニ罷成候事

一、水上ハ当郡岩柳村之内三国山ヲ出当村境明神堂と申候所江流来申候事

一、末水ハ当村境上中井と申所々当郡柳田村江流入当郡八幡村ニ而北上川江落合申事



角塚古墳

とあり、胆沢扇状地流域平野における母なる川である。

胆沢川の影響を大きく享受するところの同扇状地の開発は古く、水沢市郊外広町遺跡等の出土品が証明する如く、須江器の使用された古代初期において、既に、稲の栽培が行なわれ、更に、生産経済を基盤とする地方豪族の生長を見るに至ったのである。

これ等豪族の、首長の墳塚と推定されるところの前方後円墳が胆沢扇状地のほぼ中

央に築かれている⁽⁴⁾。

胆沢郡上胆沢郡島村字塚田(胆沢町)

一、古塚 壺ツ

一。角塚 高サ 三尺(九〇、九米)
圍リ 三十丈(九〇、〇米)?

とある。

築造は六世期末乃至七世期初頭と推定されるが、陸奥国の有史以前、既に、胆沢地方においては中央の文化を取り入れ、更に地方化する高度の文化と、前方後円墳の築造を可能にする経済力が有せられたのである。

しかし、その源泉は、言うまでもなく胆沢川である。胆沢川の無限な水の恵は胆沢平野住民の等しく尊崇するところであり、上代人は、これを神格化し、胆沢川神社として祭祀したのである。

祭神は、沢女神、水速女神の二神を祀るところであり、社地神域等は次の如く伝えている。

膽澤川神社

神名帳載ニ七社ニ其五也 郷人云 膽澤河畔有ニ高山一 曰三明神倉一 山上有ニ小社ニ 是古之胆沢川神社也

(註) 神名帳 延喜式神名帳を言う(延喜廿一年「九二」正月廿五日上、(註)載ニ七社ニ 胆沢七社を言う(七座と同じ)

とあり、大同二年(八〇七)の勧請としているが、同年は名実共に備った時代表現であろう。

更に、胆沢川の名称は郡名によることは明らかであるが、胆沢の地名が史上初めて見られるところは宝龜七年(七七六)のことである⁽⁵⁾、

十一月廿六日

発ニ陸奥軍三千人ニ 伐ニ胆沢賊ニ

とあり、更に、同一年(七八〇)⁽⁶⁾、

二月二日

宜下造ニ覺鑿城ニ 得ニ胆澤之地上

とある。

又、胆沢を和名抄は「伊佐波」と書き、その後「伊沢」等と書かれ、更に、鎌倉以後においては「上伊沢」「下伊沢」の二郡に分けられている。(明応四年(一四九五)文書等も同様である)しかし、近世中期寛文以降(一六六〇年代)は殆んど胆沢と書くを例としている。

従って、郡名の変遷と共に胆沢川も、文字の変転を経ながら胆沢平野における女神の川として崇敬されて来た河川である。

註 (1) 安永風土記

(2) 奥羽観蹟聞老誌

(3) 續日本紀

一、和賀川

和賀川の水源に二水あり、「一水は沢内ノ里の西北和賀岳より出、一水は同里ノ正北螺沢山の東群山より出、川舟村(沢内村大



胆沢川神社 胆沢郡胆沢町若柳

宇川舟)に至て二水合し南に流て湯田村(湯田町)に至り、更に、曲折て東に流れ黒沢尻村(北上市)に至て北上川に入なり」⁽¹⁾云々とある。

同川は、その昔、千牧平(湯田ダムの附近一帯)は兩岸の尾根が連続し、仙人山(右岸)、後山、荒沢山(左岸)等が一山をなすところであり、和賀川はこれ等の連山によって堰き止められ、延長一〇里(三九軒)に及ぶ大湖水をなし湯田、沢内等は、皆、湖底であり、溢れる湖水は湯田町宇巢郷附近より県境を越え、旭日川に入り横手方面に流下したと次の如く記している⁽²⁾。

奥州和賀郡沢内開闢之事

抑々、沢内伝来ヲ考ルニ欽明、用明帝ノ御宇、十余五幾七道ニ定リシ頃迄ハ、住民纔十戸ニ過サリシト云々孝安帝ノ頃迄ハ千枚平ト云フ処、今兩岸ノ間山續塞、沢内一辺ノ湖水テウ々々トシテ波濤ヲ疊ミ、高嶺巍々トシテ古水生蔓、人倫ノ通更ニ無、異形ノ惡獸、猛禽住テ湖水ハ南北十里ニ近、故ニ、毒竜、毒蛇アツテ人ヲ取飯、口近此所ニ迷行ニ再会スル事無、其頃、住吉ノ神陸奥ニ光臨、此所ニ至ラセ給、民ノ愁ヲ救ト神通力ヲ以千枚平ヲ突崩給ヘバ、忽、沢内ノ湖水切落、百日余ニシテ陸ト成、神妙不思議、神通ノ神村箭ニテ惡獸、猛禽、毒竜毒蛇悉退治シ給、其ノ後ハ人倫ノ通モ成易ク人家モ出ヌル程ニ成ケレバ落人、惑ハ隠人ノ類此処彼処ニ家宅ヲ營シ住トイエトモ、湖水成シ故ニ今ノ小繋沢ノ乾ニ当シ方ヨリ白木峠ノ谷川ヨリ湖水ノ水溢テ横手ノ方エ流行シ故、六十余州ニ別レテモ、奥州ニテハ羽州ト覺、羽州ニテハ奥州ト思ヘ、国主領主ノ沙汰モナカリケル云々

(註) 欽明、用明帝等の時代 西紀五二〇～五八〇年代。

二、孝安帝 歷代天皇中第六代としている。

三、乾 方位を示す呼称で、西北を指す。

と伝えるところである。

従つて、湯田、沢内等の盆地は、千牧平の山狭が突き崩され、湖水が流れ去った跡に残った湖底の堆積土によつて構成されるところとしている。

しかし、以上は沢内地方に古くより伝わる説話であつて、全面的に信ずることは出来ないが、崩されたと伝えられる千牧平は、標高二八〇米附近より下部は侵蝕による崩壊が甚しく、起立する兩岸の断崖は延長二軒余に及び、当薬の狭窄部を形成している。

旧湖底と称される湯田町地内板敷野、草井沢、上野々等の地区は標高二四〇～二八〇米の広大な高河岸段丘であり、更に、南本内川合流点及び耳取、川尻舟渡等には同二〇〇米内外の低河岸段丘とがあり、伝承を肯定するかの感がある更に、これ等の河岸段丘には蒐集経済時代の遺跡が皆無である。和賀川沿岸における先住民の遺跡は殆んど標高二八〇米附近より上部のみあり、他地域における遺跡に比し高位置にある。

従つて、河岸段丘の露呈は蒐集経済時代以降であり、原始時代における膨大な湖水の想像されるところである。同地域における生産経済の成立は、地勢もさることながら寒冷と豪雪等の悪条件によつて開発の遅れたことも亦、在地伝承の如く後期に属するところである。

又、和賀川は、和賀岳に発源する河川なる故に称すとするが、両者共郡名に起因することは明らかである。

和賀の名が、初めて史上に見られるのは、延暦八年(七八九)のことであり、続日本後紀六月九日の条に、

征東將軍奏稱 胆沢之地 賊奴奥区 方今大軍征討 剪ニ除村邑一 餘黨伏鼠 殺ニ略人物一 又子波、和我 僻在ニ深奥一 臣等遠欲ニ薄伐一 粮運有ニ難

とあり、既に、和我の名が中央において呼ばれているところである。

更に、延暦二二年（八〇三）胆沢城の前衛基地志和城が造建されてより八ケ年を経て弘仁二年和賀郡等が建設されている。

日本後紀正月十一日の条に

於三陸奥国一置三和我、蕨縫、斯波三郡一

とある。

ここに和賀郡の成立を見るのであるが、当初は「和我」と書くところである。延喜式内社胆沢七座の一社和我散登許神社も亦「和我」としている。

和賀の文字を以って表すに至った時期については明らかでないが、平泉没落後、和賀郡を知行した鎌倉御家人多田氏は、北上市二子等に住し和賀を姓としている。従って、和賀と書き表すに至ったのは中世以前にも遡るのであろう。

又、「山口村（和賀町山口）のわたり此河上に御前潭というあり、其処の岩に塩吹貝の殻多くあり、海辺にあらすしかかる物の山川に生出るはいと奇事なり」⁽¹⁾と綱取断層に注目すると共に「飯豊といふ辺に七ツ釜潭と云ふあり一丈許なる滝下に堀井の如くなる竅七つあり、みな釜の貌なれば七つ釜潭といへり、其深淺幾許か測しられずかし」⁽¹⁾と地層の変形を伝えている。

更に、上流地方等には大断層があり、明治二九年における陸羽大地震の千屋断層等にも隣接するところである。

又、中流部湯本等に温泉の湧出あり、金、銅等の鉱山も亦多い。

和賀川は流域面積が広く長江であるだけに地形、地質等に変化が多く、古くより種々伝承されるところが多い。

註 (1) 奥々風土記

(2) 沢内年代記

一、夏油川

和賀川の右岸支川、和賀町岩崎の山間に源を発す⁽¹⁾。

水源出^三駒岳與^三煤孫山^一 入^三和賀川^一

とあり、山中に温泉あり源泉は夏油山地蔵森の下に在り、ラジウムの含有量多く、温度九二度を有し、寛政五年⁽²⁾に開くという。

同温泉の石灰華テレスによる段丘は延長一、三三五米、面積三六、〇二六平方米にも及び、天狗の湯大ドームは高さ二〇米、下部経二〇米に達す。

昭和一六年二月二八日天然記念物夏油温泉石灰花として指定されたところである。

註 (1) 邦内御村志

(2) 鉱泉志

一三、豊沢川

豊沢川の水源は「花巻ノ里の正西、豊沢村（花巻市豊沢）に属たる桂と云あたりの山中たより出、南に流て更に曲折て東に流、川口村（花巻市川口町）に至て北上川に入るなり」⁽¹⁾

とあるが、その源泉について更に次の如く伝えている。

東西南北皆山中峨々而易不^レ可^レ入 西越^レ山沢内縣豊沢川之水源此所也、山中有^下和賀郡往^三沢内縣^一経上⁽²⁾

とあり、沢内通の郡境、既ち、中山峠を以って水源とするところである。

しかるに、明治初期においては「ナメトコ山」を以って水源としているのである。

更に、昭和年代に至り再び中山峠を水源とするものがある。中山峠に発するは桂沢であり豊沢川の源泉ではない。

豊沢川の源流は中山峠の北峯大倉山（旧称ナメトコ山？）である。

豊沢川の名称を夷語等とするものもあるが、今は大和言葉の転化と考えられている⁽³⁾。

「古は、今の胆沢郡の辺までひらけて、奥はかきりしられさうしかば、おしこめて奥のかたをば、胆沢郡のうちとせられしと見えたり、其故いかにとなれば、和名抄に、伊沢郡に鎮守府あるよしみゆ、これはその奥のはかり難かりしかば、おさへに此所に府を立られて、將軍をおかれしものと見えたり、是れはおしはかりの考なから、かならずあるべきいきほひなり、さて又、胆沢郡よりおくのかたしられ難かりしかば、其地をさして、凡々遠胆沢と呼びけんかとおぼゆ、今も豊沢川といふが、胆沢川のこなたにあり、もして、もと遠胆沢川と呼しを、トイサハ、トヨサハ語近ければ、後の世に豊沢の文字とせしにやあらん、豊沢とはかけど、猶、地の者はトイサと唱ふるは、古語の残れるにはあらぬか、後考人の為いささかおどろかしおくなり」云々。

とある。

更に、同川中流部の山中に三温泉あり、上流なるを鉛温泉と言ひ塩類泉で一八度、一〇五度の二源あり、天明七年（一、七八一）発見とし、中部の大沢温泉は単純泉で一二四度等あり寛政三年（一、七九一）の発見である。又、下流部に位置する志戸平温泉は元禄二年（一、六八九）の発見にかかる塩類泉であり右岸に湧出し、一泉は一六五度の高温あり一泉は一二七度等である。

註 (1) 奥々風土記

(2) 邦内郷村志

(3) 南部旧蹟遺聞

一四、猿ヶ石川

猿ヶ石川は、古来多くの書に見られるところであるが、その一書によれば、高木村の条に⁽¹⁾、

「猿平石川 此川の水上ハ早池峯山の東の禁^{ふと} 生出^{おいで}と云處に出で段々南へ流れ下り鶯崎 来内川^{なと} 杯^はいつる小川等一所に会し、

遠野の城下より西へくだけ亦南へ流れ綾織 増沢 奥友^{おもとも} 田瀬 谷内 晴山 町井 拾二ヶ村 安俵 落合 両成島 伏牛^{ひょうし}

平沢木・安野を通に至て北上川に入」云々

とあり、現在、同川の流域は町村合併により遠野市（綾織、小友まで）宮守村、（増沢外宮守等）、東和町（両成島まで八ヶ村）、北上市（伏牛現在の臥牛也）、花巻市等の五市町村にわたる広大な面積を持つ長江である。

（註）遠野の城下 八戸弥六郎の遠野城（鍋倉城）

更に、同川の名称においても古来諸説多くそのいづれとも定めがたいが、その一説によれば⁽²⁾、

奥州閉伊郡山田村り登りたる左内と云役夫、清瀧と云宮仕ひの官女を見初、忍恋にあこがれ手寄^{たより}を求め、密に一首の歌を贈る。

雨ふらてうえしさなひもかれはてん

清瀧落て山田うるほせ

女返し歌

及なき雲の上なるきよ瀧に

逢んとおもふさないはかなし

男又遣す歌

かけ階も及ばぬ空の月日たに

きよきけかれの影はへたてぬ

女返し歌

よしさらば山田に落て清瀧の

名を流すとも逢てたすけん

それより人目を忍ぶ枕の数積り、清瀧ただならぬ身と成、夫婦内裏を忍出、男の古郷を心さし東路に赴き逃下る、道終、はや先達て東国の村里え御尋の御詮義きひしき御沙汰の風説を聞、古郷の山田は云に不_レ及、何方にも身を忍ぶ隠所なく^{へめぐ}堀廻り、遠野東禪寺村の奥山深く分け入、巖窟を舎としてしばらく忍ひ居る間に女は重き身に重き病の悩をうけ終に此世を去ければ、左内泣々亡骸を葬り塚の印に建置たる石を、麓より見上れば猿乎石乎と見ゆる故、塚の傍より湧出る細谷川を世俗猿乎石川と称し来ると申伝候

(註) 送りかなの一部、片かなをひらかに訂正したるところあり、傍点でしるす。

二、細谷川 ほそたに川？ ほそや川と言える川を聞かず、寺沢峠より来る谷川か？後考の資として記す。

とある。

猿ヶ石川の名称は別書に猿之石川とするものがある。

又、古い地誌の類に、成島より東晴山の間及び鱒沢より遠野等の間は一面的大沼でありしなりんとしている。

註 (1) 和賀稗貫郷村志

(2) 遠野古事記

一五、稗貫川

稗貫川の水源は二川あり。

一水は大迫ノ里の正東閉伊郡なる早池峯山より出、一水は同郡栗師岳より出、みな西に流れて大迫ノ里に至て二水合、猶、西に流れて八重畑村(石鳥谷町)に至て北上川に入る。

とあるが、源流を早池峯山とするとところであり、早池峯山の開創は古く、大同二年(八〇七)とされている。早池峯山神社の新山宮並びに河原坊、仁王堂等は、宝治二年の大洪水によって流失すると言うが、北上川水系における洪水記録中最も古く、最大の洪水である。

更に、稗貫川の名は郡名より生ずるところであるが、郡名「ひえぬき」の語源は夷語とするものもあるが明らかでない。

しかし、その名の青史に見られるところは日本後紀弘仁二年(八一一)正月一日の条に、胆沢城以北に和我、稗縫、斯波の三郡が次の如く建置されている。

於二陸奥国一 置二和我、稗縫、斯波三郡一

とある。

これが我国の史上における稗貫郡の初見であり、この時和賀、稗貫、紫波等の三郡が正式に定められたのである。

その後、稗縫は稗抜、部貫、更に、稗貫等々と変化するところである。

鎌倉初期において稗貫総領職に任ぜられ入部したところの鈴木氏が稗貫の郡名を姓としているのである。

従って、河川の名称に稗貫の文字が用いられるに至ったのも中世代に入ってからであろう。

近世代における南部氏の支配下にあつては稗貫川の文字が慣用されるところである。

註 (1) 奥々風土記

一六、栃内川

(註) 名称の改変であつて沿革とは言いがたいが、後考のため記す。

栃内川は花巻市笹間田沢山に源を発し、元横志田村においては源頭部を田沢と言ひ、清水野より下流部を宇南川と称し、栃内、中笹間、北笹間等も亦、同じ、北上市元飯豊村に入り栃内川と改められ同成田村に至り北上川に入る中小の支川である。

現在は、飯豊川と更に改められている。

岩手県管轄地誌、その他

一七、五内川

五内川の水源は「比爪ノ里の西北、群山より出、東に流て北上川に入也」⁽²⁾と言うが、古くは五根川と称し、水源は五源流ありとしている。その源流は

紫波郡矢巾町南昌山に発する 岩崎川

同 大白沢山〃 大白沢川

同 田沢山〃 太田川

同 紫波町大白沢山〃 水分川

同 吉水〃 宮平川

等の五流なるが、相会して五内川としたところなりと言う。

現在の岩崎川である。

註 (1) 奥々風土記

一八、築川

築川の水源は二ツあり、「一水は閉伊郡なる兜明神岳より出、一水は紫波郡なる根田茂村(盛岡市)に属たる群山より出、二水合て西に流れ安庭村(盛岡市)に至て北上川に入る」⁽¹⁾とある。

根田茂川に懸る白滝は高さ一二米余と言う。

根田茂川筋(川目より砂子沢の間)に言われし俚諺に「一に金勢、二に畳み石、三に藁田松」といひ、其の石樹の奇異を称せるあり。

註 (1) 奥々風土記

一九、雫石川

雫石川の水源は古来二水ありとされるところである。「一水は雫石ノ里の正西国見峠雄駒が岳の谷々より出、一水は葛根田川なり、雫石村に至て二水合、東に流れて盛岡の城下に至て北上川に入るなり」⁽¹⁾とあり、更に、一水源であるところの葛根田川の水源は「雫石ノ里の正北岩手山の麓の群山より出、南に流て雫石川に入る。川上は鳥越の滝なり、又、所謂雫石ノ窟は此川辺にあり」⁽¹⁾とある。

同川の名称等に関する資料は甚だしく、延暦年間後期(九二〇頃)における東征は、遠く閉伊、爾薩体(上、下閉伊郡、二戸郡)等にも及ぶところであり、その一拠点と推定されている太田方八丁等が雫石川右岸に置かれている。しか

し、当時における同川の名称は、伝承さえ残されるところでなく明らかでない。

更に、康平五年（一〇六二）奥六郡司安倍頼時の子、貞任等安倍一族が終焉の地厨川柵も亦、同川に臨み左岸に設けられしところである。しかるに、前九年役に関し詳述する陸奥話記にも⁽²⁾、

同十四日、向厨川柵、十五日西冠、到着、圍厨川堀戸二柵、相去七八町許也、結陣張翼、終夜守之、件柵、西北大沢、二面阻河、河岸三丈有余、壁立無途、其内築柵自固、云々

として、河川の名称等は之を明らかにするところでない。

しかし、衣川沿岸における衣川柵と同様に、厨川柵は足下を流るる河川の名称によって名づけられたところとする説は疑う余地のないところである。

吉田東吾博士は、上厨川、下厨川の二郡は共に雫石川の北岸に並びあり、厨川とは、もと雫石川の本名を覚ゆと、述べている。

雫石川の古名を厨川或は栗谷川とすることは、既に、定説とするところである。

更に、栗谷川（厨川）が、滴石川に転じ、雫石川と転化するところであるが、その時期等は明らかでない。

ただ、雫石川の名は滴石庄に関連するところであり、滴石庄は葛根田川の左岸一帯の古称である。

寿永三年（一、一八四）保元乱に敗れた平通正の遺子衡盛が奥州に降り、滴石庄に至り、その一族樋山弾良正のもとに身を寄せている、更に、南北朝争乱の興国年間（一、三四〇～一、三四五）において北畠顯信郷が滴石城に拠るところの滴石氏のもとに駐在している。

従って、滴石の地名は一二、三世期頃には一般にも知られるに至ったことが推測されるのである。滴石川の名称も此

の頃より呼ばれたのではあるまいか？。

更に、近世代に至り南部氏の治下においては殆んど雫石川等が用いられている。

ただ、菅江真澄を始めとする風流人の著書等には栗谷川の名を用い文章を粉飾するところも多い。

附、鳥越の瀧

葛根田窟より凡三里、高二十二間、幅十五間西根源太森よりの水之懸る。

此山中所々に温泉湧出し、里人、夏に至れば土を劃して境を定め、浴地を造り、或は、浄土、極楽、或は寒熱地獄の名を以つて之に命ず、田名部恐山に擬する也、近年客舎を設くる者あり、即ち、葛根田の瀧之上の湯といふ。此辺に化石を産す、水薬石と唱へらる⁽³⁾。

滴石窟（雫石ノ窟、葛根田窟）

西根の山の中に、葛根田窟あり、之を滴石窟しつくいしのはやともいひ一奇とす⁽³⁾。

とある玄武洞の葛根田川に臨み口を開くあり。

註 (1) 奥々風土記

(2) 陸奥話記（我国最古の戦勝記録）

(3) 岩手菜

二〇、中津川

中津川の水流は二流よりなり「一水は盛岡城の正東浅岸村（盛岡市）属たる群山より出、一水は城の東北日戸、藪川の二村（玉山村）属たる山々より出、米内村（盛岡市）に至て二水合し西に流れて城下に至り北上川に入る。」⁽¹⁾とあり、浅岸より来るを清川と言ひ、日戸等より来たるを濁川と称し相合して中津川となる。

更に、濁川に関し

城府下一川而上中下架三大橋一以渡 水源出ニ北方姫神岳、玉山、日戸、藪川、米内教村甲子、大小峯、重嶮、幅湊而南流入ニ城府一自ニ是曲折而入ニ北神川一

と言ひ、同川に架する三大橋のうち上中の両橋高欄上に擬宝珠を附するところである。

上橋に附するところの擬宝珠の銘に

慶長十四酉年十月

源朝臣利直

とある。中橋に附するところは明治四三年洪水に流れその一部を失うといえども、これを下橋に移し、その高欄に附し旧風を伝えるところである。

現在、中津川の呼称は旧清川本川の総てとし、旧濁川は米内川とし、更に、外山地区より来り米内川に入る右支を外山川と称している。

二、松川

松川の水源は「沼宮内の里正西、群山より出て東に流れ漸に曲折て南に流れ、大更村（西根町）に至て、寺田川と二水合て北上川に入るなり」⁽¹⁾としている。

松川の名は、火山発源の河川に多く、夷語より出るとも言う。

山中に温泉あり、寄木川とも称す。

註 (1) 奥々風土記

二、丹藤川

丹藤川は、「北上川の一支川にして沼宮内、川口、二郡の間にて北上川に合す。而も其水は東南遙遠の山谷に発し、

曲折十二三里にして此に至る」⁽¹⁾云々とあり、その名称については明らかでないが加美河と推定されている。

考るに、古、加美川といへるは別に有て、夫より北の方、御堂村（岩手町）より流出する水の入れば、北かみ川と名付けしよしなれば、今の丹藤川をば、かみ川といひしにや、御堂村より出る流を、今は北かみ川の水もとし、かみ川といへる名は、おのづから失たるさまなれば、いづれの川をかみ川といひけんとも定めかたけれど、この丹藤川は、今の北上河と共に流れればこれなめりと思はれぬ⁽²⁾。

とある。更に、丹藤川の名の生ぜしところも亦、知れず。

註 (1) 地誌

(2) 前大平記

二、吉谷地川

吉谷地川は北上川最上流部の右岸支川であるが、吉谷地川の左支小繋沢は、一戸町小鳥谷西岳の東南谷に源を発し東流する小川である。

同沢川は明治二四年（一、八九一）六月軍馬補充部奥中山派出所^(a)が中山駅の西方丘陵地に設置された際、同派出所の用水として馬淵川の支川、平糠川より取水しその流末を入れるところである。

従つて、源流域における延長が伸され集水域がわずかながら拡大している。

註 (1) 岩手県誌資料

第二章 水源林及び集水域林

第一節 林 制

一、概 論

北上川沿岸地域における山地面積は、全流域の約八〇%にも及ぶところである。

これ等の地域における森林保護等の政策が構じられるに至ったのは伊達、南部藩等の確立した近世初期以来のことである。

それは、中世後、末期等における北上川沿岸地帯は、打ち続く争乱によって、山野は言うに及ばず、耕地等も荒廃する状況下であり、森林行政は省られざるのみならず乱伐、更に、兵火による焼失等、益々荒廃したことは事実である。

近世初期、北上川沿岸地方は豊臣秀吉の奥州仕置を経て南部、伊達両氏の治下に入り、自給経済を原則とする封建社会の成立によって、同沿岸平野等の開発が急速に押し進められるところとなり、灌漑用水等の需要が増大し、これに伴う水源林の養成、洪水防止林の栽植、更に、用材林の保護育成等々、藩財政等にも大きい影響をもたらす森林の経営に關し、両藩は各々林制を定め森林行政を施行するところである。

南部藩の森林政策を一言にして言うなら、持てる資源を活用しつつ、更に、増強しようとする守備の政策とすれば、仙台藩は無より有へ、更に、未来に向って拡大しようとする攻撃の政策と言えるのである。

両藩の森林行政は、各々特色ある政策によって進行されているが、二者共その目的を達成するところと言えるのである。

更に、明治維新後は、暫く、各地方行政機関によって区々の森林行政が行なわれているが、明治中期森林法が新に制定されるに至ったのである。

しかし、山林の多くは、既に、濫伐され、北上川等の洪旱に少なからざる悪影響を及ぼすに至っていたのである。

二、伊達藩

伊達藩における山林行政は、伊達政宗が旧葛西、大崎領へ転封され入部以来のことである。

伊達政宗は「仙台城下は人口増加すべく、しかも城下は舟着場でないから、将来、材木、薪炭に不自由をみるであろう、山を茂らせ柴薪をつきないようにせねばならぬ、このようにすれば子孫の世にいたって必ず重宝となる」⁽⁵⁾と大いに植林を奨励したと言うが、新領地は、中世期における葛西、大崎両氏の領するところであり、仙北平野は、南北朝時代以降葛西、大崎氏等が長期にわたり争乱を繰り返した所であり、伊達政宗の旧領米沢とは異り、竹木等が殆んど生育するところでなく、荒涼とした平原であったと言うから、森林行政の確立は急を要する重大施策であったのであろう。政宗が子孫の世に至って必ず重宝とならんと奨励した植林によって仙北地方を始め、領内の容相は一変するところであったのである。

栗原郡桜ノ目邑主石母田但馬頼至は「貞山様（政宗）以前は大崎、葛西の地の田地は一本の遮るものなく見透しなる

ものなりしを、公に至り田畠の中の村落に悉くみぐねを植えしめられしより、山風、海風を防ぎ、氣候をも調和し、用材を為り、果ては今日の如く耕土の処々に島嶼の如く村落の美観を添ゆる事となりしが」云々と言えるが如く木立が多く見られるところとなったのである。

伊達政宗は藩政初期において、領内六二万石の地域山野を初め、宅地内等に至るまで立林とする計画を樹て、これが実施のため、松の実を遠州浜松に求め、領民に配布し、更に、牡鹿郡桃ノ浦（石巻市）洞仙寺の住職が自ら熊野（和歌山県）におもむき杉の実を求め来り、山内において杉の育苗するを聞き、これに寺領を与える等、植林に力をそそいでいる。

十月朔日（慶長十五年（一、六一〇））

一書令啓候 仍其元山居に杉苗木跡々より入念被ニ植置ニ申候ニ付て殿様御用に被ニ相立ニ御満足被レ成候 就ては桃ノ浦之内に而田畑共式貫六文之所 当知行より寺領に被レ下候其分御心得可レ有レ之候則我等下代両人之者石森掃部左衛門三人之所より知行御請尤に候以後之儀苗共入念植置御申尤御油断有間敷候恐惶謹言

と洞仙寺に伝うところである。

（註） 一、殿様 伊達政宗

二、式貫文之所 一町五反乃至二町歩

更に、元和五年（一、六一九）三月政宗は竹類の増植をはかるため、竹の濫伐を制し、違背する者には科料金を課することを次の如く発令している⁽¹⁾。

於ニ御分國中ニ竹大小によらず此御判なくしてきらせ申候者其村々肝煎、竹主手前より科銭可レ被ニ召上ニ由被ニ仰付ニ候間、地頭衆へ成共為レ切申間敷候、堅其心得可レ申候者也 仍如レ件

とある。竹の伐取は直領、給地の別なく、此の仰付によることは言うまでもないところであるが、更に、地頭等にも伐採せしむることを禁じているのである。

又、同六年（一、六二〇）興産を目的とする漆、桑、楮等の栽植を励め、次の如く制札を以て領内に布令している⁽²⁾。

九月朔日

今日、奉行中連判ヲ以テ御領内竹木等ノ制札ヲ出ス、左ニ載ス

札

一、漆ノ木一人ニ付十五本ツツ毎年裁可申事、付根苧無油断可仕事

一、桑ノ木栽養仕候、但御役被仰付間敷事

一、楮念ヲ入裁可申候、但御役被仰付間敷事

一、竹念ヲ入ハマシ可申候付竹倍候ハハ、其數主ニ十分一可被下置事

竹伐候ハハ、誰々ニヨラス、御判ヲ以テ伐セ可申事

一、御分國中、松杉桐其外御林共、念ヲ入ハマシ可申事

一、桑楮漆、下々奉公人知行之内ヘモ裁可申候

其外兼テ被仰付候通之竹木、植不申候モノニハ、為科代人足廿日宛召使ハルヘク候、付ムサト伐取モノ於有之者、為科錢小

判一両可被召上事

右條々相背者於有之者 堅曲事ニ可被仰付者也仍如件

としている。

更に、慶安三年（一、六五〇）藩有林保護を目的として竹木の密木禁令を出している⁽²⁾。

二月十二日

禁制

一、五串村東ハほうりやう沢よりさぬき鳥屋迄、北ハ田代沢迄先年より之御林ニ而弥改此度申付候間猥リニ伐申者候ハハ道具おさい被露可申候曲事可申付候仍而如件

とあり、五串村のこととしているが、刑罰は全領内において適用されたことは言うまでもないところである。

天保二年（一、六八二）藩は植林、伐採等に関し四二項目にわたる規定を定め、藩の山林行政のあり方を明らかにし、次の如く各条項を守るべしと申し渡している⁽²⁾。

（條項省略）

一、右ヶ條之通御家老ヘ相達候上當内被ニ相定ニ候相ニ守此旨ニ勤仕可レ仕被レ申候追々差滞候品々被ニ申聞ニ候次第□吟味定目相出候迄假之覚書如レ此候以上

とあり、尚、不備の条項等は追而改定し、条目を定むるまでの覚書として定めるところとしている。

しかし、仙台藩における林制はこれによって確立するところと言うも誤りがないのである。

従って、同覚書よって定められたところは次第に強化されてはいるが、撤回されたところは殆んど皆無である。

同覚書によって藩有林には盗伐等の防止及森林育生のため各村の御林（藩有林）に山守が置かれている。

更に、山林荒廢の最大原因であるところの山火事防止については、特に、処罰、褒賞等を規定する嚴重な一項目が次の如く定められている⁽²⁾。

一、在々御林ハ勿論村林嶽山共野火相付竹木焼拂候儀、前々ヨリ雖レ為ニ御禁制ニ向後彌稠敷被ニ仰付ニ候間其心得仕、野火付候者レ之候ハハ從雖レ為ニ同類ニ可レ出ニ訴人ニ其科ヲ免急度御褒美被レ下レ之怨ヲ不レ成様ニ可レ被ニ仰付ニ候、尤野火出来之節ハ其村ハ不レ及レ申 隣村 他郷ニ候得共 其所肝入 組頭 惣百姓不レ殘翺付可レ消レ之 抽テ消候者ニハ御褒美可レ被レ下レ之 若念不念於レ不レ消者肝入 組頭其所近キ百姓迄逐ニ糾明ニ依ニ其品ニ由事可ニ仰付ニ事。

第二章 水源林及び集水域林

附 其所為ニ渡世之一野火ヲ付ウト、ワラヒ取候所在^レ之候ハハ其所々^ニ横目衆へ申断山踏分置 木立候所移火無之様可^レ仕事

とある。

又、寛政一〇年（一、七八九）には御林へみだりに出入する者の差し止めと共に、山火事防止を重ねて申し渡している⁽²⁾。

一、所々御林江御山守之外相入申間敷候 若猥之儀見當候者在^レ之候ハハ其所之者ハ不^レ及^レ申他村之者共ニ御代官 御郡方横目御役人江早速可申出事

とあり、山火事防止については文政七年（一、八二四）山守等に次の如く申し渡している⁽³⁾。

一、野火防之義折入吟味仕 所々より番人等不相付指置候所も候ハハ夫々御手当も可^レ被^ニ成下一候間吟味可申出候事とある。

各御林の山守に、山火事防止のため番人を置くことを指示すると共に、番人に対する手当（給料）は藩より支払うところであると、事後整理を明らかにしているのである。

更に、藩は伐採による森林等の荒廃を防止するため、寛政一〇年（一、七九八）次の如く、宅地林等に至るまで青木（常盤木）の伐採を禁止している⁽⁴⁾。

一、諸給人前除地之外御留木並神社佛閣境内青木之類御郡奉行下知無^レ之分ハ伐取申間敷候百姓地付居久根地付江成来之青木ハ御代官御郡方横目承済ニ而伐取相用候様可申候

とある。

しかし、木材の使用等については、極度の制限を加えること等がなく、その取得等は身近で便宜の良い所で伐採を行

わせる等配慮され、殊に、舟材等の如きは殆んど制限が無った如くである⁽²⁾。

一、新舟之材木、古舟つくりの材木其所於ニ近所ニ雜木入次第にきらせ候而其のところの庄屋、肝煎に数をとめ切手を可^ニ相渡一事

とあり、更に、領民の家作材等においても寛大な処置が構じられている。なかでも、居久根林等においては代官、横目等の承認によって、さきに定むる常盤木等も相当多量に伐採を行なわせているのである。

寛政十二年（一、八〇〇年）

恐上書を以奉願上候御事

自分居久根之内

一、杉木元二十八本 廻り一尺五、六寸より二尺八、九寸迄

右之通自分植立

右木元被^ニ成下一度願上候 右材出材を以拙者家作仕度候間 被^レ下木ニ被^ニ成下一度奉^レ存候

右切跡へは兼而之通苗木植立可仕候 尤御林近所にて無^ニ御座一候間此段共如斯奉願上候已上

（牡鹿郡）

高木村御百姓願申上人

茂 左 衛 門

とある。

しかし、伐採後は所定数の植継を行うことを条件としている。

仙台藩における林制の大意は、植林増殖を主眼とし、更に、その特色とするところは、伐採の代償として植継を絶対条件としていることであり、伐採は公用、民需材の別なく搬出等を考慮に入れて配慮されたこと等である。さきの高木村茂左衛門は御林が近くに無いことを理由に居久根林の伐採を願い出ているのであるが、母体村の圓之助も自分植立山

より伐採したいと願ひ出している⁽³⁾。

乍恐自分植立松杉被下置度奉願御事

一、松貳拾五本

内

一、三本

三尺壹、貳寸廻々三尺五寸廻位迄

一、拾三本

貳尺五、六寸廻々三尺廻位迄

一、九本

壹尺壹、貳寸廻々貳尺廻位迄

一、杉拾七本

内

一、五本

三尺貳、三寸廻々四尺廻位迄

一、七本

貳尺四、五寸廻々三尺廻位迄

一、五本

壹尺壹、貳寸廻々二尺廻位迄

右松杉貳口合木数四拾貳本

右之内

一、松拾貳本

貳尺五、六寸廻々三尺廻位迄

一、杉八本

貳尺四、五寸廻々三尺廻位迄

貳口合木数貳拾本

此度被下置度分

右之通拙者持高地續山自分植立御帳外松杉被下置度奉願候 拙者儀居宅古損申候付作替仕度奉致候 前申立通木元被下置度奉願候代苗之義ハ兼而被仰渡置候通壹本ニ付五本宛早速植立候様可仕候右地続山々近キ御林候ハ田舎道壹里余引離居相紛不申場所ニ御座候間被下置候様被成下度如斯奉願候以上

東山母姉組頭被下木願人

文化六年(一、八一〇)八月

右親類

圓之助

藤藏

右之通申出候間吟味致候処御林御取紛候場所ニ茂無御座候間如願之被下置度如此申上候 以上

同年同月右

村仮肝入

幸太郎

右之通申出候間如願之被下置度奉存候 以上

東山北方大肝入

鳥畑

弥太夫

同年同月十八日

七郎兵衛様

兵藏様

とある。

伐採跡地への植継は、藩祖伊達政宗以来のことであり、仙台藩における森林行政の最も特色あるところとされているが、後には制度化され、更に、歴代藩主によって継承され約二世期半の長きに及んでいるのであり、藩政末期における植継は、母体村(前沢町)圓之助の願書にも見られる如く、伐木一本につき苗木五本つつ行なわれているのである。

更に、仙台藩における林制は、藩有林(御留山、御林)、神社、仏閣等の境内林及び民有林並びに住民の宅地林等を含む森林の総が対象とされるところである。

藩有林は、その使途により御囲山、御預り山、入山炊料山等に分けられている。

御預り山は藩営施設(代官所、御番所、御蔵等)並びに灌漑用留(頭首工)、橋梁、河川工事等の用材採取に備え保有される山林である。

従つて、御預り山の旨趣に添わない住民の家作材等の伐採は、もとより許可されるところでは無く、地域住民の受ける恩恵は殆んど無かつたのである。

しかし、藩は住民の願によつてその一部を開放し、地域住民の利を計っている。正徳元年（一、一七二）相去村（北上市）における御預り山、五カ所の内二カ所につき次の如く仰出されている⁽⁴⁾。

七月廿六日

相去御林御願当三月被指出候所ニ右御林五ヶ銘之内鶴野山、平林右式ヶ銘御自由ニ被成遣残三ヶ銘前々之通御預リニ被仰付候御口上書也

口上之覚

胆沢郡相去村御預林前々之通五ヶ銘之所自由被成度旨御願書之趣相達御成候之處右御預林五ヶ銘之内鶴野山平林式ヶ銘自由有之候様ニ被成遣候 残三ヶ銘者只今迄之通御預り林ニ而被指置候勿論右之通被成置候而も御境之地ニも候間伐尽不申御普請方等之御用木其外共ニ御入用之節者被御用立候様ニ可被致旨被仰出候事

とあり、特例であらうが開放されている。

更に、入山炊料山は住民生活に欠くことの出来ない薪炭材の採取を行なわしめるため定めるところの山林であり、村肝入の所管に属するところであるが、運営は地域住民によつて行なわれたところである。

その所では「そ山」等の名称で呼び、長期にわたり共有山的取扱が行なわれたところの入合山である。

又、単に「炊料山」と称するところの山林がある、同炊料山は民有林であつて薪炭材の採取を目的としたところである。

しばしば、炊料山は売買されているが、売買されるころは、あくまで炊料に供される雑木等の生産物であつて土地

の所有権に及ぶところではないのである。

民有山における所有権の移動は比較的少なく、移動するものの多くは質（抵当）及び譲与等であり、売買による移動は少い（記録資料等の散逸）。

更に、藩は森林行政の施行上において、藩有山を民間に移譲することが得策とする場合は、その山林等を有償で払下げ所有権を移動しているものもある。

天明五年（一、七八五）東磐井郡において御林約四〇町歩を金五拾切（凡一二・五両）で藤沢町の者に払下げられている。

乍恐奉願候御事

一、東山保呂羽村東山御林 長 貳町拾五間
横 壹町三拾貳間

此坪数 壹万貳千三百貳拾八坪

一、金五拾切

但右御林立木並土地共永世地付山ニ被下置候ハバ冥加金指上候様可仕候

右之通金子差上候様可仕候間 拙者儀地付山ニ被下置候様成下度奉願候御林地付口ニ望之者ハ志願申上候様被仰渡候処拙者儀地付山一圓所持不仕候処保呂羽村御隣村ニ而御座候間此願被下置候様被成下度如此申上候已上

とある。

以上の如く、仙台藩における森林行政は、住民の意志と希望等を活し、厳重な林制のもとにおいて増殖と増産を強力に押し進め、藩の公用材のみならず、民需材等に至るまで充足させることにあつたのである。

註 (1) 宮城県林制資料

(2) 山林方御用留

- (3) 母体文書
(4) 司東資料
(5) 治家記録

三、南部藩

南部領は山地が多く、従って、林産物の産出量も多い。

室町期における雫石地方は、全郷三千貫文と称されたところであるが、その内訳は、

一、在家 一千貫文

一、山 一千貫文

一、川役 一千貫文

と伝えられている。

川役一千貫文は、雫石川による木伐の川下げ筏役（税金）である。従って、雫石川流域における木材の産出量が如何に多量に及ぶところであったか推定されるのである。

近世の初頭、南部利直が就封以来山林保護には特に意を注ぎ、知行証文の末尾に「山林竹木を伐り荒らさぬ様」云々と申し渡している程である。

更に、山林の濫伐、盗伐等を防ぐため御山守を置き、搬出を管理し川役、運上等の不正を取り締るため、雫石川等の河川に梶奉行を置いている⁽¹⁾。

寛永二十二年（正保二年）（一、六四五）二月

廿日朝曇り小雪 今朝寅刻地震

雫石梶奉行駒木二郎三郎 沢里十兵衛申付

とある。

又、正保四年（一、六四七）正月雫石川水系において水ノ目山（水源林）を設定している。

以上の如く、諸制度の未だ確立に至らぬ藩政初期において、藩は山林行政を強く打出しているのである。

南部領における山林の多くは藩有を原則とするところであるから、これを、みだりに伐採すること等は許されない。

慶安四年（一、六五一）一〇月二三日大槌安渡浦において二三軒が焼ける大火があり、これが復興に用ゆる木材を最寄りの小槌林において伐採したいと願ひ出ている。

藩は、願出の如く許し、復旧させている⁽¹⁾。

十月晦日

大槌之内安渡浜家数二十三軒今月廿三日焼亡ニ付而廿三人家作申林木 小槌林ニて被下度と望候付て 手形遣ス

とある。

（註） 一、晦日（みそか）月末三〇日

二、手形遣ス 許可證を交附する。

一方においては、留山の制度を設け、公用材以外の伐木を固く禁止しているのである。

しかし、諸制度の末端まで徹底させることは容易なことではなく、更に、長年月を用するところであり、元禄七年（一、六九〇）に至るも未だ無許可で搬送するものが絶えなかったのであらう⁽¹⁾。

第二章 水源林及び集水域林

同年正月

材木、柘無手形通申間敷事

とある。

これ等の条項は、南部領内における山林保護を目的としたことは言うまでもないが、更に、木材の領外流出を防止する（密かに）副次的目的にもよるところであろう。

それは、仙台領における木材の需要が大きく、供給がこれに伴わず、その不足を南部藩に求めているのである。従って、南部藩が仙台領商人等に払下る木材の量は年々相当多量に及んだのであろう。

元禄一三年沢内通の藩林より次の如く桂材を払下げている⁽²⁾。

御山入之覚

一、桂舟いた 三百五十枚

せんだい
ころもや 武兵衛

元禄十三年たつ四月十日より長内治兵衛様御山奉行之時湯田村喜右エ門小材木御山入ニ而取申候

右御山入ニ而不罷成候由度々御山奉行衆江申上候へは重而御証文出申由ニ而為取可申様ニと被仰付候故為取申候へは本
木式拾本御証文出申由ニ而黒沢尻御改ニのせ申度回し申候

一、造木小^(ひ?)□木

せんだい
一ノせき 弥十郎

等とある。

(註) 本木^(い)立木の数木^(もと)元とも言う

こうした木材の移出等の陰にかくれ密木が行なわれたのであろう。元禄七年の文書等はこれ等密木の監守を云うところ

ろであらう。

又、民有林の場合でも伐採は藩の許可によって行なわれているのである⁽²⁾。

山入手形

一、南本内山ニ而^(だ?)柄、□、また、せの木、元口老丈より老丈式尺廻迄之材木取出、他領拂仕度由御役木者八分ニ此度、大石

村孫右衛門願上御証文被下候依之山境へ南ハ小駒ヶ嶽、西ハ仙北境、北者鷲巣川、東ハ和賀川切、年数当辰ノ七月より已
ノ七月迄被仰付候、尤 檜、槻、桂、五葉松御法度之木一本成共為剪申間敷候、尤、為剪出候者其方共越度^(き)候間此旨急
度相心得度々無油断御山見廻可申候為其仍如件

正徳二年七月廿三日

とある。

(註) 一、五葉松 姫小松である

二、他領 仙台領であらう

当時の林制による御役木（税金）は一定するところではなく、その実態に応じて賦課する如くであり、右の場合は一〇

〇分の二五の課税であり、御留木は檜、桂、槻、姫小松等とあるが、更に、凶荒年における非常食に供されるところの
栗、栃等も伐採を禁止された樹木である。享保一九年（一、七三四）の雑木調査には栗、栃等は含まれるところではな

い⁽²⁾。

雑木書上申事

草井沢御山

廻戸明山 老丈廻りより老尺

無地内明山 九尺廻りより老尺廻り迄

一、南本内明山御山雑木 老丈廻りより老尺廻り迄 老万五千本程

第二章 水源林及び集水域林

第二章 水源林及び集水域林

- 一、南本内之内悪戸沢御留山雑木九尺廻りより壹尺廻り迄 貳千本程
- 一、所同檜沢御留山雑木九尺廻りより壹尺廻り迄 貳千五百本程
- 一、大荒沢小荒沢明御山雑木八尺廻りより壹尺廻り迄 三千本程
- 一、大石沢雑木八尺廻りより壹尺廻り迄 五百本程
- 一、当楽明御山雑木九尺廻りより壹尺廻り迄 七百本程
- 一、鷺巣明御山雑木五尺廻りより壹尺廻り迄 三百本程
- 一、岩之目明御山雑木六尺廻りより壹尺廻り迄 四百本程
- 一、遠平明御山雑木五尺廻りより壹尺廻り迄 百本程

とある。

以上は南部領山林の一部にすぎないが、和賀川中流部における山地は明山（坊子山）が非常に多く、更に、雑木の古木、大木等は殆んど無く、成木も数える程の小数に減するに至ったのである。

南部藩の林制は、その時々、折々において仰出の形で発せられ、施行されたところである。

従つて、寛保三年（一、七四三）における雫石御山における伐採等も、仰出を以って杉、檜、桂、栗等の伐木は、山奉行の検印によって規格、数量等を明らかにし、送状を添え運搬を許可することとしているのである。

その後、雫石地方における杉、檜、栗、桂等は藩の公用以外には伐採を禁じ、いわゆる御留山に指定するところである。

此の頃、城下における諸士の屋敷、庭内等にある杉、檜、松等をはじめ、その他の大樹は伐採を固く禁止している。しかし、枝葉等の切り払いには制限を加えるところではない。

以上は城下及び城下に隣接する雫石地区に関するところであつて、領内一般に林制の執行を見るのは更に後年のこと

であり、宝暦一〇年（一、七六〇）二月二二日城中の評議によつて、田名部御山奉行へ覚書を以つて次の如く申し渡している⁽³⁾。

田名部檜山御山制 （抜）

一、宝暦十年（一、七六二）辰二月二十二日於御城中一御目付小向才右衛門並田名部惣山御用懸御側兼御勘定頭坂本新左衛門列座表御次兼御山奉行川井九藏、御代官工藤奎右衛門、田名部御給人同所御山奉行菊池定吉エ才右衛門被ニ申渡一候ハ此度田名部惣山御吟味被ニ仰付一候趣御趣意御ケ條書ヲ以被ニ仰出一候間田名部ニ罷越其筋之者並惣百姓共江申渡急度為ニ相守一可レ申尤御吟味方ハ専御山奉行吟味仕儀ニ候 然共御吟味相守候ハ御百姓共ニ相懸候事故御代官申合被ニ相守一候様取扱可レ申候右ニ付双方各御役筋ヲ立不レ申萬端無御腹藏一致ニ熟談一御趣意通相据候様可レ仕官才右衛門被ニ申渡一候右人数同廿四日盛岡出立同廿八日於田名部町一宿老、検断、山師共外御百姓共為寄置川井九藏、御代官松井正右衛門、工藤奎右衛門、御山奉行菊池定吉、菊池治郎兵衛、下役菊池定右衛門、同儀右衛門立合御個條書奎右衛門申ニ渡之一畢大畑ニ罷越段々惣御村相廻申ニ渡之一右書付文面左之通。云々

とし、七〇数ヶ条に及ぶ「覚」が申し渡されている。

以上が田名部において初めて執行されたところの林制であり、南部藩における林制の初めである。

同林制は、南部領内の総てに等しく執行されるところであるが、同覚の中に禁止項目として諸材木極印の事があり、更に、森林資源保護の為、火の用心については固く申し渡している⁽³⁾。

一、諸山火之元用心ノ儀兼被ニ仰付置一候共猶又此度別テ稠敷被ニ仰付一候間御山守共エ具申渡無ニ油断一出情可レ申事等がある。

更に、不備事項等は逐次、仰出を以つて之を補い、その全を期しているのであるが、同年松の植林につき次の如く仰出されている⁽³⁾。

第二章 水源林及び集水域林

同十二年三月六日

一、尻労村、尻屋村エ植立被^マ仰付一列年春蒲野沢ヨリ小松賦右人馬両村ヨリ相出田名部村、赤坂村松林ヨリ南の方野山エ御山奉行年々小松植立候様被^マ仰付一御人足田名部ヨリ相出ス

とある。

明和四年（一、七六七）書上げの田名部惣御山帳によれば、次の如く一八九山の内殆んどが檜山であり、植立を施行する松山は、わずかに一山である⁽³⁾。

田名部惣御山帳

一、檜山	一七六ヶ山
一、雑木檜混淆林	一一ヶ山
一、栗林	一ヶ山
一、松林	一ヶ山

等とある。

田名部は古来檜の産地として有名であるが、松の良材を産することは聞かない。その田名部で年々松の植林を施行することを仰付けているのである。従って、他の地域における松、杉等の植林は、天然林保護と相まって、全領内で極力施行されたことは推測にかたくないのである。それは、安政五年（一八五三）北上川筋、雫石川筋等における林立並びに植林奨励によっても明らかである⁽⁴⁾。

安政五年植立場所心得の事

北上川筋花巻、黒岩、立花辺、沼宮内通御堂山より北上川江落合候川筋は杉、檜、榎、櫻、桐、御差支無之山根据通空地沢目御差支無之処江植立被^マ仰付一候ハバ如何有之哉

但御取分ケ御忠信願上候ハバ御見分之上御差支無之場所ハ被仰付候事

一、雫石川通用御城下御囲山同様之御村方ニ而植立極一之御場所ニ而御山沢合空地繁栄御座候漆、桐、杉、檜、榎、櫻、桐植立宜く御座候

とある。

（註）御忠信植立山 篤志家が進んで藩有山に自費を以て植林し、藩に献じた山

以上の如く森林資源保護を立前とする南部藩の林制は、山林等の荒廃の原因ともなる密木等の犯罪に対する処置は頗る嚴重を極めるところであり、その刑罰は次の如く重罪を課するところである。

南部藩刑名に

一、密木剪出候者	中追放
但し山守に候ハバ	遠追放
山守は役儀取上	所拂
一、密木致 ^ニ 所持一居候者	木品取上
五人組ハ	所拂
肝入ハ	過料
一、御留山、御留川内證ニテ自取斗候者	重過料
五人組ハ	中追放
肝入	過料
	重過料 縄附ノママ

等とある。

これ等の刑罰は、単に刑罰として規定されたところではなく、実際に処刑されたところは更に、嚴重を極めているので

第二章 水源林及び集水域林

ある。

例えば、天保二年雫石山林において生木の皮が剥ぎ取られ林木の枯れた事件があり、この事件によって、当時の山守全員が役儀取上の処分を受けている。

又、沢内通り、湯田小繋沢、田瀬中通等において密木伐採せる者は、打首の極刑に処せられる等、数え切れない。

以上南部藩の林制は、その当初より施行されたところの山林保護を定め、終始一貫、明治維新に至るまで山林保護に徹したと言うとも過言ではないのである。

註 (1) 南部藩家老席日誌

(2) 小田島家文書

(3) 南部藩山林資料

四、田村藩

天和二年（一六八二）に初まる田村藩は東西磐井、栗原郡等において三九ヶ村を領するところであるが、その殆んどは山林原野等が多く、領内東磐井郡に産出する赤松は東山松の名によって知られるところである。

東磐井郡における一ノ関藩の御林は、領内九ヶ村において四〇数ヶ所に及んでいるが、林立の主なるものは松及び杉であり、藩有林の起元は、天和二年田村建頭が一ノ関に就封の後、北小梨村菅原九左衛門、奥玉村柵屋敷長左衛門等によって献納されたところである。

一ノ関藩における森林行政は資料等の散逸によって明らかでないが、仙台藩の林制に準拠するところであるから、両藩相似たところである。

五、明治維新後

旧藩政時代仙台、盛岡藩等において施行されたところの林制は、明治維新と共にその効力を失うところであり、新政府の定むる新制度の施行される過渡期における森林行政は、各々所管の地方行政機関によって、旧藩時代の林政を基礎として臨時的な森林行政が行われるところである。明治新政府における山林、原野等の官民帰属調査は民部省が主管庁となつて行ふところであるが、旧藩政時代において仙台、盛岡等の藩庁が直轄管理する、いわゆる直領はすべて官に属するところとして官有地、官林等に編入されるに至ったのである。

旧南部領は、既に、述する如く山林、原野等は総て藩有を原則とするところであり、更に、新政府によって施行されるところの林野官民区分に際しては、旧南部領の「惣山調書上帳」によって官民境界が設定されたのである。

その結果、山村の農家においては、殆んど軒下官林の現象を見るに至ったのである。

更に、旧仙台領における山林、原野等は、土地の所有権が必ずしも藩有に属する所ではなく、社寺林等と共に民有林野があり、更に、百姓屋敷に居久根林がある。これ等は、藩の直轄地として管理されるところでなかった所であり、民有林野、居久根林（山）等は除外され藩有山林、社寺有地等が官地に編入されるところである。

以上の如く民部省によって官地に編入された林野等の管理に關し、明治四年七月民部省は官林規則を公布し、濫伐を禁じ、植林を励め、更に、水源林を保護させている。

しかし、官林に編入された山林、原野等には、藩政時代以来の馬草場、薪山等、多くの慣行入会地等が包含されるところである。これ等入会地の官没は農山村存続に及ばず影響が大きく、住民等の生活にとって重大事であり、これが払下等により従前に復することは、住民の等しく願う所であったのである。

明治五年水沢県は、これ等入会地の払下に関し大蔵省へ次の如く伺っている⁽¹⁾。

五月九日

山林処置ノ儀伺

- 一、從來村方薪山ト号シ於地元村ニ勝手ニ仕来リ候分 今般改テ相当ノ地代ヲ以地元村へ御拂下相成候様仕度尤是等ハ一ヶ年限の相縮代金取立一同詳細取調書ヲ以奉伺度候間此段兼テ御下置候様仕度候事
- 一、從來居久根山ト号シ民家屋敷地続キ少シ宛ノ稚木立草山地杯是等ハ改テ御拂下ケト申譯ニモ難算仍テハ検査ノ上税則丈ヶ相当ニ相定置度此段兼テ奉伺候事
- 右之通奉伺候兼テ御下知被下置度奉願候也

と伺っている。

この伺に大蔵大輔井上馨の名において五月二四日次の如く指令されている⁽¹⁾。

壬申五月廿四日

書面初ヶ條村方薪山ト唱シ候トモ全ク官林ニ属シ候ハバ立木ハ即金地代金ハ五ヶ年賦ヲ以テ村方へ御拂下ニ取計、二ヶ条目伺ノ場処モ同様相心得代金吟味致シ可申出且税額ノ儀ハ別段可伺出事

とある。

同大蔵大輔の令達によれば、居久根山（林）の意味が、中央政府の理解するところではなく、指示するところが不明確である⁽¹⁾。

居久根山が官山同様処理されるにおいては、住民は更に負担を増大するところである。

同年水沢県は再び、次の如く理解を求めて、伺書を提出しているのである⁽¹⁾。

六月十九日再伺

山林処置振伺ニヶ條目從來居久根山ト号シ民家屋敷地続ノ稚木立草山地ハ検査ノ上税則相当ニ相定置度旨伺候処ニヶ條目伺ノ場モ同様相心得代金吟味イタシ可申出旨當五月廿四日御指令有之候処右居久根山ト号シ候場処ハ従前百姓居屋敷園内木立ノ場所、或ハ、屋敷続旧来民家私有イタシ候場処ニテ全ク官林ニ属シ候分ニ無之往古一軒前相統候節ハ田畑屋敷ノ外ニ無税ノ山林相当ニ割与候モノト相見得即今無税ノ地ヲ其儲ニ所持為仕候儀不條理ニ付右持来ノ儘山税ノミ申付候ハバ可然ト奉存候間何分ノ御差図被成下度此段再奉伺候以上

と、居久根山の理解を深めると共に、払下等の不理を述べその処置を伺っている。

これに対し、大蔵大輔は「書面可為伺之通事」と、居久根山の帰属を民有と定められたのである。

更に、一旦官地に属した入山炊料山、馬草場等の入合地は、殆んど、共有地として払下げられ、杜寺境内及び境内林等は後に官有地より除外されるところである。

明治一四年山林、原野等の官民有区分処分法によって、山林、原野等は耕地と同様、土地の売買、その他所有権の明確なものには、それぞれ地券を交付し、その帰属を明確にしている。

しかし、明治四年公布されるところの官林規則は民地に拘束力の及ぶところではなく、伐採が自由に行なわれるに至り、急速に、山林は荒廃するところとなり、河水にも影響を及ぼすところであったのである。

これ等に対処すべく、政府は、明治四十年（一九〇七）国有林及び民有林の総を対象として森林法を定め、その第八条において保安林の維持管理に関し規定するところ

岩手県 山林官民有区分 (明治15年)

旧領別 区分	新領別		
	南部領	伊達領	計
官有地	348,866.18	95,995.97	444,862.15
民有地	89,888.18	85,614.84	175,503.02
計	438,754.36	181,610.81	620,365.17
民有比	20%	47%	28%

である。

更に、国有林の管理に関しては、同三二年国有林野法を制定し運営するところであり、民有林野等は、さきに制定の森林法を同四〇年四月全面的に改正し森林の保全を計り、荒廃防止を行うところである。

同法の定むるところにより、財団法人組織の森林組合を設立させ、更に、森林警察権の確立が行なわれるところである。

これが、我が国における森林法の基本であり、更に、昭和二六年（一九五二）六月二六日制定されるところの新森林法の根幹をなすところである。

新森林法の制定によって、水三法の一つとして、治水上欠くことの出来ない基本法が確立するところとなったのである。

註 (1) 水沢県治類聚

第二節 水源林

一、概 説

水源林は通常狭義に解し、溪川の水源を確保し河川を維持するところの森林を称しているが、河川の洪水、渇水等を緩和する等には、限られた小地域を水源林と限定することなく、広く、その河川における集水域林全般に及ぶ林野を以



北上川源流域

北上川の水源は岩手県北部山塊の中にと称されるが、現地には山と言う程の山はなく丘陵の連続である。早くより伐採が行なわれ巨木、大樹等は殆んど見当たらない。小なら、はしばみ、はんの木等の雑木に入りまじり赤松が点在する。

って水源林とすることが肝要であろう。

北上川における中央、北上両山系の荒繁が北上川の洪水、枯旱等の根元をなすところである。従って、両山系の総てが水源林とも言えるのである。

しかし、広義の見解によるときは、いたづらに煩瑣のみ多く、益するところが少ないのであるから、ここでは狭義の解釈によって、水源林、集水域林を分け、後者を別節とする。

二、名 称

水源林の名称のみならず、すべての名称、呼称等は地域によって異なることは少なくない、殊に、支配権を異にする等においては更に差異のあるところである。

北上川流域における南部領では「水の目山」と言い、伊達領において「用水林」と言うが如くであり、更に、同流域に見られる地方文書等には次の如きがある。

第二章 水源林及び集水域林

南部領

水の目山、水の目林、水の香山、水香山、水の春林、水野目山、水野目御札山、ミツノメの御山、水野目立林

伊達領

用水林、用水山、用水林、用水御林、用水新御林

等があり、そのいづれも水源林を言うところである。

更に、南部領の呼称に「山」が多く見られ伊達領にては「林」の文字が多い、これは、地勢によって生じた違いであって他意がないのであろう。

三、水源林及び保護

北上川沿岸における稲作文化は土師、須江等の土器を使用した古代に初まるところと言うが、稲作に欠くことの出来ない水、その源泉は、生活水と共に古くより最も重要とされて来たところである。

従って、清水の湧出するところは神聖視され、附近の林、大木等は、自然、古代人の崇拜するところであり、古事記は水源を司る神として天之水分神、国之水分神、水神ミノカミ罔象女等の諸神としている。

古代人等は崇敬する神の総ては、樹木の良く生い茂る場所に坐マシマスと考えられている、従って、清水の湧き出る森、林等は水源の神の鎮座する所とし、荒すことなく、穢マシマスすことなきよう守り続けることによって、多くの人々がその恩恵を受けることが、至上の事と考えたのである。

大宝令に

山川草沢の利は公私これを共にす

と定められるところであり、その後の為政者は等しく、これを以って水源林の基礎理念としているところである。

北上川流域における水源林は、寛永一〇年（一、六三三）伊達政宗によって西磐井郡五串村（一関市）猿鼻山に林立用水御林が設けられたのが初見である。

同用水御林は、寛永一九年（一六四二）御山守の覚書によれば約六五町歩にわたる広大なものである⁽¹⁾。

四月五日

覚書を以申上候事

一、西磐井之内五串村茂庭周防守御知行之砌御林、居敷、用水林書上申候事

一、猿鼻山六百五拾間横三百間用水のため寛永拾年よりはやし立申候

但し、ならの木、栗の木、桜の木、松木壹尺六寸回り之木下ニ御座候

とある。

更に、南部領における水源林は、正保四年（一六四七）岩手郡繁、雫石、御所村等において七ヶ所が設けられている。これが南部藩における水源林の初見である。

南部藩における水源林の管理は、同藩制「七棚仕様委細書」に次の如くある⁽²⁾。

山林取扱の事

一、水ノ目御山之儀者御用林タリトモ一切剪取不申堅御差留被成置候御山法之事

と、水源管理の基本を規定するところである。

同藩は領内における金銀銅等の開発を奨励しているが、これ等鉱山の新規開設に当っては水ノ目等に影響を及ぼさぬよう、特に注意を命じている。

第二章 水源林及び集水域林

又、同藩における主要財産であるところの金、銅等の産出で名高い尾去沢鉾山において、享保五年（一、七一七）同鉾山が使用する材木、炭木等の伐採に際し、水ノ目に影響するところの林は伐採を禁じ、水源保護を鉾山開墾に優先させ、その荒廃防止を行うと共に、その実態を調査している。

元文三年（一、七三八）領内は言うに及ばず遠野南部氏の諸士に至るまで、その知行所境等における水ノ目林の調書を提出させているのである。

又、南部藩は寛保元年（一、七四一）諸代官以下御山守等に、水田の水源地向へ特に諸木を立て、林とすべきことを次の如く命じている⁽³⁾。

五月四日

諸代官御山奉行江被仰出左之通（抜）

一、御田地水目等は別而諸木立林候様ニ可仕候且ハ銘々御百姓共勝手ニ茂可罷成事ニ被ニ思召一候、只今迄御百姓と御山守と双方心持相分れ違乱有之御山茂立兼候儀有之様被及御聴候向後右田地水之目等之事ニ付相互心を付、和順仕御山相立候様被思召候事

と、水目林を立林とし、住民と共にこれを保護すべきことを仰出されているのである。

明治維新によって、幕府の直領及び各藩有地並びに社寺、公有地等は総て国有地に転換されるところである。従って、水源林等は殆んど国有地に編入されるところである。

しかし、新政府における諸制は定まりがたく、水源林並びに集水域林等の如き林制は、暫く省られるところではなく、水源林等の管理は総て旧制を踏襲するところであつたのである。明治三年（一、八七〇）志和郡南浄法寺村御山並御山守御山肝入名面書上帳によれば次の如きである。

二月

乍恐御答奉申上御事

水ノ目

一、中野沢御山

御山守

長兵衛事

善七

同

平右衛門事

平五郎

同

庄右衛門事

万蔵

同

伊兵衛事

伊七

同

文右衛門事

文次郎

御札水ノ目

一、水分御山

御山守

本平右衛門事

平作

水ノ目

一、源沢御山

本曾 助事

曾蔵

水ノ目

一、赤平沢御山

本作右衛門事

作十郎

右三ヶ所

右者御引渡前より相勤者共

御山肝入

本助四郎事

金三郎

とあり、水源林の維持管理等は殆んど旧慣によって行なわれているのである。

明治四年民部省はその所管に属する森林行政の基礎となる官林規則を制定しているが、その中で、水源林に関し規則第六項において次の如く定めている。

第二章 水源林及び集水域林

一、水源ノ山林良林雜材ニ拘ラス濫伐スヘカラス
但 立枯風雪折腐木ハ此限ニアラス

としているが、その効は見るべきものがなく、水源林は次第に荒廢の傾向をたどったのであろう。
明治五年岩手県は、水源林に關し次の如く伺を出している。

水ノ目山之事

是ハ村持林ニハ無之候得共右最寄村々養水湧出ノ為伐木嚴敷差留立木繁茂為致置候義ニテ伐拂相成候而ハ湧水不足用水差支
村々ニ於テ難渋致候ニ付見分水下村々相□事實相違無之候ハハ相当ニ水元山取極定杭相渡伐木嚴敷差留右坪數ハ山林反別内
外ニ取計其餘ノ立木地所共御拂下ケノ上山税取立候積

とある。しかし、その処置については明かでない。

同年税務寮は官民有地等の区分調査を施行し、官有に属するところは、同七年内務省地理寮を経て、山林局に所管せしめている。

しかし、官有地及び水源林等の保護管理等は、尚、各府県において行うところである。

更に、同一五年太政官布達を以つて保安林（水源林を含む）の伐採を停止している。

同布達は、さきに（同四年）定むるところの官林規則の摘要を受けない民有林を対象とするところであり、水源林の涵養につき次の如くある。

二月一日太政官布達第三号

民有森林ノ中水源ヲ養ヒ土砂ヲ止メ又ハ風潮ヲ防禦シ類雪ヲ支柱スルノ類国土保安ニ關係アル箇所ニシテ漫ニ其樹木ヲ伐採
セバ他ニ障害ヲ来スコト不尠ニ付是等ノ森林ハ自今実地ノ景状ニヨリ伐木停止セシムルコトアルヘシ

と、民有林の伐採を規制し、更に、伐採停止等の行政措置を執行することを布令している。

同三〇年（一、八九七）新に森林規則が制定され、国有林及び民有林を対象とする森林行政の基礎が確立されるところとなつたのである。

同規則において水源林は保安林の一項目として規定されているのである。

森林規則（法律四六号）（抜）

第三章 保安林

第八條 森林ニシテ左ニ列記スル箇所ニ在ルモノハ保安林ニ編入スルコトヲ得

- 一 土砂壊崩流出ノ防備ニ必要ナル箇所
- 二 飛砂ノ防備ニ必要ナル箇所
- 三 水害、風害、潮害ノ防備ニ必要ナル箇所
- 四 類雪、墜石ノ危険ヲ防止スルニ必要ナル箇所
- 五 水源ノ涵養ニ必要ナル箇所
- 六 魚附ニ必要ナル箇所
- 七 航路ノ目標ニ必要ナル箇所
- 八 公衆ノ衛生ニ必要ナル箇所
- 九 社寺、名所又ハ旧蹟ノ風致ニ必要ナル箇所

等は保安林に編入され、公安をみだすおそれのある皆伐、開墾、土石の採取等は、禁止あるいは規制されるところであり、同規則に次の如く定められているのである。

第十九條 保安林ニ於テハ皆伐及開墾ヲ為スコトヲ得ス

第二十條 府県知事ノ許可ヲ得ルニ非サレバ保安林ニ於テ土石、切芝ノ採取、樹根ノ採掘又ハ牛馬ノ放牧ヲ為スコトヲ得ス

とある。

第二章 水源林及び集水域林

しかし、保安林は公共の利を目的とするところであるから、原則として国有地であるべきである。しかるに、藩政時代において、私有地に所在した水ノ目林が、その儘、保安林に編入されるところがある。森林規則を以ってこれを規制する場合は住民の不利、損害等を生ずるところであり、民有地における保安林は同規則第二十八条において公租、公課金等を免除することとしている。

第二十八條 保安林ニ編入セラレタル森林ハ地租及公課ヲ免除ス

と規定するところである。

同規則は、我が国における森林行政の母体をなすものであり、同四〇年（一、九〇七）に制定されるところの森林法の祖形である。

同森林法によって定められるところの保安林は、旧森林規則と殆んど変るところではなく次の如く規定している。

四月二十三日（法律第四三三号）

森林法（抜）

第三章 保安林

第十四條 主務大臣ハ左ニ掲クル場合ニ於テ森林ヲ保安林ニ編入スルコトヲ得

（以下各項は森林規則第八條ニ同シ、省略）

とある。

同法の定むる保安林は目的及び機能によって流域保全保安林並びに局所保安林に大別されるのである。流域保全保安林は具体的に説明するなら、雨雪等による山林原野等の侵蝕防止に主点を置く保全である。

しかるに、戦後、数次に及ぶ台風、洪水等の影響により、これ等の災害を防ぎ国土の荒廃を防止するため、昭和二六

年水源涵養等を主とする森林法の改正が行なわれ、更に、同二八年保安林整備臨時措置法が制定されるに至ったのである。同措置法によって整備されるところには、民有地保安林の買収等も含むところである。

明治維新後における水源林は旧慣に従い、水ノ目林として、保護を主とする管理が施行されるところであるが、明治一五年制定されるところの森林規則によって、水源涵養の一カ条が設けられ、更に、水源林内における停止条項等が設けられるところである。

しかるに、同三〇年新に制定されるところの森林法は、水源林を保安林の内の一項目に規定するところと変り、更に、同保安林の規定は、（山林、原野等における形態維持（崩壊等による地貌の変形）に重点を置き、水源林等は第二義的に扱われているのである。

同法下における今次戦争においては、水源林に至るまで濫伐が強行され、遂に水源に異状を及ぼすところが多く、昭和二六年の改正による森林法において規定されたところの保安林においては、水源涵養による流域保全に重点が置かれる等、国の施策による林制は次第に変化発展が行なわれているのである。

しかるに北上川水系における水源林は、中央、北上両山系に広く分布するところであり、官有に属するところの水源林は官林規則によって保護育成が行なわれているが、過半数を越える民有地に属する水源林は、明治維新以来無統制のまま山林、原野等の土地所有者による自由裁量に委られるところである。

従って、その多くは伐採され次第に荒廢するところであり、明治六年より連続九カ年にわたり襲来した出水、洪水等の遠因をなすところである。（比較的両磐地方に被害が多い）

その後、同一五年太政官布達による民有地水源林の規制、同三〇年制定の森林法による民有水源林の公租、公課等の

(S.40) 北上川流域保安林区分 単位ha (青森営林局資料)

所管署名	保安林	水源 涵養林	土砂流出 防止林	土橋崩壊 防止林	水害 防備林	その他	備考
岩手営林署	7,336	5,465	1,871				
盛岡 "	2,725	2,069	656				
雫石 "	14,563	12,304	2,183	75	1		
花巻 "	7,211	7,208		3			
北上 "	1,437	337	1,100			5	
川尻 "	1,939	161	1,773				
水沢 "	10,566	10,556		10			
一関 "	3,534	3,483		34		19	
遠野 "	3,648	1,313	335				
計	52,959	44,894	7,918	122	1	24	

免除、更に、国有地と同一管理による保護育成が行なわれるところとなつたのである。

しかるに、今次戦争に際し主務大臣は、森林法第十五条に定むる「公益上必要ありと認めたる」のであらうか、北上川流域における水源林等は至る所で伐採が行なわれ、甚しい荒廃が見られるに至つたのである。

異状降雨とは言われるが昭和二二、二三年洪水等は、水源林、集水域林等の荒廃がなかったら出水、洪水等による被害は可成少くて済むところであつたろう。

同洪水後(同二五年)の調査によれば岩手県における保安林(水源林を含む)の面積は二四、八八八町歩余であり、その九〇%が北上川水系における規制面積である。

同二八年定められるところの保安林整備臨時措置法の施行により、翌二九年雫石川流域における民有保安林一、〇二五ヘクタールが国の買収によつて保護されることとなつたのを初め、保安林の整備が逐次進められるところであり、雫石川流域を所管する雫石営林署管下に属する水源涵養林は、同署所管保安林一四、五六三ヘクタールの八四%を占めるところである。

更に、雫石川及び猿ヶ石川、胆沢川等においては、水源林に重点を置く保安林政策が国によって施行されているのである。

註 (1) 宮城県林制資料

(2) 南部藩制

(3) 南部藩山林資料

第三節 集水域林

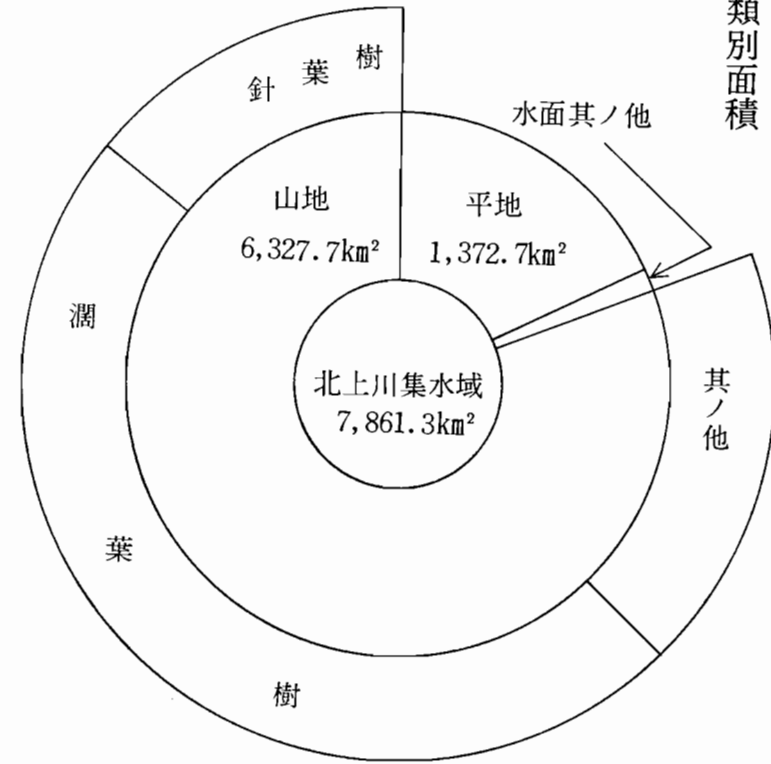
一、概 説

北上川上流部における流域は、岩手県管内の西南部にあり、西は栗駒山、焼石連峯、和賀連山及び八幡平等の高岳、峻山によつて秋田県と境し、東は北上山地背梁部により三陸海岸へ流れ降る気仙川、閉伊川、小本川等と水界を分け、更に、北方は七時雨山、西岳等を以て馬淵川流域と接するところである。

北上川上流部の全流域面積は、七、八六一・三平方軒の広範囲に及び、岩手県管内総面積(一五、二七四・九五平方軒)の五一%を占めるところである。

同流域における平地は、殆んど、北上川沿岸にあり、全流域の約一九・五%に当る一、三七一・七平方軒である。更に、山地、丘陵等の集水域は同八〇・五%の六、三二七・七平方軒の広大な地域を占めているのである。

地類別面積



荒 廢 状 況 平方軒

地域別 区分	中央山地	北上山地	計	備 考
崩 壊 地	14.06	3.80	17.86	河川現況調査に依る
秀 緒 地	3.46	63	4.09	
地 辻 り 地	8.32	—	8.32	
荒 蕪 地	15.48	2.55	18.03	
計	41.32	6.98	48.30	

以上の如く広大な集水域は、北上川の左右両岸に、ほぼ、相半してあり、左岸北上山地における集水面積は三、〇一三・四平方軒であり、右岸中央山脈等における集水域は三、三一四・三平方軒とわずかに多いところである。

これ等の集水域における山地の崩壊、禿瘠等による荒廢は少く、おおむね針葉樹、闊葉樹及び小柴山、採草地等である。しかし、左右両岸集水域は、各々成生を異にし、地勢がまったく相反し、降水、気温等に大差があり、両集水域を被覆植生する樹種、林相等がおのづから相違するところであり、これを一概に論ずることは出来ない。

二、北上山地（左岸）

北上山地はコトランド紀層等の古生層よりなる隆起山地であり、早池峯山（一、九一三・六米）及びその支峯等を除けば殆んど起伏の低い低山丘陵等であり。被覆植生する樹木、草木等は殆んど低山性植物である。

更に、流域中の最高峯である早池峯山及び支峯薬師岳、鶏頭山等は高山帯に属し、植生樹木、草木等は高山、亜高山性植物等があり、多種、多様である。

従って、早池峯連山の植物分布は他と異なるところが多く、北上山地における特殊な存在である。

北上山地を被覆植生する樹木は松・杉等の針葉樹及び檜、栗等の闊葉樹等であるが、比較的闊葉樹が多く約五四%を占め、針葉樹は約一六%にすぎず、他は殆んど草生地等である。

更に、猿ヶ石川、稗貫川等の流域は、北上山脈の主峯早池峯山並びにその支峯等の高山を含む起伏の甚しい地域である。

従って被覆植生する植物群も亦多く、針葉樹類は高山性のハイマツ、コメツガ、オオシラビソ等をはじめイチイ、キヤラ等があり、更に、松、杉、ビバ等樹種が多く、闊葉樹においてもダケカンバ、ブナ、ニレ等があり更に、ケヤキ、



麓山峯池早



岸沿川藤丹

栗、檜等の類があり、流域における植生樹種が多いのが特色である。

三、中央山系（右岸）

右岸集水域に当る中央山脈は、那須火山帯に属し、数十に及ぶ火山群によって構成される所であり、その殆んどが高山帯に及ぶ群峯である。

従って、起伏が甚しく、山容は峻峻である。

更に、同集水域は降雪量が多く、冬期間における西、北風が強く、気温の低下等も甚しく、気象条件は決して良好とは言いがたい地域である。

従って、同集水域を被覆植生する樹木、草木等は寒冷地性の植物が多く、杉林等はまれに見るところであり、針葉樹はハイマツ、コメツガ、オオシラビン、ヒメコマツ等があり、松は北部の松川流域等であり、針葉樹の植生率は全域の一五%にすぎない。

闊葉樹によって被覆されるところは全域の七〇%に及び、樹種も多種にわたるが多くはブナ、イタヤ、樺、カバ類等である。

更に、北上川支川における針葉樹、闊葉樹等の植生率は、別表の如く各支川共、闊葉樹が大多数を占めるところであり、これ等の地域における立木の蓄積量は二〇、七三〇千立方メートルと計算されている。

しかし、大河川北上川の集水域林には決して多い量ではない。

(S.30) 流域内林相 (左岸) m²

河川名	針葉樹	闊葉樹	その他	計
黄 海 川	10.23	37.47	35.70	83.40
千 厩 川	8.73	50.91	23.86	83.50
砂 鉄 川	55.65	181.14	103.71	340.50
人 首 川	42.54	56.06	69.80	168.40
広 瀬 川	17.71	57.70	12.89	93.30
猿ヶ石 川	101.61	554.59	209.10	865.30
稗 貫 川	62.01	141.83	39.46	243.30
築 川	28.50	94.20	22.20	144.90
中 津 川	30.30	114.90	95.60	204.80
丹 藤 川	27.50	190.00	102.40	319.90

(S.30) 流域内林相 (右岸) m²

河川名	針葉樹	闊葉樹	その他	計
金 流 川	17.62	38.45	18.28	74.35
磐 井 川	53.90	95.20	111.00	260.10
衣 川	18.09	68.20	77.61	163.90
白 鳥 川	1.22	3.03	8.15	12.40
胆 沢 川	52.71	196.48	45.91	290.10
宿 内 川	9.06	6.78	2.76	18.60
和 賀 川	13.45	734.49	87.28	835.20
黒 沢 川	0.71	0.11	—	0.82
豊 沢 川	38.00	96.50	2.50	137.00
瀬 川	2.32	30.32	0.96	33.60
耳 取 川	2.13	5.63	0.64	8.40
葛 丸 川	8.60	26.50	4.70	39.80
滝 名 川	7.27	44.95	5.38	57.60
雫 石 川	118.20	480.70	37.08	635.98
松 川	110.30	143.70	80.70	334.70



八幡平



岩手山麓

第二部 治水行政

(S.40) 樹種別蓄積表 (営林局資料)

針 葉 樹			闊 葉 樹		
樹 種	材 積 m³		樹 種	材 積 m³	
ス ギ	697,000		ブ ナ	8,707,000	
ヒ ノ キ	555,000		ク リ	95,000	
サ ウ ラ	1,000		ナ ラ	2,046,000	
ア カ マ ツ	1,613,000		カ バ 類	98,000	
ヒ バ	192,000		カ エ デ	450,000	
カ ラ マ ツ	789,000		そ の 他	3,711,000	
ツ ガ 類	53,000				
そ の 他	413,000				

第一章 制度の変遷

第一節 概 論

北上川は、日本三大河川の一つに数えられる大河川であり、その沿岸一帯の地域は古代より人類生活の場とされ、多くの住民は幾度となく洪水の脅威にさらされて来た所である。

されど、石器時代等の古代においては、治水、水防等は殆んど考えられない、我国における治水制度の確立は、大宝元年（七〇一）制定にかかる大宝令を以て嚆矢とし、養老二年（七一八）の制定とする養老令により河渠、池溝の事は民部省の職掌する所となり同令第二十營繕令本条の内

第十六条（近大水の条） 凡そ大河海に近く堤防ある処、国郡司時を以て検行し、若し、修理すべきは秋収訖る毎に、功の多少を量り、近より遠に及ぼし人夫を遣して修理せよ、若し暴水汎溢し堤防を毀壞し、交も人民の患をなさば、先づ即ち修繕せよ、五百人以上を役すべき者、且つ役し、且つ上申せよ、若し急を要するものは軍団の上番兵士をも通して使役して差支なし、然れども五日間より過使を許さず。

第十七条（堤内外の条） 凡そ堤の内外並に堤上に榆、柳、雜樹を栽え、堤堰用に当てよ。
とある。

治河治水の大綱は此処に成り、これが施工のための課役においては同令の内、雜令の項に

「凡そ水を取りて田に溉ぐは皆川下より始め次によりて用ゐよ。」

「渠堰を修治すべき者、先づ水を用ゐる家を役せよ。」

と、賦役の本元を定め洪水等による河川の修治には解工使を遣し、之を施工せしめたのである。

延暦十九年更に大政官符を下し、溝池堰堤等を修すべき事を命じている。(貞観交代式)

應修ニ理溝池堰堤一事

被_レ右大臣宜_ニ一、奉_レ勅、富_レ国安_レ民、事_レ帰_ニ良田_一、良田之開美在_ニ溝池_一。如_レ聞、諸国溝池。多有_レ不修、田疇荒廢、職此之由、宜_レ令_下改_ニ既往_一意_ニ、成_ニ将来_一勸、特立_ニ条例_一、以懲_ニ違犯_一者、諸国承知、存_レ情修理、自今以後、惣_ニ計池堰_一載_ニ朝集帳_一、毎年申_レ官、交替国司、抛_レ帳檢_レ実、如有_ニ闕怠_一、仍停_ニ解田_一。其不_レ修已久、崩壞亦大。當時国司、不_レ堪_ニ輒修_一者支度功程一言上聴裁、随事修造、不_レ得_ニ更怠_一。

延暦十九年九月十六日

とあり、又、類聚三代格元慶三年七月九日の条、太政官符に

應_レ令_下神寺王臣諸家臣並諸_ニ閑地_一諸人修_ニ理堤防_一事

等とある。

しかるに、北上川沿岸地方は奈良朝の末に至るまで律令国家の威令及ばざる地域であったから、治水制度等は行なわれるに至らなかったであろう。

しかし、延暦二十一年田村麻呂によって胆沢城が築かれた後の、北上川は国司、郡司等の治下にあり、大和政府の河川行政によって修築等の工事が施行されたことは充分考えられるのである。

従って、北上川流域における河川行政はこの時に始まり、その後、北上川沿岸において統一支配権を握った安倍、藤原(平泉)氏等に継承されたのであろう、そして、その権勢によって河川工事等が施工され(別述)その事業費は各々その時代における支配者によつて償われている。

従って、北上川の修築等は国家機関、又は、安倍、藤原氏の如き雄大な統一支配権にのみ可能とするところであつて、郡小の土豪等のとうていそれを行うことの出来ないところである。文治五年(一、一八九)平泉藤原氏の滅亡後、北上川沿岸は葛西、和賀、稗貫、川村、工藤等の鎌倉御家人によつて分轄支配されるに至つたため一貫した治水行政の確立を見ず、四〇〇年の長きにわたり放置されるに至つたのである。

天正十八年(一、五九〇)豊臣秀吉の小田原征伐に引き続き行なわれた奥州仕置によつて、鎌倉以来の旧勢力の殆んどは刷新され、更に、翌十九年朝鮮出兵を期に、豊臣秀吉のもとに新領土権が認められた者、大小合せて三百余と称されるが、これ等を統轄し、慶長八年二月徳川家康によつて開かれた江戸幕府の制度に郡代がある。その職制の中に河川の堤防、用悪水の込樋、橋梁等にして、官営に係るものの修理及洪水時における堤防、橋梁等の防備をなすこと等の条項が見られるが、これは幕府直領(天領)にのみ適要する事項であつて、大小名の領地に及ぶものではない。従って、各領主は各々その領内における土木事業を独自に施行しているのである。

北上川における修築等は、同河川沿岸を所領する伊達、南部の両氏、並びに、江戸中期以降は、伊達氏と、姻籍関係をもつ一ノ関田村氏等によつて個々に施行されている。

明治初期における河川行政は幕藩制から、天皇制に転換する過渡期のため、国においても諸政ごとく定まりがたく、文字通り朝令暮改の有様であつたから、治水制度は確立に至らず、又、北上川流域の如きは、行政区界の変更が

再々行われ河川行政の整一を欠き、その治積に見るべきものは少ない。

明治二十九年河川法の制定によって、治水費の分担区分等は定まる所であるが、尚、地域住民に掛る負担は少なかったのである。

その後、数次にわたる改正により、北上川の主要地域は殆んど国家において管理するところとなり、中小支川等は、依然として地域住民の負担による地方税をもって改修が施行されたところである。

第二節 近 世

近世における治水制度は、国政を預る幕府によって全国整一に施工される所ではなく、各々、国郡を領有する大名、小名等の識見と、財政によって適宜施行されたことは既に述べる如くである。

従って、同一河川と言えども所管する領主によって、施行される河川行政は、必ずしも同一でないことは改めて言うまでもないことである。

北上川も、その例外ではない。

北上川流域の中、下流部九ヶ郡は、伊達氏の所領（六二万石）するところであり、上流部五ヶ郡は南部氏の領有（二〇万石）に属するところであるが、天和元年（一、六八一）伊達領の一部を分轄し、一ノ関田村藩が創設（三万石）されるに至り、北上川は、三氏の領域にまたがるところとなり、河川行政は、各々の領内において箇々に施行するところである。

あり、更に、河川状況、活用程度等により多少の相違のあることは言うまでもないが、その目的とするところは、航路の確保と、洪水防禦にあったことは三者とも同一であり、工事の大小、強弱はあっても、その制度に甚だしい相違は見られないのである。

一、伊達藩

伊達藩における土木行政の機構は、藩庁出入司にあり、これに所属する三十一役職の中に、御郡奉行が置かれている。

御郡奉行は藩庁に常勤し、その輩下に代官、横目があり藩庁の出先機関であるところの代官所に常駐する。

代官所には普請本締、普請係、普請見習等があつて土木行政を分掌し、管内の土木、営繕等のことを処理している。

これ等の者は、伊達家臣中より任ぜられた所であり、大肝入、村肝入等は在地有力者中より任命される在地役人であり、村肝入は御村方役人とも言われ、河川、道路、用水路等総ての普請は、村肝入によって申立てられ、大肝入がこれに復申し代官に提出される、代官所普請係、山林係等の審議を経て、代官の命によって工事は施工されるが、当該の村々には世襲の仕立人（御郡人足使）のような者があり、その指示によって工事は施工されている。

この仕立人のような者の指示する工事は河川、橋梁、道路、用排水路等の改修、災害復旧等の一般土木に関するところであり、御本穀御蔵、会所（事務所）等の御作事（営繕）は別に御蔵御人足使と称されるものがあり、北上川より取水する大堰（江刺用水）の場合に於ても、頭首工及取水水門等の補修改良工事を担当する門岡御普請御人足使が存在し、寿庵堰等の場合も同様に留場（頭首工）普請に精通する御人足使（俗称）があり、その者の指示によって工事が行なわれている。

これは各々の工事に精通する者を棟領とする事によって工事の完璧を期すると共に無駄の削除にあった事が考えられるのである。

伊達藩に於ける工事の施工区域は各代官所毎が原則であり、他郡、又は、他代官区よりの加勢等は殆んど行なわれていないのである。

藩政末期黄海に於ける黄海川付替工事に、一ノ関田村藩は自領の農民多数を送り施工した一件はあるが、これは例外中の例外である。

この工事は、田村領日形村高山前の川岸欠込防止と言う目的から施工された所であるため、伊達領の黄海村へ田村領の人夫を入れ黄海川の新河道を開削せるものであり、前後にその例を見ない所である。

伊達藩における治水、道路、用水路等の土木工事施工に関する制度は藩政初期より事件の都度「被仰出」「申し渡」等の形式によって、逐次、追加改正等が行なわれたところであつて一括された制度ではない。

従つて、藩政初期以来の制度は明確でないが、従来、土木工事等は御郡奉行に属する上廻衆と称する藩庁の役人の所管とするところであつたが、元禄十二年（一、六九九）次の如く改められている⁽¹⁾。

一、御郡方御普請御作事所柄吟味之儀前々より其御郡御代官相構はず百姓共より願申出候も上廻衆へ計願相出首尾せしめ到来候由然此度同役衆中先年よりの御條目前書にては上廻衆相渡候各條目之れあり候通り其御郡の御普請御作事は御代官主立候筈にこれあり候間右條目上廻衆手前之れあり候條各方へも写取り其御條目の通りに相守られ自分御普請願等各並上廻衆宛書相出させ立合吟味之上御人足入料積等上廻衆方にて指積御代官衆立合我等共方へも申聞けられべく候 御條目相用申さず候ては然るべからず候間吟味せしめ斯の如くに候

とあり、要するに、従来諸普請は上廻衆（御郡奉行所御役人等）によって採配されていた由であるが、先年の御定目

に各々の郡に於ける工事は代官主立とされているから工事施工の可否は代官の聞判（許可）によって役なわれてよいと言ふのである。

しかし、上廻衆は諸普請等と一切の關係を断つと言ふものではなく依然として監督権をもち、年間二度は現地に至り、その状況を勘定奉行に報告するの責務がある。宝永八年（一、七一一）次の如く改めている⁽²⁾。

一、在々御普請御作事御勘定、上廻衆見届候義来年正月一度づつ只今迄の通見届首尾之れあるべく候、毎年正月七月両度右御勘定見届候処先年の通り御作事御普請等も相減候間一ケ度見届候ても指支之れある間鋪と吟味せしめ斯くの如くに候

と、前年中の工事の状況を取り纏め翌年正月一度勘定所に報告することと改めている。

さきに工事の取立は代官の聞判によって施行されることに改められているが、その聞判について寛政十年（一、七九八）四月、更に、次の如く指示している⁽³⁾。

精々吟味之上無余儀分ハ聞判相渡候を以て取立、聞判無之分ハ一切相出申間敷候

とあり、施工申請は厳重審査の上施工を要する工事は許可を与へ施工せしめ、許可なき工事の施工を禁止している。

仙台藩における諸普請に使役する労役の割付は「人足御定」によるもので、次の如くある⁽⁴⁾。

人足御定

- 一、高老貫文に付小役人足十人、水下六人、御雇四人都合廿人可被ニ差出一事
- 一、遺拾人足は御郡により不^レ同有^レ之候事

と定められている。

高老貫文は、水田（上田）凡八反歩（八〇アール）の草高（地価金、課税評定価格）を称するのである。

従つて、人足御定は上田八〇アールに相当する耕地を所有する者を標準として定るところである。

イ、小役人足

小役人足には、藩主直領を所持する者に課せる御蔵入小役と、藩士の知行地（給地）を所持する者に課せられた給地小役との二種がある。

御蔵入小役と給地小役の賦役には差異ないが賦課の順序は給地小役を先にし、御蔵入れ小役は給地小役を使い終えた後に之を賦役する定である⁽¹⁾。

元禄二年（一、六八九）四月廿日仰渡され候事

一、御蔵入、給人衆知行入合の所にて川除御普請に付其村第一為に罷成べき筋之れあり候はば、給人衆知行小役相出されべく候、尤隣郷共其村同然水損これある分は、御普請上廻衆見分の上相出させ申すべく候、其隣郷より人足相出させ申聞敷候其村給人衆知行の内、川除等破損候ても一圓構之れなき分は人足高引除申すべく候、右之通跡々相済候儀に候へ共猶以御郡中不同之れなき様御相談相済候事

（註） 旁示編者附

とあるが、当該年内に生じた御蔵入小役の余剰分は二季償とし之を徴収し一時藩庫に納入し置き翌年領内工事の諸費に充当する定めである。

ロ、水下人足

水下人足は主として用悪水路、堰締切、江弘、堤防、橋梁の普請に賦役する人夫である⁽¹⁾。

元禄三年（一、六九〇）二月

一、堀通へ御村橋敷其上少人数にて橋相懸候儀成兼候はば用水相通候水下の村より橋懸させ申べく由正月二十九日申合せ候事。

と、ある如く用悪水、橋梁等の工事に賦役する人夫の制である。

ハ、御雇人足

御雇人足には、内雇と外雇の別があり、内雇とは、村内の工事に限り使役するものであり、外雇は他村の工事に出席する場合を言い、小役人足を使用し不足ある場合に、その村の御雇人足（内雇）を使用し、更に、不足ある時は御雇人足借下の願出を行い、使役（外雇）せしむ可き定めである⁽¹⁾。

元禄三年（一、六九〇）閏八月

一、御一門衆其外諸給人衆知行、堰、堤、川除其外御普請願申出らる衆之れある節は、人足入高相考、其知行より水下人足小役御雇御人足、召仕不足に候はば他村の御雇御人足借下され度由願候はば其村統一村一圓の知行は何ヶ村にても小役人足相出させ其上不足に候はば他村の御雇借下さる首尾之れあるべく候、此小役人足の義は村小役遣切候はば其村御雇相加不足に候はば其次の村を右之通一村切召仕申べく事

とある。

用水堰、堤、河川工事等内、外御雇人足の使用等につき元禄十七年（一、七〇二）改めて伺っているが、他村より受入る事並に他村へ出役する事共に差支なき旨が仰出されている⁽¹⁾。

内外御雇召使候儀に付相伺候覚

一、其村の内用水堰、堤、川除等の御普請へ右御雇召仕申べく義に存し奉り候事

（付札）此ヶ条異儀なく候事

一、用水の外其村の内橋並諸色御作事其外何に寄らず御雇人足を以成し置かる義に候はば、右御雇召仕可申哉の事

（付札）此ヶ条異儀なく候去りながら用水普請へ召仕残之れある節は御作事へも召仕可申事

一、為に成候用水他村より引取申御普請等は他村までも召仕可申哉の事

（付札）此ヶ条異儀なく候事

とある、これが仙台藩における御雇人足の基本法である。

二、遺捨人足

遺捨人足は洪水、其他突発的非常災害に当り、急速に、且つ、多数の労役を要する場合で、定式人足（小役、水下、御雇人足）の使役が妥当を欠く場合、又は、これにより難い時に賦役する人夫である⁽¹⁾。

享保十一年（一、七二六）十二月

一、洪水に付所々川除土手押切、破損、御蔵入田畑損亡御普請の節相定人足百姓方より相出させ候ても大御普請故遺切不足申候はは相定人足の外入高の三ヶ一は百姓手前より遺捨り相出させ三ヶ二は上より相出され召仕候首尾申べく候諸給人御知行堰、堤、川除、土手普請願の節人足召仕へ候やうの定書付最前御蔵入御普請の節人足召仕の義相定人足の外遺捨り人足召仕候義前例等申聞けられ候に付取合吟味申候処御蔵入普請へ人足召仕へ候様の儀右定書文言之れなき由御郡奉行申聞けられ候間斯の如くに候

と、その所要とする労役の三分一を遺捨人足とし百姓共に賦役し、残る三分の二は藩費を以て支弁する官普請として施工すべき事が仰出されている。

更に、これ等人足の賦役に関し次の如くある⁽¹⁾。

寛政九年（一、七九七）郡村土工役法改定の挙あり、御普請方御作事向の二項を挙げて代官へ属し、且つ代官及郡方横目等をして簡易の方法を計画して申達せしむ、五月八日代官等連署稟請する所あり、郡奉行二瓶運治等意見を付し上司の指揮を請ふ奉行以下皆異議なし乃ち是を令す

とあるが、その詳細は⁽¹⁾。

文政二年（一、八一九）氏新左エ門より大肝入阿部与平治に書送つた覚書に

寛政九年郡村御取締厳に被仰出在々諸御普請向並用悪水江拂等義御手段被相据候段々移代之間には右御手段之御趣意取失い當時にては御制通之御趣意は勿論用悪水江払等も行届段々不動之筋にも相至り候に付此度御吟味の上左之通被仰渡候。

一、御郡方横目、在々御請之義先年被相備置候御請方上廻同様引請可相勤候事

一、御代官逆も此迄之通振当吟味仕候事

一、用悪水道江拂三〇〇人以下堰締切村渡給人請に此末共可被相仕候

御郡方横目懸役人は勿論御代官並詰合御役人相加り村々端々迄不殘取立候節並江払締切仕廻之節出村見分吟味仕候事

一、三〇〇人已上御普請並御作事向共村方へ被相任候分 御代官御郡方横目懸御役人見分之上右人足積指出候はば前々申渡置候積本則引合増減差略右段深遂吟味首尾出来之上右役々は勿論御普請本締廻村之節令見分吟味仕候事但御人足積本則通り無之御郡は御普請本締手前より写取候様可仕候事

一、御分領中三〇〇人已下村渡給人受に被相任御人足六十四万九千人余 三〇〇人已上並御作事向往還橋々五間已上御塩方共七十二万七千人一ヶ年御見当候処右之外不時分当年より十万人に御見当被相立候事

一、不時御見当十万人之外に名取、国分、宮城御東国、年二万人金十切御在江戸年一万五千人金十切御野方御山追方御野始方当分御見当被相備置候右人足減方之義は別而吟味後年之義は被相据候様可在之候事

一、御直御普請御日用代諸色御買物金代受払大肝入持前に候処御役人方にて直々受払候様之義在之御不締り候間己来御郡方横目見届吟味可仕候事

一、御普請御作事向共先年御普請罷成候節年号並御材木出之場所より里数肩書可指出候事

一、御普請場所人足懸高始村々働高建札可仕候事

一、水門懸越之類口前笠木土台古物右用候義御老屋根さし置にも段々見分の上吟味可仕事

一、御作事向注文諸式並職人工数共不同に在之候処御作事本則へ引合積可仕候事

一、新堤容易取立間敷候用水通吟味有り来江筋取札再興可仕候事但是迄江筋無之か又は再興申候而都不就場所は折入遂吟味可申候事

一、御普請所へ相詰候人足は前々申渡置候通日出前可相詰候事但近村は未明詰遠村は宵詰可仕候事懸り御役人股引立付草鞋に

第一章 制度の変遷

て御普請場へ罷出翌日丁場割前晩に仕り未明より御人足引廻制道可仕候事

一、我等共春廻村御郡方横目も罷出村々諸普請江弘等之間共々委曲申開吟味在之候事

右之通被仰渡候条各其普請向等へ拘り輕役に迄被仰渡趣申渡 用水江弘川除土手堤御普請永保専遂吟味田畑水旱愁相除 御作事向並万御普請永保宜義相入吟味人足並諸式懸り合減方之義行届候様可仕候事

とあり、代官所派遣の御普請方御役人と雖も、股引、或いは立体なてけ（野袴の一種）に草鞋ばきのいでたちで、人夫と共に未明より現場に出て指揮監督に当るべし等とある。

更に、文政六年（一、八二三）仙台領内において賦役するところの小役、水下、御雇等の人夫は次の如く百万人を突破している⁽¹⁾。

一、出人	四十七萬千七十九人	水下人足
一、同	二十一萬四百十六人	内外御雇
一、同	二十四萬二千五百十二人	御藏入小役
一、同	十六萬五百九十八人	給人小役
合計	百四萬四千二百四十五人	

等である、但し、これは遣捨人足を含まぬ小役人足の実数である。

此の外普請用資材の内木材は、仙台藩の林制（別述）によつて民有林と言えども自由に伐採することは禁止されている、従つて、総て、藩の許可を要する所であり、元禄年間磐井郡東山において、河川工事用として伐採されたところの松樹は次の如くである⁽²⁾。

元禄十五年（一、七〇二）十一月八日

一、四十八本 松元太 長さ木有 まわり八寸より一尺まで枝共

右の通り確に為伐申候但その村川除乱杭入御用見届申候重て御印判首尾可申候

以上の如く、普請用木材は願出により検印の上使用せしめているが、後には、普請（建築等も含む）用に伐採し、次第に材木が減少したことを理由に、普請材はその近所の藩材より有償で払下ることとし、その代價を以つて植継を行う等、伐採跡地の経営について指示されている⁽³⁾。

宝永四年（一、七〇七）

一、諸給人知行所御普請材木只今迄公義より之を下され御普請申候処諸給人拜領山、自分山林共段々普請材木伐盡或は賣払当時柴立にて毎年御林より下され伐出申候に付御林も伐盡申由にて、末々諸材木指支申べく候間自今普請材木願申出候分、其近所にて御林より直付を以て賣下され金代召上御金蔵へ上納御植立の御入料等に仕末々山林相統普請材木指支之れなき様首尾されべく候

とある。

しかるに、後年更に林木の不足がいちじるしくなり、藩林の監守を嚴重に行うと共に民有の山林原野等の山焼を禁じ普請用材の確保を図っている⁽³⁾。

寛文十年（一、七九八）

一、山林竹木段々御伐懸に相成御普請方も御材木は不_レ及_レ申都而之御用木等御不自由相成候事に候間野火入等之儀は勿論惣而御林獵に無之様何分□□可仕候□□役人等被相□候義に而是迄之通廻山も及申肝入組頭など役付を始百姓共一統詰度□可仕事

としている。

更に、橋梁等の工事には釘、鉸等の鉄物は総て藩がこれを支給し、縄・俵等の雜材料は村方の負担と定めている⁽¹⁾。

正徳四年（一、七一四）五月

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

一、往還上橋三間以上人足入高三ヶ一、大工、木挽、釘、鉸等上より相出され、人足三ヶ二、縄、俵等は村より遺捨り相出候御定之れあり候間自今其通り首尾之あるべく候事とある。

以上の如く小役、水下等の人足及雑材料等は関係地域住民の負担によっているが、御雇人足の賃錢、日用代（事務費、事務所経費等）等はすべて藩費支弁の制である。

しかるに宝永年間に至り不都合な次第と次の如く、再び、改められるところである。

宝永八年（一、七一）三月

一、在々御普請用水並悪水落堰々人料等向後は御蔵入給人前共其地の為に罷成候御普請へは右御人料高懸割並に相出し一村の内にて其地の為に罷成らざる普請に候はば首尾之れあるべく候只今迄は其水下に御蔵入高三ヶ一之れあり候へば一圓上の御人料を以てなし下され三ヶ一以上にて以下給人手前よりも高懸割並相出来候処其村為に罷成普請人料御蔵入高三ヶ一之あり候へば上の御人料を以てなし下され候との義は當時不都合の義に候條右の通吟味致し高懸人料相出し候義指支も之れあり候はば時宜の吟味然るべき趣各へも相談斯の如くに候 以上

とある如く、工事施行箇所より下流受益地帯に三分の一以上が直領（御蔵入地）の場合は工事費の全額が藩費で支払われていたのであるから不都合も甚しい事である。

これを事業費の三分の一を藩費支弁とし残る三分の二を給人及百姓等が各々の持高によって配分し給人は金穀を以て、百姓は遺捨り人足を以て課役する制と改めている⁽¹⁾。

享保十六年（一、七三〇）九月の條に

一、諸給人知行堰、堤、川除土手御普請願候はば其知行所持高の外水下御雇人足其村御雇人足借し下さる不足に候はば他村の御雇人足借し下され普請数多之れあり御雇人足尽御蔵入小役相加へらる程の普請に候はば其給人より半分相出半分は御蔵

入小役人足借し下され其御郡の御蔵入小役人足も仕切日用召仕候はば日用人足入高三ヶ一御蔵入より日用代下され、残三分の二は給人知行高百姓持高の割並高懸給人よりは日用代百姓共より御遺捨を相出させ御蔵入の地相交入合の所右人足入高三ヶ一日用金上より相出され残三ヶ二は御蔵入の分は御蔵入より費用代相出され給人よりも日用代相出させ百姓よりも遺捨人足相出させ申へく事。

と、改めている。

入料、日用代等の支出支払は普請役人の指示のもとに当該村々の肝入が之れを行い、工事竣工後はこれ等の受払簿、日帳等に証憑書類を添へ代官所へ提出し代官、上廻役等の検査を経て会計事務が終了することと、次の如く申し渡している⁽²⁾。

一、御普請仕舞勘定（決算）の事

御普請方御役人手前にて人足肝入より人足召仕候日帳（点検簿）前書の通連判元より日帳へ御役人末書（奥書）申候て金代受拂申候村肝入相渡申べく候。

右肝入方より日用願本へ相立前々金代相渡候節は御役人方よりの書付へ右御役人仕口日帳指添相出申べく候尤御勘定は普請のある御郡御代官上廻衆立合見届墨引封上廻受取申べく候事。

とある。

又、事業費については、貞享元年諸給人の知行高により負担することを定めている。更に、元禄十七年（一、七〇四）御雇人足の使役限度拡大を定めている。

この改正は、農民の負担を強いるものではなく、むしろ、農閑期における収入を増す利点があり、疲弊する農民に益するところであった、しかるに、寛政九年（一、七九七）の改革は農民の負担を強制するところとなり、これに続き文政七年（一、八二四）更に、制度が強化されている。

その後、打ち続く不作、凶作等により、領民の生活が窮乏その極に至り、民心の動揺甚しく、事態は愈々悪化するところとなり、寛政九年の制度は、わずか、九年にして廢され、再び、元禄年間以来の制度に復している。

天保十一年（一、八四〇）仙台藩が用排水路、河川工事等に支出するところの土木費は四百拾壹兩余とあるが、北上川沿岸諸郡に配分されたところは凡九拾五兩である。これが各郡に割当てられたところは次の如くである。

上伊沢郡	八兩也
下伊沢	四兩三分也
江刺	拾參兩壹分也
西磐井	拾兩壹分也
東山	貳兩貳分也
登米	八兩三分也
佐沼	拾六兩壹分也
遠田	拾壹兩三分也
桃生	貳拾四兩三分也

とある。

以上の如く、仙台藩における治水行政上の規定、制度等の殆んどは、時々、折々、事にふれ発せられるところであるが、整然として矛盾するところがない、しかるに、これを一括集録する類聚等がなく、その詳細を尽すこと容易ならざるところである。

- 註 (1) 仙台藩租税要略
 (2) 瀧口氏資料
 (3) 山林方御用留

二、南部藩

南部領における治水事業は勘定所に属するところの御郡方の内、川除普請奉行の所掌するところであり、（治水費の支出は地域により異にする所ではあるが）工事の大小、難易等によって次の如く区分されている⁽⁵⁾。

大破

五代官普請（岩手紫波郡の内）

上田通 飯岡通 見前通 向中野通 厨川通

四ヶ在普請（紫波郡）

日詰通 長岡通 徳田通 伝法寺通

八通普請

鬼柳通 黒沢尻通 二子通 八幡通 寺林通 安俣通 高木通 万丁目通

五通普請

八幡通 寺林通 安俣通 高木通 万丁目通

遠野通普請（西閉伊郡）

上郷 下郷

大迫通普請（稗貫郡の一部）

大迫村外

沼宮内通普請

沼宮内村外

雫石通普請

雫石村外

等の八部であり。

更に、其の部内の工事は、部内各通相互に流通し施行する定めである。

中破は、通り普請と称し各通り毎の負担によって施行され、

小破は、地元普請として其の関係地域の者達の負担によって施行する習はしである。

これ等の普請において要する事業費等は、据郷役、郷役以外とし普請の大、中破普請の別によって、高百石に付五十人の割等と、関係村々へ平等に賦課し、その内十分の八乃至十分の五を賦役とし、他は代納せしめ諸式代に充当する定めであり、余剰あれば翌年の工費に繰入れるを例としている。

但し、盛岡城下の諸普請は、藩普請と称し全額を藩費支弁とする定めであるが、延宝三年盛岡城下における北上川、新川堀削並に新築地杉土手構築等の際には、禄高に応じ人夫、土工具等を藩士に課設している。(これは南部藩における唯一の例外である)

工事は、凡そ、取立普請と願出普請の二方法により起されていることは既に述べる所であるが、願出普請の場合関係村々等より願出された願書には、肝入が奥書の上代官へ提出し代官より更に家老へ上申している、その例は、文化十三年北上川舟運に従事する小繰船頭等より、河道が埋没し浅瀬となり通船に支障あると次の如く普請方を願ひ出ている⁽³⁾。

乍恐以書付奉願上候事

- 一、北上川筋二子通成田村早婦沢為御登川下通用差支ニ罷成候付春秋被成下候御場所浅瀬ニ罷成候間只今暑中之内御見分上冬為御登米川下之節差支ニ相成不申様御普請被成下度願上候
- 一、同川筋高木通嶋村之内道斎橋辺冬為御登米御川下之節浅瀬之御場所ニ御座候ニ而干水之節荷操仕右御場所ニ而滞船仕甚迷惑差支ニ罷成候間是又只今之内暑中之時節御普請被成下冬為御登穀川下之節差支相成不申様御見分之上御普請被成下度奉願上候 以上

文化十三年子七月

郡山御小繰船頭組頭

千 太

花巻御小繰船頭組頭

清 蔵

同

栄 作

黒沢尻御小繰船頭組頭

三右エ門

同

伝 助

花巻御船肝煎

惣 十 郎 殿

前書之通船頭共願出申候ニ付見届吟味仕候所相違無御座候間乍恐見分御普請被成下度奉願上候 以上

子七月

花巻御船肝煎

宗 十 郎

和賀御奉行所

前書之通願出候ニ付猶吟味候所相違無御座候御見分之上御普請被仰付被下度奉存候 以上

子七月

倉 館 久 馬
朽 田 瀬 蔵

毛馬内命助 殿へ
花坂理蔵 殿へ

第一章 制度の変遷

とある。

以上の如く北上川筋北上市成田、花巻市高木の両地内の瀬かきが願ひ出されている。此の場合は船肝入を経由して（堤防等の場合は村肝入經由となる）代官あて提出するのが普通である。

代官は、更に奥書し家老職に上申するのが通例であるが、此の場合は特に次の四項目を追記し覚書として伺っている。

覚

一、高木通嶋村之内

道斉橋辺

一、二子通成田村之内

子婦澤

一、二子通二子之内

尻引

一、高木通立花之内

留の上、下

右四ヶ所川筋御普請出人足之儀は前々より八幡寺林通、二子万丁目、安俵通、鬼柳、黒沢尻通、御蔵入高江御割付ニ相成被度御座候此度は御小繰船頭共江被仰付被下置候様に茂可有候哉奉伺候

八月十一日

倉 館 久 馬
朽 田 瀬 蔵

毛馬内命助 殿

花坂理蔵 殿

とある。

以上の如く、諸材料を用せず労役を主とする工事にあつては比較的簡単に処理されたが、諸材料を用する場合に目論見帳を以て願出する事が原則である、盛岡市下厨川三つ家における川普請目論見帳の抜萃によれば寛文七年七月十二日

の条に(1)

一、厨川通御代官所之内下厨川通三つ家上、新ニ欠込百拾五間共外所々川欠ニ付右普請人之積壹万四千九百七拾三人右入用木品松本木四千貳百四拾壹本、雑木四拾本栗木貳拾五本柴七百五拾壹把滝沢御山鶴飼御山ニ而御出シ被成御山元御差支之儀無之旨右仕様川普請奉行御山奉行遂吟味仕様帳面を以申出御元ノ御勘定頭共猶遂吟味申出候義願之通御勘定頭江申渡シ

とある、此の場合決定を下さず勘定所に委任されているが、これはその数量多寡にもよるが栗材が多数含まれているためであろう。

南部藩林制によれば栗、樺は御留木であり普請等に使用することが固く禁じられているからである(2)。

一、諸御普請木品被仰付候時堅く栗相用候儀御停止ニ被仰付候如何可有御堅哉 (寛保年間)

更に、これ等木材の伐採に当つては伐採遣証文(伐採許可証)或は遣証文(使用許可証)を交付し伐採、又は、使用させている(2)。

伐採遣証文

雑木四拾五本ハ元口二尺五寸廻りより三尺廻り迄雲石之内尾入村当三月十五日之洪水雲石川押川崩出来候普請材木但輪工柱六十本貫百五十二本柵立六百本木数大小八百十二本剪出入用右之普請所材津専右エ門、勝又藤左エ門見分之上吟味仕書上在レ改為レ剪可レ申候也

延宝四年三月廿五日

七左エ門 印
治 太 夫
雲石繁山 三 田 内
山 守

とあるが、その用材は主として藩林において伐採されているが、たまたま社寺林等より伐採される場合もある。しか
第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

し、取扱等は藩林同様である(4)。

安永九年三月廿五日

一、徳田通御代官三枚橋川岸通洪水ニ而欠込之場所此節百姓共手普請仕度右入用材木先比御訴申上置候北郡山村八幡普明院領口除場所並ニ並木風折松被下置度旨願出ニ付願出の元々御勘定所共へ為遂吟味之処御差支之儀無之候間被仰付候様仕度旨申出願之通被仰付申渡

とある。

南部藩の林制によれば、河川工事に用資材であっても、御山奉行の検印を要する定めであり、伐採後は、ただちに現場で検印を受け、搬出している(2)。

覚

一、雑元木 五百本

長サ三間より沓間迄 末口式尺廻より沓尺沓寸廻迄

一、松元木

長サ沓丈沓尺より沓丈迄 末口式尺一寸より沓尺五寸廻迄

右者八幡通より鬼柳通迄北上川筋和賀川筋夏油川筋花巻豊沢川筋外所々川々川除御普請入用之木品御山奉行太田春治立合極印入右之通請取候 以上

慶應四年閏四月

猫塚 忠之進 印
竹林 善右エ門
萬丁目通鍋倉村
山居 御山
山守 九内

とある。

南部藩における河川工事で、木材を使用した例は少ないが、最も多数の木材が使用されたのは鹿角郡毛馬内で施工した大湯川の締切工事であろう。この工事に使用された数量は大小合せて、一、九〇〇本に及んでいる(3)。

文化十四年

一、指倉八十組 元木二尺廻百三十本

一、柵立 八、九寸廻九百六十本

一、敷木 同 五百六十本

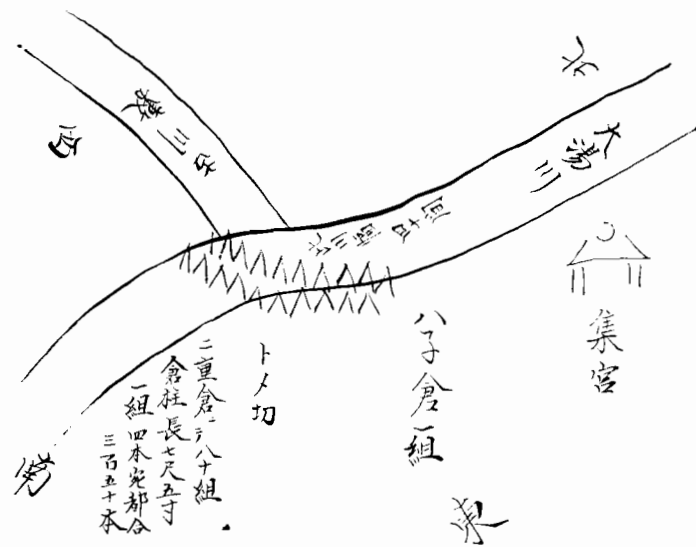
一、貫木 三百本

右之通腰廻村関上村御立林之内より雑悪木頂戴仕度旨願出申候尤貫木、敷木、柵立等之儀ハ倉柱剪取候末木相用不足之分〇〇内中畑等の御山より頂戴仕度旨願出申候此段相伺申候以上
丑七月三日

守田 兵左エ門
山口 庄之丞
谷地 治様
若成田寛右エ門様

とある。

この工事は川幅四十間の大湯川を締切るため四十組の指倉



若成田寛右エ門様
湯城日記 文化十四年

を二列に施工している。

以上の如く、南部領における治水制度は工事量の大小により分担責任が当初に定められ、人夫は草高によって賦課し、資材中木材は伐採等に繁雑な手続を用いているが、総て藩が無償で堤供する方法によっているのが特長とも言えるであろう。

註

- (1) 南部藩家老席日誌
- (2) 南部藩林制
- (3) 南部藩花巻城日誌
- (4) 岩手県誌資料
- (5) 南部砂子

三、田村藩

一ノ関田村藩における治水制度は、伊達藩の制定に準拠する所であるから、これと大差はなく、一村限り水下普請及一郷、又は藩費を併せ行う上普請とがあり、水下普請は一村限りの工事で灌漑用井堰等の工事がこれであり、取水堰、穴堰、橋梁、堤防、山崩等多くの人夫、多量の資材を用する工事は上普請とし、その工事費は藩費支弁を建前としている、更に、諸材料、職工料等を藩費で支弁し、その他（役務等）を地元負担としたが、後には、工事費の三分の一乃至二分の一を地元住民に賦役し、その余を藩費で支弁する制度に改められている、その制度の改廃は明らかでないが藩政末期には、すべて住民の負担により工事が施工されるに至っている。

これ等の工事に賦役する役務は、小役人足（草高一貫文に付五十五人の定め）と、御雇人足が当てられているが、そ

の比率は小役人足が総人夫量の三分の二で、残り三分の一は地元の御雇人足となっている。御雇人足には賃金が日払で錢五十文づつ支払い、事故により出役せざる場合は錢五十文を代物として取り立て諸材料費に充当することとしている。工事の施行は地元肝入の目論見書により、藩の普請係役人が、これを調査し、郡代において決定する所を、普請役人の監督下において施行させている。

主要資材の内、縄、明俵等は「人足見換り」と称し現物賦役により調達し、木材は藩の負担とし、藩林より伐採し使用せしめる定めであったが、藩政末期には木材等も住民の負担によって行わせるに至ったのである。

第三節 近代

一、明治初期（一）

慶応二年（一、八六六）十二月二十五日孝明天皇の崩御により明治天皇が踐祚され、国情が急変して、翌三年（一、八六七）十月には徳川幕府十五代將軍徳川慶喜が大政を奉還するところとなり、徳川三百年の封建政治に終止符が打たれ、天皇直裁の新政府となるがこれに先立ち、同三年十二月王政復古を号令し、新政体に総裁、議定、参与の三職を置き国政を執行した。之に伴い、土木行政の変革も亦、平行して行なわれた事は言うまでもないが、急激な変革は行なわれず、同四年二月二十二日（明治元年）内国事務官の中に民政役所を置き、治水の事務を管掌せしめている。同年五月その所管は税務司計官に移り、同年（明治元年）十月治河使を置き、岡本健三郎を任命し治水の事に当らせている⁽¹⁾。

明治元戊辰年十月二十八日

岡 本 健 三 郎

とある。

当官ヲ以テ治河使被仰付候事

治河使の職掌とするところ並に所屬機関及びその末端機関等の詳細は明らかでない。しかるに十一月十八日東園宰相中将より治河使設置に付き次の如き布告があり、治水方針が明らかにせられるところである⁽⁴⁾。

府藩県へ

天下一新ノ御政体被爲立、第一民庶ヲ緩シ各其所ヲ得テ倦サラシムル御趣意ノ処、倉卒兵馬ノ事起リ、不被爲得已次第モ候ヘトモ、今日ニ至候上ハ、彌国体ヲ強クシ皇基ノ培植被爲在候ニ付、今般新ニ治河使被設、天下ノ水利大ニ御処置可有之候ニ付テハ、差掛リ渡河堤防等十分ニ修覆致シ、以後水害ヲ除キ民利ヲ起シ候ハ勿論、且又浪華ヨリ運送等モ是マデノ三十石通船ニテハ徒ニ人力ヲ費シ実以不便利故、今日ノ御偉業ハ不相副候間、是非其蒸氣船ニテモ仕掛ケ利用可有之候処、何分春來騷擾ノ折柄、纔右澱川ノ堤防サヘモ御行届兼候ヘトモ、東北征討略平蕩ノ功ヲ奏候上ハ、追々右等ノ儀モ御詮議被爲在、大ニ天下水利ノ道ヲ起シ、民庶ノ福ヲ生シ候様被仰出候間、府藩県ニ於テモ此旨相心得、上下同揆其地方最高ニ就テ、夫々利害得失相考勉勵可致旨御沙汰候事。

とあり、澱川を始めとし逐次全国の河川に及ぼす事を明らかにされている。

同二年二月民部省の設置により治河使はその省に属する所となれるも、七月二十七日民部省官制の改正により治河使は廃止され、土木関係の業務は土木司に継承されるところとなり、次の如く達しられている⁽⁵⁾。

明治二年七月二十七日太政官達第六百八十一号

今度治河使被止候に付水利之儀自今其省土木司管轄被仰付候間此旨相達候事。

とあり、その職掌とする所は水利とあるが之れは広義にわたる水利であつて治水、水利の一般にわたる処と解し然る

べきであらう。

同年八月地理、土木、駅逓の三司は大蔵省より民部省へ移管せられている、治山、治水等も民部省に於いて所管するところとなり、河川工事に関する工事費支出区分の調査につき、次の如く達している⁽⁶⁾。

明治二年八月十三日

第七百三十二号民部省告示

川之堤防堀浚等官普請ノ区別不明ニ付キ今般取組候間府県支配所川々是迄仕来ノ分早々取調可差出事

と、官、民区の分明を急ぎ調査を令している。

同三年十月工部省が新設されるに及び、従来民部省の所管事項であつた処の治水、土木等は工部省に移され、その所管に属する所となつたのである。

以上の如く、政府の制度は次第に拡充されつつある時、淀川等においては着々改修工事等が施工されている。

明治四年二月二十二日付太政官布告第八十八号を以て、治水条目が公布され治水に関する基本的理念が明らかにされた、同布告によれば、先づ、土木司の中に検査係を置き、全国の河川を巡視せしめ河川状況の完全掌握を計り、治水事業の統一化を行うと共に、之か計画に地方官を参画せしめ、その施工等を地方庁によって施行せしめるものである。

更に、同条目の定むるところは、河川行政上もとても緊要であるところの河川境界を明らかにし、流量、水位を把握し水行を正し、河川における工事の自由施工を禁止し、河川管理権の確立を計ると言うものである⁽⁷⁾。

太政官布告第八十八号

二月二十二日（明治四年） 府藩県へ

第一章 制度の変遷

治水條目

今般治水ノ規程改正ノ為土木司中ニ検査掛ヲ置キ諸国全川ヲ分部シ掛リ官員常ニ分隸ノ川筋ヲ巡視シ地方官ト力ヲ戮セ治水ノ方法実地候條府藩県ニ於テ自今水利關涉ノ事件ハ勿論別紙條目ノ件々總テ土木司ト合議シ可否ヲ極メ可申立猶細目ノ儀ハ民政部省ヘ可承合事

第一條

一、川筋紛乱ナキタメ年間毎ニ堤外ヘ定杭ヲ建一面ニハ水量ノ尺度ヲ記シ一面ニハ番号ヲ記シ川敷幾丁幾間ト記スベシ又堤内百間毎ニ小杭ヲ打チ番号ヲ記シ堤ナキ所ハ川ト山トノ分界ヲ正シ川敷ヲ定ムベキ事
但在来ノ水量杭ハ廢止スベキ事

第二條

一、前條諸河川境界ヲ定メ境内水行ヲ妨ルノ類ハ取拂イ租税免除ノ場合ハ伺ノ上可取計且自儘ニ搔土土手等築立候儀嚴禁タルベキ事

第三條

一、堤上堤外ノ竹木堤ノ根堅メニ相成ベキ分ハ存シ其ノ餘ハ三月ヲ限り伐拂ベク蘆葦川柳ノ類ハ六月限り同斷ノ事
但川ノ広狭ニヨリ堤外五間或ハ三間ヲ堤脚ト定メ堤脚ニ有之竹柳ハ存スベク凡竹ハ六尺上ヨリ伐拂と柳ハ三年毎ニ土際ヨリ伐拂ノ固又水刳ノ用ニ供スベキ事

第四條

一、堤防修築ニ用エル諸式直段ノ儀關東其外總テ仕来ニ拘ラズ其所平均直段ニ改メ物價ノ高下ニヨリ二年或ハ三年ニシテ改制スベキ事

第五條

一、諸川水路要衝ノ地ニ簾ヲ張り又ハ樹枝ヲ埋ムルノ類大ニ水行ヲ妨ル條自今一切嚴禁ノ事

第六條

一、堤腹ヲ浸墾シ官道ヲ縮耕スルノ類最嚴禁タリ自今其管轄庁ニ於テ取締致スベキ事

第七條

一、自普請ヲ以テ縦ママニ堤防ヲナシ水勢ヲ激シ前岸上下ノ害ヲナスモノ少ナカラス自今自普タリトモ水刳土出ノ類ハ一応土木司申談施行スベキ事

第八條

一、堤防締役ヲ其最寄郷村ヨリ拔擢シ凡ニ里或ハ三里ヲ一人ノ持トシ榜示ヲ建テ境界ヲ定メ規制ヲ守リ平日水行ヲ点檢セシムベキ事

第九條

一、普請土取石取坪掛リ人足ノ儀仕来ニ拘ラス丁数ニヨリ定則ヲ以テ積リ立目論見帳ヘ丁数遠近ヲ書載可申事

とある。

治水、橋梁等を所管する工部省は明治四年官制の一部を改正し土木司を設け、土木關係の業務を職掌とせしめるとこ

ろとなった⁽¹⁾。

太政官布告第三百七十九号

明治四年七月二十七日

工部省土木司被置候事

とあり、更に、八月十四日工部省は省内の機構の一部を改正し、土木司は土木寮と改め第二等寮としている⁽¹⁾。

太政官布告第四百七号

明治四年八月十四日

工部省中寮司左の通被置候事

第一等寮

工学 勤工 鉱山 鐵道

第二等寮

土木 燈台 造船 電信 製鉄 製作

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

一等司

測量

とある。

測量関係は土木と分離し一等の測量司とし、省内の一組織として独立せしめている。

後、次第に工部省は通信、運輸等を主管とする方向へ転換して行くのであるが、土木寮は同年十月大蔵省へ移管される⁽¹⁾ところである。

太政官沙第五百二十八号

明治四年十月八日

工 部 省

其省中土木寮自今大蔵省管轄被仰付候事

と所管替が行なわれている。

さきに、太政官布告第八十八号（明治四年二月二十二日）を以て規定された、「治水条目」は、同年十二月二日太政官布告第六百三十一号「水理堤防等ノ儀」の公布によって廃止されるに至ったのであるが、新に布告された「水理堤防等ノ儀」に規定される処は、主として工事費及び施工手続等の行政措置に関する事であり、河川行政の基本を制定するものではなかったのであるが、新に規定される所は地方官の権限であり、土木費の支出に於て地方官の専行し得る最高額は金壹千円、営繕費に於ては金五百円を範囲とするものであり、併せて、これ等の工事における竣工検査を行う事等である。これらの支出行為は、精算帳を大蔵省に提出することによりて終了するものであるが、金壹千円を越ゆる土木費、金五百円を越ゆる社寺、官舎等の修繕、並びに、新規造営等は⁽²⁾大蔵省へ伺い、後、施行される運びであり、工事施

工は、目論見帳（設計書）によって施工し、竣工は精算帳、並に、土木寮職員の竣工検査等による事等が、規定される⁽³⁾ところである。

更に、従来の河川行政は、ひとり低水対策に終始するものであったが、此の布告によって高水対策が取入れられているのが特長である。

明治維新後における河川行政において高水対策が提唱されたのは、この布告が初めてである⁽⁴⁾。

太政官布告第六百三十一号

明治四年十二月二日

水理堤防等ノ儀ニ付キ當二月及布告候條目總テ相廢更ニ左ノ通り

一、從來公費ニ關スル堤防橋梁等ノ修繕一簾千両以下ハ於地方官費検査ノ上施行致シ府県印ノ出来形精算帳大蔵省ヘ可差出千両以上ハ同省ヘ伺出ノ上可取扱事。

但急水暴漲シ堤防潰崩等ハ大小ヲ問ハズ地方官ニ迅速遂検査施行ノ上本文同様精算帳可差出事。

一、新規分水川替堀割等ハ細大ヲ問ハズ測量分間図ニ目論見帳ヲ副テ大蔵省ヘ可伺出事。

但新ニ水除ケ杭等ヲ打候節モ本文同様可伺出事。

一、従前公費ニ不係自普請ノ箇所ハ地方官ニ於テ適宜ノ修繕致シ水害ナキ様可注意尤毎年九月ヲ限トシ出来形精算帳ニ金高ヲ記シ大蔵省ヘ可差出事。

一、各管轄地交互シ水理堤防修繕等ノ儀ニ付難裁決箇所ハ大蔵省ヘ伺出事。

一、各地方水害ニテ堤防決潰間敷修繕人田面荒蕪坪数耕作損毛人家流失軒数人畜死亡員数家財流失金高ニシテ凡何程一ケ年分表ニシテ毎年九月大蔵省ヘ可差出事。

一、先般夫米相摩候ヘ共是迄夫米等ノ名義ヲ以テ地方官ヘ取立置堤防橋梁等ノ修繕致シ来候分ハ従前ノ通取立修繕入費ニ充候カ或ハ里正等ノ内人撰シ右ノ通取立差配致サセ堤防橋梁等ノ修繕ニ充候カ兩様ノ内於地方官適宜可取計候事。

一、從來官普請証拠書類ナキ箇所ハ都テ自普請可申付且又手當普請ノ箇所ヘ手當金下ケ渡候分通都テ旧貫ニ仍リ若不得止可相

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

致事情有之節ハ大蔵省ヘ可伺出事。

一、各地方官ニ於テ官費ニ関スル社寺、官舎等修繕入費一簾五百兩以下ハ地方官ニテ遂検査施行致シ縣印出来形清算帳大蔵省ヘ可差出尤一簾五百兩以上修繕且新規造営ハ大小共大蔵省ヘ可伺出事。
右ノ外各地方官ニテ難裁決分ハ大蔵省ヘ可伺出尤水理堤防等ノ儀自今地方官ニ於テ厚ク注意シ目論見等不都合無之様可取計時宜ニ寄土木寮官員出張目論見帳ニ照準シ実地點候儀モ可有之事。

とある。

同年二月太政官布告による治水条目によって、藩政時代より慣習によって施工せらるる所の堤防、水利等の自普請は厳禁され、河川行政上一大新規軸を画したのであるが、今回の布告（第六百三十一号）第七項を以て従来官普請の施工を証する資料のなき所は自普請によらしめる事が定められ、治水條目に定められるところは数ヶ月にして廃止され、更に、十二月十四日の太政官布達第六百四十八号によって、該地域の物産を旺盛にし、住民の福利増進のため地域住民、及び、会社等の自普請による河川、道路等の改修、並びに、橋梁架設等の施行を許すところとしている⁽²⁾。

明治四年十二月十四日

太政官布達第六百四十八号

治水修路ノ儀ハ地方ノ要務ニシテ物産蕃盛庶民殷富ノ基本ニ付府縣管下ニ於テ有志ノ者共自費或ハ会社ヲ結ヒ水行ヲ疏シ嶮路ヲ開キ橋ヲ架スル等諸般運輸ノ便利ヲ興シ候者ハ落成ノ上功費ノ多寡ニ応シ年限ヲ定メ税金取立方被差許候間地方官ニ於テ此旨相心得右等ノ儀願出候者有之節ハ其他ノ民情ヲ詳察シ利害得失ヲ考ヘ入費税金ノ制限篤ト取調大蔵省ヘ可申出事。
とある。

此処において河川に再び私権を認むる処となり、これが長く河川行政上に悪影響を残すところとなったのである。

翌五年は制度上の改変は見られないが蘭人工師セ・イ・ファン・ドールン氏及びリンドウ氏並に英人測量師マクウエ

ン氏等が来朝し、初めて洋風技術による測量、施工等の指導が行なわれ、我国土木事業界に一大転換を与へた重大な年である。これ等、新技術の導入によって、従来断片的に改廃が行なわれて来た土木関係諸法令に刷新を要する時期が到来したのであろう。

明治六年八月二日大蔵省番外を以て旧法はすべて廃止され、新に河港、道路修築規則の制定が行なわれている。

この改正により工事費は数年間の平均による平均額を基礎とする定額制となり、地方庁はその範囲に於て従前の通り堤防、用悪水堰、道路、橋梁等の工事を施工せしめられるところとなったのである⁽¹⁾。

明治六年八月二日

大蔵省番外

水理堤防ノ儀ニ付辛未十二月二日御布告相成候処今般特殊ノ御詮議ヲ以テ右條目中社寺官舎等修繕ノ件ヲ除キ其他都テ相廢止更ニ別紙規則ノ通經營ノ制限ヲ相立且従前堤防用悪水路道路橋梁ノ經費官民ノ区別ヲ計算シ三年乃至五年ヲ平均シ之ヲ向フ五ヶ年ノ定額トシテ来春ヨリ施行候見込ニ付各管内限リ其額ヲ取調ベ来ル九月中迄ニ差出候尤戊辰ヨリ庚午迄三ヶ年平均高差出候モ有之候ヘ共計算信用難致向モ有之且水害ノ有無ニヨリ大ニ金額ノ輕重ヲ生シ将来ノ定額ニ難相立候間譬ヘバ水害有ル年ハ其費用三万圓ニ上ルモ又無事ノ年ハ纔カニ壹千圓ニ出サルモ有ルベシ而シテ水害ハ三年一度可有ヲ見積込平均シタル金額ヲ以テ向フ五ヶ年間ノ定額ニ相立候筈ニ付現莫ノ平均高ヲ斟酌増減ノ金額可申立候此段相達候也。

別紙

河港道路修築規則

第一則 澱刀根信濃川ノ如キ一河ニシテ其利害數縣ニ關スルモノヲ一等河トス、横浜神戸長崎新潟函館港ノ如キ全国ノ得失ニ係ルモノヲ一等港トス東海中山陸羽道ノ如キ全国ノ大経脈ヲ通スルモノヲ一等道路トス右工事費用従来官民混淆之分譬ヘバ六分ハ官ニ出テ四分ハ地民ニ出ル其四ハ大蔵省ニ収メ其更正（河港ノ形態ヲ變更シ新ニ堤塘ヲ築造シ屈曲セル路線ヲ直線ニシ新ニ路傍ニ溝渠ヲ設クル類ヲ云フ以下之ニ倣フ）修繕（暴風霖雨等ノ為崩潰セル河港道路ヲ修ムル等ヲ云フ以下之ニ倣フ）ノ工事ハ図面並目論見帳添同省ヘ可伺出事。

第一章 制度の変遷

第二則 他管轄ノ利害ニ関セザル河港及ヒ各部ノ経路ヲ大経脈ニ接續スル脇往還枝道ニ類ヲ二等河港道路トス右工事ノ費用從來官民混淆ノ分譬ハバ六分ハ官ニ出、四分ハ地民ニ出ルモノハ其四分ハ直ニ地方庁ニ収メ其六分ハ大蔵省ヨリ下渡ス可シ其更生修繕ノ工事ハ地方官ニ於テ施行スベキ事。

第三則 市街郡村ノ利害ニ関スル河港及ビ田地灌漑ノ用要水路村市ノ経路等ヲ三等河港道路トス右更生修繕ノ工事ハ地方官之ヲ施行シ費用ハ其利害ヲ受クル地民ニ課スベシ尤其課方ノ処分ハ地方官ニ委任スヘキ事。

但従前官給有之場所ニテ自今悉皆民費ニ難課事情等有之向ハ改正期限ノ見込相立可伺出事。

第四則 一等河ノ支流ト雖モ水勢強弱ニ因リ本流ノ害アルモノ或ハ放水ノ如キ一縣ニ損アルモ數縣ニ益有ルノ類之ヲ更正スルニ至テハ図面並目論見帳大蔵省ヘ可伺出尤其平常修繕ノ如キハ地方官ニ委任スベキ事。

第五則 二等以下河港道路ト雖モ之ヲ更正スルニ至ツテハ大蔵省ノ許可ヲ得テ施行スベキ事。

第六則 地方官ニ於テ専任施行スル修築ト雖モ總テ清算帳ハ年々大蔵省ヘ可差出事。

とある。

此布告において定むる所は河川、港湾、道路等を各々の性格、地理的条件、並に、經濟上の影響等により一、二、三等の段階を設け工事費における官民負担比率等を定め、その事務処理等に関する基本を規定するものである。

本規則によつて、北上川は二等河に、国道四号線（陸羽街道）は一等道に編入され、これ等の修築における工費等は、その六割を国庫負担とし、他の四割を地方民費の負担とせられたのである。

以上の如く、河港道路等に階級を設け、工費負担区分を設定した事は我国における土木史上初のことであり特筆に値するところである。

この規則と共に定額金の基準となる「府県堤防用悪水樋堰道路橋梁入費辰（明治元年）より午（明治三年）迄三ヶ年平均」が示達されている。

北上川沿岸に係るものは次の如くである⁽⁴⁾。

宮城縣	九二五圓七七錢七厘
岩手縣	四七圓七九錢三厘
水沢縣	—

と計上されてあるが、これは東北地方が戊辰戦争等による混乱期において投資せる額であり「信用難致向モ有之」に相当する所である、これが定額金割当の基礎にされた数字であるが、戊辰戦争に關係の少なかった地方における定額金は、次の如く配布を受けている⁽⁵⁾。

大阪府	八六、五七九圓二五錢九厘
京都府	四一、四六四圓七〇錢一厘
愛知県	七六、一七六圓七五錢九厘

等と多額の配布が行なわれ不均衡も甚しいものである。

本則において、公共事業に對し国庫支出の制を定め、治水工事が国家資本によつて施工せらる、端緒を開いた事も亦重要な意義を有するところである。

同六年には省庁の改廃が行われ、新に内務省が次の如く設置されている⁽⁶⁾。

太政官布告第三百七十五号

明治六年十一月十日

内務省被置候條此旨布告候事

とあり、従来大蔵省に属する所の土木寮は内務省へ所管轄となり、更に、翌七年一月内務省寮司規定が制定され土木、地理の事務は二等寮に、測量は一等司に属する所となり、定額金は同年二月内務省達乙一三号によつて渡方が月割

第一章 制度の変遷

制（交付額の月割交付）に改められ、更に、五月二十九日内務省達乙第三八号により河港修築規則中の定額金制度は廃され、爾後、河港道路経費と改められ交付されることとなり、同八年六月二十九日内務省達乙第八四号によつて、さきに定額と称し、後改められて河港道路経費となった月割の交付金は、三度、改められて旧に復する所となったのである。

同年十二月二十八日太政官達第二百十七号を以て内務省二等寮に警務、圖書の二寮が編入され土木寮の職制は次の如く改正されている⁽¹⁾。

元老院、内務省、大蔵省、文部省、工部省、開拓使職制章程別冊ノ通被定候條此旨相達候事。

（別冊）

内務省職制及事務章程

内務省ハ国内安寧人民保護ノ事ヲ掌ル所其事務ヲ支分シテ七寮ト為ス

勸業寮 駅通寮

以上一等寮

戸籍寮 警保寮

以上二等寮

地理寮

圖書寮

職制（抜）

省中ノ事務大分シテ上下二款ト為ス其上款ハ郷ノ意見ヲ具シ上奏裁可ヲ經テ然ル後施行ス、其下款ハ郷ノ意見ヲ以テ專行スルヲ得上下二款ノ事務ニ於テハ郷皆其責ニ任ズ

上款

第八條 道路川海堤防橋梁ノ新宮或ハ其ノ法制ヲ立ツルコト

（以下略）

大 蔵 省

其省職制章程別冊ノ通改正候條此旨相達候事

明治八年十一月二十五日

太政大臣 三 條 実 美

（註）

同九年四月地方制度の改変が行なわれ、同月十八日北上川上流域は岩手県となり、全下流地帯は宮城県となり、北上川は岩手、宮城二県の管轄に属する所となる。

同年六月八日太政官達第三十九号により河港等の等級は廃されるに至つたが、河川費等は従前の通り交付される所である⁽¹⁾。

明治六年八月大蔵省ヨリ相達候河港等級ノ儀ハ渾テ相廢シ候條此旨可相心得尤工事及ビ費用ノ儀ハ先ツ従前ノ通可相心得此旨相達候事

とある。

同十年十月官制改正により各省における寮は廃止され、土木寮は土木局となり、土木行政機構は此処に至つてようやく確立を見たといえよう。

しかし、同十一年七月二十五日太政官布告第十九号により税制の改革と共に河港、道路、堤防、橋梁その他營繕等の事業費は地方費支弁と改められ、国家支出は廃止されるに至つたのである⁽¹⁾。

従前府県税及民費ノ名ヲ以テ徴取セル府県費ヲ改メ更ニ地方税トシ規則左ノ通被定候條此旨布告候事（抜）

第三條 地方税ヲ以テ支辨スベキ費目左ノ如シ

一、警察費

一、河港道路堤防橋梁建築修繕費

一、府県會議諸費

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

(以下八項略) (第四条以下省略)

とあり、さきに、(明治四年) 治水条目の公布によって全国的統一の河川行政の施行を見たのであるが、数年にして、遂に、再び旧態に帰し地方区々の治水工事が施工されるようになったのである。同十年西南戦争終了後の国情は次第に陸軍の勢力が抬頭し河港、道路等の修築にも干渉するに至り同十七年国県道及河港等の新設、変換については陸軍省と協議を要することとなったのである⁽²⁾。

明治十七年二月二十五日

太政官より内務省へ達

国道県道河港ノ新設変換ハ軍事ニ関係有之候条処分方詮議ノ節陸軍省へ協議可致此旨相達候事。

とある。

従来施行せらるる所の河川行政は、主要河川の改修に当り当該河川毎に内務省土木局の出張所を置き、現地には工営所を設けて工事を施工する所の局地制によって施行されている。

更に、主要河川と雖もそのすべてが期を同うして施工することは不可能であるから、おのずとその施工順位が定められるところである。

施工順位の決定は、河川の大小によらず、経済的影響の大なるものより逐次施工される所であつたから、北上川上流部の如きは、その起工年代においても投資額等においても他の河川の右に出るものではなかつたのである。

従来の河川行政は以上の如く、官費により直接施行される大河川の修築並びに、中小河川、大河川の維持修繕等地方費、或いは、地方税を以て施行するところの、二本立て施行されている為、たまたま平行工事の施工があり、甚しきに至っては相対工事が同時に施行される事等を生じ、一貫性に欠ける処が多かつたのである。

此処に於て、政府は新に土木監督区署官制を制定し直轄工事の施工と共に、府県に於ける土木事業を監督し、一貫性ある土木行政の施行を行うべく次の如き官制を令達しているのである。

これは我国土木行政の一大転換であり、近代社会に適應する土木行政の確立であつたのである⁽³⁾。

明治十九年七月十二日

内務省令第十三号

土木監督区署官制左ノ通り定ム

明治十九年七月十二日

内務大臣 伯爵 山 縣 有 朋

土木監督区署官制

第一条 内務省直轄ノ工事及府県土木ノ事業ヲ監督スル為全国ヲ分チ土木監督区ヲ置ク、其区域名称ハ左ノ如シ

第一区 上総 下総常陸 上野 下野 安房 相模 伊豆 駿河 甲斐 遠江 信濃ノ内

第二区 磐城 岩代ノ内 陸前 陸中 陸奥 羽前 羽後

第三区 越後 岩代ノ内 越中 佐渡 能登 加賀 越前 飛騨ノ内 信濃ノ内

第四区 三河 尾張 美濃 美濃ノ内 飛騨ノ内 伊勢 志摩 伊賀 近江 若狭 山城 大和 摂津 河内 和泉

紀伊 丹波 丹後 但馬 播磨

第五区 淡路 阿波 讃岐 伊豫 土佐 備前 備中 備後 安藝 周防 長門 美作 因幡 伯耆 出雲 隠岐 石

見

第六区 豊前 豊後 筑前 筑後 肥前 肥後 薩摩 大隅 日向 壹岐 対島

第二条 土木監督区ニ土木監督署ヲ置キ内務大臣ノ管轄ニ属シ職員置クコト左ノ如シ

土木巡視長

土木巡視

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

土木巡視補

- 第三条 巡視長ハ一等乃至三等ノ技師ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ土木ノ事務ヲ管理ス
- 第四条 巡視長ハ其管轄部内ヲ巡視シ府県土木事業ヲ監視シ其利害得失ヲ精査シ報告書ヲ内務大臣ニ提スヘシ
- 第五条 巡視長ハ内務省直轄ノ河川堤防道路橋梁港湾ニ係ル土功ヲ計画シ其意見ヲ内務大臣ニ具申スベシ
- 第六条 巡視長ハ内務大臣ノ命令ニ依リ特新設工事又ハ既成工事ノ変更等ヲ検査スルトキハ其意見ヲ内務大臣ニ具申スベシ
- 第七条 巡視長ハ内務大臣ノ招集ニ応ジ土木會議ヲ開キ全国土木事業ノ得失ヲ討議スルコトヲ得但會議ノ規則ハ内務大臣ノ定ムル所ニ依ル

- 第八条 巡視ハ三等乃至六等ノ技師ヲ以テ之ニ充ツ巡視長ノ命ヲ承ケテ土木ノ事務ヲ分掌ス
- 第九条 巡視補ハ技師又ハ属ヲ以テ之ニ充ツ上官ノ命ヲ受ケ土木ノ事務ヲ分掌ス

以上の如く、陸前（宮城県）陸中（岩手県）二国は第二監督署の監督下に属する所となり、北上川はその監督下に置かれたのである。

同官制第二条に定める処により同年七月監督の位置を次の如く内務省令を以て定められている⁽¹⁾。

内務省令第十四号

府県土木監督区署位置左ノ通り定ム

明治十九年七月十二日

- | | | | | | | | |
|-----|----------------|------|----|---|---|---|---|
| 第一区 | 下総国東葛飾郡関宿 | 内務大臣 | 伯爵 | 山 | 縣 | 有 | 朋 |
| 第二区 | 陸中国西磐井郡一ノ関 | | | | | | |
| 第三区 | 越後國中蒲原郡西島屋野島新田 | | | | | | |
| 第四区 | 摂津国大坂 | | | | | | |
| 第五区 | 阿波国名東郡徳島 | | | | | | |

第六区 筑後国御井郡久留米

とある。

第二区土木監督署は以上の如く一ノ関とあるが、これは次の如く民家を借上げたものである⁽⁵⁾。

第二土木監督署

岩手県陸中国西磐井郡一ノ関村廣小路

本間重治郎氏宅

（岩手県一ノ関市田村町一番地）

これが土木行政上における政府機関の東北地方に設置された最初の機関である。

しかるに、一ノ関は監督区全般に至る交通至便の地とは言えず、更に、県庁所在地でもない所であつて政府機関の位置には好適の地とは言い得なかつたのであろうか？。

同二十二年第二区監督署等の位置は次の如く変更されるに至つたのである⁽⁴⁾。

内務省令第九号

明治十九年第十四号省令中第二区土木監督署第五区土木監督署位置ヲ左ノ通り改ム

第二区 陸前国仙台

第五区 安芸国広島

明治二十二年七月二十九日

内務大臣 伯爵 松 方正 義

とあり第二監督署は設置以来二ケ年にして仙台市に移されている。

同土木監督官制は明治二十三年更に勅令を以て規定されるところである。

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

しかし、第一条に定むる監督署区に関する事項においては同十九年省令第十三号第一条に定むる所と同一であるが、第二条以下は次の如く改正されているのである⁽¹⁾。

朕土木監督署官制ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十三年八月一日

内閣総理大臣 伯爵 山 縣 有 朋
内務大臣 伯爵 西 郷 從 道

勅令第百五十七号

土木監督署官制

第一条 内務省直轄ノ土木工事ヲ施行シ及地方ノ土木工事ヲ監視スル為メ土木監督署区ヲ置ク左ノ如シ

(註) 各区及国名省略

第二条 土木監督区ニ土木監督ヲ置キ内務大臣ノ管轄ニ属シ左ノ職員ヲ置ク

署 長

技 師

技師試補

技 手

書 記

第三条 監督署長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ処理シ所屬職員ヲ統督ス

第四条 監督署長ハ部内地方ノ土木事業ヲ巡視シ利害得失ヲ精査シ之ヲ内務大臣ニ報告スベシ

第五条 監督署長ハ内務省直轄ノ土木事業ヲ計画シ意見ヲ内務大臣ニ開申シ共命令ニ依リ之ヲ施行スベシ

第六条 監督署長ハ内務大臣ノ命令ニ依リ特新設工事又ハ既成工事ノ変更等ヲ検査スルトキハ意見ヲ内務大臣ニ開申スベシ

第七条 技師ハ奏任トシ二十七人ヲ以テ定員トス、各監督署ニ分属シ署長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ分掌ス

技師試補ハ十六人ヲ以テ定員トシ各署ニ分属セシム

第八条 技手ハ判任トシ百二十五人ヲ以テ定員トス上官ノ指揮ヲ承ケ工務ニ従事ス

第九条 書記ハ判任トシ四十八人ヲ以テ定員トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

とある、以上によれば仙台に於ける第二区土木監督署の職員数は次の如くである⁽¹⁾。

署 長 一 人

技 師 四 人

技師試補 二 人

技 手 二〇 人

書 記 七 人

計 三〇 人

以上の如く署長以下三〇余人の職員によって構成されている。

同年八月十五日内務省告示を以て官制の一部が次の如く変更されている⁽¹⁾。

明治二十三年八月十五日

内務省告示第二十五号

土木監督署並派出所位置左ノ如シ

第一区土木監督署 東京府管下 東 京

同派出所 静岡県管下 静 岡

第二区土木監督署 宮城県管下 仙 台

第三区土木監督署 新潟県管下 新 潟

第四区土木監督署 大坂府管下 大 坂

同 派出所 三重県管下 桑 名

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

第五区土木監督署 広島県管下 広島
第六区土木監督署 福岡県管下 久留米

とある。

従前の官制にはすべて国名が用いられているが、本告示においては土木監督署の所在地名は府県名が用いられている、之が、土木行政上において府県名を用いた最初であると共に、同署に派出所制の設けられるに至ったのも初めてのことである。

同二十七年六月内務省官制の一部を改正し内務省に土木技監が置かれている。ここにおいて、我国における土木技術の指導機関の確立を見たのである⁽¹⁾。

朕土木技監ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年六月十三日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤 博文
内務大臣臨時代理
司法大臣 芳川 顕正

勅令第六十六号

内務省ニ土木技監一人ヲ置ク

土木技監ハ大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ土木局ニ属スル技術上ノ事項ヲ掌理シ及直轄土木事業ノ施行並ニ地方土木事業ノ監督ニ關スリ技術上ノ事項ニ付土木監督署長ヲ指揮ス

と、更に河川、道路及び港湾等ノ調査を施行する件につき、七月三日勅令を以て次の如く多数の臨時職員が配置されるところとなつたのである⁽²⁾。

朕河川道路港湾調査ニ關スル職員ノ件裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年七月三日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤 博文
内務大臣 伯爵 井上 馨

勅令第八十四号

河川道路及港湾ニ關スル事業ノ臨時調査ヲ為サシムルタメ内務省及土木監督署ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

内務省 技師 二人
土木監督署 技師 七人
技手 二十八人

本令ハ明治二十七年十月一日ヨリ施行ス

とある。尚、直轄土木工事の臨時施行に当り同時に次の如き勅令が公布されている⁽³⁾。

朕内務省直轄臨時土木工事施行ニ關スル職員ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年七月三日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤 博文
内務大臣 伯爵 井上 馨

勅令第八十五号

内務省直轄ノ臨時土木工事ヲ施行セシムルタメ土木監督署ニ臨時左ノ職員ヲ置ク

技師 八人
技手 七十六人
書記 十二人(判任)

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

本令ハ明治二十七年十月一日ヨリ施行ス

とある。

更に、同日付勅令第八十六号を以て土木監督署の官制が三度改正され同年十月一日、期を同じくして施行されたのである⁽¹⁾。

朕土木監督署官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治二十七年七月三日

内閣総理大臣 伯爵 伊藤博文
内務大臣 伯爵 井上馨

勅令第八十六号

土木監督署官制

第一条 地方土木事業監督ノタメ府県ヲ分画シテ七土木監督区トス

其ノ区域左ノ如シ

- 第一区 東京府 神奈川県 埼玉県 群馬県 千葉県 茨城県 栃木県 山梨県
 - 第二区 宮城県 福島県 岩手県 青森県 山形県 秋田県
 - 第三区 新潟県 長野県 石川県 富山県
 - 第四区 三重県 愛知県 静岡県 岐阜県 福井県
 - 第五区 京都府 大坂府 兵庫県 奈良県 滋賀県 和歌山県 徳島県 高知県
 - 第六区 鳥取県 島根県 岡山県 広島県 山口県 香川県 愛媛県
 - 第七区 長崎県 福岡県 大分県 佐賀県 熊本県 宮崎県 鹿児島県 沖縄県
- 第二条 各土木監督区ニ土木監督署ヲ置ク其ノ位置ハ内務大臣之ヲ定ム

第三条 各土木監督署ニ左ノ職員ヲ置ク

署長
技師
技手
書記

第四条 署長ハ技師ヲ以テ之ニ充ツ

内務大臣ノ指揮監督ヲ承ケ署務ヲ管理シ所屬職員ヲ指揮ス

第五条 署長ハ区内地方ノ土木事業ヲ監視シ利害得失ヲ査覈シ内務大臣ニ報告ス

第六条 署長ハ第一条ニ記載シタル事務ノ外内務大臣ノ命ヲ承ケ内務省直轄ノ土木事業ヲ計画シ及其ノ施行ヲ管理ス

第七条 技師ハ各署ヲ通ジ二十一人ヲ以テ定員トス署長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ分掌シ並ニ第六条ノ事務ヲ補助ス

第八条 技手ハ各署ヲ通ジ三十五人ヲ以テ定員トス上官ノ指揮ヲ承ケ工務ニ従事ス

第九条 書記ハ判任トシ各署ヲ通ジ二十八人ヲ以テ定員トス上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

第十条 直轄土木事業ノ管理ハ第一条ノ区域ニ依ラザルコトヲ得

附則

第十一条 本令ハ明治二十七年十月一日ヨリ施行ス

と改正されている。更に、同年十月一日付を以て土木監督署官制第二条の定めるところにより、土木監督署の位置は次の如く改定されている⁽¹⁾。

内務省告示第百二十四号

明治二十七年勅令第八十六号第二条ニヨリ土木監督署ノ位置ヲ定ムル左ノ如シ

明治二十七年十月一日

内務大臣 伯爵 井上馨

第一区土木監督署 東京府管下 東京

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

第三区土木監督署	宮城県管下	仙臺
第四区土木監督署	新潟県管下	新潟
第五区土木監督署	愛知県管下	名古屋
第六区土木監督署	大坂府管下	大坂
第七区土木監督署	廣島県管下	廣島
第七区土木監督署	熊本県管下	熊本

と告示され、監督署の位置及所管区域とが定められ、河川行政の基盤となる政府の出先機関がようやく確立を見たのである。

註

- (1) 法令全書
- (2) 河川法關係法規類集
- (3) 官報
- (4) 小沢文書
- (5) 長田氏資料

二、河川法施行

従来水運を目的とする低水工事は国費をもつて施行し、沿岸住民の生活及び生産等に多大の影響を及ぼす高水、洪水対策としての堤防等は、もっぱら地方費に依らしむるところであり、かかる、国の施策は早くより批判され、第一回帝國議會以来しばしば河川關係法案の上提を見ながら、遂に、その成立に至らなかったのである、しかるに、明治中期に至り、直轄河川工事及び府県管轄河川工事等の低水、高水工事に關し国庫金の支出並びに補助等が要望されるに至り、低水工事を主体とする従来の河川行政は時代の要求に適合せざるところとなり、政府は、その刷新を計るため明治二十

五年六月土木会を設置し調査に当らせているのである。

たまたま、同二十七年の洪水は全国的に大被害を及ぼし、洪水対策の必要性が痛切に感じられるところとなり、これを契機として、日新戦争後の、同二十九年第九回帝國議會に、特定河川改修工事を内容とする「河川法」が提出されるに至つたのである。

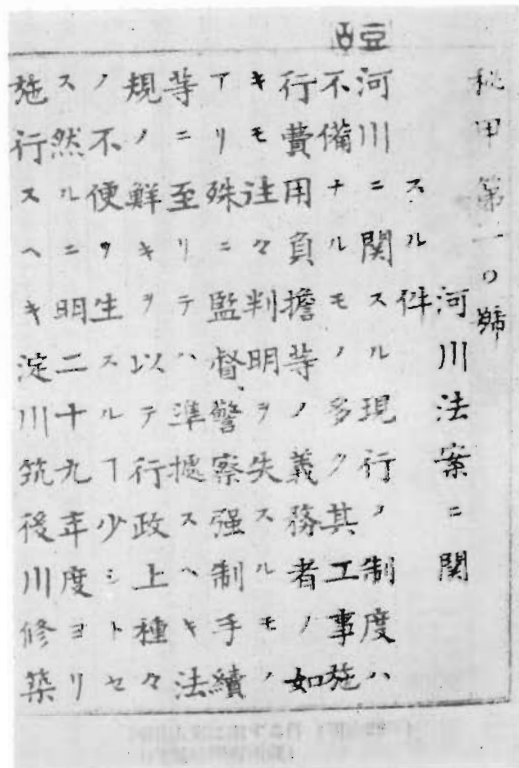
同法案提出に際し、芳川内相の提案理由書は次の如くである⁽¹⁾。

河川ニ關スル現行ノ制度ハ甚不備ナルモノ多ク、工事施行用負担等ノ義務者ノ如キモ往々判明ヲ欠クモノアリ、又監督警察

等ニ關シテモ判然タル規程鮮キヲ以テ河川ノ行政上種々ノ不便ヲ生スルコトアリ、殊ニ河川改修ノ如キ事業ヲ施行スルニ當リテハ不都合ヲ感スルコト少シトセス、是本法案ヲ提出スル所以ナリ

とある。同法案は、同議會を通過成立し、同二十九年四月七日法律第七号を以つて交付されている。

河川法は、本法六十三ヶ条、附則三ヶ条より成るが、本法の成立によつて河川行政の國家權力による統制が確立し、河川、河水の利用並びに河川に施行する總ての行為



第一章 制度の変遷

は政府の許可、認可を要するところとなり、同法の重点とするところは治水に置かれ、利水を重視してはいないからである、更に、従前より執行されて来た慣行水利権は殆んどそのまま温存され利水上慣行水利権が先行するところとなったのである。

翌三十年河川法に関連する砂防法（M30・3・30法律二十九号）森林法（旧法M30）が制定され水三法の成立によって治山治水等の基礎が確立するに至ったのである。

同年五月勅令を以て土木監督署に技監及び事務官の配置が次の如く公布され、組織が強化されている⁽²⁾。

朕土木監督署ニ技監及事務官設置ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年五月二十九日

内閣総理大臣	伯爵	松方	正義
内務大臣	伯爵	樺山	資紀

勅令第一八〇号（官報六月十二日）

第一条 各土木監督署ニ技監一人ヲ置クコトヲ得此ノ場合ニ於テハ技監ヲ以テ署長トス

第二条 各土木監督署ニ事務官一人ヲ置クコトヲ得

事務官ハ奏任トス署長ノ指揮ヲ承ケ庶務ヲ掌理ス

と、定めている。

更に、同日勅令第一八一号を以て、土木監督署の技監給与を年俸三千圓と定めている⁽²⁾。

朕土木監督署技監俸給ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十年五月二十九日

内閣総理大臣	伯爵	松方	正義
内務大臣	伯爵	樺山	資紀

勅令第一八一号（官報六月二十日）

土木監督署技監ノ年俸ハ三千圓トス

とある。

翌三十一年内務省官制の改正が行なわれ、第四条により、土木行政は、土木局が所管するところとなり、第七条に定むる事項を職掌している⁽²⁾。

朕内務省官制ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治三十一年十月二十二日

内閣総理大臣	伯爵	大隈	重信
内務大臣	伯爵	板垣	退助

勅令第二百五十九号

内務省官制（抜）

第一条 内務大臣ハ地方行政、議員選挙、警察、監獄、土木、衛生、地理、社寺、出版版權、賑恤及救済ニ関スル事務ヲ管理

シ台湾總督、警視總監、北海道長官及府県知事ヲ監督ス

第四条 内務省ニ左ノ六局ヲ置ク

地方局
警保局
土木局
衛生局

第一章 制度の変遷

第一章 制度の変遷

社 寺 局

監 獄 局

第七条 土木局ニ於テハ左ノ事項

- 一、本省直轄ノ土木工事ニ関スル事項
- 二、府県経営ノ土木工事其ノ他公共ノ土木工事ニ関スル事項
- 三、直轄工費及府県工費補助ノ調査ニ関スル事項
- 四、水面埋立ニ関スル事項
- 五、土地収用ニ関スル事項

とある。この改正に伴い土木監督署の官制が次の如く、更に、改められている。

朕土木監督署官制中改正ノ件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御 名 御 璽

明治三十一年十月二十二日

内閣総理大臣 伯爵 大 隈 重 信
内務大臣 伯爵 板 垣 退 助

勅令第二百六十号

土木監督署官制中左ノ通り改正ス

第七条 技師ハ各署ヲ通ジ十七人ヲ以テ定員トシ内二人以内ヲ勅任トス署長ノ指揮ヲ承ケ署務ヲ分掌シ並第六条ノ事務ヲ補助ス

土木監督署ニ勅任技師ヲ置クトキハ勅任技師ヲ以テ署長トス

第八条中「三十五人」ヲ「二十五人」ニ改ム

第九条中「二十八人」ヲ「二十人」ニ改ム

附 則

本令ハ明治三十一年十一月一日ヨリ施行ス

明治三十年勅令第百八十号ハ本令施行ノ日ヨリ廃止ス

と改正され、土木監督署の職員が次第に減じられて行く傾向が見られる。時代の情勢によるものであるが、これによつて更に土木行政の弱体化は明らかである。同三十八年には内務省官制の一部が再び、改正され、土木監督署が廃止となり、新に、東京、新潟、名古屋、大坂の四都市に内務省土木出張所が設置され、直轄土木工事並河川道路等の調査に関する事務が分掌されることになったのである⁽²⁾。

内務省告示第五十七号

内務省官制第十二条ノ二三依リ東京、新潟、名古屋、大坂ニ内務省土木出張所ヲ置キ別表ノ区域ニ從ヒ直轄土木工事並河川道路等ノ調査ニ関スル事務ヲ分掌セシム

明治三十八年四月一日

内務大臣 子爵 芳 川 顕 正

(別表)

名 称	区	城
内務省東京土木出張所	東京府、神奈川県、埼玉県、群馬県、千葉県、茨城県、宮城県、岩手県、青森県、山梨県ノ内、南都留郡、福島県、(若松市、南会津郡、耶麻郡、河沼郡、大沼郡ヲ除ク)	
内務省新潟土木出張所	新潟市、山形県、秋田県、石川県、富山県、岐阜県ノ内、大野郡、福島県ノ内、若松市、南都留郡、北	
内務省新潟土木出張所	都留郡、耶麻郡、長野県、(上伊那郡、下伊那郡、諏訪郡ヲ除ク)	

内務省名古屋土木出張所	省	略
内務省大坂土木出張所	省	略

とある如く、仙台土木監督署が廃止され東北地方唯一の土木行政機関が姿を消し、旧仙台土木監督署の所管に属した六県は東京、新潟両出張所に分轄管理されることとなったのである。従って、北上川を始めとする東北六県の河川行政は、最早期待することが出来ない状態に置かれていたことは明らかである。

その後、国の情勢が次第に安定に向うにつれ、対内政策に重点が移りつつあった同四十三年八、九月全国を襲った豪雨により、至るところの河川が氾濫し未曾有の大被害を及ぼすに至ったのである。この洪水が主因を為すとは言えないが、この洪水が契機となり、治水費の増額等新しい治水行政が展開したことは事実である。

同年十月臨時治水調査会は、全国の主要河川利根川、信濃川等六五ヶ川を国の直轄事業として改修工事を施行すべき河川として決議している⁽³⁾。

明治四十三年十月臨時治水調査会決議河川改修計画ニ関スル件

一 国ニ於テ直轄事業トシテ改修工事ヲ施行スヘキ河川ヲ左記六十五ヶ川トナスコト

とあり、その中に北上川が編入されている。更に、同決議の第二項において他の二十ヶ河川と共に北上川は、第一期改修河川に編入されることであるが、同三項において、明治四十四年度において着工し、大正十年度迄に完成すべしとされている。

一 第一期ニ属スル河川ノ改修工事ニシテ現に施行中ニ係ルモノハ其ノ竣工期ヲ左記ノ通りトシ既ニ改修計画調査ノ終了セル

荒川及北上川ノ工事ハ明治四十四年度ヨリ着手シ荒川ハ大正九年度北上川ハ大正十年迄ニ之ヲ完成シ云々とある。

右の決議は同四十四年帝国議会において議決され、北上川は、東京府に關係の深い荒川と共に、翌四十四年度より着工されることとなったのである。

しかし、北上川が国費により改修工事が施工されることと言えども、その工事区域は宮城県内に限られ、上流部には及ぶところではなかったのである。

同四十四年四月五日内務省告示をもって次の如く達しられている⁽⁴⁾。

内務省告示第二十四号

明治二十九年法律第七十一号河川法第八条ニ依り明治四十四年度ヨリ本大臣ニ於テ荒川及北上川改良工事ヲ施行ス其ノ主タル区域左ノ如シ

荒川左岸埼玉県北足立郡川口町右岸東京北豊島郡岩淵町以下海ニ至ル
北上川左岸宮城県登米郡錦織村右岸同県同郡上沼村以下海ニ至ル

明治四十四年四月五日

内務大臣 法学博士 男爵 平 田 東 助

とある。

この陰には、同四十三年九月の大洪水に因る宮城県北部の被害は特に甚しく、且、大なるものがあり、その現況視察と称し、政府の要人を強引に、しかも、再度にわたり招き、実状を吐露し、訴え続けた政治力と宮城県民の熱意による賜であらう。

第一章 制度の変遷

しかし、待望久しとするも、遂に、上流部には及ぶに至らなかったのである。

以上の如く、内務省所管の直轄工事等が増加しつつある時、従来の組織及職員数等を以ってこれに順応することは困難な情勢となり、所遇等を含めて、同年四月勅令を以って次の如く改正が行なわれている⁽²⁾。

朕治水港湾道路ノ調査監督及其工事並ニ事務ニ従事スル職員設置ニ関スル件ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム

御名 御璽

明治四十四年四月十日

内閣総理大臣 侯爵 桂 太 郎

内務大臣 法学博士 男爵 平 田 東 助

勅令第九十七号(官報四月十八日)

治水港湾道路の調査監督並其ノ工事及事務ニ従事セシムル為内務省ニ左ノ職員ヲ置キ土木局又は土木出張所ニ属セシム

技 監 専任 一人 勅任

技 師 専任 九十一人 内八人ヲ勅任トナスコトヲ得

土木局 専任 四人 奏任

書記官 専任 六十一人 判任

属 技手 専任 二百七十七人

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

明治四十二年勅令第百二十五号ハ本令施行ノ日ヨリ之ヲ廃止ス

とあるが、技師九十一名の内八名を勅任云々とあるは出先機関の改革に伴うものであらう。

同四月十一日内務省は、更に、官制の一部を改正し土木出張所を東京、仙台、新潟、名古屋、大阪、下関の六都市に

設置することを告示している。

此の改正によって再び仙台に政府の出先機関が設けられ河川行政を執行するところとなったのである。その所管する地域は福島県の内、阿賀野川流域を除く東北六県の全域としている。

さきの官制とは、その内容において大きく異り、調査並びに監督に関する事務の分掌である。更に、今次の改正で注目すべき点は砂防に関する事項が新に加えられたことである。

これによって、治山、治水が一体となり、河川行政に及ぼす影響は大きく、河川改修の実を揚げ得るところとなったのである⁽²⁾。

内務省告示第二十六号

明治三十八年内務省告示第五十七号ヲ左ノ通り改正ス

明治四十四年四月十一日

内務大臣 法学博士 男爵 平 田 東 助

内務省土木出張所名称及分掌区域

内務省官制第十二条ノ二ニ依リ東京、仙台、新潟、名古屋、大坂、下関ニ内務省土木出張所ヲ置キ左表ノ区域ニ従ヒ直轄土木工事並ニ河川砂防等ノ調査及其ノ監督ニ関スル事務ヲ分掌セシム

名 称	区 域
内務省東京土木出張所	省 略
内務省仙台土木出張所	宮城県、福島県(阿賀野川流域ヲ除ク)、岩手県、青森県、山形県、秋田県

内務省新潟土木出張所	省	略
内務省大坂土木出張所	省	略
内務省名古屋土木出張所	省	略
内務省下関土木出張所	省	略

その後、第二期河川その他において急拠改修工事を要する河川において、地方庁等が根本的改修計画を樹て、工事の施工に当り国庫補助を申請するものあり、更に、補助金を交付せる事業を、例えば、江合・鳴瀬川における改修工事の如く国が直接施工するに至る等情勢の変化によって、さきに策定する治水制度の改変を要するところとなり、大正十年第二期治水計画が次の如く、六月二十三日決議されている⁽³⁾。

第二期治水計画ニ関スル件

一 河川改良費ヲ以テ改修中ノ河川ノ外尚左記五十七箇川ヲ大正十一年度以降二十箇年内ニ改修スルヲ適當ト認ムとあり、五十七箇川の内に「北上川上流（岩手）」がある。

既に、改修工事の終了せる北上川下流部に次いで上流部が改修河川に編入されるところとなつたのである。

しかし、大正十二年直接施行河川の制度が直轄河川に変わり、国庫補助の制度が廃止され、その後、関東大震災により土木費の殆んどは復興費に充當され、更に、緊縮財政等の影響により、第二期治水計画は画餅に終り、殆んど見るべき事業は実施されるものではなかつたのである。

昭和八年十一月十六日土木会議において、「第三次治水計画ニ関スル件」が附議され次の如く決しられている⁽⁴⁾。

一 直轄河川改修計画

一 明治四十三年臨時治水調査会ニ於テ国直轄事業トシテ改修スヘキ河川六十五箇川ヲ選擇シ大正十年臨時治水調査会ニ於テ追加決議等ヲ併セ七十三箇川ヲ選擇シ大正十一年度以降二十箇年以内ニ改修スヘキ旨ノ決議アリタルモ今や既ニ其ノ半ヲ經過シ予定方針ニ從ヘハ今後八箇年内ニ四十一箇川ノ改修ヲ行ハサルヘカラス然ルニ国庫財政ノ都合ハ此等多數ノ河川ヲ此ノ短期間ニ改修スルコトハ到底困難ナリト認メラルルヲ以テ緊急改修ヲ要スル左記河川ニ付テハ今後十箇年内ニ着工シ同十五箇年内ニ完成シ其ノ他ノ河川ハ之ニ續キ着工スルヲ適當ト認ム但シ左記以外ノ河川ニ付テモ今後河川ノ変化ニ依リ水害著シク増大シテ速ニ改修工事施行ノ要アル場合ニ於テハ直に追加シテ工事ニ着手スルモノトシ又国直轄改修ヲ待タス府県ニ於テ改良工事ニ着手スル場合ハ別途中小河川改修ノ例ニ倣ヒ国庫ニ於テ助成スルモノトス

とし、二十四河川を指定している。その中に北上川上流が編入されている。

同計画によつて逐次工事を施行しつつある昭和十二年、日華事変が起り更に拡大する情勢となり、事態は次第に悪化し、治水事業等は殆んど停止されるところとなつたが、昭和十六年北上川上流五大ダム計画の樹立と共に、緊急用務による猿ヶ石川堰堤建設を手初とする、北上川上流改修工事が着工されるところとなつたのである。しかし、同工事は戦局の悪化と共に停止され、北上川沿岸における改修工事の着工を見ず放置されるところとなり荒廃するところであつたのである。

更に、終戦後の昭和二十二年十二月三十一日内務省は廃止され、河川、道路等の土木行政は内閣の一部局にも等しい建設院に移され、各地方の土木出張所は、その下部組織として、地方建設局と名称を改められ、物資欠亡の時代、国土再建の陣頭に立たされ苦難の道を歩んだが、翌二十三年七月八日法律第一一三号を以つて、建設省設置法が施行されるところとなり、河川、道路、建築等の建設行政を所管し、その出先機関として従来 of 如く地方建設局が置かれ、治山、

治水はもとより、地方開発並びに都市計画等の各方面にわたり管掌するところと改められたのである。

(註)

建設省設置法 (抜)

- 第二条 国家行政組織法(昭和二十三年法律第百三十号)第三条第三項の規定に基づいて建設省を設置する。
- 2 建設省の長は、建設大臣とする。
- 第十一条 本省に地方支分部局として地方建設局を置く。
- 第十三条 地方建設局の名称位置及び所管区域は左表の通りとす。

名 称	位 置	所 管 区 域
東北地方建設局	仙台市	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
関東地方建設局	東京都	省 略
北陸地方建設局	新潟市	省 略
中部地方建設局	名古屋市	省 略
近畿地方建設局	大阪市	省 略
中国地方建設局	広島市	省 略
四国地方建設局	高松市	省 略

註 (1) 内務省史

(2) 法令全書

(3) 河川関係法規類集

九州地方建設局	福岡市	省 略
---------	-----	-----

第二部 治

水

第三編 治水計画

第一節 概 論

第二章 水文調査

岩手県の自然環境は気象上、又、地勢上決して恵まれた地域とはいえないところである。盛岡市における気象概況を例とすれば次の如くである。

平 年 値	(抜)
快晴日数	21.6
曇天日数	193.3
不照日数	44.3
降水日数 (1 %以上)	174.3
雪 日数	100.2
霜 日数	79.5
結氷日数	135.8
湿 度	76%
降 水 量	1274.7%
平均気温 (C)	9.5
最高気温 (C)	14.7
最高30°以上の日数	19.2
0°が最高気温の日数	19.9
0°が最低気温の日数	134.0
-10°が最低気温の日数	16.1

第二章 水文調査

以上の如く曇天、多湿低温等の悪条件が多いのである。

更に、北上川流域の地勢は、西に岩手、秋田両県を境する那須火山系の高峯、連山が南北に走り、東に早池峯山を主峯とする北上山地が、これ又、南北に長く蕃居し、その峽間を北上川が、北より南に流れる、三線平行の地状を形成している。

東西両山地より流出する数一〇の支川は北上川に合流して、沿岸平野を養うところの重要な天然資源の一つである。しかし、台風、集中豪雨等による洪水氾濫は、沿岸平野の耕地を一朝にして荒廃せしめる大被害を及ぼすところである。

水文調査は降水、流出等の水を長期にわたり調査、観測等によって、その実態を把握し、資料の整理によって、河水の調整に資し、洪旱等の害を少くすることが目的とするところである。

この目的のため、北上川流域において実施された水文観測の起元は、明治初期に遡るところであるが、全国的統一基準によって施行されるに至ったのは、昭和一二年河水統制規則の施行によって同一年より実施されたところであり、更に、同二六年国土調査法の制定によって整備強化が行なわれたのである。

第二節 降水観測

北上川水系における降水観測は、明治四〇年（一、九〇七）内務省によって岩手郡平館村（西根町）に、平館観測

所が設置され、北上川右岸支川松川流域における観測を実施したのに初まり、続いて和賀郡沢内村に川舟観測所が設けられ、更に、翌四一年（一、九〇八）三月雫石川流域における降水量調査のため同郡御明神村（雫石町）に橋場観測所を設置している。

北上川水源地附近の降水調査は比較の後期に属し、大正一〇年（一、九二一）一二月御堂観測所が設置されるところであり、昭和一一年度における北上川流域内の観測所数は二一カ所に及んでいる。

同一二年制定の河水統制調査規定によって、内務省所管に属する平館観測所等の四観測所には次の如く観測器材が配備されている。

雨量観測器材

品名	形状寸法	稱呼	数量	単価	物品科目	支出科目	購入年月日	摘要
雨量計		個	壺	七、〇〇〇圓 〇〇〇錢厘	器械	河水統制調査費	昭和十二年 三月三十一日	
硝子瓶		〃	壺	二、五九〇	〃	〃	〃	
瀝水瓶		〃	壺	〇、九五〇	〃	〃	〃	

第三節 水量観測

一、概況

第二章 水文調査

水位、流量、流速、洪水流量等は、量水観測に総括される場所であるが、これ等の観測は、調査及び記録の方法並びに資料整理等は各々異なるが、その目的とするところは同一である。従って、同一観測所において総合的に観測するところが望ましいが、流量、流速等の観測は技術的困難から水位観測と別個に施行することが多いのである。

北上川上流における量水観測は、明治六年（一、八七三）河港道路修築規則によって、北上川が一等河に編入された際に、北上川中流部を所管する地方行政庁水沢県によって、西磐井郡平泉村（平泉町）^宇柳の御所地内に量水標を設け観測するところが最初である。

同九年（一、八七六）東西磐井、胆江の四郡が岩手県に併呑されると共に、北上川上流部が岩手県の管下に属するところである。

従って、柳の御所等の水位観測所が岩手県に移管されたところである。

しかし、岩手県に移された後の状況等は、記録が失なわれ明らかでない。

明治一三年（一、八八〇）内務省直轄施工による北上川低水工事が着工される場所であるが、着工と共に水位観測等が同工事施工機関に移され管理される如くであるが、更に、同二九年（一、八九六）新に河川法が制定され、これによって、北上川における水位観測所の改廃が行なわれ、同三七年（一、九〇四）の調査によれば東磐井郡薄衣村（川崎村）諏訪前等一〇数カ所に設けられている。

これ等の水位観測所は、地方行政庁であるところの岩手県によって管理され、観測が施行される場所である。

昭和一二年（一、九三七）河水統制規則の制定により、内務省仙台土木出張所は、更に、北上川的主要箇所直轄の水位観測所を設置し、江合鳴瀬両川改修事務所（宮城県桃生郡飯野川町）が所管のもとに水位、流量、灌漑用水等の調

査、観測を施行している。

二、水位観測

河水統制規則によって、北上川上流に初めて設置された水位観測所は、岩手郡岩手町川口における寺林水位観測所である。

同観測所は河水統制規則調査事務所処務規程第七条の定めによって設置する場所であり、観測員は同規程第八条にもとづき内務省仙台土木出張所が次の如く委嘱するものである。

寺林水位観測ヲ囑託ス

亀井直教

月手当金四圓 高水観測手当一回ニ付金四錢 雑費月額金貳拾錢給與

昭和十二年十一月一日

内務省仙台土木出張所

とある。

亀井直教は北上川上流における水位観測員の最初に任じた人であるが、亀井観測員は元巻堀村収入役、助役、村長等を歴任し、更に、大正五年以来農商務省の量水標観測事務取扱を行っている等の経験者である。

更に、仙台土木出張所は亀井観測員に次の如く指示している。

昭和十二年十一月一日

水位観測ニ関スル件

本年十一月一日ヨリ寺林量水標観測方囑託致候処観測ニ関シテハ盛岡市仁王内丸當所岩手国道改良事務所ノ指示ニヨリ観測ノ上報告書類ハ同所宛送付相成度

追テ高水位観測指定水位ハ決定次第通知可致候

とあり、直接の指導監督等は、岩手国道改良事務所が担任しているのである。
同観測所の大要は、設置報告に次の如くある。

(抜)

- 一、水系河川名 北上川水系北上川
 - 二、観測所位置 岩手県岩手郡巻堀村大字寺林字才津
 - 三、量水標ノ零点位置 基準量水標 東京湾ノ中等潮位上一九八米三二六五
第一見通線量水標 同 一九七米三九一五
第二見通線量水標 同 一九七米三九一五
 - 四、量水標ノ観測設備 普通量水標朝夕六時二回観測
 - 七、観測開始年月日 昭和十二年十一月一日
- 等とある。

同観測所は水位観測を主目的として設置するところであるが、流量観測施設を併置し、総合観測所としている。

同所において行ふところの流量観測は「桿浮子ニヨル低水観測」であり、さきに保留しているところの高水観測における指定水位は昭和一三年次の如く指定している。

二月二十四日

高水位観測指定水位ニ関スル件

標記ノ件左記ノ通決定候ニ付水位観測員心得第五条に依リ観測相成度此段及通知候

追テ高水位表ハ其ノ都度指定事務所宛高水位毎時観測手当請求書ト共ニ送付相成度

記

高水位観測指定水位 一米五

とある。

しかるに、同一三年洪水における出水状況によつて、高水位観測指定水位の変更を行い、同一四年岩手国道改良事務所主任にあて、次の如く通知している。

一月二十四日

高水位観測指定水位ニ関スル件

河水統制調査ノ為観測ニ係ル水位観測所ニ於ケル標記ノ件ニ関シテハ客年中ノ出水状況ニ徴シ変更スルヲ適當ト認メラレ候ニ付別紙観測員ニ通知候間御諒知相成度

として、更に、次の如く変更水位を通知している。

高水位観測指定水位変更ノ件

貴観測所ニ於ケル高水位毎時観測指定水位ヲ左記ノ通変更致候ニ付 爾今該水位ニ達シタルトキは水位観測員心得第五条ニ依リ観測相成度此段及通知候

記

北上川筋 寺林量水標高水位観測指定水位 二米〇〇

としてゐるところである。

三、流量観測

昭和一二年制定されるところの河水統制調査規則による流量調査を実施するに当り、内務省土木局調査係は、北上川維持事務所へ次の如く、北上川における観測所の位置等を照会している。

昭和十二年十二月十三日

第二章 水文調査

流量観測位置ニ関スル件

昭和十二年度ニ於テ河水統制其他調査ノタメ施行ノ流量観測位置決定シタル箇所承知致度候ニ付別紙調査書並図面ニ夫々記入ノ上御回報相煩度

と報告を求めているのである。

同観測所の位置に關し、北上川維持事務所主任内務省技師庄司陸太郎が仙台土木出張所長田潤寿郎宛、報告したところによれば次の如くである。(二月一七日文書より抜)

岩手県北上川系北上川筋流量観測所設置箇所ヲ舞川村、門崎村ノ二箇所踏査セルニ舞川村附近踏査箇所ハ水位東京湾中等水位十六米以上出水時ニハ畑及道路ニ浸水シ増水期ニハ選定箇所ヘノ交通路ナク観測不可能ナルヲ以テ門崎村ニハ先ニ土木局ニテ流量観測所設置シアルモ尚調査セシ処該箇所ハ水位東京湾中等潮位十四米以内ニ於テ桿浮子投下設備箇所ヨリ下流約八十米右岸側ヨリ巾六十米位迄ハ逆流渦卷ニテ流速ナク又河床モ投下断面第一第二第三各断面深淺ノ差甚ダシキヲ以テ土木局設置箇所ヨリ下流ヘ調査セシ処流量観測所設置要項ノ内流過距離適當セザルモ流速計及桿浮子流速観測交通其他設備等ニ便ナリ他ニモ二、三箇所ノ踏査セルモ前述ノ舞川村ノ如ク通路ナク該観測所迄ノ通行ニハ山林ヲ越ヘ一日以上ノ日数ヲ要シ観測不可能ナルヲ以テ門崎村川崎流量観測所ト決定セリ

とある。

同観測所用地は門崎村(山崎村)字銚子二〇二番地であり、鈴木叶所有の土地であり、同地を借上げる予定のもとに計画されているのである。

しかし、河川敷の使用又は河川敷に工作物を構築する等の行為は河川法第一八条に抵触するところであり、仙台土木出張所長は同法等六条において定められるところの河川管理者である岩手県知事へ次の如く書面を以って協議を行っているのである。



北上川川崎水量観測所 東磐井郡川崎村

昭和十三年三月二日

工作物新設並河川敷地占用及河川使用ニ関スル件

昭和十二年度ヨリ河水統制調査ノ為貴管東磐井郡門崎村地先ニ於テ流量観測施行致度候ニ就テハ左記事項ニ依リ工作物新設並河川敷地占用及河川使用致度候間御承認相成度此段及御協議候

と承認方を求めているのである。

岩手県知事は河川及び河川敷の使用等に関し、次の如く条件を附して、これを承認するところである。

十三土第八八〇号

昭和十三年三月二十八日

工作物新設並河川敷地占用及河川使用ニ関スル件

三月二日一二第一一〇五号ヲ以テ協議越相成候標記ノ件左記ニヨリ施行セラルルニ於テハ支障無之右及回答候

記

一、工事施行ニ際シテハ一関土木管区ト協議相成度

一、工事施行ノ為附近土地ノ笹ニ損傷ヲ與ヘタル場合ハ地表面ヲ従来通り笹ニテ被覆相成度

一、工事竣功セシ場合ハ其ノ旨一関土木管区經由御通知相成度

と、三項目の条件が附されているが第二項以外は事務的条件であるが、第二項は現場保持の爲の必須事項である。従って、国の直轄工事においては厳守すべきことで、改めて条件とさるべきま

第二章 水文調査

でもないことである。

しかし、河川管理者としては、当然、附すべき条件である。

同施設の工事は、同年四月一六日竣功し、現場担当の北上川維持事務所庄司主任は仙台土木出張所へ次の如く竣功を報じている。

四月十六日

工作物新設並河川敷地専用及河川使用ニ関スル件

河水統制調査ノ為北上川筋川流量観測所ニ新設ノ標記ニ関スル工作物本月十六日工事竣功致候ニ付此段及報告候

とあり、同所における施設の大要は次の如くである。

川崎流量観測所

(イ) 水系河川名 北上川水系 北上川

(ロ) 位置 岩手県東磐井郡門崎村字銚子

(ハ) 流域面積 七千五百五十七平方料三

(ニ) 観測設備並量水標ノ説明

上流ニ第一見通線ヲ夫ヨリ下流五十米ヲ隔テ第二見通線ヲ更ニ五十米下流ニ第三見通線ヲ設ケ第一見通線内左岸ニ基準量水標ヲ又第三見通線内左岸ニ補助量水標ヲ設置シ見通線内兩岸ニ見通線標ヲ設ク、第一見通線ノ上流三十米ノ箇所ニ架空線ヲ架設シ浮子投下用トス(略)

(ホ) 水位観測員ノ氏名、生年月日、職業

鈴木 叶 明治三十五年四月十一日 農業

等である。

同所における水位観測は、既に、同一三年一月一日より施行されるところで、鈴木叶は同観測員として次の如く嘱託されている者である。

昭和十三年一月一日

川崎水位観測ヲ嘱託ス

月手当金四圓 高水位観測手当一回ニ付金四錢 雑費月額金貳拾錢給與

内務省仙台土木出張所

鈴木 叶

とあり、更に、報告書の提出等については次の如く指示するところである。

昭和十三年一月一日

水位観測ニ関スル件

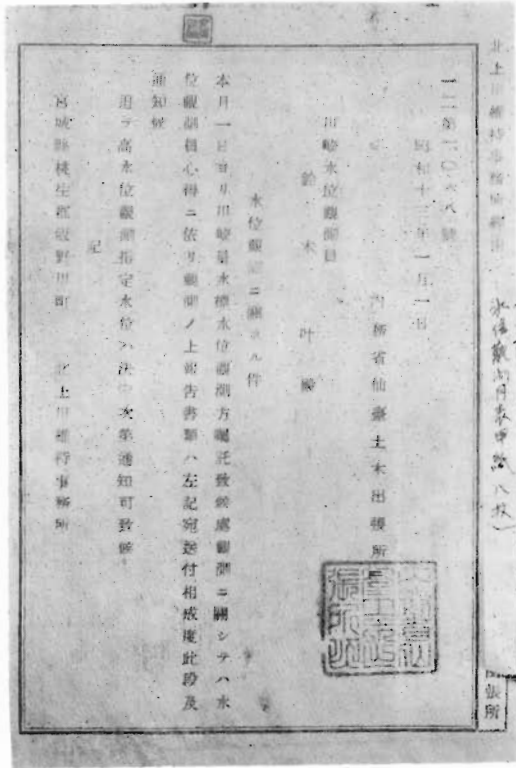
本月一日ヨリ川崎量水標水位観測方嘱託致候処観測ニ関シテハ水位観測員心得ニ依リ観測ノ上報告書類ハ左記宛送付相成度此段及追テ高水位観測指定水位ハ決定次第通知可致候

記

宮城県桃生郡飯野川町

北上川維持事務所

と、同観測所における観測資料は、北



水位観測員嘱託 (岩手工事事務所蔵)

上川維持事務所へ提出するよう指示している。

北上川維持事務所は次の如く同観測所における観測開始を仙台土木出張所へ報告しているのである。

水位観測開始報告

(イ) 水系 北上川

(ロ) 観測所ノ位置

岩手県東磐井郡門崎村字銚子

(ハ) 量水標ノ零点高

東京湾中等潮位一〇・六〇米（量水標零位高）

(ニ) 量水標ノ観測設備

量水標零位ヨリ直讀式量水標設置

(ホ) 附近河川ノ状況

一、本量水標設置箇所ハ流量観測第一見通標内ニ設置セルモノニシテ河床及左岸ノ河岸ニ量水板取付親柱ヲ建込ミ増水時ニハ急流ナルヲ以テ補助杭ヲ建込ミ別紙構造図ノ如ク直讀式に建設シ其ノ位置別紙平面図ノ如ク浮子投下断面箇所ヨリ下流三十米ト第三見通標百三十米ノ二箇所ニ設置セリ

二、本量水標設置箇所附近ニ於テハ流水流水ノ撃突舟筏等ノ繋留其ノ他本設備ニ障害ヲ及ボス恐れ無キ故障害防禦施設ヲ設ケズ

(ヘ) 設置年月日 昭和十三年一月一日

(ト) 観測開始年月日 昭和十三年一月一日

(ヲ) 観測者ノ氏名、住所、職業、生年月日

観測者氏名 鈴木 叶

住所 岩手県東磐井郡門崎村大字銚子二〇二番地

職業 農

生年月日 明治三十五年四月十一日

(四) 五万分ノ一陸地測量部地形図（観測所位置記入）

別紙図面ノ通り

と施設状況を詳細に報告している。

同観測所における観測は、水位観測員心得第三条によつて行なわれ、第二一条に従つて観測資料を、所轄の北上川維持事務所を通じ、仙台土木出張所へ提出されるところであり、観測が開始された同一三年一月の水位概況は、（水位日表より）

最高水位 一月二二日 一一・一 米

最低水位 一月一六日 一一・三一 米

一月平均水位 一一・六九 米

である。

同観測所は河水統制調査事務所処務規程第六条第三項により設置され、高水観測を兼ね、施行するところである。

仙台土木出張所は、高水観測水位決定に当り、北上川維持事務所へ次の如く資料調査を命じている。

昭和十三年一月二十九日

水位観測ニ関スル件

河水統制調査ノ為施行ノ左記流量観測所ニ於ケル水位観測ハ朝夕ノ外毎年二回内外起ル出水ノ際ニハ水位観測員心得第五条ニ依リ毎時観測ヲ行フコト致度候ニ付右高水観測指定水位取調申越相成度

追而右指定水位ハ河川ニヨリ出水状態異ルヲ以テ一概ニ推定シ難キモ既往ニ於ケル最高水位ト低水位トノ差ノ五乃至六割ノ高ニ達シタル水位ヲ適當カトモ考ヘラレ候ニ付迄御参考申添候

記

川崎流量観測所

と、川崎流量観測所（川崎水位観測所と同）において高水観測を開始すべき水位の調査を行なわせているのである。

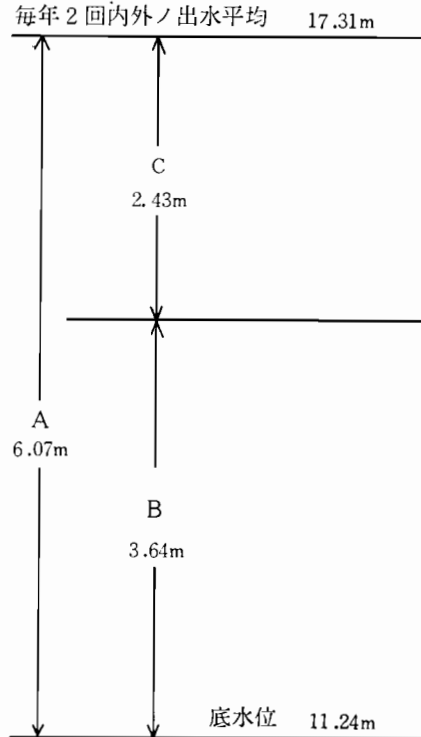
北上川維持事務所庄司主任は
同水位観測につき次の如く報告
している。（上記表参照）

二月二十五日

水位観測ニ関スル件

一月二十九日付御照会ノ川崎
流量観測所水位ハ上記ノ設ニ
有之候条此段及報告候

記



A=最高水位ト最低水位ノ差=6.07m
B=6.07m×0.6=3.64m
C=6.07-3.64=2.43m

水位零点高ハ東京湾中等潮位ナリ
鮎底ニ低?

同報告にもとづき仙台土木出張所は、高水観測指定水位を一六米と決定し、川崎水位観測員鈴木叶宛、次の如く出水時における観測を指示しているのである。

る。

三月三日

高水位観測指定水位ニ関スル件

標記ノ件左記ノ通決定候ニ付出水ノ場合該水位ニ達シタルトキハ水位観測員心得第五条ニ依リ観測相成度此段及通知候
追而高水位表及高水位毎時観測手当請求書ハ其ノ都度指定事務所宛送付相成度

と、高水位毎時観測指定水位を決定し、所管事務所を経由し観測員に通報しているのである。

しかるに、同年の洪水の状況により高水位観測指定水位の変更を要するところとなり、仙台土木出張所は、次の如く北上川維持事務所主任へ通達している。

昭和十四年一月二十四日

高水位観測指定水位ニ関スル件

河水統制調査ノ為観測ニ係ル水位観測所ニ於ケル標記ノ件ニ関シテハ客年中ノ出水状態ニ徴シ変更スルヲ適當ト認メラレ候
ニ付別紙ノ通観測員ニ通知候間御諒知相成度
追而別紙通知ハ観測員ニ回付相成度

とあり、観測員宛、次の如く通知している。

一月二十四日

高水位観測指定水位変更ノ件

貴観測所ニ於ケル高水位毎時観測指定水位ヲ左記ノ通変更致候ニ付爾今該水位ニ達シタルトキハ水位観測員心得第五条ニ依リ観測相成度此段及通知候

記

北上川筋 川崎量水標高水位観測指定水位 一七米〇〇

と変更水位を通知し、観測の万全を期しているのである。

同水位観測所の充実は、河水統制調査規則によって施行されるところの流量調査が北上川における治水計画樹立上、最も重要視されるところであったからである。

従って、同観測所において施行されたところの埤浮子投下等による流量観測は、昭和一三年の例によれば、一月より三月までの三カ月間において増水流量観測が一八回にも及んでいるのである。

第四節 河水統制機構の变革

その後、仙台北土木出張所内における機構改変等により、川崎水位、量水観測所は江合鳴瀬両川改修事務所に所管替となり、更に、昭和一六年（一、九四一）北上川上流改修統合事務所が盛岡市に新設され、北上川上流部における河川改修及びダム工事を担当するところであるが、同事務所は、更に、同管内における河水統制調査事業をも執行するに至り、従来所管し来る江合鳴瀬両川改修事務所より同事務を移管するよう通達が出されている。

一六第三八九号

北上川上流改修統合事務所長

内務技師 池田徳治

江合鳴瀬両川改修事務所ニ於テ施行中ノ昭和十六年度河水統制調査事業ノ内北上川水系北上川筋分継承施行スベシ

昭和十六年五月一日

内務省仙台北土木出張所長 金森誠之

と引継ぎ施行することを命じられているのである。

この命令は、同年五月北上川上流改修統合事務所の新設に伴う組織変更による業務の移管であり、同日付を以って、江合鳴瀬両川改修事務所長庄司陸太郎、北上川上流改修統合事務所長池田徳治が連名で、次の如く、業務引継に関し土木出張所長あて、伺書を提出している。

昭和十六年五月一日

江合鳴瀬両川改修事務所長

内務技師 庄司 陸太郎

北上川上流改修統合事務所長

内務技師 池田 徳治

仙台北土木出張所長

金森誠之殿

江合鳴瀬両川改修事務所ニ於テ調査中ノ河水統制事務ノ中北上川筋分調査豫算並関係書類一切ヲ北上川上流改修統合事務所ニ



事務引継伺 (岩手工事事務所蔵)

第二章 水 文 調 査

テ引継致度連署ノ上此段相伺候

とあり、同日引継を了し、江合鳴瀬両川改修事務所は北上川上流改修統合事務所宛、引継書を次の如く送付している。

昭和十六年五月一日

江合鳴瀬両川改修事務所

北上川上流改修統合事務所

當所ニ於テ施行中ニ係ル河水統制調査事業ノ中北上川水系分ヲ本月以降貴所ヘ引継候也
追而関係書類別紙目錄ノ通り引継候ニ付御査収相成度候

と、関係書類二三点及び用紙類、その他が目錄を添え引渡されている。

更に、翌一七年、從來岩手国道改良事務所において所管するところの寺林、豊沢等の観測所が、北上川上流改修統合事務所へ移管され、同所において管理するところと、次の如く指示されている。

一七第四〇三号

昭和一七年四月一日

庶務部長
調査部長

北上川上流改修統合事務所長殿

河水統制調査ニ関スル件

昭和十七年度ニ於テ河水統制調査ノ為流量観測及利用状況調査施行ノ件令達並事業費支払豫算配賦相成候処右ハ本年度施行豫算年額ノ四分ノ一相当額ヲ配賦相成タル義ニ付御了知相成度

尚 調査ニ関シテハ前年度施行箇所ニ於テ引継キ從來ノ処理方法ニ倣ヒ配賦豫算額ノ範囲内ニテ施行相成度

追而從來岩手国道改良事務所ニテ調査ノ箇所ニ付テモ本年度ヨリ貴所ニ於テ調査ノコトニ相成候ニ付申添候

と、所管変更と共に予算配布が行なわれている。これによって北方川上流部（岩手県管内）における流量観測の総ては北上川上流改修統合事務所の所管に属するところとなり、爾來これを所管するところであり、同年の河水統制調査（川崎観測所分）は次の如く実施するところである。

河水統制調査豫算書

北上川系

一 河水統制調査

工費金八百圓

説明

本豫算ハ年度内河水統制調査ノ為北上川筋岩手県東磐井郡門崎地内ニ於テ流量観測ニ関スル現況調査ヲ行フモノナリ

細目 設備 四九円

観測 七三五円

雑費 一六円

昭和十七年三月

内務技師 池田徳治

と、各観測所毎に設計書を以って施行を伺っているのである。この施行伺につき、内務省仙台土木出張所長は次の如く承認されているのである。

一七第六三〇号

北上川上流改修統合事務所長 内務技師 池田徳治

昭和十七年四月一日 昭和十七年度河水統制調査施行ノ件承認ス

第二章 水 文 調 査

第二章 水文調査

昭和十七年四月一日

内務省仙台北木出張所長 匹田 敏 夫

とあり、実施事業費は次の如く配賦されている。

北上川上流改修統合事務所長 内務技師 池田 徳 治

昭和十七年度河水統制調査事業費支拂豫算左ノ通配賦ス

昭和十七年四月一日

内務省仙台北木出張所長 匹田 敏 夫

記

款	項	目	金額
調査諸費	河水統制調査費	事業費	二〇〇円

とある。

これは、同一七年三月北上川上流改修統合事務所長池田徳治より施行伺を提出するところの調査費金八〇〇円の内、さきに庶務部長通牒（一七第四〇三号）の如く年間事業費の内、四半期分の金額である。

しかし、その後、社会情勢が急変するに至り、河水統制調査事業の拡充はようやく困難となり、同調査等は、既設の観測所によりかろうじて調査が継続されるところとなつたのである。

戦後、わが国経済再興の道として、国土の再開発による高度利用が考えられるに至つた、治水行政の不備から来る大小河川の氾濫等は、国土再開発を益々困難とするところである。

これが対策とする河川改修等は目下の急務とされるに至つたのである。

しかるに、北上川における治水計画樹立は、その基本をなす水文資料蒐集の観測所が内務省所管の川崎、寺林の二カ所にすぎず、岩手県の所管するところの観測所もわずかに数カ所であり、更に、観測記録等も既にその大半を散逸し、資料不備等が改修計画樹立を愈々困難ならしめる状態であつたのである。

ここにおいて、北上川上流工事統合事務所は水文観測の充実を期し次の如く上申している。

北上川上流流域内における河水調査資料は極めて数値が少なく、調査施設の不備は申すまでもなく、従つて、北上川改修計画樹立、改修工事に非常に支障をきたしており、且、洪水調節の問題も本調査の充実には第一とすべきであります。

従来施設してきた水理調査施設は計画性に乏しく種々の資料完備に不備をきたしてゐたところであり云々とある。

しかし、激変する国情によつて河水統制規則等は、殆んど空文に等しい状態にあつたのである。

彼様な情勢下において、尚、北上川上流工事統合事務所は、水文観測所の増設によつて資料蒐集を行い、資料の充実を計画しているのである。

同計画における初年度事業として同二二年、流量観測所三カ所の新設に着工し、未だ資料蒐集に至らぬ同年七、八、九月と三度襲来した台風洪水によつて、既存の観測所等まで被害を蒙り、充分なる観測結果を得ることが出来なかつたのである。

以上の如く、従来の観測体制の不備が原因する資料不足は、同洪水（カスリン台風洪水）の災害復旧及治水対策等に資すべきようになつたのである。

ここにおいて被災観測所の復旧工事を直ちに施工し、資料の蒐集にとめたのである。しかるに、これ等の施設が復旧工事の竣工に至らぬ翌二三年九月アイオン台風洪水の襲来によつて、再び、観測機能の殆んどが失なわれるに至つた

のである。

カスリン、アイオン両台風洪水は、北上川沿岸における産業、経済等に大打撃を及ぼし、住民生活を根底からゆさぶるに至つたのである。従つて、北上川の改修は焦眉の急を要する緊急事であり、且、重大事であつたのである。

しかし、北上川における治水計画樹立の基本となるところの水文資料は以上の如く、観測所の不足、観測施設の不備等が災ひして、充分な資料が無く、治水計画、流量決定等に支障を来すところが多く、北上川水系における水資料は益々重要視されるに至り、水文観測の再編成と強化が行われるに至つたのである。

しかるに、北上川は、さきにも記す如く左、右両岸集水域の構成、自然環境の相違並びに狭窄部を有する等の特殊性が多く、既設の観測所等では十分なる河水統制の実をあげることは困難である。

昭和二六年北上川上流工事事務所は、資料整備等の完璧を期し、水文観測所の拡充に関し、次の如く要望書を提出している。

本省への要望事項

北上川上流工事事務所

北上川は東北第一の河川であり、形状は不規則なる長方形で南北に長く、東西に狭く、東側を北上山脈、西側を奥羽山脈が分水嶺となつており、本調査区域は岩手県流域内七八〇、七〇平方料を相当している。

この流域内に治水、利水を目的とした北上川支川猿ヶ石川田瀬堰堤並に支川胆沢川石淵堰堤を施工中であり、将来支川和賀川和賀仙人堰堤、雫石川御所堰堤、本川上流四十四田堰堤を施工予定としており堰堤による洪水調節の本調査区域内は昭和十六年以降調査として具体的に着手したものであり、調査施設は従来の予算配賦内に於ては要求額の二十分の一にも満たさず、従つて、資料の不備は現在に於ても脱皮出来ない現状であります。

此処に当所としては堰堤による洪水調節並に河川改修上従来の実績を基盤とし次の諸点の早期解決方を要望するものであります。

- 一、水理調査費の増額
- 一、水理調査新施設器械の配賦
- 一、水理調査に関する文献案の紹介
- 一、水理調査官の定期本調査区域内の監査
- 一、水理担当者の定期講習及研究会の設置
- 一、本調査区域内孤禅寺流量観測所及自記測水所改造費等豫算特別配賦の考慮

以上

等と施設の充実に要望し、水理資料の蒐集を計画しているのである。

第五節 国土調査法による水調査

今次戦争における資材の不足による森林の濫伐、財政の窮乏による河川改修等の停廃等に起因する国土の荒廃、更に、昭和二二年カスリン台風洪水、翌二三年のアイオン台風洪水と連続する大災害等により荒廃の極に達した、国土の再開発及び保全並びに限られた国土の高度利用等に資する目的を以て、地籍、その他国土の実態を科学的、且、総合的に調査するため、昭和二六年六月新に国土調査法の制定を見たのである。

同法の定めるところにより、水に関する総合的調査が行なわれるところとなり、水文観測等は、同法第二条、第一項

第二章 水文調査

によって施行されるものである。

第二条 この法律において「国土調査」とは、左の各号に掲げる調査をいう。

- 一 国の機関が行う基本調査、土地分類調査又は水調査
- 二 以下略

とあり、「水調査」とは、

治水及び利水に資する目的をもって、気象、陸水の流量、水質及び流砂状況並びに取水量用水量、排水量、及び水利慣行等の水利に関する調査

等を言うのである。

従って、建設省の施行する水文観測は、治水及び利水等に資する目的を以て行うところであり、河川及び河流に直接影響を及ぼす気象、陸水の流量、水質及び流砂状況等を調査の対象として施行する観測である。

その施行は、同法第三条第一、二項によって定められる水質、水位及び流量、降水量調査作業規程準則に準拠して行い、観測所は既設のまま使用し資料の継続活用を計ることとしているのである。

しかし、施設の数の不足は、蒐集されたところの資料の完璧を期するところとは言い得ないのである。

昭和二七、八年の両年にわたり、観測所の増設を行い、観測体制の充実を計ったのである。

同二九年度における岩手県事務所の所管に係る量水観測所は、寺林等本川における八カ所及び支川松川等の六カ所がある。その殆んどは普通観測所であり、自記記録機を装備する観測所は、未だ、二カ所に設置されるのみである。

更に、同年度における河川水理調査費の配布額は金二、三五二円七〇銭であるが、同年度の支出額は、精算書によれば金二、三五一円四七銭五厘であり、差引金一円二二銭五厘の残となっている。

(S. 29)

北上川 量水観測所 一覧

河川名	観測所名	種別	位 置	設置年月日	摘 要
北 上 川	寺 林 寺	普 通	岩手郡巻堀村大字寺林字才津	昭和2.11. 1	資料保存岩手県事務所
"	狐 禪 寺	"	東磐井郡舞川村字相川	" 24. 7. 1	"
"	朝 日 橋	"	花巻市高木町字高木	" 25. 3.19	"
"	男 山 橋	自 記	北上市稲瀬町大字下門岡字岩脇	" 25. 3.31	"
"	明 治 橋	普 通	盛岡市仙北町字新山	" 26. 8.20	"
"	船 田 橋	自 記	岩手郡玉山村大字波民字波民	" 27. 9.17	"
"	七 日 町	普 通	東磐井郡黄海村字七日町	" 27. 9. 7	"
"	下 厨 川	"	盛岡市大字下厨川字畑中	" 28.10.31	"
左 支 黄海川	大 木 下	"	東磐井郡黄海村字大木下	" 27. 9. 5	"
" 砂鉄川	妻 神	"	" 門崎村字妻神	" 27.10. 6	"
" 千厩川	矢 作	"	" 薄衣村字矢作	" 27.10. 7	"
右 支 金流川	照 盛	"	西磐井郡老松村字照盛	" 27.10. 8	"
" 松 川	古 川	"	岩手郡巻堀村大字好摩字小袋	" 28.10.31	"
" 零石川	北 ノ 浦	"	" 御所村大字繁字北ノ浦	" 29. 3.30	"

昭和29年度 河川水理調査費精算書

1. 予算及支出一覧表

費目	職員旅費	河川水理調査費	河川水理観測所費	計
配賦額	72,700	310,000	1,970,000	2,352,700
支出額	72,700	309,993	1,968,782	2,351,475
差引増減	0	7	1,218	1,225

2. 河川水理調査費明細書

観測所名	種別	職員旅費	河川水理調査費				調査費		摘要
			観測手当	臨時手当	人夫賃	消耗品費	修繕費	信託費	
寺林	水位	1,290	10,470	150	8,640	3,850	196	75	24,671
明治	水位	—	10,550	1,074	12,470	8,975	196	—	33,340
男朝	日記	2,920	11,430	330	11,600	5,510	2,496	75	34,361
日禪	日記	425	10,950	390	6,600	4,215	196	75	22,851
御根	雨量	7,728	10,470	1,200	36,150	28,336	196	75	84,155
葛橋	雨量	—	10,470	—	1,300	2,399	—	—	14,169
下豊	雨量	605	8,040	—	3,920	3,045	3,900	—	19,510
附馬	雨量	1,966	9,660	—	3,190	3,989	5,000	—	23,805
牛沢	雨量	1,586	10,470	—	—	1,280	—	—	13,336
舟寺	雨量	—	9,720	—	—	1,280	—	—	11,000
川本	雨量	850	10,470	680	2,102	4,501	—	—	18,603
岳	雨量	1,650	10,470	—	1,270	2,506	—	—	15,896
本局事務連絡	雨量	2,220	4,800	—	—	1,280	—	—	8,300
	雨量	3,854	4,800	—	—	1,270	—	—	9,934
	雨量	47,606	—	—	—	—	—	—	47,606
計		72,700	132,670	3,924	87,242	78,446	12,180	375	382,693

支出の主なるものは観測員手当であり、職員旅費が配布額の約二〇%を占めているのであるが、正確な資料を確実に蒐集するため、観測員の指導並びに施設の整備点検等に職員を派遣し、万全を期する必要がある。万全を期する必要がある。万全を期する必要がある。

しかし、監督指導等が如何によりしきを得たところと言えども、設備が充実しないかぎり十分な資料を求められないことは論を待つまでもないところである。

そのため岩手工事事務所は、更に、

北上川上流々域内における河川水理調査資料は極めて数値が少く、調査施設の不備は申すまでもなく、従って、北上川改修計画樹立改修工事に非常に支障をきたしており、且、洪水調節の問題も本調査の充実に帰一するところであり、従来施設してきた水理調査施設は計画性に乏しく種々の資料完備に不備をきたしていたところである。

と、設備の充実を強く要求しているのである。

しかし、これ等の施設を新設、増設の場合は、河川管理者（岩手県知事）との協議を用いるところであり、更に、用地取得、その他、多岐にわたる事務処理等があり、施設の増強等は容易に行なわれる所ではない。

例えば、昭和四〇年度において新設するところの、雫石川水系における水位観測所の新設に伴う事務処理は次の如くある。

岩調第二三八号

昭和四〇年十二月八日

許可申請書

河川管理者

岩手県知事殿

第二章 水文調査

別紙のとおり河川法第九五条の協議します。

(別紙)

一、河川の名称

一級河川 北上川筋右支川雫石川(竜川、葛根田川)

二、目的

水位観測

三、場所

岩手県岩手郡雫石町赤渕地内

同 同 下河原地内

四、工作物の名称

普通水位観測所

五、工作物の構造

木製及び鉄筋コンクリート構造(添附図面)

六、工事の実施

請負

七、工期

自昭和四〇年一月二月

至同 四一年三月五日

八、占用面積

葛根田川 三・〇平方米

竜川 一・六平方米

九、占用期間

許可の日から五ヶ年間

と、協議を書類で行い、盛岡土木事務所経由で提出している。

同河川敷占用許可申請に関し、盛岡土木出張所は昭和四一年二月一日付を以って次の如く回答を寄せている。

四〇盛士第一四〇二九八号

昭和四一年二月一日

岩手工事事務所長殿

盛岡土木事務所長

竜川及び葛根田川河川区域内の土地における工作物(水位観測所)新築について、昭和四〇年二月五日付岩調四〇第二五八号で願出ありました標記については、許可になりましたから別紙許可指令書交付します。

として、次の如く、協議に応ずる旨の回答書を回送している。

(盛岡土木事務所長経由)

四一河第一一三三号

昭和四一年二月四日

建設省東北地方建設局

岩手工事事務所長殿

岩手県知事 千 田 正

竜川及び葛根田川河川区域内の土地における工作物新築について

昭和四〇年二月八日付で申請のあった河川区域内の土地における工作物の新築については、河川法(昭和三十九年法律第一六七号)第九五条の規定により、次のとおり条件を付して協議に応じます。

一、河川の名称 イ 雫石川支川竜川

ロ 葛根田川

二、目的

水位観測のため

三、場所

イ 岩手県岩手郡雫石町赤瀬地内（昇瀬橋）

ロ “ “ “ “ 下河原地内（葛根田橋）

四、工作物の名称又は種類

普通水位観測所

五、工作物の構造又は能力

木製又は鉄筋コンクリート構造（協議・添付図面参照）

六、工事の実施方法

請負

七、工期

協議に応じた日から昭和四一年三月三十一日まで

八、占用面積

イ 竜川（昇瀬橋）一・六平方メートル

ロ 葛根田川（葛根田橋）三・〇平方メートル

計 四・六平方メートル

九、占用期間

協議に応じた日から五か年間

一〇、協議に應ずる条件

- (1) 工作物新築に着手したときは、七日以内に盛岡土木事務所長へ着手の報告をすること。
- (2) 工作物新築の着工又は土地の占有にあたって、は占有区域を標柱によって明示し、年月日、番号、工作物の名称、占用面積、占用期間、工期、氏名等を明記した標示板を掲示して行なわなければならない。
- (3) 協議を受けた区域及びその付近を常に清潔にし、河川管理施設を損傷しないように心掛けなければならない。もし損傷した場合は、盛岡土木事務所長に届け出てその指示を受け直ちに回復すること。
- (4) 協議に係る行為が完了したときは、七日以内に盛岡土木事務所長に届け出て検査をうけ、指示があった場合は、その指示に従わなければならない。
- (5) 占用期間後もなお引続き占用しようとする場合は、期間満了一ヶ月以前に継続の協議をしなければならない。
- (6) 前各号のほか、河川法ならびにこれに基づく法令を守らなければならないこと。

とある。

以上の如く、観測所一カ所新設するにも、事務処理が三カ月は要する状態であり、緊急を要する水文資料蒐集、更に、整理等を経て計画上の資料として用いられるまでには数カ年を要するところである。

従って、観測所の設置は可成早期に、そしてその数も亦、多きにおいて初めて効を顕すのである。

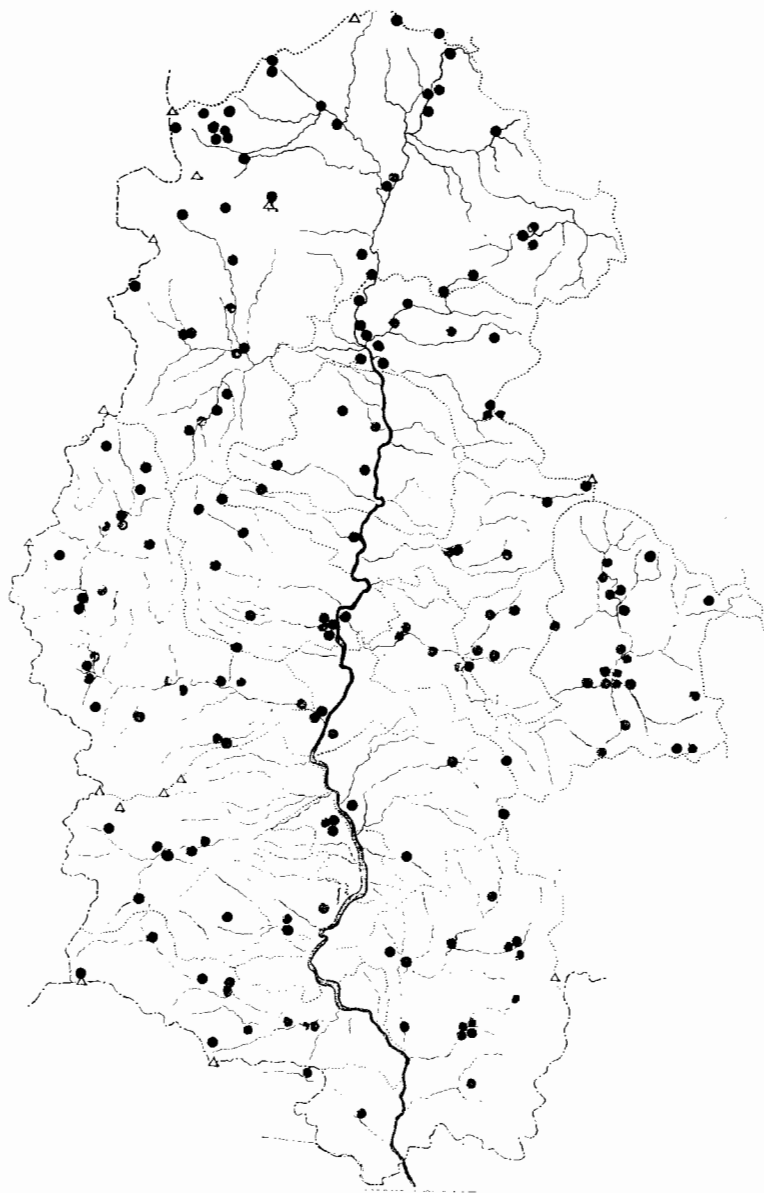
第六節 観測施設の推移

一、降水調査

北上川上流域における降水調査のため観測施設を設け、調査が開始されたのは、明治二六年盛岡に測候所が開設された以降のことである。従って、その歴史は比較的新しいのである。更に、県南部における調査は同三五年水沢緯度観測所の設置により初まり、他の機関による降水観測は、同四〇年、内務省によって施設されたところの平館観測所が最も古く、明治末期における観測施設数は一四カ所に及んでいるのである。

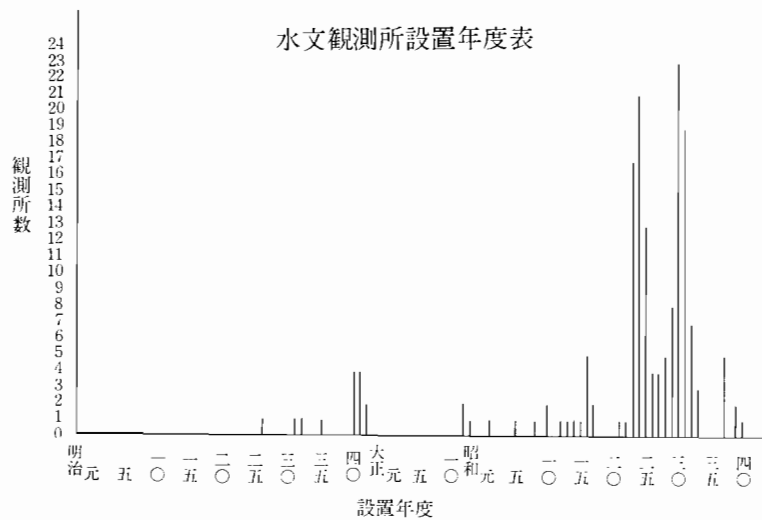
しかし、同四三年、大正二年等の異状豪雨による北上川の洪水は、沿岸平野の殆んどに大被害を及ぼすところの大災害であったにもかかわらず、これに対応する降水観測施設の増強等は計画されるところでなく、大正時代一〇年余が無意に経過されているのである。

大正末期に至りようやく三カ所が増設され、昭和年代に入り徐々に増設されるところであるが、同二二、二三三年等の台風洪水時における観測能力は、広大な北上川集水域において、わずかに三三カ所にすぎなかったのである。



降水観測所分布図(昭四七調)

水文観測所設置年度表



従って、両度の洪水時における全流域の降雨量等は正確に把握されるところとは言い得なかったのである。

同二三年洪水後、気象庁、建設省等によって観測施設は急速に強化され、更に、自動化等の改善が計られ、同四〇年度における北上川上流域における観測所数は一五九カ所の多数に及ぶところである。(上記表参照)

しかし、これ等の観測所は、観測員によって日々観測が行なわれ、記録は、更に整理の後において資料化される方式によるところであり、整理に長日時を要するのである。

しかるに時代の要求は降水観測、即、洪水予報と言う方式に一転するところであり、これに対応すべく既設観測所の改善並びにロボット観測所の新設等によって更に強化が行なわれ、同四七年度における観測所は実に一七六カ所に及び、流域全般にわたる観測態勢がようやく達成を見るに至ったのである。(P 433図)

更に、各河川流域における観測所の推移は(P 434表)の如くである。以上の如く、昭和二二、二三年洪水を契機として観測施設の増強が行なわれたのである。

積算雨量観測



降水観測施設



トーターライズ (観候所々管)

降水観測施設推移

単位箇所

河川名	昭和元年	// 20年	// 34年	// 40年	// 47年
北上川	8	15	36	36	38
金流川			0	1	2
黄海川			1	1	1
千厩川			5	5	5
砂鉄川			8	8	8
磐井川	1	2	9	9	10
衣川			3	3	3
胆沢川	1	1	5	5	6
和賀川	3	4	13	19	24
豊沢川		1	3	5	6
猿ヶ石川	2	4	23	30	30
稗貫川	1	1	2	3	5
薬川			2	2	3
雫石川	1	1	7	11	13
中津川	1	3	6	6	6
松川	1	3	10	12	12
丹藤川			2	3	4
計	19	35	135	159	176



スノーレコーダー



ロボット雨量観測

二、量水調査

北上川上流部における水位、流量等の観測所は、河川行政の刷新と共に暫次増設されるに至ったことは既に述べるところであるが、同上流部において最初に設置された観測所は、明治六年北上川右岸、西磐井郡平泉村（平泉町）字柳の御所に、岩手県によって設けられた柳の御所観測所である。

その後、同一三年内務省直轄施工に係る低水工事によって次の如く四観測所が設置されている。

河川名	右岸別	観測所名	位	置	摘	要
北上川	左		東磐井郡舞川村（一関市）字丑沢		石巻より二二里三丁	
"	左		西磐井郡平泉村（平泉町）字柳御所		" 二四里一七丁	
"	左		江刺郡愛宕村（江刺市）字桜木		" 三一里一丁	
"	右		胆沢郡相去村（北上市）字川口		" 三四里二四丁	

等である。

更に、日形等の観測所が次の如く設けられ、北上川上流における枢要の観測所となっているのである。

河川名	右岸別	観測所名	位	置	摘	要
北上川	右	日形	西磐井郡日形村（花泉町）字高山			
"	左	諏訪前	東磐井郡薄衣村（川崎村）			
"	右	庫理	稗貫郡宮野目村（花巻市）			
"	右	明治橋	盛岡市仙北町			

等があり、更に、同二九年新に制定されるところの河川法により、量水観測所の充実及び、改廃等が行なわれ、其の後における観測所は次の如く二カ所に及んでいる。

河川名	右岸別	観測所名	位	置	摘	要
北上川	右	日形	西磐井郡日形村(花泉町)	字高山		
"	左	諏訪前	東磐井郡薄衣村(川崎村)	字諏訪前		
"	左	相川	舞川村(一関市)	相川		
"	左	舞草	"	(舞草)		
"	右	狐禅寺	西磐井郡狐禅寺村	(川岸場)		
"	"	柵の瀬	中里村	(柵瀬)		
"	"	柳の御所	平泉村(平泉町)	柳御所		
"	左	箱石	東磐井郡長嶋村	(長部)		
"	右	目呂木	胆沢郡白山村	(前沢町)		
"	左	鶴城	江刺郡黒石村	(水沢市)		
"	"	鶉木	"	(鶉木)		
"	左	桜木橋	愛宕村	(江刺市)	桜木	
"	右	再巡橋	胆沢郡金ヶ崎村	(金ヶ崎町)	西根	
"	右	金ヶ崎	"	(金ヶ崎)		
"	右	三ヶ尻	"	(三ヶ尻)		
"	右	九年橋	和賀郡鬼柳村	(北上市)	木伏	
"	右	珊瑚橋	"	(川岸)		
"	右	庫理	稗貫郡宮野目村	(花巻市)	庫理	

猿ヶ石川	左	明治橋	紫波郡彦部村(紫波町)	大地町	
"	右	高木	盛岡市仙北町		
"	左		稗貫郡矢沢村	(花巻市)	安野

等である。

これ等の観測所は、河川法によつて定めるところの河川管理者、岩手県知事によつて維持管理及び資料保存並びに観測員の指導監督等が行なわれるところであり、更に、観測施設の増強を施行するところである。

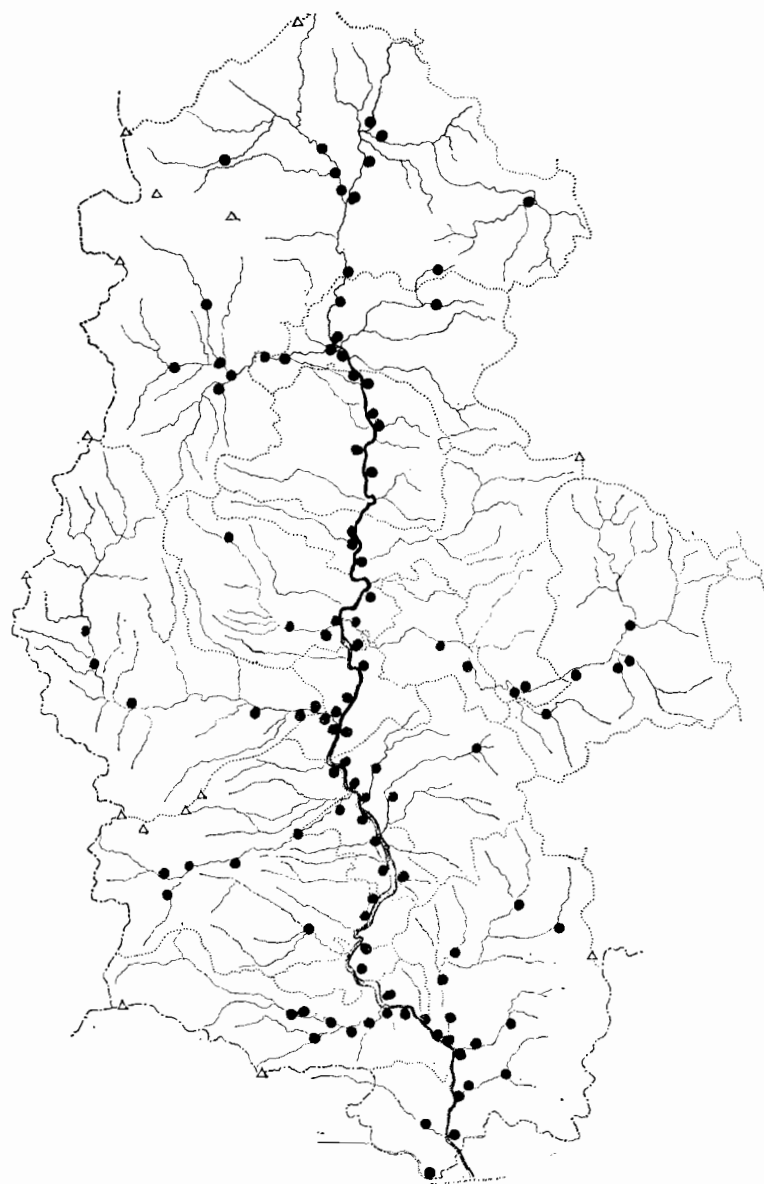
(註) 柳の御所観測所は、その後河状の変化によつて廃止されている。其の他位置変更された観測所もある。

更に、北上川上流における主要支川に次の如く岩手県等によつて観測所が設置され、支川における水位、流量等の観測が施行されている。

河川名	観測所名	位	置	設置年月日	管理者	摘	要
磐井川	下黒沢	西磐井郡萩荘村(一関市)	字下黒沢	大正三、一〇、一	岩手県		水位観測
猿ヶ石川	鱒沢	上閉伊郡鱒沢村(宮守村)	字下鱒沢	"一四、一、一	東北電力KK		流量"
"	鶉崎	遠野町(遠野市)	字鶉崎	昭和二、四、一	岩手県		水位"
"	下鱒沢	鱒沢村(宮守村)	字下鱒沢	"二、四、一			
豊沢川	上根子	稗貫郡湯口村(花巻市)	字上根子	"三、一〇、一			

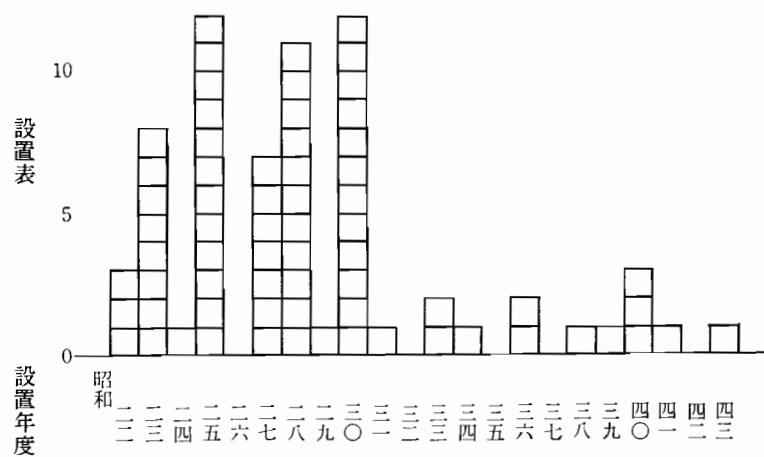
等がある。

更に、昭和二年内務省は河水統制調査のため寺林、銚子等に直轄の量水観測所を設け観測員を置き調査を開始して



量水観測所分布図(昭四七)

量水観測所設置年別表



いる(既述)、従って、北上川における量水調査は内務省、岩手

県の二機関によって個々に施行されるところとなったのである。

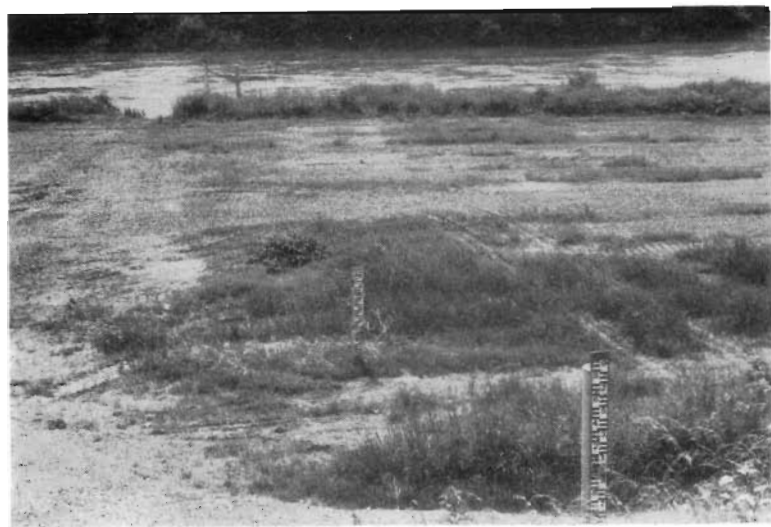
しかし、小数の施設による資料を以って河水統制調査の完璧を期することの困難は、言うまでもないことであるが、情勢は急速に変化し、河川調査等を省る暇がなかったのであろう。

その後における施設の改善、強化等は殆んど行なわれるところでない。

戦後、同二二、二三年洪水による大被害の発生は、治水計画を一変させるに足る大事であり、更に、国土再開発を前提とする国土調査等によって、水に関する調査が愈々重視されることとなり、北上川における量水観測所は急速に強化されることとなったのである。(上記表参照)

同四〇年河川法の改正により北上川上流部は、盛岡市館坂橋までが、国の直轄施工区間に指定されるところであり、同区間における量水調査及び同観測等は、国がこれを直轄施行するところである。

更に、同区間外における上流部並びに支川等の主要地点には、



北上川（普通観測所）



稗貫川（自記併用観測所）

等である。

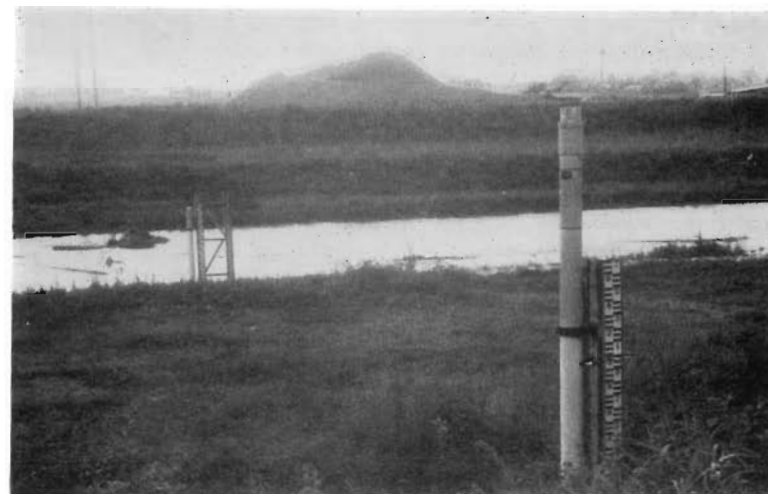
計	観測所数（カ所）	
	管理機関	資料保存機関
一〇八	岩手県 岩手県 石川外ダム管理所 東北電力KK 岩手県	岩手県 岩手県 各ダム管理所 東北電力KK 岩手県

観測所所管区分

第二章 水文調査

各々、直轄の観測所を設置し観測を施行するところである。（P図441参照）

その他の支川における調査、観測等は岩手県及び東北電力等によって施行されている。北上川水系における観測所の総数一〇八カ所に及んでいる。その所管区分は次の如くであるが大部分は建設省の所管であり、直接の管理は主として岩手県事務所が施行しているのである。



廣瀬川（デジタル水位計観測所）



伊勢川（デジタル水位計併用ロボット観測所）

第三部 利 水

第一編 北上川沿岸の変遷

第一章 北上川沿岸略史

第一節 概論

北上川に限らず大小いかなる河川においても、河状を整え災害を防止する等のため、河道並びに河岸等に諸種の構造物を設け、あるいは、河道を堀り、堤防を築き、更に、河水を引いて耕地を起す等の工事を施工することは、その地域における経済力の増進に役立ち、その地域住民等の福祉を増し、氏族、住民等の繁栄につながることは、いづれの時代においても変るところでなく、且、重要事である。

しかし、これ等の事業は長年月を要するところであるが、その効は一朝一夕に顕現するところでなく、更に、巨費を要するところである。従って、一地域の豪族等の如き弱少の経済力を以って、これを達成しようとすることは、とうてい至難な事である。従って、いかなる河川においても、その河川流域における治水、利水等の業績の有無、成否は同河川の支配者の権勢が大いに影響されるところである。

北上川における河川修築、改修並びに沿岸平野の開発等も、各々の時代における支配権の如何によって変遷をとげたことは言うまでもないところである。

その意味においても北上川沿岸の歴史を知ることが最も重要事である。しかし、ここにおいてその精細を尽す余裕は更になく、既に、多くの史書等が公刊されている現在、重ねて論及することは蛇足と考え、その大要を記するに止むるところとする。

第二節 古代（陸奥国開拓期）

北上川は、日高見川の転訛であり、日高見国における大河である。換言すれば日高見国は日高見川の流域地方と言うことに等しいのである。

日高見国は大和府より遠く東北のはてにあり、古代国家とは関係を持たず、原始時代から独自の文化圏を形成しているところであり、大和国家によって初めてその実態を知られたのは景行天皇三十七年（九七）のことである⁽¹⁾。

二月十日

武内宿弥自_二東国_一 還之奏言 東夷之中 有_二日高見国_一 其国人 男女並稚結文_レ身 為_レ人勇悍 是摠日_二蝦夷_一 亦土地沃壤而曠之 擊可_レ取也。 (再出)

と、武内宿弥は報じているのである。

当時の日高見国は、原住民の首長を中心とする小国家？の叢立するところであり、広大な北上川沿岸平野は地味肥沃ながら、未だ、開発が進まぬところであり、大和政府にとっては魅力ある蕃地に相違なかったであろう。武内宿弥は

更に「撃ちて取るべき也」と附言しているのである。

武内宿弥の意志を継承するところであろうか、景行天皇四〇年大和政府は日本武尊を東国に遣し蝦夷を征伐させている⁽²⁾。

是歳（一一〇）拔

爰日本武尊則從_二上総_一 転入_二陸奥国_一 時大鏡懸_二於天船_一 從_二海路_一 廻_二於葦浦_一 横渡_二玉浦_一 至_二蝦夷境_一 蝦夷賊首嶋津神 国津神等 屯_二於竹水門_一 而欲_レ距 然遙視_二王船_一 豫怖_二其威勢_一 而心裏知_二之不可勝_一 悉_二捨弓矢_一 望拜之曰 仰視_二君容_一 秀_二於人倫_一 若神之乎 欲_レ私_二姓名_一 王対之曰 吾是現人神之子也 於_レ是 蝦夷等悉慄 則塞_レ裳披_レ浪 自扶_二王船_一 而着_レ岸 仍而縛服罪 故免_二其罪_一 因以俘_二其首師_一 而令_レ從_レ身也 自_二日高見国_一 還之

とある。

日本武尊の東征は激戦を交えることなく終え帰られている。

その後、陸奥国住民の叛乱により征東將軍田道が敗れて「以死伊寺水門」とある如く北上川沿岸石巻港で死せる事件等の発生もあるが、暫く、小康を得ている。和同元年（七〇八）上毛野朝臣小足が陸奥守に任ぜられているが、更に、翌二年同陸奥守に上毛野朝臣安麿が任ぜられている。

その後、同じ上毛野朝臣で広人が陸奥国に按察使として居り、蝦夷の叛乱によって殺害されている⁽³⁾。

養老四年（七二九）

陸奥国奏言 蝦夷反乱 殺_二按察使正五位下上毛野朝臣廣人_一

とある、これら上毛野氏は北上川沿岸における原住民の鎮定並びに開発等に多大の功蹟を残されるところであり、焼石連峯の最東峯駒岳山頂に奉さかれる駒形神社は北上川沿岸開発（日高見国）の祖神として、又、守護神として上毛野

氏の勧請するところと伝えられている。

以上の如く大和政府の陸奥国進攻は政治、軍事力と共に、信仰等による原住民の思想転換を以って皇化政策を押し進め、次第に北進し、陸奥国鎮所を宮城県多賀城町に移し、天平九年（七三七）鎮守將軍大野東人が多賀城に入られている⁽²⁾。

四月十四日

遣_二陸奥_一 持節大使從三位藤原朝臣麻呂等言 以_二去二月十九日_一到_二陸奥多賀城_一 與_二鎮守將軍從四位上大野朝臣東人_一共平章 云々

とあり、爾後、陸奥国における征夷並びに、開発の拠点とされているのである。

しかし、北上川は陸奥国を分ける重大な区画線となり、同河川を越え左岸に征討の軍を進めることは容易ならざるところである。

天平宝字四年（七六〇）按察使兼鎮守將軍藤原惠美によって初めて北上川の東岸（左岸）に桃生城が造建され征夷、開発の拠点とされるところである⁽¹⁾。

正月四日（抜）

勅日 盡_レ命事_一君 忠臣至節 随_レ勞酬_レ賞 聖主格言 昔先帝數降_二明詔_一 造_二雄勝城_一 共事難_レ成 前將既困 然今陸奥按察使兼鎮守將軍正五位下藤原惠美朝臣朝賀等 教_二導荒夷_一 馴_二從皇化_一 不_レ勞_二一戰_一 造成既畢 又於_二陸奥国牡鹿郡 跨_二大河_一凌_二峻嶺_一 作_二桃生柵_一 奪_二賊肝膽_一 云々

とある。実には大野東人將軍以來二〇数年ぶりの快挙である。

更に、神護景雲元年（七六七）宮城県栗原郡若柳町地内に、多賀城の前衛基地であるところの伊治城が造建されると

ころである⁽³⁾。

十一月八日

置_二陸奥国栗原郡_一 本是伊治城也

とある。同伊治城は更に自境山を越え磐井川流域に進攻する拠点とされるところであり、胆沢の賊を前面に控える重要な塞防である、と共に、開拓の基地でもあったのである。同三年（七六九）伊治村に百姓二、五〇〇人余を新に配置し、伊治城周辺における、迫川流域の開発に当らせ、更に、宝龜七年（七七六）政府は常陸等の四ヶ国に命じて陸奥国の不慮に備えるところとして船五十隻（川舟）を造らせている⁽²⁾。

七月十四日

令_レ造_二安房_一 上総 下総 常陸国_一船五十隻 置_二陸奥国_一以備_二不虞_一

とある。

伊治城の強化、舟船の建造等、陸奥国の変に備えるところとしているが、北上川沿岸における大規模征夷作戦が計画されたのであろう。

同計画にもとづく作戦行動が起され、宝龜一〇年征夷軍が磐井地方に達したのであろう。しかし、時既に、嚴冬の候に入り北上川が凍結し、舟行が不可能となり、同年における胆沢地方への進攻は中止のやむなきに至ったのであろう、翌一一年（七八〇）融雪期を期し賊地に直進して、拠点を設けると現地は報じているのである⁽²⁾。

二月二日

陸奥国言 欲_レ取_二船路_一伐_二揆遺賊_一 比年甚寒 其河已凍 不_レ得_レ通_レ船 今賊來犯不_レ已 故先可_レ塞_二其寇道_一 仍須_レ差_二發軍士三千人_一 取_二三四月雪消_一 雨水汎溢之時_一 直進_二賊地_一 因造_二常陸城_一 於_レ是下_レ勅日 海道漸遠

来犯無_レ便 山賊居近 伺_レ隙来_レ犯 遂不_二伐揆_一 其勢更強 宜_下造_二覺磐城_一 得_中膽沢之地_上 兩國之息莫_レ大_二於斯_一。

とある。しかし、同年における岩手県内の征夷等については明らかでない。

更に、延暦八年（七八九）多賀城に大軍を集結し、道を分けて賊地に進攻している。しかし、磐井地方における征夷軍は衣川辺に至り、容易に衣川を越し左岸に陣するところではなく、ようやく三月八日胆沢の地に軍營三カ所を設置するに至ったのである⁽²⁾。

五月十二日

勅_二征東將軍_一曰 省_二比来奏狀_一 知_二官軍不_レ進 猶滯_二衣川_一 以去四月六日奏稱 三月廿八日 官軍渡_レ河置_二營三處_一 其勢如_二鼎足_一者 自_レ爾以還 經_二卅餘日_一 未審 緣_二何事故_一 致_二此留連_一 居而不_レ進 未_レ見_二其理_一 夫兵貴_二拙速_一 未_レ聞_二巧選_一 云々

とあり、衣川を越え、更に、三十余日を経るも軍を発することなく、故を訊される処である。

征東將軍紀古佐美は副將軍、別將等と謀り、北上川東岸の賊師阿豆流為等を討つべく、軍兵四千人余を以って河東生母、黒石等を経て、阿豆流夷等の本拠を突かんとしたのである⁽²⁾。

六月三日

征東將軍奏 副將軍外從五位下人間宿弥廣成 左中軍別將從五位下池田朝臣眞放 與_二前軍別將外從五位下安倍猿鳴臣墨繩等_一 議 三軍同_レ謀并_レ力 渡_レ河討_レ賊 約期已軍 由_レ是抽_二出中後軍各二千人_一 同共凌渡 比_レ至_二賊師夷阿豆流爲之居_一 云々（後略）

とあるが、水沢、江刺両市にまたがる巢伏（四丑）に至り腹背に敵を受け、別將高田道成等二五人が戦死、二四五人が戦傷を負い、軍装を捨て裸で遊び帰る者一、二五七人、更に、溺れ死ぬ者一、〇三六人の多きに達する大敗を契し、

胆沢平野の制覇は遂に達成するところではなかったのである。

しかるに、その後における皇化政策によるところであろう、延暦十一年（七九二）胆沢公が斯波村において使をして帰順を請うている⁽³⁾。

正月十一日

陸奥国言 斯波村夷膽澤公阿奴志已等 遣_レ使請曰 已等思_レ帰_二王化_一 何日忘之云々

等とあり、胆沢地方の支配権は既に征東軍によって掌握され、やがて、斯波地方にも及ぶ情勢を察知した者の所為であらう。

同様の投降する夷俘の数は少なからざるところであり、各々の城や寨等に收容するところであるが食料に不足を生じ耕田三十町歩を充当されんことを願ひ出ているのである⁽³⁾。

延暦十九年（八〇〇）五月廿一日

陸奥国言 帰降夷俘 各集_二城寨_一 朝参相續 出入寔繁 夫馴_レ荒之道在_二威與_レ德 若不_二優賞_一 恐失_二天威_一 今夷俘食料充用不_レ足 伏請佃卅町以充_二雜用_一 許之

とあるが、かくも投降する賊夷の多数に及ぶは、皇化政策の奏効によるところであらう。

延暦二〇年（八〇一）坂上田村麻呂が征夷大將軍に任ぜられ陸奥国を征するところであるが、天皇は詔して、田村麻呂等の功を賞し更に階位を授けている⁽⁴⁾。

十一月七日

詔曰 云々 陸奥国_ヲ蝦夷等 歴_レ代涉_レ時_天 侵_二乱边境_一 殺_二略百姓_一 是以從四位上坂上田村麿大宿弥等_ヲ遣_天 伐平掃治之_之 云々 田村麿授_二從三位_一 己下授位

とある。

胆沢地方は、既に、賊夷も遠く去り王朝に服するところであり、延暦二十一年（八〇二）胆沢平野の中央に、賊夷征討の最前線基地胆沢城の造建されるところとなったのである⁽⁴⁾。

正月九日

遣_下三位坂上大宿弥田村麿_一造_中陸奥国膽澤城上

とある。

同城は、更に奥地に蕃居する賊夷征討に備える軍事基地であることは論をまたないところであるが、更に、北上川沿岸地方開発の重大な拠点でもあったのである。

それは、同年、政府が関東、関西等の浪人四千人を移住せしめ胆沢及び胆沢以遠等の地域開発を行っているのであるが、その拠点は胆沢城であるからである⁽⁴⁾。

正月十一日

勅 官軍薄伐 關_レ地膽澤 宜_下發_二駿河 甲斐 相模 武蔵 上総 下総 常陸 信濃 上野 下野国浪人四千人_一配_中陸奥国膽沢城上

とある。

従って、俗説に言う如く、田村將軍の率いる軍勢の大半は鋤、鍬等を持って軍列に従った、云々とするところは、事実を伝えるところでもあろうか？

翌三二年（八〇三）胆沢城の前衛基地、志波城が造建され、征夷の前線は更に前進するところとなり、更に、鎮守府は多賀城より胆沢城へと移されて、奥地にひそむ賊夷制圧に備えるところである。

弘仁二年（八一一）には北上川沿岸平野の中心部より上流に位置する紫波郡（斯波とある）等の三郡が建置されるに至っている⁽⁵⁾。

正月十一日

於_二陸奥国_一置_二和賀 蕤縫 斯波三郡_一

とある。

郡の建置は、征夷軍の点領地として軍政下に置かれた地域が、国府に所管が替えられ、行政組織に編入されて、各々の郡に設けられるところの郡衙によって政治が行なわれることである。

従って、右三郡の建置は北上川沿岸地域の殆んどが、多賀国府を通じ中央政府の支配下に属したことを明らかにするものである。

同年爾薩体（二戸郡）弊伊村（閉伊郡）等において賊夷征討が行なわれている。「功冠_二一時一名伝_二不朽_一也」などあり、その効は大なるも、未だ、完封に至らなかったであろう。

同二年志波城を更に便地に移転しようと、征夷將軍文屋綿麻呂が願い出している。

その移転は翌三年（八一二）であろう。同五年徳丹城のことが次の如くある。

十一月十七日

陸奥国言 膽澤徳丹_二城 遠去_二国府_一 孤居_二塞表_一 城下及津輕狄俘 野心雖_レ測 至_二於非常_一 不_レ可_レ不_レ備 伏望 豫備_二糶塩_一 牧_二置阿城_一 許_レ之

とある。

当時は、既に、岩手県管内に賊夷はなく、遠く津軽方面にあり、胆沢、徳丹城とは津軽に備えるところであったので

あろう。

註 (1) 日本書記

(2) 續日本紀

(3) 類聚国史

(4) 日本紀略

(5) 日本後紀

第三節 上代

鎮守府胆沢城及び徳丹城等によって夷俘を制してより北上川沿岸地方等は、多賀国府の治下において比較的平温に歳月が流れたのであろう。

しかし、中央政府における対陸奥国政策等は変ることなく鎮守府並びに鎮守府將軍等の制度は依然として存続するところである。

ただ、変るところは武力による制圧によらず、思想、文化の啓発と、仏僧等による信仰思想の普及、これを通じて中央政府の施策徹底等であらう。

嘉祥三年（八五〇）諸国巡錫の慈覺大師による弘台寿院（磐井地方）の開創を初めとし、仁寿元年（八五一）胆沢駒形神に正五位下が授けられ、翌二年磐井配志和神、舞草神が共に従五位下を、又、志和の志賀理和氣神に正五位下が授

けられる等があり、更に、天安元年（八五七）江刺極楽寺が陸奥国において唯一寺院の定額寺に指定されている。

黒石寺樂師如来座像の造立並びに開眼が貞觀四年（八六二）である等、八五〇年代における岩手県南地方における宗教活動が殊更に多く行なわれているのである。

当時の国守は任期の交代が早く、甚しきは年二回に及ぶ場合等もあり、その多くは、任国陸奥多賀城に降ることなき遙任国司であり、陸奥国府は陸奥在国の者によって代行され、郡司の如きは、殆んど、在地豪族等の任するところであったから、土豪等の権勢は次第に強化するにいたったのである。

平安中期、奥六郡司（胆沢 江刺 和賀 稗貫 紫波 岩手）に任せられた安倍頼時等もその一人である⁽¹⁾。

六箇郡之司有ニ安倍頼良者一（改頼時）是同忠良子也 父祖忠頼東夷酋長 威風大振 云々とあり、

頼時の権勢も亦、陸奥国において最も振うところである、頼時は本拠を衣川柵に置き、更に、一族郎党を北上河畔等の要害の地に柵を築き、各々これに拠らしめている。

安倍氏一族城柵一覧

城柵名	位 置	河川名	摘 要
衣川柵	胆沢郡衣川村	衣川	住 安倍頼時
小松柵	一関市	磐井川	僧良昭（官照）頼時弟
厨川柵	盛岡市厨川	磐石川左岸	貞任
鳥海柵	胆沢郡金ヶ崎町	胆沢川左岸	宗任
豊田城	江刺市岩谷堂	北上川左岸	藤原経清
			女婿

黒沢尻	北上市黒沢尻町	北上川右岸	安倍正任	子
北浦	胆沢郡金ヶ崎町	胆沢川左岸	重任	子
比与鳥	胆沢郡前沢町	北上川右岸	(伝)白絲姫	女子
白鳥	胆沢郡前沢町	右岸	則任	子
業近	胆沢郡前沢町	右岸	行任	子
大麻生	胆沢郡前沢町	右岸	藤原業近	子
鶴羽衣	江刺市稲頼	左岸		
河崎	東磐井郡河崎村	左岸	住金爲時	

更に、頼時は北上川沿岸平野における豊衍な経済力と、北上川における水上権を掌握し、同沿岸に築くところの安倍文化は、国司さえも羨やむところであったと言う。

頼時は余勢をかって、宮城県北部地方に進出し、永承六年(一、〇五一)鬼首において、国司軍と一戦に及びこれを敗り、遂に前九年役の発端とならしむるに至ったのである。

頼時、貞任等の父子は、北上川中流部沿岸(川崎、黄海等)における歴戦の後、康平五年(一、〇六二)厨川柵において源、清原聯合軍の攻撃に抗し難く、遂に、壊滅するに至り、「城中美女数十人 此衣ニ綾羅ニ悉粧ニ金翠ニ交烟悲泣」北上川沿岸における安倍文化は、厨川柵と共に、悉、灰燼と化し、安倍一族の棟領貞任及び女孀藤原経清等は柵外において鈍刀を以って惨殺され、弟宗任は京に連行されて、前九年役は終止符が打たれるに至った。(今は雄大な構想によって築造された柵趾と、膨大な土工工事の跡のみが残されている)。

その後、奥六郡の地は、前九年役に際し、国司軍を支援し勝利に導いた功労者清原武則が、安倍氏に代ってこれを所領するところであるが、わずかに二〇年にして同族相抗により争うこと三年(後三年役)、寛治元年(一、〇八六)その終結と共に、北上川沿岸六ヶ郡は、清原家衡及び藤原経清の遺子、藤原清衡の二人によって分領されることとなる。

その後、いくばくもなく、安倍氏の遺領、奥六郡はその血統につながる清衡によって継承されるところとなったのである。

清衡は、父経清の居城、江刺豊田城に在り寛治三年(一、〇八九)陸奥国押領使に任ぜられている。伊沢、和賀、江刺、稗技、志和、岩井等の六郡はその治下である。

嘉保年中(一、〇九四一、〇九五)清衡は平泉に移り、長治二年(一、一〇五)最勝院の造営を初め大長寿院等多くの寺院を建立し、更に、陸奥、出羽両国の村々に寺院を建て信仰並びに文教、文化の中心となさしめている⁽²⁾。

両国陸奥
出羽有二一萬餘之村一 毎レ村建ニ伽藍一 寄ニ附佛性灯油田一爰

と、仏教を基盤とする平泉文化を築き、更に、北上川における治水工事及び白河以北の大道を整備する等の大土木工事を施工し⁽²⁾。

先自ニ白河関一至三千外濱一 廿余ケ日行程也 其路一町別立笠卒都婆 其面図ニ金色阿弥陀像一

等と、道路交通の便を開くのみならず、東北地方における文化、経済、文教等の飛躍的發展の途を開き、鎮守府將軍陸奥守藤原秀衡を頂点とし、総てに充実した平泉文化約一世期の後、四代泰衡に至り関東に起った新興勢力によって、東北地方における文化、経済等の中心である平泉、その総師藤原氏は抹殺され、その遺構の多くは、前九年の役における安倍氏の場合と等しく、一場の煙と消え去ったのである。

第四節 中 世

平泉没落後における東北地方の支配権は、鎌倉幕府の掌握するところとなり、平泉藤原氏の遺領は、文治五年（一一八九）平泉征伐に軍功の顕われた家臣等に配分し、知行させるところである。

北上川沿岸南五郡（東南磐井 胆沢 江刺 気仙）は宮城県北部と共に葛西清重平泉檢非違使奥州總奉行に知行せしめ、和賀郡は多田家長に、稗貫郡は常陸為家、紫波郡河東は河村秀清に、南岩手郡は工藤行光等に知行せしめている。更に、南部氏は此の時、岩手、青森両県にまたがる糠部地方（三戸郡等）に封地を与えられている。

これ等の鎌倉御家人等は各々北上川沿岸等の要地に城館を築き拠るところであつたから、北上川及び支川の殆んどは分断領知されるところである。

一、二〇〇年代の初め、和賀氏一族間における遺領争が一応終結を見るに至つたが、一三三〇年代、中央に起つた南北兩朝の争いは、遠く奥州の鎌倉御家人の間にも波及するところとなり、和賀氏等を初め、同族間において南北兩朝に相对加担し互に争ひ、更に、延元二年（一、三三七）北朝方目代として斯波氏の紫波郡河西への入部によって、北上川沿岸地帯における南北兩朝に組する者の争乱は更に激化し、延々数十年の長きに及び、遂に、勢力の均衡を欠くところ



35 稗貫氏の墓（石鳥谷町）

となり、明德五年（一、三九四）南岩手郡を知行する工藤氏及び仁王郷に在る後藤氏等が、先づ、三戸南部氏に降り、盛岡以北の北上川流域の殆んどは南部氏の勢力下に移り、南部氏の南下政策の基礎が定まるに至つたのである。

更に、一、四〇〇年代に至り、和賀氏の一族で和賀川合流点に在る鬼柳氏が、宮城県登米郡寺池城の葛西氏と領境で争ひ、数次に及ぶ戦に、和賀氏に加担する斯波氏の参戦を見るに至るなどがあり、

更に、永承七年（一一五〇）西磐井郡金沢郷の金沢冬胤が対岸東磐井郡薄衣郷の薄衣清貞と、又、同十一年（一一五二）東磐井郡東山郷深堀氏が西磐井郡流郷小野寺氏等と北上川岸に相對して戦を交えているのである。

これ等の戦いは、明らかに北上川の支配権争奪戦であろう。以上の如く近隣相争う北上川の支配権獲得戦を南部氏は看過するところではなく、大永元年（一、五二一）南部氏は和賀氏を攻め、更に、同四年（一、五三四）胆沢郡に進攻し柏山氏と一戦に及んでいる。

更に、元龜三年（一、五七二）南部高信は志和郡見前郷を占拠し、北上川沿岸平野進出の基地を獲得し、続いて、東

紫波郡の河村氏を降し、天正十一年（一、五八三）志和大萱生氏を、同一四年雪石氏等を降し、更に、同一六年斯波氏を降す等北上川沿岸地帯の大半を掌握するに至ったのである。

天正一八年（一、五九〇）豊臣秀吉は小田原征伐終了後、同小田原戦に不参の葛西、大崎、和賀、稗貫氏等の所領を没収し、居城より追放し、（奥州仕置）岩手、宮城両県にわたる北上川沿岸の支配権を統一し掌握するに至ったのである。

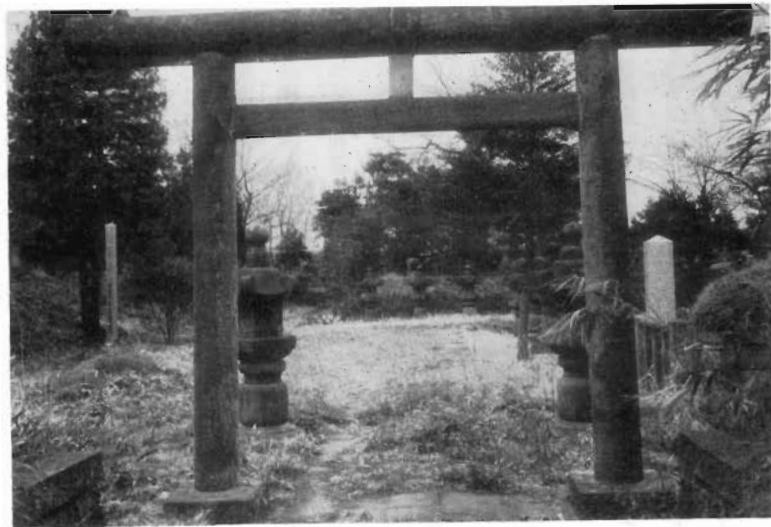
ここにおいて、文治五年平泉藤原氏による統一支配が崩れてより、四〇〇余年にして北上川及び同沿岸地は、再び統一支配権のもとに置かれるところとなったのである。

しかし、豊臣秀吉の奥州仕置は、中尊寺の神宝を持ち去る程の乱脈であるから、北上川沿岸の仕置後の統治、行政、祭祀等の処置に見るべきものはなかったであろう。

第五節 近 世

一、伊達藩

天正一八年九月豊臣秀吉による奥州仕置によって盛岡以南における旧勢が抹殺され、同年八月一〇日葛西、大崎等の旧領は秀吉の臣木村伊勢守吉清に与えられるところとなり、吉清は佐沼城に拠って新領地の統治に当るところであったが、木村吉清は小身の出であり重代の家臣等は少く、従う者の多くは新参者が多く、その治政よろしきを得ず、旧葛



36 伊達氏の墓（仙台市）

西、大崎等の浪人による大一揆が起り、木村父子は危く伊達政宗によって救出されるところであるが、秀吉によって吉清は封を解かれ、旧葛西、大崎の領地は、翌天正一十九年（一、五九一）二月伊達政宗に与えられるところとなったのである。

政宗は、同年九月、旧領米沢から岩出沢城（宮城県玉造郡岩出山町）へ移り本城として入領している。

政宗が新知行地に入部した八月、葛西、大崎等の残党を深谷糠塚山（宮城県桃生郡河南町）に集合を命じ、詭策を以ってこれを殲滅している。

正法寺年譜

天正十九年辛卯伊達黄門政宗殿知「當国」移「岩出山城」葛西之臣大半於「深谷原」戦死 大崎敗北江刺三郎於「深谷」生害云々

とある。これは、新領地における伊達政宗が旧勢力を排除し、領内統一のためにはやむを得ない手段として行うところであるが、中世代の土豪等のすべてを抹消して前九年役、平泉征伐等の終局と相通ずるところがある。陸奥国の風土が然らし

むるところであらうか。

慶長八年（一、六〇三）仙台青葉山に新城を築き、政宗は青葉城に移り、爾来仙台藩の治城としている。政宗は、更に、領内の荒地を拓き新田を起し、石巻に港を開き、北上川を修し舟路をあげ、仙北平野、北上川沿岸平野等の産米を江戸に送り、その利を以って藩財政の一端を賄っているのである。

寛文年代における伊達騒動の後、天和二年（一、六八一）旧岩沼城主田村建顕は一ノ関へ転封されるところとなり、伊達領北部をさいて一ノ関藩が建てられるところである。

其の後、幾度か凶作、洪水等の災害によって領内は少なからざる被害を蒙るところであるが、幕府より公金の借用等によって事なきを得ている。

藩政末期に至り、蝦夷地（北海道）警備を命じられ、これがため藩費の支出が増大し、領民の負担が多くなり江刺等における百姓一揆の発生等もあったが大事に至らず明治維新をむかえ、仙台伊達氏の支配は終息するところである。

二、田村藩

一ノ関田村藩主は、陸奥国開拓期における功労者田村麻呂の後裔と伝える名門であり、古くは、福島県に在り、後、宮城県岩沼城に拠っているが、天和二年（一、六八一）三月転封となり一ノ関に入部するところである。

伊達政宗は、田村建顕を五万石を知行せしめ云々と称せしが、実高は三万石にすぎず、知行地は、磐井川右岸（岩手県管内）二四カ村、東磐井郡奥玉、摺沢等の山間部一カ村、栗原郡四カ村等で合計三九カ村である。

同藩における治政の殆んどは仙台藩と大同小異であり特記すべき事項等もない。

更に、明治維新における動静は仙台、盛岡等の諸藩と何等変るものではない。

三、南部藩

北上川沿岸部、北上市より上流地方を領したところの南部氏は、さきにも述べる始く、文治五年平泉征伐の功によって糠部（三戸地方）に封ぜられたところの鎌倉御家人である。

南北朝時代、南朝に属し北畠顕家郷に従い征上する等、終始、南朝方のため戦った一族である。

天正一八年（一、五九〇）豊臣秀吉の小田原征伐に参戦し旧領を維持し、更に、同一九年（一、五九二）八月秀吉より和賀、稗貫、志和の三郡を拝領して北上川沿岸平野の大半を領するに至ったのである。

慶長四年（一、五九九）盛岡城の竣功と共に、南部家第二七世利直は三戸城よりここに移り、北上川沿岸における新領の本格的経営を開始している。

南部藩は、三戸城以来、鹿角地方における金、銅の鉱産等が多く財政の豊かなところである。

更に、寛永頃より領内の産米を黒沢尻川岸を経て、北上川舟運によって石巻に送り、江戸為登米とし利を得たことは仙台藩



37 南部氏の墓（盛岡市）

と同様であるが、絶対量の少ない南部藩は、江戸為登米の利潤は仙台藩の比ではないが、藩財政に少なからざる影響を及ぼしたことは南部藩と同様であったのである。

寛文五年南部家第二九世重信は領を二分し、弟直房に与え八戸藩を建てるに至り、宗家盛岡南部は一〇万石となるに至ったのである。

天和三年南部重信は一〇万石の加増により、二〇万石の格式に昇ったが領域には変りがなく、幕府の軍役は二〇万石の格式によって課せられるところであったから、藩財政は、榮誉と逆に苦るしくなり、更に、凶作、冷害等の災害が続き、遂に、百姓一揆が頻発するに至ったのである。

藩政末期における南部藩の蝦夷地警備に要した出費は、又、巨額にのぼり、藩財政を大きく圧迫するところであったのである。

明治維新時における南部藩は勤王、佐幕と藩内が動揺するところであるが、遂に、奥州同盟に加わり終結するに至ったのである。

しかし、盛岡周辺は、盛岡藩、県等の名称が明治四年まで存続するところである。

明治維新後における行政上の区域変遷は、別編で述べるところであり、ここには省略する。

附 録

附一 河水統制調査事務所処務規程（昭一二）

第一條 所長ハ上司ノ命ヲ承ケ所務ヲ管理シ所員ヲ指揮監督ス

第二條 所長ハ必要ニ応ジ班ヲ設クルコトヲ得。

班ニハ班長ヲ置キ技師又ハ技手ヲ以テ之ニ充ツ。

第三條 班長ハ所長ノ命ヲ承ケ所屬事務ヲ担任シ所屬員ヲ指揮監督ス。

第四條 所員ハ所長又ハ所屬班長ノ指揮ヲ承ケ所務ニ従事ス。

第五條 所長事故アルトキハ上席所員其職務ヲ代理ス。

第六條 所長ニ於テ調査スベキ事項左ノ如シ

一 雨量、水位並ニ流量ニ關スル事項

二 流域内ノ地形、地質、水源山地ノ現況ニ關スル事項

三 水害並ニ治水ニ關スル事項

四 上下水道、農業用排水、發電、工業用水、淨化用水、水運等河水利用ノ現況ニ關スル事項

五 風致景觀ニ關スル事項

六 其ノ他河川湖沼等ノ現況ニ關する事項

七 将来ノ河水利用見込ニ關スル事項

第七條 雨量水位又ハ流量ノ觀測所設置ニ關シテハ別ニ定ムル設置要項ニ依ルベシ

第八條 雨量計又ハ量水標ノ觀測員ヲ置カントスルトキハ履歷書添付ノ上主務課長ニ内申スベシ觀測員變更ノ場合亦同ジ

第九條 雨量水位又ハ流量ノ觀測ニ關シテハ別ニ定ムル觀測心得ニ依ルベシ

第十條 地質調査又ハ地形測量ニ關シテハ別ニ定ムル地質調査要項ハ地形測量要項ニ依ルベシ。

第十一條 所長ハ雨量計、量水標又ハ流量觀測所ノ觀測日表及觀測月表ヲ翌月末日迄ニ主務局長ニ提出スベシ。

第十二條 所長ハ調査ノ進捗狀況ヲ三月毎ニ主務局長ニ報告スベシ。

但シ重要ト認ムル事項ハ其ノ都度報告スルモノトス。

第十三條 事務所ニ左記帳簿類ヲ備付クベシ

- 一 日誌
- 一 調査台帳（正副二通）
- 一 觀測記錄
- 一 觀測員名簿
- 一 予定經費差引簿
- 一 材料受払簿
- 一 人夫出面帳
- 一 所員出勤簿

- 一 所員出張簿
- 一 備品簿

第十四條 調査事務ニ關シ暴風雨其ノ他ノ天災ニ因リ重大事故發生シタルトキハ直ニ其ノ概要ヲ主務局長ニ報告スベシ。

附二 觀測員心得（昭二二） 内務省

（一）雨量觀測員心得

第一條 雨量觀測員トハ普通雨量計及自記雨量計觀測員ヲ云フ

第二條 雨量觀測員ハ本心得ニヨリ忠実ニ其ノ任務ヲ尽スヘシ

第三條 雨量觀測員ハ特ニ指定シタル場合ノ外毎日午前十時量器ニヨリ雨雪量ヲ點檢シ直ニ其ノ雨雪量ヲ觀測野帳ニ記入スベシ、但シ自記雨量計ニアリテハ図表ニ依リ前日午前十時ヨリ当日午前十時マデノモノヲ計算記入スヘシ

第四條 雨量觀測員ハ天候、風向、風力、積雪ノ深サ其ノ他必要ナ事項ヲ觀測シ觀測野帳ニ記入スヘシ

第五條 雨雪量觀測野帳ノ記入ハ別ニ定ムル雨雪量觀測野帳記入心得ニ依リ取扱フヘシ

第六條 強雨、大雨ノ時ハ定時刻以外ト雖直ニ之ヲ測リ其ノ雨雪量、始終及其ノ継続時間ヲ記事欄ニ記入スヘシ

第七條 雨量觀測員ハ点檢時刻ヲ確守シ早マリ又ハ遅ルヘカラス又時刻ノ正確ヲ期スル為メ時々最寄郵便局又ハ、鐵道

停車場或ハラヂオ等ニ就キ時刻ノ訂合ヲ怠ラサル様心懸クヘシ

第八条 普通雨量計ハ左ニ示ス要項ニ依リ取扱フヘシ

(一) 観測定時ニ至ラハ漏斗ヲ取り除キ瀝水瓶ヲ取り出シ其ノ内ノ雨水ヲ雨量計ニ移シテ測リ速ニ瀝水瓶ヲ原状ニ復シ且漏斗ヲ取付ケ即時其ノ量ヲ観測野帳ニ記入スヘシ

雨水ヲ測ルニハ雨量計ノ上部ヲ左手ノ親指ト中指トニテ保持シ雨水面ヲ目ト水平ノ位置ニ置キ其ノ面ノ最モ低キ所ニ相当スル目盛ヲ読ムヘシ

(二) 雪、雹、霰等カ受水器内ニ入りタル時ハ別ニ其ノ量ヲ測リタル温湯ヲ注キ融解シテ水トナシ雨水ト同一方法ニ依リ之ヲ測リ先ニ注キタル温湯ノ量ヲ減スヘシ降雪多量ニシテ温湯ヲ以テ融解シ難キトキハ受水器ヲ文火ニ掛ケ徐々ニ融解スヘシ、此ノ場合ニハ其ノ蒸発ヲ防グ為之ヲ密閉スヘシ

第九条 自記雨量計ハ左ニ示ス要項ニ依リ取扱フヘシ

(一) 観測定時ニ於テ捨水栓ヲ開キ自記ペンノ尖端カ図表用紙ノ零線ニ下ルマテ瀝水槽ニ残留セル雨水ヲ徐々ニ排池シタル後図表用紙ヲ取換フヘシ、但シ其ノ際降雨甚シキ時ハペンノ尖端ヲ零線ニ下スコトヲ行ハサルモノトス

ペンノ尖端ヲ零線ニ下スニハ上部ヨリ瀝水槽ニ水ヲ充タシ曲管作用(水力曲管ヲ経テ排出スルコト)ヲ起サシメテ之ヲナスコトヲ得

(二) 前日午前十時ヨリ当日ノ午前十時迄降雨、降雪全ク無カリシ時ハ図表用紙ハ取換フルコトナク其ノ儘再用シ取外シタル際其ノ用紙ニ適宜之ヲ記入スベシ

(三) 附属ノ計時ハ毎日午前十時必ズ之ヲ捲クベシ又ペン先ニハ常ニ適量ノインキヲ附ケ置クヘシ

(四) 附属時計ノ停止若ハ曲管閉塞等ノ故障生シタルトキハ取外シタル図表用紙ニ適宜之ヲ記入スヘシ

第十条 積雪多キ場所ニ在リテハ特ニ冬季専用雨量計ヲ設備スルコトアルヘシ

冬季専用雨量計ノ受水器に入りタル積雪ハ洋燈ノ火力ヲ用ヒテ之ヲ融解スヘシ

第十一条 降雪量ヲ衡器ニテ測ル場合ニハ量器ノ周囲ノ外部ニ附着スル雪ヲ払ヒ且其ノ量器ノ重量(即風袋)ヲ控除シタル重量ヲ雨雪量観測野帳ノ記事欄ニ記入スヘシ

第十二条 雨量観測員ハ雨雪量観測野帳ヨリ観測ノ結果ヲ移記シ雨雪量月表ヲ作成スヘシ

第十三条 雨雪量月表ニハ予メ年月及観測箇所、観測員ノ氏名ヲ記入捺印シ又雨雪量図表ハ取外シタル都度其ノ用紙ニ年月日、観測箇所観測員氏名ヲ記入シ観測野帳ト共ニ取纏メ毎月三日其ノ前月分ヲ土木出張所ニ送附スヘシ
雨雪量月表ハ其ノ控ヲ取りテ順次繰込ミ一ケ年分毎ニ取纏メ保管スヘシ

第十四条 書類ハ例規綴、雨雪量月表控綴、雜件数ニ区分シテ整理スベシ書類、用紙、野帳等ハ特別ノ容器ニ收藏シ一定ノ場所ニ保管シテ散逸ヲ防クヘシ

第十五条 雨量計及附属器具ハ鄭重ニ之ヲ取扱ヒ若故意又ハ過失ニ因リ毀損シタルトキハ始末書ヲ添ヘ申報スヘシ

第十六条 暴風、強雨、大雪、地震其ノ他非ノ際ハ量器ノ破損セサル様注意ヲ加ヘ保護スヘシ

若破損又ハ故障ヲ生シタル場合ニ自ラ処置シ能ハサル時ハ速ニ土木出張所ニ申報スヘシ

前二項ノ場合ニ要シタル費用ハ相常ト認ムルモノニ限り之ヲ支給ス依テ費用明細書ヲ添ヘ土木出張所ニ提出スヘシ

第十七条 雨雪量図表用紙、雨雪量月表用紙及観測野帳其ノ他観測上必要ト認ムル物品ハ当所ヨリ交附ス

第十八条 時計其ノ他備品扱ニ属スル物品ノ交附ヲ受ケタル時ハ直ニ保管証ヲ提出スヘシ

第十九条 雨雪量月表図表及雨雪量観測野帳發送ニ要スル郵便料等ハ之ヲ支給ス

第二十条 雨量観測員病氣其ノ他ノ事故ニ因リ観測ニ従事スル事能ハサルトキハ適當ナル代人ヲ定メテ処理セシメ速ニ其ノ事由及氏名ヲ土木出張所ニ通報スヘシ其ノ代理ヲ解キタルトキ亦同シ若故障ノ久シキニ亘ル場合ニハ其ノ事由ヲ通報シテ指揮ヲ請フヘシ

第二十一条 雨量観測員辞任セムトスル時ハ可成後任者ヲ推薦スヘシ此ノ場合ニ於テ現任者ハ辞任ノ理由ヲ述ヘ後任者ノ履歴書(住所、氏名、生年月日、職業及経歴ノ概要ヲ掲記ス)ヲ添ヘ之ヲ推薦スル旨ヲ記シテ年月日ノ下ニ署名捺印シ其ノ後任ニ推薦セラレタル者ハ自己ニ任命セラルルニ於テハ之ヲ引受ケ忠実ニ職務ニ従事スヘキ旨ヲ述ヘ年月日ノ下ニ署名捺印セル連署ノ書面ヲ作成シ之ヲ土木出張所ニ送附シ指揮ヲ受クヘシ

観測員辞任スト雖後任者決定スル迄ハ必ス任務ニ服シ観測ヲ継続スヘシ、但シ事情已ムヲ得サル場合ハ代人ヲ定メテ屈出ツヘシ

第二十二条 雨量観測員更任ノ場合ニ於テハ旧観測員ニ於テノ様式ニ依リ観測用保管物件一切ノ引継書ヲ作成シ新任観測員ト連署ノ上速ニ屈出ツヘシ

第二十三条 新ニ雨量観測員タル者又ハ更任ノ為観測事務ノ引継ヲ受ケタルモノハ遅滞ナク其ノ實際観測従事ノ月日ヲ通報スヘシ

第二十四条 手当ハ観測ニ従事セル日ヨリ観測ヲ止メタル日迄之ヲ支給ス

新ニ雨量観測員ヲ命セラレタル者ハ手当等ノ払渡ヲ受ケントスル日本銀行支店又ハ代理店若ハ郵便局(日本銀行支店又ハ代理店所在地外ノ場合)ヲ指定シテ申出ツヘシ

第二十五条 書類ハ總テ土木出張所ニ送附スヘシ

第二十六条 本心得ニ明記ナキ事項ハ土木出張所ニ間合スヘシ

(二) 流 量 観 測 心 得 (昭一二) 内 務 省

第一条 流量観測ニ関シテハ本心得ニ依リ流量観測主任本省指定箇所ニ就キ之ヲ行フ。

第二条 流量観測主任ハナルベク異ナリタル水位ニ就キ毎月三回、一年ヲ通シテ三十六回ヲ標準トシテ流量ヲ観測スベシ。

但シ指定水位以上ニ達シタル洪水ニ於テハ其洪水ニ就キ、少クトモ数回観測シ、最大洪水量ノ観測ヲ逸セザル様心懸クベシ。

第三条 流量観測ハ流測計又ハ測堰ニ依リ精密ニ之ヲ観測スベシ

但シ洪水時ニ於テハ浮子ニ依リ之ヲ観測スベシ

第四条 流量ハ左記要項ニ依リ観測スベシ。

- (一) 見通線断面ヲ少クトモ中央及左右ノ三箇所ニ分ケ各箇所ノ中央ノ流速ヲ観測スルコト。
- (二) 流速計ヲ用イテ流速ヲ観測スルニハナルベク精密法ニ依リ已ヲ得ザル時ニ限り二點法一桿表表面法ヲ用フルコト。

表面法ニ依リ平均流速ヲ求ムル時ハ其係數値ヲ明記スベシ。

(三) 流子ヲ用ヒテ流速ヲ觀測スルニハ桿浮子用ヲフルヲ良トス。

桿浮子ノ用意ナキ時ハ表面浮子ヲ用フルコトヲ得。

但シ表面浮子ヲ用ヒ平均流速ヲ求ムル時ハ其係數値ヲ明記スベシ。

(四) 桿浮子ノ長サハ各箇所ノ水深ニ応ジナルベク長キモノヲ用フルヲ良トス。

(五) 桿浮子ヲ用フル時ハ該箇所ノ水深及桿浮子ノ水面下ノ長サヲ記明スベシ。

(六) 桿浮子ハ予メ適當ニ作製シオクコト。

(七) 測堰ハ開口矩形ニシテ三辺銳角ノ線ヲ有スルモノタルコト。

第五條 流量觀測ニ用フル単位ハ凡テ「メートル」法ニ抛リ零點以下二位迄記入スベシ。

第六條 流量觀測ノ前後ニ於テハ必ず基準量水標ニヨリ精密ニ水位ヲ觀測スベシ、又補助量水標或ハ水面勾配觀測用量水標ニ依リ其ノ都度水面勾配ヲ觀測スベシ

第七條 流量觀測主任ハ洪水ノ前後ニ於テ觀測所見通線ノ橫斷測量ヲ行ヒ橫斷面圖ヲ作製スベシ

橫斷面圖ノ縮尺ハ河川ノ大小ニ依リ縱百分ノ一、橫二百分ノ一、五百分ノ一、千分ノ一トス。

第八條 流量觀測主任ハ左記事項ヲ觀測シ、觀測野帳ノ氣象欄又ハ記事欄ニ記入スベシ。

- (イ) 天氣概況
- (ロ) 出水ノ模様
- (ハ) 最高水位及其時刻

第九條 流量觀測主任ハ觀測ノ結果ヲ觀測野帳ヨリ移記シ流量觀測月報ヲ作製シ、水位月表ト共ニ毎月三日其前月分ヲ送附スベシ。

高水流量觀測圖表ハ其都度調製シ高水日表ト共ニ臨時之ヲ送附スベシ。

第十條 流量觀測主任ハ左記流量圖表ヲ歷年毎ニ調製シ全部取纏メ翌年六月一日迄ニ土木出張所ニ提出スベシ。

- (イ) 流量觀測箇所橫斷面圖
- (ロ) 流量觀測年表
- (ハ) 流量曲線圖
- (ニ) 流量表
- (ホ) 水位流量年表
- (ヘ) 水位、流量圖
- (ト) 流況表
- (チ) 流況圖

(三) 水位觀測員心得 (昭一二)

内 務 省

第一條 水位觀測員トハ量水標及ビ自記量水標觀測員ヲ云フ。

第二條 水位觀測員ハ本心得ヲ熟読シ忠実ニ其任務ヲ尽スベシ。

第三條 水位觀測員ハ所定ノ時刻ニ於テ量水標ノ水位ヲ觀測シ左ノ各号ニ依リ直ニ其水位ヲ水位表ニ記入スベシ。

- 一、朝夕観測ノモノハ朝夕六時ノ水位ヲ甲号用紙ニ記入スベシ。
- 二、毎時観測ノモノハ毎時ノ水位ヲ丙号用紙ニ記入スベシ。
- 三、自記量水標ニ於テハ朝夕六時ノ水位ヲ甲号用紙ニ記入スベシ。

第四条 水位ハ「メートル」法ニ拠リ糧位迄観測スベシ。

但シ水位零メートル以下ニ降リタル後ハ零メートルヲ基トシ下方ニ何糧ト測リ朱書記入スベシ。

第五条 水位観測員ハ出水ノ際特ニ指定シタル水位ニ達シタル時直ニ水位ノ観測ヲ開始シ爾後毎時観測シ其水位ヲ乙号書式高水位表ニ記入スベシ

高水ノ観測ハ指定水位ニ復スルマデ之ヲ継続スベシ。

観測ヲ始メタル時刻及止メタル時刻ハ之ヲ記事欄ニ記入スベシ

又最高水位の前後ニハ特ニ注意シ観測ノ毎時ハ勿論毎時ノ間ニ於テモ其最高水位ニ達シタル時刻及水位ヲ精シク観測シテ之ヲ記事欄ニ記入スベシ

第六条 必要ト認メタル量水標ニ在リテハ高水ノ際特ニ電報ヲ以テ水位ヲ通報セシムルコトアルベシ。

電報ヲ以テ水位ヲ通報スルモノハ予メ定メラレタル略符号ヲ以テ通報スベシ。

第七条 自記量水標観測員ハ日々ノ最高最低水位ニ注意シ其水位及時刻ヲ水位月表ニ記入スベシ又器械ノ故障等ハ記事欄ニ記入スベシ。

第八条 水位観測員ハ観測時刻ノ正確ヲ期スル為メ時々最寄郵便局、鉄道停車場又ハラジオ等ニヨリ時刻ノ訂合ヲ怠ラザル様心懸ケベシ。

第九条 水位観測員ハ天候風向風力等ヲ左ノ區別ニ從ヒ水位表相当欄ニ記入スベシ

(一) 天候ハ晴曇雨雪ニ区分スベシ

(二) 風向ハ量水標附近ニ於ケル樹木等ニツキ目測シ八方位(北、北東、東、南東、南、南西、西、北西)ニ別チテ観測スルコト

(三) 風力ハ静穩(煙ノ直立シ樹葉ノ動カザルトキ)和風(樹葉ノ動クトキ)強風(樹風)(樹枝ヲ動カストキ)烈風(大樹ノ幹ヲ動カシ枝ヲ折ル時)颶風(樹ヲ抜キ家ヲ発ケトキ)ノ五種ニ別チテ観測スルコト。

風向風力ハ略符号ヲ用フルコトヲ得(例ヘバ西風、和風ナレバ西和トシ、北風、烈風ナレバ北烈ト記スルガ如シ)

第十条 水位観測員ハ烈風、暴雨雷鳴、地震及観測所附近ニ於ケル堤防ノ破壊又ハ漲溢、海嘯其他著シキ被害アリタルトキハ其始終ノ時刻及概況ヲ記事ニ記載スベシ

第十一条 水位観測員ハ出水ノ高サ量水板ノ目盛以上ニ達シタルトキハ直ニ仮標ヲ設ケテ観測シ其旨申報スベシ

第十二条 水位観測員ハ常時注意シテ量水標其他建設物ニ保護ヲ加ヘ万一腐朽其他ノ原因ニテ折損流失ノ虞アリト認めタル時ハ予メ其実況ヲ詳報スベシ

量水板ノ目盛不分明トナリタルトキハ速ニ申報スベシ。

大風雨若クハ出水海嘯等ノ際ニハ流失又ハ破損ヲ生セザル様特ニ保護ヲ加ヘ若シ流失又ハ破損シタルトキハ直ニ仮標ヲ設ケテ観測シ速ニ其模様ヲ詳報スベシ

第十三条 水位観測員ハ量水標、量水標検査、器具、機械、建設物等の修繕ヲ要スルモノアルトキハ当業者ノ費用見

積書ヲ添へ土木出張所ニ申出ツベシ。

量水板ハ土木出張所ヨリ交付スベキニヨリ其長サ枚数ヲ明記シテ申出ツベシ。

第十四条 量水標若シクハ自記量水標ニ舟筏ヲ繋ぎ又ハ其附近ニ於テ漁業又ハ遊泳ヲ為ス等苟モ量水標ヲ毀損スベキ所為並ニ観測ニ障害アルベキ所為ナカシムル様常ニ注意スベシ。

量水標又ハ自記量水標ヲ故意ニ損傷セントスルモノ及水位観測ニ妨害ヲ加フル者ハ法令ニ依リ処罰セラルベキヲ以テ其等適宜周知セシムベシ

第十五条 自記量水標観測員ハ鄭重に機械ヲ取扱ヒ必要ノ個所ハ時時注油シペン先ニハ適量ノインキハ鉛筆ノモノニアツテハ適度ノ尖ヲ保タシムベシ

第十六条 自記量水標観測員ハ量水図表用紙取換ニ際シ其零線ヲ適當ナル箇所ニ置キ且ツ円筒上ノペン（或ハ鉛筆）ノ示ス時刻ヲ正確ニ時計ノ示ス時刻ト一致セシムベシ

第十七条 量水図表取換ノ要項左ノ如シ

一、スクリーン式自記量水器（円筒横ナルモノ）ニアリテハ毎日午前六時ニ用紙ヲ取換ヘ其際附属ノ時計ヲ巻クベシ
二、タムソン式自記量水器（円筒縦ナルモノ）ニアリテハ既ニ取付ケアル用紙ノ巻キ終ニ時刻ヲ予写シ用紙取換ノ時刻ヲ誤マラザル様注意スベシ時計ハ毎週一回之ヲ巻クベシ年月日時ハ毎日及月齡ハ其相当日ニ於テ記入スベシ

第十八条 自記量水標観測員ハ量水器ニ附属セル時計停止セルカ又ハ其時計及ドラムノ進程 致セザルカ其他異常アリシトキハ該シタル用紙ニ其旨記入スベシ。

第十九条 自記量水標観測員ハ用紙取換ノ都度量水標ノ水位ヲ観測シ図表曲線ノ示ス水位ト照合シ且量水標読尺ニ数字

ヲ以テ図表ニ記入スベシ。

若シ兩者符合セザルカ器械其他ノ故障ニヨリ水位図表ニ不正確ナル水位ヲ現ハス時ハ量水標ニヨリ直ニ水位ノ点檢ヲ始メ昼夜ノ別ナク爾後一時間毎ニ観測ヲ継続シ其実況ヲ詳報シ指揮ヲ乞フベシ。

第二十条 自記量水標観測員ハ左ノ各項ヲ堅ク履行スベシ

- 一 自記量水器据付個所ハ一般ノ出入ヲ嚴禁シ其出入口ハ錠以テ必ズ閉鎖スルコト。
- 二 自記量水標檢査ノ窓ハ用紙取換又ハ器械檢視ノトキヲ除キ閉鎖スルコト。
- 三 観測用器具類ハ一定ノ場所ニ藏置シ整頓スルコト。
- 四 屋内ハ常ニ清潔ヲ保チ火ノ元ハ特ニ注意スルコト。
- 五 浮子ノ昇降ヲ妨グベキ塵埃等井戸内ニ推積セル時ハ速ニ除去スルコト。
- 六 毎月二回以上低水時ニ於テ水路口ヲ必ズ掃除スルコト。

第二十一条 水位表及量水図表ハ毎月三日前月分ヲ送附スベシ。

高水位日表ニ限り調製ノ都度臨時送附スベシ。

第二十二条 水位表ハ何レモ控ヲ取り順次綴リ込ミ一年分毎ニ取纏メ本心得其他通達書並ニ用紙等ト共ニ容器ニ收藏シ一定ノ場所ニ保管シテ散逸ヲ防グベシ。

第二十三条 水位表用紙量水図表用紙ペン先（又ハ鉛筆）インキ等水位観測ニ必要ト認ムル物品ハ之ヲ交付スベキニヨリ必要ノ都度申出ツベシ。

出水ニ際シ仮標ノ設置又ハ量水標保護ノ為メニ要シタル費用ハ当局ノ至当ト認ムルモノニ限り之ヲ支給ス。

第二十四條 水位月表量水図表等發送ニ要スル郵便料ハ之ヲ支給ス。

第二十五條 時計其他備品扱ニ属スル物品ノ交付ヲ受ケタル時ハ直ニ保管証ヲ提出スベシ。

第二十六條 水位観測員病氣其ノ他ノ事故ニ因リ観測ニ従事スルコト能ハザルトキハ適當ナル代人ヲ定メテ処理セシメ速ニ其事由及氏名ヲ土木出張所ニ通報スベシ。

其代理ヲ解キタルトキ亦同ジ若シ故障久シキニ亙ル場合ニハ其事由ヲ通報シテ指揮ヲ請フベシ。

第二十七條 水位観測員辭任セントスル時ハ可成後任者推薦スベシ此場合ニ於テ現任者ハ辭任ノ理由ヲ述べ後任者ノ履歴書(住所、氏名、生年月日、職業及経歴ノ概要等ヲ掲記ス)ヲ添ヘ之ヲ推薦スル旨ヲ記シテ年月日ノ下ニ署名捺印シ其後任ニ推薦セラレタル者ハ自己ニ任命セラルルニ於テハ之ヲ引受ケ忠実ニ職務ニ従事スベキ旨ヲ述ベ年月日ノ下ニ署名捺印セル連署ノ書面ヲ作成シ之ヲ土木出張所ニ送附シ指揮ヲ受クベシ。

観測員辭任スト雖モ後任者決定スル迄ハ必ズ任務ニ服シ観測ヲ繼續スベシ但シ事情已ムヲ得ザル場合ハ代人ヲ定メテ届出ズベシ。

第二十八條 水位観測員更任ノ場合ニ於テハ旧観測員ニ於テ所定ノ様式ニ依リ観測用保管物件一切ノ引継書ヲ作成シ新任観測員ト連署ノ上速ニ届出ズベシ。

第二十九條 新ニ水位観測員タル者又ハ更任ノ為観測事務引継ヲ受ケタルモノハ遅滞ナク其実際観測従事ノ月日ヲ通報スベシ。

第三十條 手当ハ観測ニ従事セル日ヨリ観測ヲ止メタル日迄之ヲ支給ス。
但高水位観測ノ手当ハ凡三ヶ月分宛取纏メ之ヲ支給ス。

新ニ水位観測員ヲ命ゼラレタル者ハ手当等ノ払渡受ケントスル日本銀行支店又ハ代理店若クハ郵便局(日本銀行支店又ハ代理店所在地外ノ場合)ヲ指定シテ申出スベシ。

第三十一條 書類ハ總テ土木出張所ニ送附スベシ。

第三十二條 本心得ニ明記ナキ事項ハ土木出張所ニ問合スベシ。

附三 北上川(第四輯)年表

年 号	西 紀 年	重 要 事 録	北 上 川 関 係 事 項	備 考
景行天皇 二七	九七	武内宿弥北陸、東北を巡視帰る。		
用明天皇 四〇	一一一	日本武尊東征を終え日高見より帰る。		
大宝 元	五八〇	大宝令により治水の制定まる。	和賀川当楽狭窄部開らけると伝う。	沢内年 代記
養老 二	七〇一	養老令によって河渠、池溝の職掌定まる。		
天 平 九	七二九	鎮守將軍大野東人多賀城に入る。	蝦夷反乱により、上毛野広人殺害さる。	
天 平 四	七五七	鎮守將軍藤原惠美桃生城を造建す。	(桃生城北上川左岸にあり)	
神護景雲 元	七六〇	伊治城成る。		
	七六七			

神護景雲 三	七六九	伊治城へ百姓二、五〇〇人を移住せしむ。	紀古佐美軍胆沢の賊と戦い、巢伏において大敗す。
延暦八	七八九	在鎮守將軍紀古佐美。	胆沢城造建す。
延暦一八	八〇〇	溝池修築を令す。	諸国の浪人四、〇〇〇人胆沢城に配す。
〃 二一	八〇二	在鎮守將軍田村麻呂。	志波城造建す。
〃 〃	〃	〃 同	和我、薺縫、斯波三郡建置さる。
〃 二二	八〇三	〃 同	在徳丹城。
大同元	八〇六	土砂扞止のため河辺林木を禁伐とす。	慈覚大師、弘台寿院を開創す。
弘仁二	八一	任征夷將軍文屋綿麻呂。	胆沢、駒形神に正五位下が授けらる。
〃 五	八一四	在 同	江刺、極楽寺が定額寺となる。
嘉祥三	八五〇		水沢、黒石寺薬師如来造立。
仁寿元	八五一		胆沢川神、式内社に列す。
天安元	八五七		安倍頼良、鬼首にて官軍と戦い、これを敗る。
貞観四	八六二		安倍頼良（頼時）川崎戦において戦傷死す。
延喜二一	九二一	在陸奥守藤原登任。	安倍負任、厨川柵において敗る。（前九年役終る）
永承六	一〇五一		
天喜五	一〇五七	在陸奥守源頼義。	
康平五	一一〇六二	鎮守府將軍源頼義、争乱鎮定を奏する。	

寛治元	一〇八九	義家奥州平定を奏上する。	金沢柵陥落、後年後終る。
〃 三	一一〇一	在陸奥守藤原基家。	藤原清衡、陸奥押領使となる。
長治二	一一二四	在陸奥守藤原実宗。	同 平泉に最勝院を造建す。
天治元	一一三五		金色堂竣功。
長承四	一一五一	在陸奥、出羽押領使藤原基衡。	江刺石関熊野神社高勝寺石櫃刻文。
仁平元	一一七〇	任鎮守府將軍藤原秀衡。	
嘉応二	一一八一	任陸奥守藤原秀衡。	平泉没落す。
養和元	一一八九	源頼朝、勅許を待たず奥州討伐の軍を發す。	
文治五	〃	葛西清重奥州総奉行となる。	
〃	〃		岩手県南、宮城県北部等葛西氏の領となる。
建久元	一一九〇	伊沢家景陸奥留守職に超用さる。	青森県南糠部五郡南部氏の領となる。
〃 二	一一九一		工藤、和賀、川村氏等鎌倉御家人、北上川沿岸に配置さる。
承久元	一二一九		神貫氏、神貫郡に入る。
元弘元	一三三一	南北両朝の争い初まる。	南部実光鎌倉の擾騒を避け一門と共に糠部に下る。
正慶二	一三三三	北畠頼家卿陸奥守に任せらる。	国守北畠頼家卿平泉寺院寺領狼藉を禁ず。

建武二	一三三五	任国守北畠頼家卿、鎮守府將軍。	平泉円隆寺、嘉祥寺焼失。 斯波氏、斯波郡に入る。
曆応二	一三三九	足利直義、南部政長に勅降状を送る。	薄衣清村北朝方に属し、葛西氏に叛く。
興国元	一三四〇	南朝方奥州勢征上す。	和賀須々孫城、北朝方より攻撃さる。
正平四	一三四一	足利方奥州探題吉良右京太夫貞家奥州に下る。	和賀基義の岩崎城、南朝方より攻撃さる。
〃四	一三四三	足利方奥州探題吉良右京太夫貞家奥州に下る。	国守北畠頼信卿、岩手郡滴石郷に拠る。
〃六	一三四四	足利基氏、関東管領となる。	和賀三郎成胤、南朝方より離脱し、吉良定家に従う。
明德三	一三九二	南北朝講話成る。	吉良定家、滴石城を攻撃す。
〃四	一三九三	在足利幕府將軍義教。	和賀一族、多賀国府に参陣す。(北朝方として)
永享一〇	一四三八	在足利幕府將軍義成。	葛西陸奥守、奥州探題職を命ぜらる。
文明二	一四七〇	在足利幕府將軍義成。	葛西持信、和賀、鬼柳氏等と戦う。
〃一七	一四八五	在足利幕府將軍義尹。	江刺氏、和賀氏と戦う。
永正七	一五一〇	足利幕府義晴將軍となる。	葛西沓岐、和賀定義と相去に戦う
〃一一	一五一四		流郷金沢冬胤、東山薄衣清貞と北上川畔に戦う。
大永元	一五二一		東山深堀氏、流郷小野寺氏と北上川をはさんで戦う。
			和賀定行、三戸南部氏が郡山(日詰)で戦う。

天文三	一五三四		胆沢柏山氏を三戸南部氏が攻め胆沢に戦う。
天文六	一五三七	在足利幕府將軍義輝。	紫波、和賀、稗貫氏等三戸南部と戦う。
弘治元	一五五五		黄海深堀氏、日形小野寺氏と北上川畔に戦う。
元龜三	一五七二		南部高信、北上谷に進出し志和見前郷を占拠す。
天正元	一五七三	足利幕府崩潰す。	南部氏、岩手、志和を侵害す。
〃一〇	一五八二	本能寺の変。	九戸政実、北上川東部に侵入し、和賀河崎城に小野寺氏を攻む。小野寺氏敗れ葛西氏に走る。
〃一一	一五八三	大坂城を修築す。	紫波東部の河村氏、南部氏に降る。
〃一四	一五八六		南部氏、雫石城を攻む、雫石氏敗滅す。
〃一六	一五八八	豊臣秀吉、奥州仕置を行う。	斯波氏、南部氏に敗れ、斯波氏亡ぶ。
〃一八	一五九〇		南部氏、豊臣秀吉の小田原征伐に参じ、本領を安堵す。
〃	〃	旧葛西、大崎領は木村吉清に知行せらる。	葛西、大崎氏等領地を没収され、城地を追わる。
〃	〃	豊臣奥州仕置軍、平泉中尊寺、毛越寺等の神宝を持ち去る。	奥南五郡木村吉清の領となる。
〃	〃		葛西、大崎一揆により木村吉清排せらる。

明治一五	一八八二	太政官布達、民有林野を定む。	
〃 一八	一八八五	民有山林、原野等の地券を交付す。	
〃 一九	一八八六	内務省令を以って、土木監督署官制定ま る。	盛岡測候所設置さる。
〃 二六	一八九三	河川法制定さる。	
〃 二九	一八九六	森林法制定さる。	
〃 三〇	一八九七	国有林野法定まらる。	
〃 三二	一八九九	水沢緯度観測所設置さる。	
〃 〃	〃		
〃 三七	一九〇四	森林法制定さる。	薄衣等に水位観測所あり。
〃 四〇	一九〇七		内務省平館雨量観測所初めて設置さる。 (岩手郡)
〃 四一	一九〇八		内務省橋場雨量観測所設置さる。(岩手 郡)
〃 四三	一九一〇	臨時治水調査会において河川改修計画策 定さる。	
大正一〇	一九二一	第二期治水計画策定さる。	内務省御堂雨量観測所設置さる。(岩手 郡)
昭和 八	一九三三	土木会議において第三次治水計画策定さ る。	内務省寺林水位観測所設置さる。(岩手 郡)
〃 一二	一九三七	河水統制規則定まらる。	

昭和 一三	一九三八		内務省川崎水量観測所及び水位観測所設 置さる。(東磐井郡)
〃 一六	一九四一		北上川上流改修統合事務所盛岡市に設置 さる。
〃 二二	一九四七	カスリン台風洪水。	北上川沿岸いたる所大被害あり。
〃 二三	一九四八	アイオン台風洪水。	同 ことに一関地方甚だしい。
〃 二六	一九五一	森林法改正さる。	
〃 〃	〃	国土調査法制定さる。	
〃 二八	一九五三	保安林整備臨時措置法定まらる。	
〃 四〇	一九六五	河川法(新)制定施行さる。	

附四 北上川（第四輯）図面目録

番号	名	称	頁	番号	名	称	頁
一	北上川水系図		三	一五	稗貫川		五六
二	黄海川		七	一六	彦部川		六二
三	千厩川		一〇	一七	乙部川		六五
四	砂鉄川		一四の二	一八	大沢川		六五
五	番台川		一八	一九	築川		六八
六	金流川		二二	二〇	中津川		七四
七	中江川		二六	二一	滝沢川		七八
八	大田代川		三〇	二二	磐井川		八二
九	人首川		三二	二三	太田川		八八
一〇	廣瀬川		三八	二四	衣川		九〇
一一	田谷川		四一	二五	白鳥川		九五
一二	猿ヶ石川		四六の二	二六	岩堰川		九八
一三	幸田川		五二	二七	胆沢川		一〇四
一四	添市川		五二	二八	宿内川		一〇九

附五 北上川（第四輯）写真目録

二九	澁川	一一一	三八	葛丸川	一四二
三〇	和賀川	一二六の二	三九	薬師堂川	一四六
三一	黒沢川	一二一	四〇	滝名川	一四八
三二	飯豊川	一二五	四一	岩崎川	一五一
三三	豊沢川	一二八	四二	雫石川	一五六の二
三四	枇杷沢川	一三二	四三	丹藤川	一六二の二
三五	瀬川	一三五	四四	松川	一六八の二
三六	滝沢川	一三九	四五	北上川源流域	一七四
三七	耳取川	一三九			

番号	名	称	頁	番号	名	称	頁
一	相川		六	五	大田代川		三〇
二	砂鉄川		一四	六	人首川		三四
三	夏川		一九	七	廣瀬川		三七
四	金流川		二三	八	猿ヶ石川		四四

九	稗貫川	五八	二四	北上川源流域	三一七
一〇	彦部川	六一	二五	早池峯山麓、丹藤川沿岸	三三〇
一一	中津川	七二	二六	八幡平、岩手山麓	三三二
一二	磐井川支川産女川	八〇	二七	河川法に関する件	三八五
一三	衣川	八九	二八	川崎量水観測所	四〇九
一四	白鳥川	九五	二九	水位観測員囑託	四一一
一五	胆沢川	一〇三	三〇	事務引継伺	四一七
一六	和賀川	一一五	三一	降水観測施設(一)	四三五
一七	豊沢川	一二七	三二	同 (二)	四三六
一八	瀬川及同流域	一三四	三三	量水観測施設(二)	四四三
一九	滝名川	一四六	三四	同 (二)	四四五
二〇	雫石川	一五六	三五	稗貫氏の墓	四六一
二一	北上川松川合流点	一六七	三六	伊達氏の墓	四六三
二二	角塚古墳	二七五	三七	南部氏の墓	四六五
二三	胆沢川神社	二七七			

附六 註 記 補

一、南部藩家老席日誌

盛岡市 盛岡市立公民館蔵

一、南部藩花巻城日誌

花巻市 花巻市立図書館蔵

一、伊達治家記録

仙台市 仙台市立博物館蔵

一、正法寺年譜

水沢市 正法寺蔵

一、水沢県治類聚

岩手県蔵

一、岩手県誌資料

岩手県立図書館蔵

一、岩手県管轄地誌

一、真滝村誌稿

一関市 一関市立図書館蔵

一、母体文書

化政期より明治初期まで母体村肝入を勤めた千葉家代々の文書

胆沢郡前沢町 千葉家蔵

一、菊地省文書

化政末期における増沢村御山守平四郎家の文書

江刺市 菊地家蔵

一、小沢文書

慶応年間高寺村肝入となり、後、明治初期において江刺郡西方郡長を勤めた小沢孫左衛門の文書

江刺市 小沢家蔵

一、長田氏資料

短大講師、郷土史家、元教員長田勝郎氏の蒐集資料

一、司東氏資料

郷土史家、北上市史編纂員司東真雄氏の蒐集資料

一、滝口氏資料

郷土史家、元教員滝口千里氏の蒐集資料

以 上

編集後記

水は生存のため欠くことのできないものであることは今さら申すまでもないことである。瑞穂の国と言われた我が国においては古来農耕のもととなる水を求め人びとは河川附近に生活の基盤を築いた。県内においても盛岡、水沢、平泉、一関など北上川を中心として発展し、文化もまたそのような環境の中で栄えてきたしかし、必ずしも水の豊富な所に安住の地があったわけではない。

数年ごとに繰り返す冷害、かんばつは食糧を与えず洪水では耕地をはじめ財産を押し流すばかりか尊い人命まで奪い生活の場さえ失うような経験を踏んできたものにとっては、飢から命を守るための農業用水の確保から更に高度な水利用と発展し直接人命にかかわる治水対策も永年の悲願であった北上川上流の治水事業は、昭和十六年より本格的に着工され、田瀬、石刈、湯田、四十四田ダムが完成し、残る御所ダムも昭和五十三年度の竣工を目標に鋭意努力しています。又、築堤整備についても約五〇%の進捗率となり地域の水利利用及び洪水の防御に大いに役立ちつつあるものと思ふ。

私ごとで申し訳ないが昭和四十九年度より当事務所につとめることになり北上川の改修計画に従事することができました。

幸い当事務所では既に沿革誌「北上川」が第一輯、第二輯と発刊されており北上川の歴史的過程を知る機会に恵まれました。又第四輯には直接編集に参加出来たこと深く感銘しております。

本日ここに第四輯を発刊するに当たって御愛蔵の資料を心よく御提示くださいました関係各位につきましては厚く御

礼申し上げます。

当所と致しましては佐嶋與四右衛門氏の御協力を得まして全七輯までを発刊する計画で御座居ます。
今後共皆様方の御愛蔵の資料を御提示下さいますようお願いいたします。

昭和四十九年度

調査課長 星 川 聡

あいさつ

北上川第二輯のあとを受けて第三輯の公刊を行うべきが順ですが、諸種の都合によって第四輯を先にさせていただきます。

さきに刊行の北上川第一輯に多数の皆様方より讃辞を戴きましたことは、担当する者の身に余る光栄と厚く御礼申し上げます。

本編においては、主として北上川における支川の状況説明及び治水対策上の基本となる水文調査等を重点とするところですが、北上川沿岸開発に重大な影響を及ぼすところの、同流域における支配権の変遷、並びに、治水行政の概要等を併せ一卷としました。

しかし、北上川流域における支配権の変遷については本書の主眼とするところではなく、史書より抜粋し、その大要を記するに止めました。そのため、かえって理解に苦しむ結果となったのではないかと憂慮される次第です。

更に、治水制度の変遷、等二節の如きは、一河川の沿革誌等において取扱うには、いささか分に過ぎた項目でしょう。遂に、資料の不備不足から十分意をつくすことが出来ずに終りましたことを御わびするものです。

稿を終え省ますと不足の箇所等々が多いようです。今後、更に資料蒐集を続け、不日、後補いたし度いと思います。御援助、御協力を御願いたします。

終りに、本輯のため、貴重な資料を提供下さいました旧家の方々、郷土史研究の諸先生方の御厚志に深謝申し上げますと共に、前輯に引き続き御指導と御援助を賜りました森嘉兵衛先生並びに田中喜多美、司東真雄、長田勝郎諸先生に感謝の意を表し挨拶とします。

佐 嶋 與四右衛門

北上川 第四輯

昭和五十年一月二十五日 印行
昭和五十年三月二十日 発行

【非売品】

編集 東北地方建設局岩手工事事務所

盛岡市上田四丁目二

発行所 岩手工事事務所

仙台市伊在白山印刷団地№3

印刷 株式会社針生印刷製本所

電話代―05五〇一一